

親子の交流の場の提供を中心とした 地域子育て支援事業の実践状況等に 関する調査研究報告書

平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

学校法人 関西学院

研究代表者 橋本真紀（関西学院大学教育学部 教授）

目 次

第1章 親子の交流の場の提供を中心とした地域子育て支援事業の実践状況等に関する調査研究の目的と概要	1
I. 本調査の目的	1
II. 本研究の意義	1
III. 研究の背景	1
IV. 研究概要	4
V. 国内外の先行研究	5
第2章 親子の交流の場の提供を中心とした地域子育て支援事業の運営と活動内容に関する質問紙調査	8
I. 量的調査（質問紙調査）の概要	8
II. 量的調査に関する考察	58
第3章 「多機能型」子育て支援事業の実施状況等に関する質的調査の概要・結果・考察	64
I. 質的調査（ヒアリング調査）の概要	64
II. 質的調査（ヒアリング調査）の結果	67
III. 質的調査（ヒアリング調査）に関する考察	160
資料 量的調査で使用した調査票	169

※執筆者

橋本真紀（関西学院大学教育学部 教授）	第1章、第2章
近棟健二（種智院大学人文学部 准教授）	第1章、第2章
岡本聡子（NPO 法人ふらっとスペース金剛 代表理事）	第2章
渡辺顕一郎（日本福祉大学子ども発達学部 教授）	第3章
金山美和子（長野県短期大学幼児教育学科 講師）	第3章
坂本純子（NPO 法人新座子育てネットワーク 代表理事）	第3章
奥山千鶴子（NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長）	第3章

第1章 親子の交流の場の提供を中心とした地域子育て支援事業の実践状況等に関する調査研究の目的と概要

I. 本調査の目的

本事業の調査研究では、地域子育て支援拠点事業、保育所、幼保連携型認定こども園における親子の交流の機会や場の提供を中心とする地域子育て支援（以下、地域子育て支援）の実践状況、及びその効果を定量的に把握し比較分析することで、それぞれの事業特性を踏まえた地域子育て支援の展開や課題について明らかにする。さらに、地域子育て支援の中核的事業である地域子育て支援拠点事業については、その多機能化の状況を定性的に把握し、効果や課題を検証する。

II. 本研究の意義

地域子育て支援拠点事業、保育所、幼保連携型認定こども園における地域子育て支援は、事業の制度的位置づけの差異や国等による予算措置の有無等にかかわらず、概ね同様の事業内容で取り組まれてきた。本事業は、子ども・子育て支援新制度が施行される中で、地域子育て支援事業の予算措置と事業内容の関連、また機能的共通基盤と各事業の特性に応じた展開のあり方について再整理する機会とする。それにより、地域子育て支援にかかわる各事業の効果的展開を支持したい。

III. 研究の背景

本研究の対象の一つである地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、親子の交流の場の提供、相談援助、情報提供、講座等の実施の4つを基本事業として展開する事業である。2015年度には全国6,818ヵ所で実施されている。本事業は、1993年創設の地域子育て支援センター事業と、2002年創設のつどいの広場事業が2007年に再編され成立し、2008年には児童福祉法に位置づけられ、さらに同年の社会福祉法の改正により第2種社会福祉事業となった。2012年に成立した「子ども・子育て支援法」では、「地域子ども・子育て支援事業」（13事業）の1つに定められ、さらなる量的拡充とともに質の向上が目指されることとなった。

また、認定こども園の地域子育て支援は、保育、幼児教育と並ぶ認定こども園の重要な機能として位置づけられている。2006年に制定された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」では、認定こども園が担うべき機能として、保育機能、教育機能と並列して「子育て支援機能」が位置付けられ、2012年の子ども・子育て支援法以降もその機能は継承されている。そしてその機能を発揮するため職員1名分（兼務可）の予算措置が行われ、実施内容は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条2、第3条2の3、また「就学前の子ど

もに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準第7「子育て支援」（以下、施設及び運営に関する基準）に定められた。しかし、認定こども園として実施される地域子育て支援は、保育所や地域子育て支援拠点事業に比較して歴史が浅く、その実践実態は明らかになっていない。認定こども園（職員1名配置）と、保育所（予算措置無）が行う地域子育て支援の実践的差異を把握することは、それぞれの取り組みのより効果的な展開に寄与すると考えられる。

保育所における子育て支援の必要性が意識され、かつ制度に位置付けられるようになったのは、1980年代後半である。保育所における子育て支援の政策的な取り組みは、1987年に「保育所機能強化推進費」として予算措置が始まり、1993年には、地域子育て支援拠点事業の源流となる「保育所地域活動事業」が創設された。さらに、1994年のエンゼルプラン策定以降、保育所には、地域に存在する最も身近な児童福祉施設として、子育て支援の役割がより積極的に求められるようになる。1997年の児童福祉法改正では、保育所の地域子育て支援、保護者支援の努力義務が規定され、保育所における子育て支援の法的位置づけが明確となった。2000年代に入り、保育所や保育士の子育て支援の役割は、義務化されることとなる。2001年に国家資格化された保育士の業務には、「児童の保護者に対する保育に関する指導」が規定され、2008年改定の保育所保育指針では、保護者支援の章（第6章）において保育所が担う保護者支援のあり方が明示された。このような動向を受け、保育士養成課程も改正され2002年度からは、「家庭支援論」（当初は「家族援助論」）が、2009年には「保育相談支援」が必修科目となり、保育士が家庭支援を担う基礎力養成のための環境整備が図られた。

以上のように、全ての子育て家庭を対象とした地域子育て支援は、地域子育て支援拠点事業、認定こども園、保育所で実施されてきた。その実施内容は、それぞれ地域子育て支援拠点事業の実施要綱、教育・保育要領（2014年告示）、保育所保育指針（2008年改定版）、や施設及び運営に関する基準により定められているが、概ね「親子の交流の場の提供」「相談・支援」「情報提供」「講座等の開催」の4つが定められている（なお、保育所保育指針（2008年改定版）では、「講座等の開催」ではなく、「保育所機能の開放」が示されている）。しかし、表1に示すように、地域子育て支援拠点事業と認定こども園の地域子育て支援は国による予算措置があるが、保育所の地域子育て支援は、補助金や交付金を受託せず実施されていることが多い（なお、保育所等が地域子育て支援拠点事業の交付金を受託することもあるが、本研究ではこれらの取り組みは地域子育て支援拠点事業に区分している）。つまり、地域子育て支援拠点事業、認定こども園、保育所における地域子育て支援事業は、事業の制度的位置づけの差異や国による予算措置の有無等にかかわらず、概ね同様の事業内容が期待されてきたといえる。

近年、待機児童問題等を背景とした子ども・子育て支援新制度の施行により、保育所や認定こども園の量的拡充や保育内容の質の向上が掲げられ、保育業務の多様化、専門

化が求められている。そのような中で、認定こども園や保育所が地域子育て支援の何をどこまで担うのかという課題も生じてきている。特に2016年度の保育所保育指針の検討委員会においては、保育所の地域子育て支援の役割範囲について議論が行われ、調査研究による検討の結果を待つこととなった（保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ平成28年12月21日社会保障審議会児童部会保育専門委員会）。

そこで本研究においては、地域子育て支援拠点事業、保育所、幼保連携型認定こども園における親子の交流の機会や場の提供を中心とする地域子育て支援（以下、地域子育て支援）の実践状況、及びその効果を定量的に把握し比較分析することで、それぞれの事業特性を踏まえた地域子育て支援の展開や課題について明らかにすることとした。さらに、地域子育て支援の中核的事業である地域子育て支援拠点事業については、その多機能化の状況を定性的に把握し、効果や課題を検証する。

表1 地域子育て支援拠点事業、保育所、認定こども園の地域子育て支援に関わる根拠と規程

	事業内容の根拠	予算措置	職員配置	主な規程
地域子育て支援 拠点事業 【義務】	地域子育て支援拠点事業実施要綱	あり	2名	【基本事業】 ・子育て親子の交流の場の提供と交流促進 ・子育て等に関する相談、援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 【加算事業】 ・地域の子育て拠点としての地域子育て支援活動の展開を図るための取組。 ・出張ひろば
			別途加算	【地域支援の取り組み】
認定こども園 地域子育て支援 【義務】	①「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条2、第3条2の3、 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第7子育て支援」	あり	1名	①の規定 ・保護者からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行う事業 ・一時預かり事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・援助を行う民間の団体若しくは個人に対する必要な情報又は助言を行う事業 ②の規定 ・子育て相談 ・親子の集いの場の提供 ・一時保育等
保育所 地域子育て支援 【努力義務】	保育所保育指針（2008年改定版）第6章	なし	なし	・地域の子育ての拠点としての機能 子育て家庭への保育所機能の開放 子育て等に関する相談や援助の実施 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進 地域の子育て支援に関する情報提供 ・一時保育

IV. 研究概要

地域子育て支援拠点事業、保育所、幼保連携型認定子ども園における地域子育て支援の実践状況や効果の把握に関する妥当性を担保するために、地域子育て支援の研究者や実践者で構成する検討会を開催する（構成員は表2参照）。また、それらの事業の実践状況を把握し、さらに多機能化が進む地域子育て支援拠点事業の効果や課題を検証するため、以下2つの調査を行う。

1. 質問紙調査

地域子育て支援拠点事業、保育所、幼保連携型認定子ども園の各実施箇所の1割程度を対象として実践状況に関する質問紙郵送調査を行う。質問紙調査については、運営体制、利用状況、具体的活動内容、連携機関に加え、実践状況や効果を把握するための項目を先行研究や研究会の検討を踏まえ作成する。

2. ヒアリング調査

地域子育て支援の中核的事業である地域子育て支援拠点事業について、他の地域子育て支援事業（例：利用者支援事業等）も同時に実施する施設（15か所程度）を対象として、多機能化による効果や課題を検証するためのヒアリング調査を行う。検討会において1、2の調査結果の分析と評価を行い、地域子育て支援の実践状況と効果について検証する。各事業に共通する役割や事業特性を踏まえた地域子育て支援の展開、地域子育て支援拠点事業における多機能化の効果と課題を提言するための報告書を作成する。

表2 本事業の組織

	役割	氏名	所属	担当	執筆担当
地域子育て支援検討会構成員	研究代表者	橋本真紀	関西学院大学 教育学部 教授	量的調査班	第1章、第2章
		近棟健二	種智院大学 人文学部 准教授		第1章、第2章
		岡本聡子	NPO法人ふらっとスペース金剛 代表理事		第2章
	研究分担者	渡辺顕一郎	日本福祉大学 子ども発達学部 教授	質的調査班	第3章
		金山美和子	長野県短期大学 幼児教育学科 講師		第3章
		坂本純子	NPO法人新座子育てネットワーク 代表理事		第3章
		奥山千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	量的・質的調査班	第3章
事務局		井伊茉莉	関西学院大学 研究推進社会連携機構	経理事務	

V. 国内外の先行研究

本研究の目的は、地域子育て支援拠点事業、保育所、幼保連携型認定こども園における親子の交流の機会や場の提供を中心とする地域子育て支援（以下、地域子育て支援）の実践状況や効果の比較分析と、地域子育て支援拠点事業の多機能化の状況把握とその効果や課題を検証にある。そこで、地域子育て支援施設の実態調査と、多機能化の状況に関わる2000年以降の先行研究を渉猟した。地域子育て支援拠点事業、保育所、幼保連携型認定こども園の地域の子育て支援を全国的に整理して比較した調査研究はみられないため、それぞれの種別について行われた先行研究から本研究の参考となる研究結果をまとめる。

先行研究としては、運営主体、職員の保有資格や勤務体制など実施体制、事業実施の回数や時間、活動内容などの事業内容、他機関や地域、ボランティア等の活動や専門機関との連携等の実態把握を目的とする研究が多く認められる。実施組織に関しては、人口や設置運営形態により運営主体の違いがみられることが報告されているⁱ。職員の保有資格について保育士や幼稚園教諭を持つ割合が高く、保健師、ソーシャルワーカーなど他の専門職の配置は極めて少ないⁱⁱ。専従職員の配置が規定どおりではない施設も認められ、職員が他業務（保育等）と兼務していることや異動等により、職員体制が日内、年間で大きく変化していることが予想される調査結果も認められたⁱⁱⁱ。

支援観や理念の理解については、「児童福祉法の理念」や「子どもの最善の利益の優先」への理解が十分ではないとする報告^{iv}があるが、調査研究は少なく活動内容に支援観や理念がどのように影響しているかについては検証されていない。ただし、従事者の地域ボランティアの経験が、地域連携の実践に関連しているという見解もあり^v、従事者の経験や価値が実践に影響することも予想された。職員の研修についてもいくつかの報告があるが、長期的・継続的に研修を受講している職員は、非常に少ないとする報告もあった^{vi}。

事業内容に関連する研究結果としては、種別に関わらず、親子交流活動やプログラム、子育て相談などが多く行われている一方で、妊産婦を対象とした情報提供や地域住民と協働して行う支援活動については実施率が若干低いことが把握されている^{vii}。また、保育所や地域子育て支援センター（現地域子育て支援拠点事業）が実施する地域の子育て支援の中では、「遊びの提供」、「遊び場の提供」などの「遊び」を中心とした事業が多く利用されていた^{viii}。相談内容については「子どもの発達」「基本的生活習慣」「子どもの健康・からだ・保健」など子どもに関するものが上位を占めている^{ix}。

他機関や地域、ボランティアなど組織外との連携については、専門機関との連携に傾倒する傾向が認められる一方で地域のインフォーマルな資源との連携は重視されていないか、もしくは実践に至っていないという報告が多い^x。地域住民との連携・協働が出来ていない理由としては、「地域にその主体がいるものの接点がない」が挙げられている^{xi}。運営主体の形態により継続的なボランティアの参加に違いがみられるが^{xii}、地域の資源と連携することにより、どのような支援が実現するのか等、地域資源との連携による効果

に関する調査研究は認められない。

本研究会で2000年以降の国外の研究を概観した限りにおいては、地域子育て家庭に関する研究は定性的な研究が多く、量的調査においても国や都道府県を単位として実態を把握することを目的とした研究調査は見いだせなかった。ただし、日本との制度的、文化的差異は認められるものの、本研究における質問項目の検討において関連すると考えられる先行研究が認められた。

フランス、イタリア、日本の子育て支援センターを比較した Musatti ら(2016)の調査研究では、文化的差異を超えて共通する効果を把握した^{xiii}。本調査項目検討において示唆的な内容であることから、以下 Musatti ら(2016)の調査研究の結果を紹介する。子育て支援センターの社会的場面に参加することによりもたらされる可能性のある望ましい効果は、参加者間の安定的かつ継続的な社会的つながりの生成ではなく、家庭から私的ではない環境へと最初に移行するにあたって望ましい社会経験を提供することにあったという。親子の交流の場における職員の活動と役割は、「親子を迎え入れること」「センターの組織運営と利用手続きを説明すること」「大人と子どものコミュニケーションを媒介すること」「遊びとその他の活動を提供すること」であった。職員は新規来所者に特に注意を払い、また親子が遊び等の活動に参加するか否かは、親子の意思に委ねられていた。活動として親子のふれあい遊び、一緒におやつを食べる、絵本を一緒に読む、子育ての方法を話し合うがあった。親子の交流の場において職員は、親子のニーズへの対応しつつ、参加者間のコミュニケーションを促進するために継続的に関わっていた。お茶等をのむために親がテーブルに集まることで、交流の数や密度が高まることや、そのような時に互いに子育ての悩みを話す様子も観察されたという。また親子のリズム遊びは、親の緊張をほぐすきっかけにもなっていた。職員は、親同士の会話のきっかけをつくる。親は、子育ての個人的な悩みを他の親や職員と共有することを拠り所としていた。Musatti ら(2016)は、このような親の態度や社会的行動を形成する重要な要素の一つは、「場の精神 spirit of place」であると考察した。

この他、オーストラリアのプレイグループの有効性を検討した研究では、転居自体が子育てにおけるリスク要因になることが指摘され、プレイグループの参加が契機となり地域における仲間づくりに発展した場合、地域コミュニティへのつながりが深まる傾向が示唆されていた (Strange *et al.* 2014)^{xiv}。また、専門職の支援経験や姿勢に着目した研究も認められた。Robaeyls ら(2016)は、ベルギーの移民等・難民等、要支援家庭を対象とした多機能型家庭支援センターで働くソーシャルワーカーの経験^{xv}を報告した。超多様性という概念が、ソーシャルワーカーが実践で感じる葛藤やストレスを把握するのに役立つことが示唆されたという。そのような予測不可能な状況に苦勞するソーシャルワーカーは、系統立てて仕事を進めることに疑問を抱いていた。一方、超多様性と表される複雑な状況にある家族は、社会的に脆弱な状態に置かれている。このような状況におけるソーシャルワークの中心的役割は、人々の社会的機能を支援することであると考

察されていた。前者のオーストラリアのプレイグループの対象者と、後者の家庭支援センターの対象者がおかれた状況は大きく異なる。また支援機関の社会的位置づけと支援方法も異なっていた。しかし、双方とも対象となる「家庭の社会的機能」を支援していることは共通しており、地域における子育て家庭への支援が共有する役割の一つと考えられた。

-
- ⁱ 大谷由紀子, 中山徹, 瀬渡章子 (2005) 『全国の自治体における地域子育て支援センター事業の設置運営体制』日本家政学会誌 Vol. 56 No. 9, pp66-70、子育てひろば全国連絡協議会 (2015) 『地域子育て拠点における「つながり」に関する調査研究』, pp 2-3
- ⁱⁱ 橋本真紀 (2012) 『地域子育て支援拠点事業専従保育士の業務分析に関する研究』, p32-33、青井夕貴, 石川昭義, 西村重稀 (2011) 『認定こども園における子育て支援の現状』仁愛女子短期大学研究紀要 43, p34
- ⁱⁱⁱ 橋本真紀 (2012) 『地域子育て支援拠点事業専従保育士の業務分析に関する研究』, p34
- ^{iv} 子ども未来財団 (2009) 『地域子育て支援拠点事業における活動の指標「ガイドライン」作成に関する研究』, p23
- ^v 橋本真紀 (2012) 『地域子育て支援拠点事業専従保育士の業務分析に関する研究』, p96
- ^{vi} 橋本真紀 (2012) 『地域子育て支援拠点事業専従保育士の業務分析に関する研究』, p65
- ^{vii} 日本保育協会 (2014) 『子どもの育ちを支える子育て支援—地域における子育て支援に関する調査研究報告書』, pp46-47、青井夕貴, 石川昭義, 西村重稀 (2011) 『認定こども園における子育て支援の現状』仁愛女子短期大学研究紀要 43, p35、金子恵美 (2007) 『地域子育て支援拠点におけるソーシャルワーク活動—地域子育て支援センター全国調査から—』日本社会事業大学研究紀要 54, p135
- ^{viii} 橋本真紀, 扇田朋子, 多田みゆき, 藤井豊子, 西村真実 (2005) 『保育所併設型地域子育て支援センターの現状と課題 : A県下の地域子育て支援センター職員と地域活動事業担当者保育所保育従事者の比較調査から』保育学研究 43, p80
- ^{ix} 金子恵美 (2007) 『地域子育て支援拠点におけるソーシャルワーク活動—地域子育て支援センター全国調査から—』日本社会事業大学研究紀要 54, pp136-137
- ^x 全国社会福祉協議会 (2007) 『保育所と地域が協働した子育て支援活動研究事業調査研究報告書』, pp102-103、日本保育協会 (2014) 『子どもの育ちを支える子育て支援—地域における子育て支援に関する調査研究報告書』, pp50-51、金子恵美 (2007) 『地域子育て支援拠点におけるソーシャルワーク活動—地域子育て支援センター全国調査から—』日本社会事業大学研究紀要 54, pp140-141
- ^{xi} 全国社会福祉協議会 (2007) 『保育所と地域が協働した子育て支援活動研究事業調査研究報告書』, p119
- ^{xii} 子育てひろば全国連絡協議会 (2015) 『地域子育て拠点における「つながり」に関する調査研究』 p11、日本保育協会 (2014) 『子どもの育ちを支える子育て支援—地域における子育て支援に関する調査研究報告書』, p57
- ^{xiii} Tullia Musatti*, Miwako Hoshi-Watanabe, Sylvie Rayna , Isabella Di Giandomenico §, Nobuko Kamigaichi, Miho Mukai** and Miho Shiozaki⁷ (2016)
“Social processes among mothers in centres for children and parents in three countries” , *Child & Family Social Work*, 1-9,
- ^{xiv} Strange, C., Fisher, C., Howat, P. & Wood, L. (2014) Fostering supportive community connections through mothers’ groups and playgroups. *Journal of Advanced Nursing*, 70(12), 2835-2846.
- ^{xv} Van Robaey, B., Van Ewijk, H. & Dierckx, D. (2016). The challenge of superdiversity for the identity of the social work profession: Experiences of social workers in ‘De Sloep’ in Ghent, Belgium *International Social Work*, 1-15.

第2章 親子の交流の場の提供を中心とした地域子育て支援事業の運営と活動内容に関する質問紙調査

I. 量的調査（質問紙調査）の概要

1. 目的

地域子育て支援拠点事業、保育所、幼保連携型認定こども園における親子の交流の機会や場の提供を中心とする地域子育て支援（以下、地域子育て支援）の実践状況、及びその効果を定量的に把握し比較分析することで、それぞれの事業特性を踏まえた地域子育て支援の展開や課題について明らかにする。

2. 調査対象及び方法

1) 調査対象

地域子育て支援拠点事業、保育所、幼保連携型認定こども園の地域子育て支援事業担当者。

2) 調査方法

調査時期 … 平成 28 年 11 月～12 月

調査方法 … 郵送法による質問紙調査

調査対象の抽出 …

全ての都道府県、市町村のホームページで地域子育て支援拠点事業、保育所、幼保連携型認定こども園の所在地を確認し施設別に一覧を作成した。対象別の平成 28 年度実施箇所数から都道府県別設置割合を算出し、その割合に沿って施設別一覧から調査対象をランダムに抽出した。なお、保育所と幼保連携型認定こども園については、子ども・子育て支援新制度のこども給付により運営されていることから、ほとんどの都道府県、市町村のホームページで施設一覧が公開されていた。一方、地域子育て支援拠点事業については、ホームページで連絡先を公開していない市町村や、連絡先一覧に独自事業（子育てサロン等）が混在している市町村も多く、子ども・子育て支援新制度の交付金を受託している地域子育て支援拠点事業のみを抽出することは困難であった。そのため、調査の際に交付金の受託の有無を尋ねた。各施設の調査対象数、有効回答数（率）は、表 3 に示すとおりである。

表 3 有効回答数（率）

区分	対象数 a	調査不能数 b	到達数 c(a-b)	回収数 d	無効数 e	有効回答数 f(d-e)	有効回答率 g(f/c)
地域子育て支援事業	650	8	642	290	0	290	45.2%
保育所（園）	2,113	23	2,090	532	1	531	25.4%
認定こども園	256	0	256	82	1	81	31.6%
計	3,019	31	2,988	904	2	902	30.2%

* 調査不能数：宛所不明等による返戻分

3) 倫理的配慮

調査の実施にあたっては、質問紙配布時に調査の趣旨とデータの取り扱いに関する説明を掲載し協力を依頼した。得られたデータは、統計的に処理を行うため個人情報外部に漏れることはないという説明を添えた。調査用紙の返送により調査への同意を得たと判断した。

3. 調査項目の作成

質問紙調査の項目は、表4に示すとおりである。

「Ⅰ. 施設の属性」「Ⅱ. 職員の属性」については、橋本ら（2012）の先行調査を参考に認定こども園、保育所も対象に含むことを考慮して作成した。

子育て家庭を対象とした支援内容については、地域子育て支援拠点事業の実施要綱に示される基本4事業の実施の有無と実践状況を把握する項目を作成した。その際、保育所保育指針（2008年改定版）第6章の地域子育て支援の内容、および認定こども園の地域子育て支援の関連法、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（2015年告示版）の地域子育て支援に関する内容も考慮しながら作成した。また、渡辺ら（2015）「詳解 地域子育て支援拠点ガイドラインの手引き」の第2章、第4章に示される地域子育て支援拠点事業における基本的視点、地域子育て支援拠点事業のガイドラインの内容も参照した。さらに先行研究では、「地域資源や他の機関とのつながり」が課題として挙げられていたことから、実態をより詳細に把握するため橋本ら（2011）らの調査を参考に地域資源や他機関とのつながりに関する項目を作成した。

表4 質問紙調査の質問項目

本調査の項目		
I	施設の属性	運営主体・所在地域/人口規模/地域の子育て支援/子育て支援に取り組んでいない理由/ 子育て支援の開始年/「地域子育て支援拠点事業」の交付金/子育て支援の月平均の活動日数/ 子育て支援の土日祝日開催/一日あたりの開設時間/子育て支援の担当職員・専任職員/ 専任職員が兼務する業務の有無
II	職員の属性	地域の子育て家庭に関わる事業/経験年数(通算)/保有資格/経験/運営経験/受講した研修
III	子育て家庭を対象とした支援内容	交流の場や交流促進について 相談・援助の実施について 子育てに関する情報提供について 子育て支援に関する講習の開催について
IV	地域の資源や他機関とのつながり	地域に向けて取り組まれている活動 ボランティアの活動について 子育て支援関連の連絡会等への参加について 地域の団体との関係 地域の団体との関係の成否
V	職員への相談・援助体制	
VI	重点をおいて取り組んでいること	
VII	防災・減災活動	
VIII	子育て家庭への支援効果	

4. 分析方法

-地域子育て支援拠点事業、幼保連携型認定こども園、保育所の地域子育て支援の比較検討-

地域子育て支援拠点事業は、交付金（国・都道府県・市町村）により職員2名配置され、認定こども園は、地域子育て支援を担う職員1名分の予算措置がある。一方、保育所は地域子育て支援に対する予算措置は特別な場合を除いてほとんど行われていない。その予算措置が異なる3群間で地域子育て支援の内容に差異が認められるかを確認するため、3群間の取り組みを比較した。

研究の背景で述べたように、地域子育て支援拠点事業の運営は成り立ちの経過も影響し保育所、認定こども園を運営する法人が担うことが多い。本調査対象の選定あたって3者の一覧作成後に3者間において施設の重複がないよう調整を行った。ただし、各市町村の地域子育て支援拠点事業の一覧には、交付金を受託していない拠点や市町村独自に運営している拠点も含まれていた。一覧作成時に交付金の受託を各市町村に問い合わせたが、多くの市町村より公表していないという回答を得た。そのため調査項目に地域子育て支援拠点事業の交付金受託の有無を尋ね、地域子育て支援拠点事業群に属しつつも、「交付金を受けていない」と回答した施設は今回の分析からは除外した。また保育所群、幼保連携型群群において「交付金を受けている」と回答した施設も同様に今回の分析からは除外した（表5）。結果、調査に回答を得た902施設の内、本報告書における分析対象は、地域子育て支援拠点事業215箇所、幼保連携型認定こども園48箇所、保育所384箇所となった。以下、拠点群、幼保連携型群、保育所群とする。

これら3群と各項目のクロス集計を行い、質問項目のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅶの結果については、 χ^2 乗検定を採用した。有意差が認められた結果については、残差分析を行った。質問項目のⅥ、Ⅷの結果については一元配置の分散分析を行った。

表5 各群の分析対象数

	有効 回答数	交付金 有	交付金 無	分析対象	
	f	h	i		
地域子育て支援拠点事業（拠点群）	290	225	65	f-i-10 ※	215
幼保連携型認定こども園（認定こども園群）	81	33	48	f-h	48
保育所（保育所群）	531	147	384	f-h	384

※地域子育て支援拠点事業は、移行措置型と考えられる職員1名、活動日数週2日以下の拠点10ヵ所も今回の分析対象から省いた。

5. 調査結果の概要

1) 本調査結果にみる地域子育て支援拠点事業における地域子育て支援の特徴

地域子育て支援拠点事業の交付金を受託している地域子育て支援拠点事業の特徴を捉えた。今回の調査に回答した拠点事業の主体をみると、市町村直営が4割強をしめ、次いで、社会福祉法人4割弱、NPO法人が1割弱となっている。

○実施形態と利用状況

事業の開始年では、2001～2005年が3割と最も多かった。地域子育て支援については100%が「行っている」と答えている。月平均の活動日数は20日以上が8割で、11日以下はなかった。1日当たりの開設時間は5時間以上が84%であった。担当職員は、2名配置が4割で最多、次いで5名以上の3割、3名となっている。業務の経験年数は、9年以上、3～6年がともに3割弱となっている。「交流の場の提供」「相談・援助」「情報提供」「講座の開催」は98%の実施率であった。

○交流の場の提供

交流の場の提供は、85%が専用の部屋で行っている。職員が常にいる拠点事業が9割を超えた。利用者数は、1日平均11～20組と1～10組がそれぞれ3割強で、約3割の拠点では20組以上が利用していた。交流の場を利用している人々は、母親、父親、祖父母がいずれも9割を超えた一方、妊娠中の方やその家族は7割であった。特別なニーズを有すると考えられる家庭では、発達の遅れや障がいがある子どもの家庭、多胎児の家庭、ひとり親家庭がそれぞれ7割超、高齢出産の家庭、外国籍の家庭などが6割超だった。拠点群は、他群に比較して、多様なニーズを有する親子が交流の場を利用していることを認知していた。交流促進のための工夫として、約7割の拠点事業で、スタッフが親同士の会話に入ったり、親同士を紹介したりしていた。

○相談・援助

交流の場などで日常的な相談を行っている拠点事業がほとんどで、相談、専門職による相談、個別面談なども半数以上が行っており、保育所群、幼保連携型群と比べていずれも高かった。相談においては、9割が自分に対応できないときは専門機関に相談する、7割が関係機関と情報を共有すると答え、連携の重要性が幅広く理解されていることを示している。相談内容は、子どもへの関わり方が9割、子育ての負担・不安感が8割を超え、夫婦・家族関係や家計・仕事のこともそれぞれ6割を超えるなど、子育てに伴う困難や悩みに幅広く対応していることがわかる。相談記録は約6割が作成していた。

○情報提供

約8割が「行政による子育て支援関連施策の情報」「子どもの育ちや子どもへの関わり方などに関する情報」を挙げていた。「民間の子ども・子育て関係の施設、機関、活動の情報」は7割、「地域住民による子育てに関わる取り組みの情報（お祭り等）」は6割で、他の2群と比べると高かった。

○講座の開催

保健師、栄養士、心理職など専門家による講座を行っている拠点事業が8割を超えた一方、地域住民の取り組みと協力した講座は4割弱、地域の住民等を対象とした子育てに理解を深める講座等は1割強で、地域への働きかけはまだ十分に広がっていない状況だった。講座のテーマは親子あそびが9割を超える一方、多胎児・障がい・ひとり親など個別の課題に対応するテーマは1割前後にとどまっていた。

○職員の支援体制

7割弱が担当職員をサポートする仕組みを有していると答え、子育て支援の活動をすすめる上で相談相手がいる、という答えは9割を超えた。相談相手は同僚と組織の長がそれぞれ約8割で、保健師という答えも56.3%あった。利用者の多様なニーズを把握し、外部研修を受講する率が他の2群より高い。

○地域や他機関とのつながり

地域に出向いて親子の交流の場を提供する取り組みは4割弱の拠点事業が行っている一方、学生ボランティア受け入れや多世代連携は2割弱にとどまり、他の2群と比べて低かった。地域子育て支援に関する連絡会には7割が参加していたが、要保護児童対策地域協議会への参加は1割にとどまり、児童相談所とも全く関わりがない拠点事業が5割以上存在するなど、他の2群に比べても児童虐待対策への関与は高いといえない状況にある。

○重点的取り組みと効果

重点的取り組みとしては「親子の関係づくり」「親に対する情報提供や相談援助」「親同士の交流や仲間作り」などが6割を超え、親支援の視点が他の2群に比べて強く意識されている。支援の効果でも、「親が子育ての悩みなどを気兼ねなくスタッフに相談するようになった」について「あてはまる」が約8割、「親同士の支え合いや助け合いが見られるようになった」「親が必要に応じて子育てに関する知識や情報を得るようになった」も約6割で、親支援を意識した取り組みが効果を挙げていることがわかる。多様な利用者像を想定はしているが、一方でその多様なニーズをもつ利用者への対応するプログラムや講習の実施には至っていない。多様なニーズを有する利用者への対応が今後の課題であるといえる。

○災害の備え

「避難訓練」は8割強で行われていたが、「災害時マニュアル作成」は6割、「食料品の備蓄」「オムツの備蓄」はそれぞれ3割弱と、他の2群と比べて非常に低い数値で、災害への意識が十分浸透していない実態を示している。

2) 本調査結果にみる幼保連携型認定こども園における地域子育て支援の特徴

地域子育て支援拠点事業の交付金を受託していない幼保連携型認定こども園を対象として、それらの幼保連携型認定こども園が行う地域子育て支援の特徴を捉えた。

○実施形態と利用状況

地域子育て支援の活動形態は、月に1～3日1日あたり1～3時間未満が最も多いが、月8日以上が4割ほどで週に2回程度実施しているところと二極化がみられる。土曜日の開設は3割あるが日曜日なかった。職員は1名配置と2名配置がほぼ同じであった。

地域子育て支援の取り組みとしては、9割の施設で「交流の場の提供」に取り組み、「相談・援助」「情報提供」が約8割、「講座の開催」が約6割であった。

○交流の場の提供

交流の場は専用の場所よりも園庭を使用している施設が多い傾向である。利用者は母親を挙げる施設が9割以上であるのに対して父親、祖父母は6割弱と拠点群に比べて低い結果であった。特別なニーズを有すると考えられる家庭や近隣住民の利用があるという回答は少なかった。1日平均利用者数は1～10組が5割強である。

○相談・援助

拠点群、保育所群と同様に、交流の場などでの日常的な相談が8割を超えている。また、拠点群よりは低いものの2割～3割の園で個別相談、電話相談、専門相談に取り組んでいた。相談・援助における基本姿勢で意識的に取り組まれていたのは、「守秘義務の厳守」と「情報提供」であった。その他の項目では「専門機関への相談」「専門機関との関わり」「独立した相談室の利用」が5割前後である。相談内容としては「子どもの発達」「子どもの遊び・生活」「子どもへの関わり方」「子育ての負担感・不安感」の選択率が高く、他の項目は3割以下でこれら4項目に集中する傾向がみられた。相談記録を作成しているのは1割強しかなく拠点群、保育所群に比べて低い結果となった。相談における情報共有については施設長や特定の職員に限定する傾向が捉えられた。

○情報提供

提供している内容は保育所群と同様、「併設施設（保育所等）の情報」が最も高く、「子どもの育ちや子どもへの関わり方などに関する情報」「行政による子育て支援関連施策の情報」が5割を超えている。一方、「民間の子ども・子育て関係の施設、機関、活動の情報」「地域住民による子育てにかかわる取り組みの情報（お祭り等）」「地域の子育て当事者の活動情報」については拠点群に比べて著しく低い結果となった。提供方法では拠点群、保育所群と同様、「市町村、関係機関等から提供される情報の提供」が最も高く、拠点群より低いものの「情報提供におけるHPの利用」「情報を常に更新している」も4割を超えている。

○講座の開催

保育所群と同様に約6割の施設で併設施設との交流や子どもの育ち・子育ての知識等の提供を目的とした講座が開催されているが他には5割を超える項目がなかった。講座の形態は「併設施設（保育所等）の行事・イベント等の開放」が8割であった。講座のテーマは拠点群、保育所群と同様に「子どもの発達・健康」に集中したが、他のテーマはすべて0%とより極端な結果となった。

○職員の支援体制

担当職員の相談・援助体制があるという回答は拠点群、保育所群よりも低いものの5割であった。相談する相手は「施設長」が8割強に対して「同僚」は6割であり、拠点群と比べて「施設長」の割合が高い。相談内容で上位の回答は「個別相談事例への対応」が約6割、「交流の場等を訪れる親子の様子」が4割と他の群と同様の傾向であったが拠点群と比べると低い結果であった。

○地域や他機関とのつながり

地域での取り組みとして拠点群に比べて多世代連携、学生ボランティア受入れ・養成に積極的であった。「要保護児童対策地域協議会への参加」は2割と拠点群、保育所群と同様に低調である。他機関とのつながりに関しては保育所群、拠点群と同様、「市町村行政所管課」が最も高い。一方で拠点群と比べて子育て当事者グループやNPOなどとの関わりが弱い傾向がみられた。

○重点的取り組みと効果

重点的取り組みとしては拠点群、保育所群と同様に「遊びや生活体験を通じた子どもの健全育成」「同年齢・異年齢の子ども同士の交流」「親子の関係づくり」などが高く、「経済的困窮、一人親家庭など福祉的課題を抱える家庭への支援(他の専門機関への相談含む)」「障害がある子どもや、発達の遅れなどが見られる子どもを養育する家庭への支援」が低い傾向がみられた。

支援の効果では全般的に拠点群に比べ低い点数となっているが「子どもの遊びや生活体験に広がりが見られるようになった」「子ども同士のかかわり合いや交流が見られるようになった」が高く、「外国籍の親子など多様な親子が訪れるようになった」「親子と地域の人たち(ボランティアなど)との交流が見られるようになった」が低い傾向がみられた。

○災害の備え

全ての項目で拠点群より高い割合で「災害時マニュアル作成」「避難訓練」では9割を超えている。「食料品の備蓄」についても7割を超えている。

3) 本調査結果にみる保育所における地域子育て支援の特徴

地域子育て支援拠点事業の交付金を受託していない保育所を対象として、それらの保育所が行う地域子育て支援の特徴を捉えた。

○実施形態と利用状況

2000年以前から取り組んでいる施設が35.6%あった。地域子育て支援の活動形態は、月平均1～3日1～3時間未満が最も多く、土日の開催は低率であった。職員は、1名配置されている施設が多いが、他業務と兼務(7割)しつつその日に対応可能な職員が取り組んでいる傾向が認められた。地域子育て支援の取り組みとしては、9割の施設で「相談・援助」に取り組む、「交流の場の提供」「情報提供」が約8割、「講座の開催」は

5割であった。保育所保育指針には、「講座の開催」は示されておらず妥当な結果と考えられた。

○交流の場の提供

交流の場の提供は、保育で使用しない時間帯の園庭や保育室を利用し、昼食を食べる場は設けられていない施設が多い。1日平均1～10組が利用するという施設が多く、交流の場を利用している人々は、母親が9割、父親、祖父母が約5割であった。特別なニーズを有すると考えられる家庭や近隣住民の利用があるという回答は少なかった。

○相談・援助

拠点群、幼保連携型群と同様に、交流の場などでの日常的な相談を実施する施設が8割を超えていた。相談・援助における基本姿勢で意識的に取り組まれていたのは、「守秘義務の厳守」と「情報提供」であった。その他の項目は、5割～3割とばらつきがみられ、施設によって意識する基本姿勢が異なることもうかがえた。

○情報提供

提供する情報の内容は、8割の施設が「併設施設の情報」と回答していた。「行政による子育て支援施策の情報」「子どもの育ちや子どもへの関わり」も約半数の施設が提供していると回答した。その他「地域住民の子育て支援の取り組み」等の内容は、提供していない施設の方が多かった。

○講座の開催

約6割の施設で併設施設との交流等に取り組み、併設施設の行事等を開放している園が約8割あった。講座のテーマは、「子どもの発達・健康」に集中する傾向が認められた。

○職員の支援体制

担当職員をサポートする仕組みを有している施設は、約6割であった。しかし、約8割以上の施設で担当職員は業務について相談できる人を有し、その対象は施設長が最も多かった(86.5%)。相談内容は、「個別相談事例への対応」が他項目より多かったが、全ての項目で選択率が5割以下となり、施設によって相談内容が多様であると考えられた。

○地域や他機関とのつながり

地域を対象とした取り組みに関しては、多世代連携、学生ボランティア受入れ・養成に積極的な傾向が認められた。他機関とのつながりに関しては、児童相談所や警察など公的機関の方が、地域のNPO法人等よりも関わりが多い傾向が認められた。

○重点的取り組みと効果

3群に共通して、子どもの健全育成、子ども同士・親同士の交流、親子の関係づくり、親への情報提供や相談援助などの全ての子育て家庭を対象とした活動は、特別なニーズを対象とする活動と比較して、重点的に取り組まれていた。3群間の比較では、全ての子育て家庭を対象とした活動においても拠点群と比較して、低調な傾向が捉えられた。

○災害の備え

「災害時マニュアル作成」「避難訓練」は9割、「食料品の備蓄」は7割の施設で供えられていた。

○地域子育て支援に取り組んでいない理由

分析対象となった地域子育て支援拠点事業の交付金を受託していない保育所の約4割強が地域子育て支援を「行っていない」と回答し、その理由として6割の施設が「人手が足りない」と回答し、「場所がない」「近隣に同様の施設がある」も3割を超えていた。

6. 各調査項目の結果

1) 調査対象の属性

本調査に回答を得た全ての902施設の属性を表6に示す。

地域子育て支援事業の運営主体、所在地、市町村の人口規模、子育て支援事業の実施の有無、子育て支援開始年（独自事業含む）、地域子育て支援拠点事業の交付金受託の有無、地域子育て支援事業の月平均活動日数、一日当たりの時間数、担当職員数を尋ね、本調査の施設の属性と実施する地域子育て支援事業の傾向を把握した。

本調査対象となった保育所が地域子育て支援を実施しているか否かを事前に把握することが困難であったことから、全ての調査対象施設に地域子育て支援の実施の有無を尋ねた。保育所では、178

(33.6%)、幼保連携型認定こども園では、4(4.9%)が「行っていない」と回答した。地域子育て支援に取り組んでいない施設については本報告では分析対象としないこととした。地域子育て支援に取り組んでいない理由は、表7に示す。

地域子育て支援に取り組んでいない理由を尋ねた項目では、保育所178か所、幼保連携型認定こども園4か所から回答を得た。理由としては、「人手が足りない」42.9%、「場所がない」32.4%、「近所に同様の施設がある」32.4%であった。なお、地域子育て支援に取り組んでいない施設は、次項以降で報告する地域子育て支援拠点事業、認定こども園、保育所の地域子育て支援内容の比較分析からは省いた。

表6 本調査対象者の属性

		全 体	
		度数	%
運営主体	調査数	902	100.0
	市町村直営	329	36.5
	社会福祉法人	407	45.1
	NPO法人	71	7.9
	学校法人	35	3.9
	社会福祉協議会	11	1.2
	生活協同組合	1	0.1
	株式会社	17	1.9
	任意団体	7	0.8
	その他	21	2.3
	無回答	3	0.3
所在地	調査数	902	100.0
	北海道	36	4.0
	東北	83	9.2
	関東	228	25.3
	甲信越	53	5.9
	北陸	53	5.9
	東海	88	9.8
	近畿	139	15.4
	中国	66	7.3
	四国	44	4.9
	九州・沖縄	111	12.3
無回答	1	0.1	
施設がある市町村の人口規模	調査数	902	100.0
	5万人未満	237	26.3
	5万～10万人未満	163	18.1
	10万～20万人未満	184	20.4
	20万～50万人未満	157	17.4
	50万人以上	123	13.6
無回答	38	4.2	
地域の子育て支援の有無	調査数	902	100.0
	行っていない	182	20.2
	行っている	720	79.8
無回答	-	-	
子育て支援の開始年	調査数	720	100.0
	1995年以前	77	10.7
	1996～2000年	111	15.4
	2001～2005年	191	26.5
	2006～2010年	161	22.4
	2011～2015年	118	16.4
	2016年以降	27	3.8
無回答	35	4.9	
地域子育て支援拠点事業の交付金の有無	調査数	720	100.0
	交付金を受けている	434	60.3
	交付金を受けていない	243	33.8
	無回答	43	6.0
子育て支援の月平均の活動日数	調査数	720	100.0
	1～3日	169	23.5
	4～7日	90	12.5
	8～11日	35	4.9
	12日～15日	47	6.5
	16日～19日	32	4.4
	20日～23日	228	31.7
	24日～27日	70	9.7
	28日以上	25	3.5
	無回答	24	3.3
子育て支援の開催日における一日あたりの開設時間	調査数	720	100.0
	1時間未満	28	3.9
	1～3時間未満	245	34.0
	3～5時間未満	91	12.6
	5～7時間未満	256	35.6
	7時間以上	83	11.5
無回答	17	2.4	
地域の子育て家庭を対象とした子育て支援の担当職員数	調査数	720	100.0
	1人	172	23.9
	2人	274	38.1
	3人	108	15.0
	4人	48	6.7
	5人以上	89	12.4
無回答	29	4.0	

表7 地域子育て支援に取り組んでいない理由

	調査数	全 体		地域子育て支援拠点事業		保育所		幼保連携型認定こども園	
		度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
現時点で子育て支援に取り組んでいない理由	調査数	182	100.0	-	-	178	100.0	4	100.0
	人手が足りない	78	42.9	-	-	76	42.7	2	50.0
	資金が足りない	20	11.0	-	-	20	11.2	-	-
	場所がない	59	32.4	-	-	59	33.1	-	-
	方法が分からない	13	7.1	-	-	13	7.3	-	-
	利用者のニーズがない	20	11.0	-	-	20	11.2	-	-
	近隣に同様の施設がある	59	32.4	-	-	57	32.0	2	50.0
	施設の方針	5	2.7	-	-	5	2.8	-	-
	行政の方針	18	9.9	-	-	18	10.1	-	-
	その他	23	12.6	-	-	23	12.9	-	-
	無回答	11	6.0	-	-	10	5.6	1	25.0

2) 地域子育て支援拠点事業、認定こども園、保育所の地域子育て支援内容の比較

地域子育て支援拠点事業の交付金を受託している拠点群、地域子育て支援拠点事業の交付金を受託していない幼保連携型群、保育所群と各質問項目のクロス集計を行った。以下、結果を示す。

(1) 分析対象施設の属性

①運営主体 (P<.001)

拠点群では、「市町村直営」が 36.0%と最も多く、「社会福祉法人」、「NPO法人」も 25%程度である。保育所群は「社会福祉法人」が 53.4%と過半数を占め、「市町村直営」も 4割を超える。幼保連携型群は「社会福祉法人」が 43.8%と最も多く、「学校法人」が 35.4%となっている。

表8 運営主体

	調査数	市町村直営	社会福祉法人	NPO法人	学校法人	社会福祉協議会	生活協同組合	株式会社	任意団体	その他	
全 体	度数 %	646 100.0	242 37.5	282 43.7	59 9.1	25 3.9	6 0.9	0 0.0	14 2.2	7 1.1	11 1.7
地域子育て支援拠点事業	度数 %	214 100.0	77 36.0	56 26.2	55 25.7	5 2.3	5 2.3	0 0.0	4 1.9	6 2.8	6 2.8
保育所	度数 %	384 100	155 40.4	205 53.4	4 1	3 0.8	1 0.3	0 0	10 2.6	1 0.3	5 1.3
幼保連携型認定こども園	度数 %	48 100.0	10 20.8	21 43.8	0 0.0	17 35.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

②所在地

有意差はみられなかったが拠点群と保育所では「関東」がそれぞれ 31.2%、21.9%と最も高い割合となった。幼保連携型群は「近畿」が 20.8%と最も高い。

表 9 所在地

		調査数	北海道	東北	関東	甲信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・ 沖縄
全 体	度数	647	26	63	158	42	37	57	94	44	34	92
	%	100.0	4.0	9.7	24.4	6.5	5.7	8.8	14.5	6.8	5.3	14.2
地域子育て支援拠点事業	度数	215	7	14	67	14	9	26	33	10	13	22
	%	100.0	3.3	6.5	31.2	6.5	4.2	12.1	15.3	4.7	6.0	10.2
保育所	度数	384	16	44	84	27	23	27	51	31	18	63
	%	100.0	4.2	11.5	21.9	7.0	6.0	7.0	13.3	8.1	4.7	16.4
幼保連携型認定こども園	度数	48	3	5	7	1	5	4	10	3	3	7
	%	100.0	6.3	10.4	14.6	2.1	10.4	8.3	20.8	6.3	6.3	14.6

③所在市町村の人口規模

有意差はみられなかったが拠点群は「10万～20万人未満」が 26.8%、保育所は「5万人未満」が 30.2%と最も高かった。幼保連携型群は「20万～50万人未満」と「5万人未満」が共に 29.2%と最も高い。

表 10 所在市町村の人口規模

		調査数	5万人未満	5万～ 10万人未満	10万～ 20万人未満	20万～ 50万人未満	50万人以上
全 体	度数	620	175	113	133	116	83
	%	100.0	28.2	18.2	21.5	18.7	13.4
地域子育て支援拠点事業	度数	205	50	34	55	39	27
	%	100.0	24.4	16.6	26.8	19.0	13.2
保育所	度数	367	111	72	73	63	48
	%	100	30.2	19.6	19.9	17.2	13.1
幼保連携型認定こども園	度数	48	14	7	5	14	8
	%	100.0	29.2	14.6	10.4	29.2	16.7

④地域の子育て支援の実施 (P<.001)

拠点群は 100%、幼保連携型群は 91.7%実施しているのに対して保育所は 53.6%にとどまる。

表 11 地域の子育て支援の実施

		調査数	行っていない	行っている
全 体	度数	647	182	465
	%	100.0	28.1	71.9
地域子育て支援拠点事業	度数	215	0	215
	%	100.0	0.0	100.0
保育所	度数	384	178	206
	%	100.0	46.4	53.6
幼保連携型認定こども園	度数	48	4	44
	%	100.0	8.3	91.7

⑤地域の子育て支援の実施を行っていない理由

有意差はみられなかったが保育所、幼保連携型群共に「人手が足りない」がそれぞれ45.2%、66.7%と最も高い割合となった。保育所では「場所がない」「近隣に同様の施設がある」も3割を超えている。

表 12 地域の子育て支援の実施を行っていない理由

		調査数	人手が足りない	資金が足りない	場所がない	方法が分からない	利用者のニーズがない	近隣に同様の施設がある	施設の方針	行政の方針	その他
全 体	度数	171	78	20	59	13	20	59	5	18	23
	%	100.0	45.6	11.7	34.5	7.6	11.7	34.5	2.9	10.5	13.5
保育所	度数	168	76	20	59	13	20	57	5	18	23
	%	100.0	45.2	11.9	35.1	7.7	11.9	33.9	3.0	10.7	13.7
幼保連携型認定こども園	度数	3	2	0	0	0	0	2	0	0	0
	%	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0

⑥地域の子育て家庭を対象とした子育て支援開始年 (P<.001)

拠点群は「2001～2005年」が32.2%と最も多く、「2006～2010年」と合わせると5割を超える。保育所も「2001～2005年」が25.1%と最も多いが「1995年以前」と「1996～2000年」を合わせると35.6%と長く取り組んでいるところも多くみられる。

表 13 地域の子育て家庭を対象とした子育て支援開始年

		調査数	1995年以前	1996～2000年	2001～2005年	2006～2010年	2011～2015年	2016年以降
全 体	度数	449	53	73	123	102	82	16
	%	100.0	11.8	16.3	27.4	22.7	18.3	3.6
地域子育て支援拠点事業	度数	214	15	31	69	60	38	1
	%	100.0	7.0	14.5	32.2	28.0	17.8	0.5
保育所	度数	191	33	35	48	29	35	11
	%	100.0	17.3	18.3	25.1	15.2	18.3	5.8
幼保連携型認定こども園	度数	44	5	7	6	13	9	4
	%	100.0	11.4	15.9	13.6	29.5	20.5	9.1

⑦拠点群事業の類型及び加算事業の状況

類型については、「一般型」が92.0%と大多数を占めている。加算事業では、「地域の子育て拠点群として子育て支援活動の展開を図る為の取り組み」が40.7%でその他の事業は3割弱程度でそれほど高い割合ではなく、「行っていない」が44.3%であった。

表 14 拠点群事業の類型及び加算事業の状況

		調査数	一般型	連携型	経過措置 (小規模型指定施設)
拠点群事業の類型	度数	201	185	12	4
	%	100.0	92.0	6.0	2.0

		調査数	加算事業は行っていない	地域の子育て拠点として子育て支援活動の展開を図る為の取り組み	出張ひろば	地域支援の取り組み	地域の子育て力を高める取り組み
拠点群事業の加算事業の状況	度数	194	86	79	46	50	59
	%	100.0	44.3	40.7	23.7	25.8	30.4

⑧月平均の活動日数 (P<.001)

拠点群は「20～23日」が52.6%と最も多い。保育所、幼保連携型群は「1～3日」が最も多いが、8日以上を合計すると保育所は2割ほどであるに対して幼保連携型群は4割ほどと違いがみられる。

表 15 月平均の活動日数

		調査数	1～3日	4～7日	8～11日	12～15日	16～19日	20～23日	24～27日	28日以上
全 体	度数	455	134	47	15	33	25	131	53	17
	%	100.0	29.5	10.3	3.3	7.3	5.5	28.8	11.6	3.7
地域子育て支援拠点事業	度数	215	0	0	0	24	15	113	46	17
	%	100.0	0.0	0.0	0.0	11.2	7.0	52.6	21.4	7.9
保育所	度数	196	119	36	11	5	7	15	3	0
	%	100.0	60.7	18.4	5.6	2.6	3.6	7.7	1.5	0.0
幼保連携型認定こども園	度数	44	15	11	4	4	3	3	4	0
	%	100.0	34.1	25.0	9.1	9.1	6.8	6.8	9.1	0.0

⑨土日祝日開催 (P<.001)

拠点群は「土曜日」で51.9%、「日曜日」で20.3%しているのに対して保育所は「土曜日」で19.8%、「日曜日」で2%と低い実施率である。幼保連携型群は「土曜日」は31.8%であるが「日曜日」は0%である。

表 16 土日祝日開催

		調査数	土日祝日は開催していない	土曜日開催	日曜日開催	祝日開催
全 体	度数	453	282	163	47	21
	%	100.0	62.3	36.0	10.4	4.6
地域子育て支援拠点事業	度数	212	95	110	43	21
	%	100.0	44.8	51.9	20.3	9.9
保育所	度数	197	157	39	4	0
	%	100.0	79.7	19.8	2.0	0.0
幼保連携型認定こども園	度数	44	30	14	0	0
	%	100.0	68.2	31.8	0.0	0.0

⑩一日あたりの開設時間 (P<.001)

拠点群は「5～7時間未満」が65.1%と最も多い。保育所、幼保連携型群は「1～3時間未満」が7割弱である。

表 17 一日あたりの開設時間

		調査数	1時間未満	1～3時間未満	3～5時間未満	5～7時間未満	7時間以上
全 体	度数	454	23	178	45	155	53
	%	100.0	5.1	39.2	9.9	34.1	11.7
地域子育て支援拠点事業	度数	212	0	10	24	138	40
	%	100.0	0.0	4.7	11.3	65.1	18.9
保育所	度数	198	19	138	15	16	10
	%	100.0	9.6	69.7	7.6	8.1	5.1
幼保連携型認定こども園	度数	44	4	30	6	1	3
	%	100.0	9.1	68.2	13.6	2.3	6.8

⑪子育て支援の担当職員数 (P<.001)

拠点群は「2人」が39.1%と最も多く「5人以上」も3割近くある。保育所、幼保連携型群は「1人」がおおよそ半数を占めている。

表 18 子育て支援の担当職員数

		調査数	1人	2人	3人	4人	5人以上
全 体	度数	447	125	153	61	36	72
	%	100.0	28.0	34.2	13.6	8.1	16.1
地域子育て支援拠点事業	度数	215	0	84	40	28	63
	%	100.0	0.0	39.1	18.6	13.0	29.3
保育所	度数	188	105	52	17	6	8
	%	100.0	55.9	27.7	9.0	3.2	4.3
幼保連携型認定こども園	度数	44	20	17	4	2	1
	%	100.0	45.5	38.6	9.1	4.5	2.3

⑫専任職員状況 (P<.001)

拠点群では「専任職員のみで行っている」が77.6%であるのに対して保育所は「併設施設（保育所）等の状況により対応可能な職員が行っている」が69.0%である。幼保連携型群は他と比べて「専任職員と併設施設（保育所）等の対応可能な職員で行っている」割合が高い。専任職員が兼務する業務の有無は拠点群では64.9%がないとしているのに対して保育所では73.9%がありとなっている。

表 19 専任職員状況

		調査数	併設施設（保育所）等の状況により対応可能な職員が行う	専任職員のみで地域の子育て家庭への支援業務を行っている	専任職員と併設施設（保育所）等の対応可能な職員で行っている
全 体	度数	439	153	205	81
	%	100.0	34.9	46.7	18.5
地域子育て支援拠点事業	度数	214	10	166	38
	%	100.0	4.7	77.6	17.8
保育所	度数	184	127	28	29
	%	100.0	69.0	15.2	15.8
幼保連携型認定こども園	度数	41	16	11	14
	%	100.0	39.0	26.8	34.1

(2) 分析対象者施設職員の属性

・地域の子育て家庭を対象とした子育て支援を中心に担っている職員

職員の地域子育て支援業務経験年数は、3群全体では9年以上(31.5%)が一番多く、ついで3～6年未満(23.8%)、1～3年未満(20.9%)となっている。拠点事業、保育所、幼保連携型群とも、経験年数は似た状況を示している。

保有資格(複数回答可)について尋ねた項目では、保育士資格は全体で89.1%の職員が保有しており、種別でみると、幼保連携型群(95.3%)および保育所(96.4%)と、拠点群(81.0%)で有意差がある($P < .001$)。また、「子どもに関わる資格はない」と答えている職員は、拠点群(10.0%)、保育所(3.1%)、幼保連携型群(2.3%)となっている。一方で、「その他子どもや医療・心理に関わる資格」については、幼保連携型群(25.6%)について、拠点群(23.8%)、保育所(5.1%)となっており、保育所と他の2群との違いが明らかになった。社会福祉士資格については、全体でも7%の職員しか保有していない。

「ボランティア活動」や「NPO等の活動を経験したことがある」と答えた職員は拠点群(47.1%)、保育所(29.0%)、幼保連携型群(16.7%)、有意な差があった($P < .001$)。リーダーや役員を務めるなどの運営経験についても、同様の傾向が見られた。

「研修に参加していない」と答えた職員は、幼保連携型群(29.3%)、保育所(22.9%)、拠点群(6.9%)で、拠点群において研修の参加が浸透していることを示している。組織内、組織外の研修の参加率についても、拠点群、保育所、幼保連携型群の順で高くなっている。

(3) 子ども・子育て支援新制度「地域の子ども・子育て支援13事業」実施の有無

「地域子育て支援拠点群」が拠点で92.8%に対して保育所、認定こども園は4割程度にとどまる($P < .001$)。「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)」が拠点で16.8%に対して保育所、認定こども園は2%ほどである($P < .001$)。「一時預かり事業」は拠点が34.1%に対して保育所、認定こども園は7割前後で高くなっている($P < .001$)。有意差はみられないが「利用者支援事業」は3群とも5割弱で実施している。

(4) 「交流の場の提供」「情報提供」「相談援助」「講座の開催」の実施の有無

① 「交流の場の提供」「情報提供」「相談援助」「講座の開催」の実施の有無

「交流の場の提供」「情報提供」「相談援助」「講座の開催」は、地域子育て支援拠点群の基本事業や保育所保育指針(2008年改定版)において地域子育て支援の活動内容として示されていることからその実施の有無と実施状況を把握した。幼保連携型群が実施する地域子育て支援は、「交流の場の提供」84.1%、「相談・援助」79.5%、「情報提供」74.4%、「講座の開催」50.0%であった。保育所では「交流の場の提供」80.2%、「相談・援助」90.2%、「情報提供」76.8%、「講座の開催」51.5%であった。「交流の場の提供」「情報提供」「相談援助」「講座の開催」の実施状況の結果は、次項以降に示す。

図1 「交流の場の提供」の実施の有無（Ⅲ・問19） (P<.001)

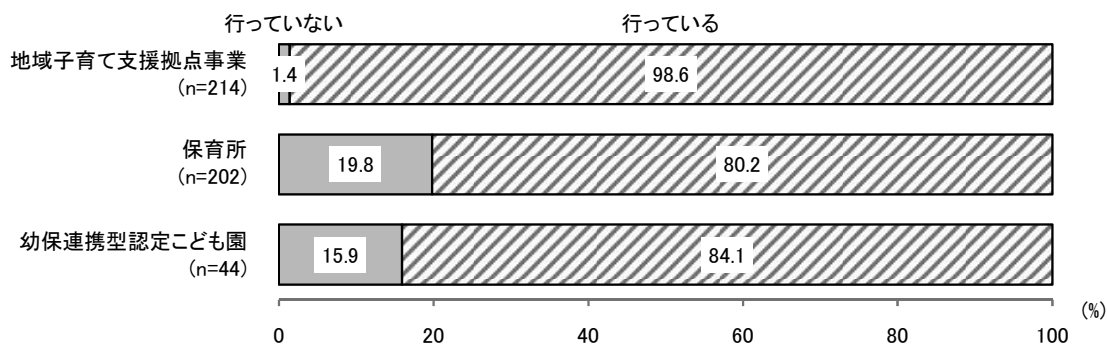


図2 「相談・援助」の実施の有無（Ⅲ・問20） (P<.001)

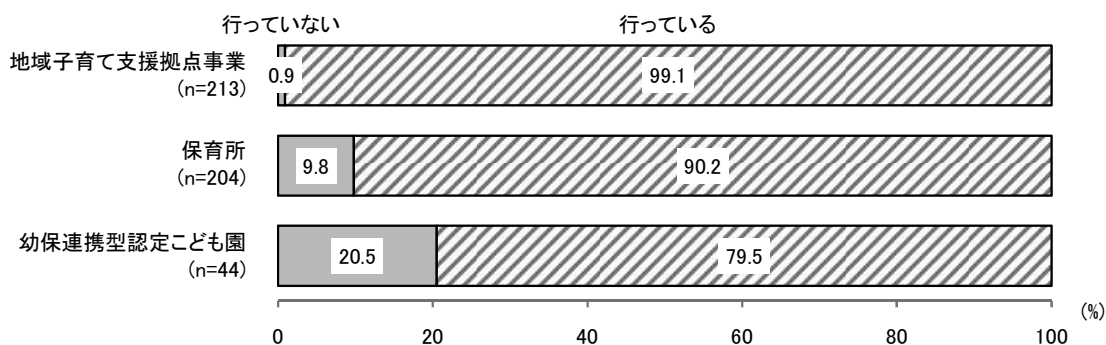


図3 「情報の提供」の実施の有無（Ⅲ・問21） (P<.001)

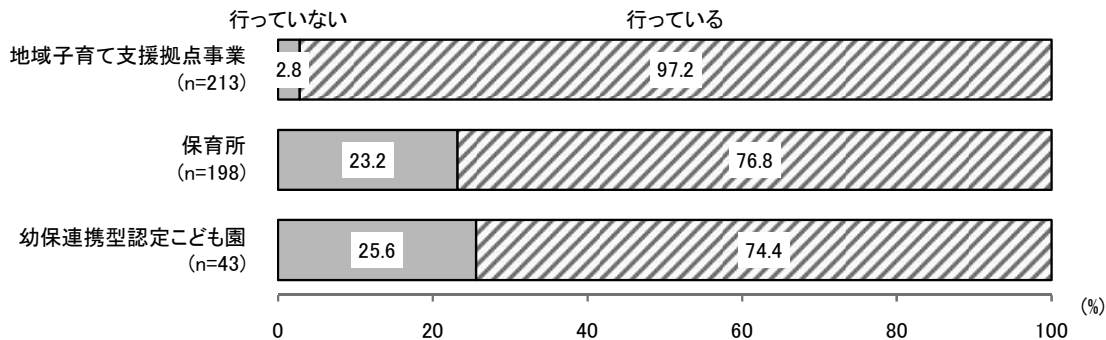
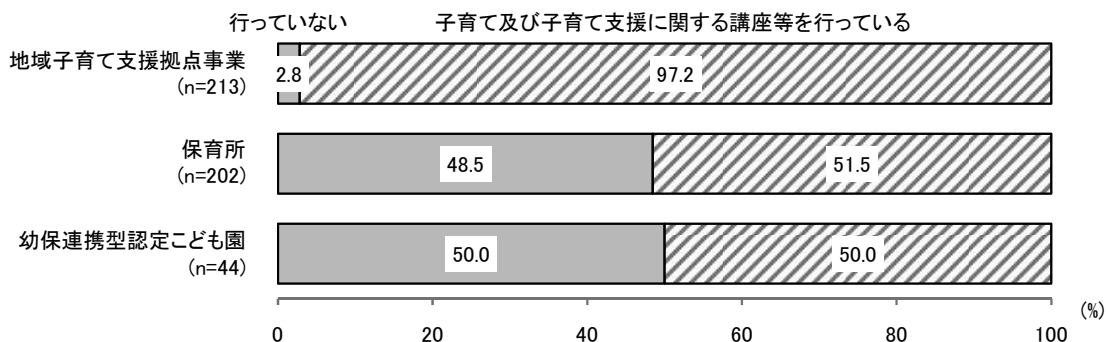


図4 「子育て及び子育て支援に関する講座の開催」の実施の有無（Ⅲ・問22(1)） (P<.001)



②「交流の場の提供」「情報提供」「相談援助」「講座の開催」を実施できない理由

保育所において「交流の場の提供」「情報提供」「相談援助」「講座の開催」を実施できない理由は、いずれも「人手が足りない」が最も高率であった。他項目と比較して「場所がない」「ニーズがない」「近隣の施設が行っている」の選択率も高かった。

幼保連携型群の回答数は、各項目とも回答数が少なかった。本調査の回答においては、「交流の場の提供」「相談援助」「講座の開催」を実施できない理由は、保育所と同様に「人手が足りない」の選択率が最も高かった。「情報提供」を実施していない理由としては、「利用者のニーズがない」が最も高率であった。

地域子育て支援を行うための「人手が足りない」「場所がない」という回答は、待機児童や保育士（者）不足等の課題を抱える保育所や幼保連携型群の状況とも合致する。また、「利用者のニーズがない」という回答は、人員不足の中、丁寧にニーズを聞き取ることが困難であることも予想され、幼保連携型群や保育所が地域子育て支援を担うことが期待されるのであれば、その役割を誰が担うのかは今後の検討課題であると考えられた。

表 20 交流の場の提供、相談・援助、情報提供、講座の開催を実施できない理由
 (Ⅲ・問 19(2)、問 20(2)、問 21(2)、問 22(2)、複数回答)

	地域子育て支援拠点事業		保育所		幼保連携型認定こども園	
	度数	%	度数	%	度数	%
子育て親子の交流の場の提供や交流促進を行っていない理由	回答総数	2 100.0	40 100.0	7 100.0	7 100.0	
	人手が足りない	-	26 65.0	5 71.4		
	資金が足りない	-	7 17.5	1 14.3		
	場所がない	-	11 27.5	5 71.4		
	方法が分からない	-	4 10.0	1 14.3		
	利用者のニーズがない	-	7 17.5	2 28.6		
	施設の方針	-	-	-		
	行政の方針	-	3 7.5	-		
	近隣に交流の場がある	1 50.0	9 22.5	3 42.9		
	その他	1 50.0	2 5.0	-		
子育て等の相談・援助を行っていない理由	回答総数	2 100.0	20 100.0	9 100.0		
	人手が足りない	-	13 65.0	6 66.7		
	資金が足りない	-	3 15.0	1 11.1		
	場所がない	-	7 35.0	2 22.2		
	方法が分からない	-	1 5.0	-		
	利用者のニーズがない	-	7 35.0	3 33.3		
	施設の方針	1 50.0	1 5.0	-		
	行政の方針	1 50.0	-	-		
	その他	1 50.0	1 5.0	1 11.1		
子育てに関する情報の提供を行っていない理由	回答総数	5 100.0	40 100.0	10 100.0		
	人手が足りない	1 20.0	19 47.5	3 30.0		
	資金が足りない	-	5 12.5	1 10.0		
	場所がない	-	4 10.0	1 10.0		
	方法が分からない	1 20.0	6 15.0	1 10.0		
	利用者のニーズがない	1 20.0	9 22.5	3 30.0		
	施設の方針	1 20.0	1 2.5	-		
	行政の方針	-	3 7.5	-		
	情報が入らない	-	2 5.0	-		
	近隣の施設等が情報を提供している	-	8 20.0	1 10.0		
	その他	1 20.0	1 2.5	2 20.0		
子育て及び子育て支援に関する講座を行っていない理由	回答総数	5 100.0	93 100.0	22 100.0		
	人手が足りない	3 60.0	44 47.3	12 54.5		
	資金が足りない	1 20.0	13 14.0	4 18.2		
	場所がない	-	26 28.0	3 13.6		
	方法が分からない	-	9 9.7	1 4.5		
	利用者のニーズがない	-	17 18.3	4 18.2		
	施設の方針	-	1 1.1	1 4.5		
	行政の方針	1 20.0	10 10.8	1 4.5		
	近隣施設等が行っている	-	19 20.4	2 9.1		
	その他	1 20.0	13 14.0	3 13.6		

(5) 交流の場の提供や交流促進の実施状況

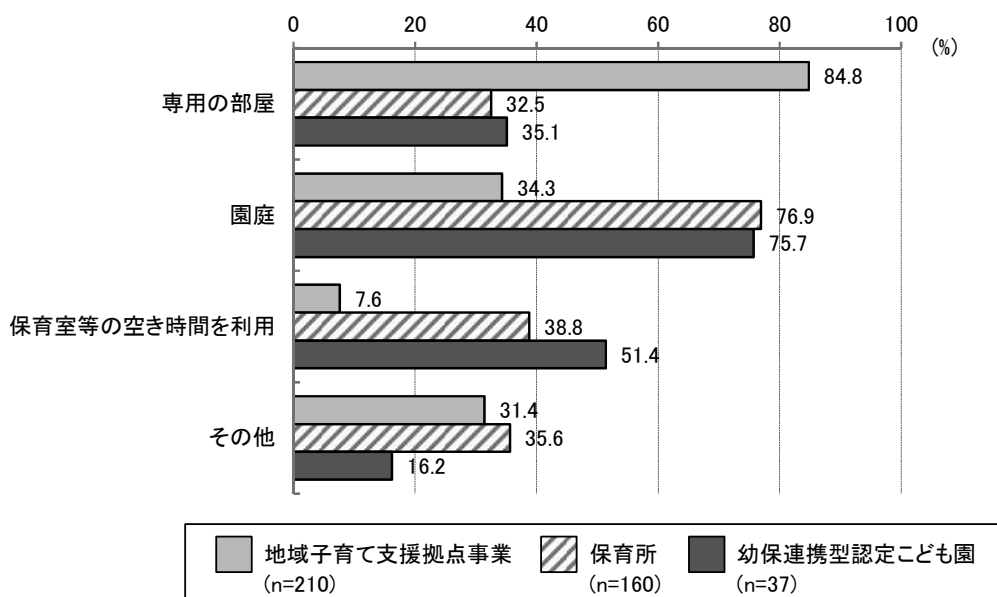
【結果概要】 交流の場として「専用の部屋」を利用している割合は、拠点事業群が約85%で、保育所および幼保連携型認定こども園の2.5倍だった。園庭や保育室等の空き時間を利用している割合は、逆に保育所や認定こども園で高かった。交流促進のために行っている工夫は、自由な入退室・属性別の利用日などは拠点事業で特に高く、情報提供や自由におしゃべりする場の提供については3群で大きな差はなかった。

交流の場にどんな利用者がいるかについては、すべての子育て家庭を対象にしている拠点事業と、保育を中心に支援を展開している保育所、認定こども園との違いが明らかになった。拠点事業は、父親や多胎児家庭など多様なニーズをとらえている一方で、「子育てと介護をしている家庭」「経済的に困窮している家庭」など、プライバシーに関わり、表面には現れにくい課題をもつ利用者に関しては、3群ともに低い認識であった。

①交流の場の実施場所 (P<.001)

交流の場の実施場所については、3群全体では専用の部屋が59.7%、園庭が54.8%、保育室等の空き時間を利用が23.8%となっている(複数回答)。専用の部屋で実施しているのは拠点群が84.8%に対し、幼保連携型群35.1%、保育所32.5%で、拠点群とその他との間に約2.5倍の差がついている。逆に園庭は拠点群の34.3%に比べて保育所76.9%、幼保連携型群75.7%が2倍以上高く、保育室等の空き時間利用も拠点群が7.6%、保育所38.8%、幼保連携型群51.4%と大きな差がみられる。

図5 交流の場の実施場所 (Ⅲ・問19(3))



②交流の場の職員の有無・人数 (P<.001)

交流の場に職員がいるかどうかをたずねると、3群全体では87.7%が「常にいる」、9.4%が「ときどきいる」と回答している。拠点群では「常にいる」が95.2%、「ときどきいる」が4.3%なのに対し、保育所では「常にいる」が79.9%、「ときどきいる」が15.1%、幼保連携型群では「常にいる」が78.4%、「ときどきいる」が13.5%で、常時配置の割合が拠点群に比べ低くなっている。また、「全くいない」と答えた拠点群では1件もなかったのに対し、保育所では4.4%、認定こども園では5.4%が「全くいない」としている。

人数については、拠点群では「2人」が70.7%で最も多く、「3人」14.9%、「1人」7.4%と続き、4人以上も計7.0%ある。これに対し、保育所では「2人」46.3%、「1人」37.0%、「3人」8.3%の順で、幼保連携型群では「1人」が最も多く48.3%、次いで「2人」44.8%、「3人」6.9%の順になっている。

図6 交流の場の職員の有無 (Ⅲ・問19(4))

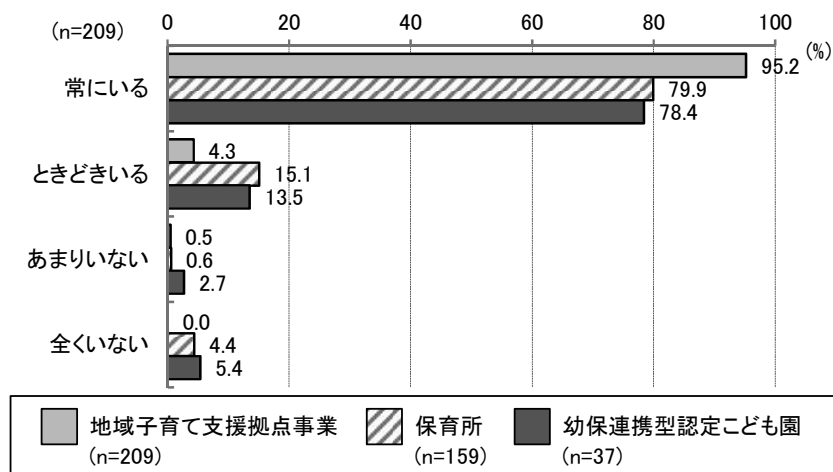
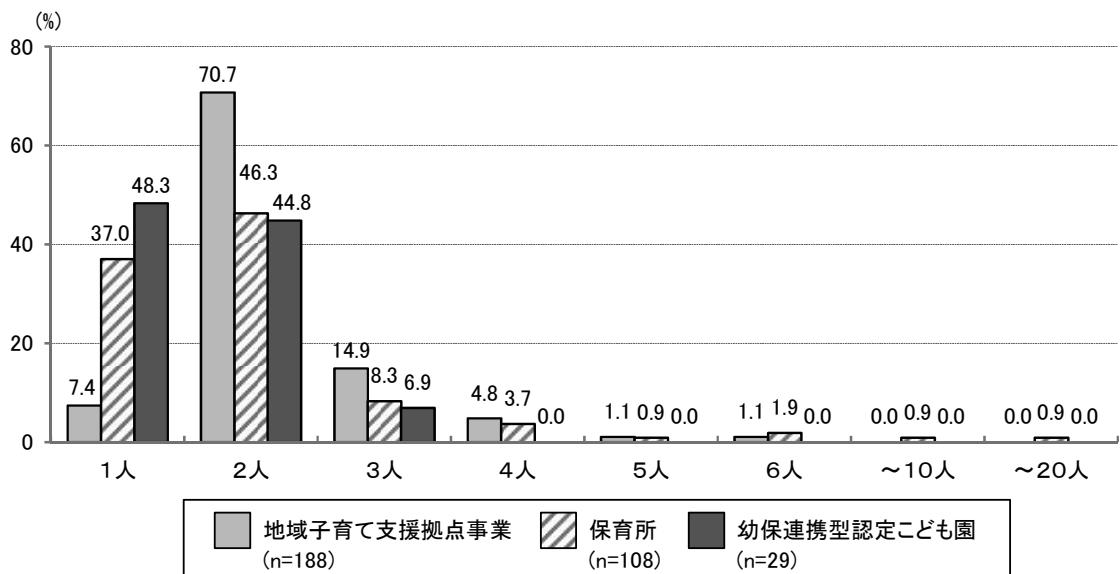


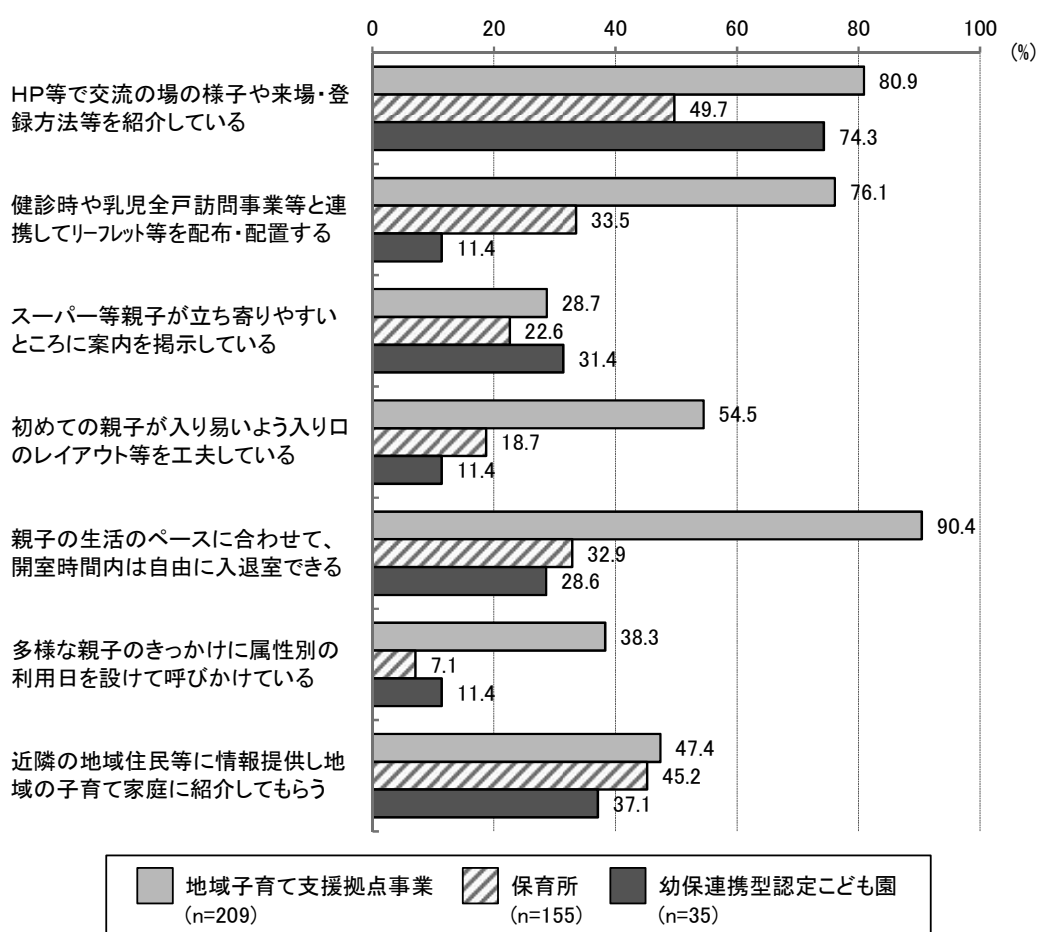
図7 交流の場の職員の有無 (Ⅲ・問19(4))



③地域の子育て家庭が交流の場に立ち寄りやすいようにする工夫

「交流の場に立ち寄りやすいようにする工夫」について7つの選択肢を設け複数回答で尋ねた。結果、交流の場のあり方に関する工夫「入口のレイアウト等を工夫」「開室時間内は自由に入退室」「属性別の利用日の設定」については、拠点群とそれ以外で大きな差がみられた。これは専用の部屋で実施しているかどうか、という違いにも連動していると考えられる。一方、比較的人手がかからない情報提供に関する工夫「HP等で情報提供」「リーフレット等を配布」「親子が立ち寄りやすいところに交流の場の案内」「近隣の地域住民等に交流の場の情報を提供」は、3群の間で有意な差がみられなかった。

図8 地域の子育て家庭が交流の場に立ち寄りやすいようにする工夫（Ⅲ・問19(5)）

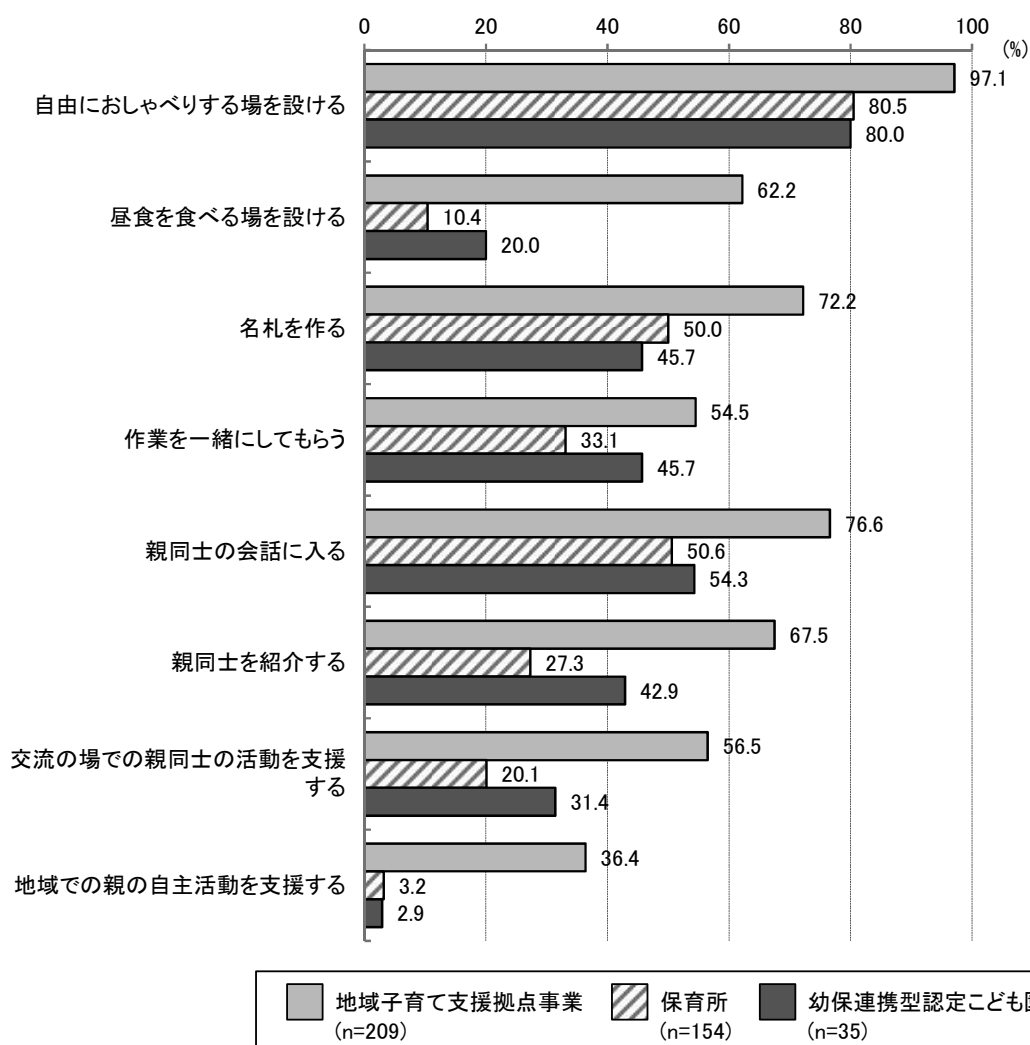


④地域の子育て家庭の交流促進のための工夫

「地域の子育て家庭の交流促進のための工夫」について7つの選択肢を設け複数回答でたずねた。すべての項目について、拠点群と保育所群・幼保連携型群の間で有意な差が見られた。特に、「昼食を食べる場を設ける」という項目は、拠点群とそれ以外で非常に大きな差がみられた。交流の場として専用の部屋があることが、親同士の交流促進の方法の幅

を広げている可能性が高いと考えられる。それ以外の項目では、場の設定や名札作製といった全般的な工夫（「自由におしゃべりする場を設ける」「名札を作る」「作業を一緒にしてもらう」）に比べて、スタッフが交流を促すよう介入していく試み「親同士の会話に入る」「親同士を紹介する」「交流の場での親同士の活動を支援する」「地域での親の自主活動を支援する」の方が、両グループの差が大きかった。この傾向は、交流の場に職員がいるかどうか（拠点群のほうが有意に高かった $P < .001$ ）とも関係すると考えられる。

図9 地域の子育て家庭の交流促進のための工夫（Ⅲ・問19(6)）



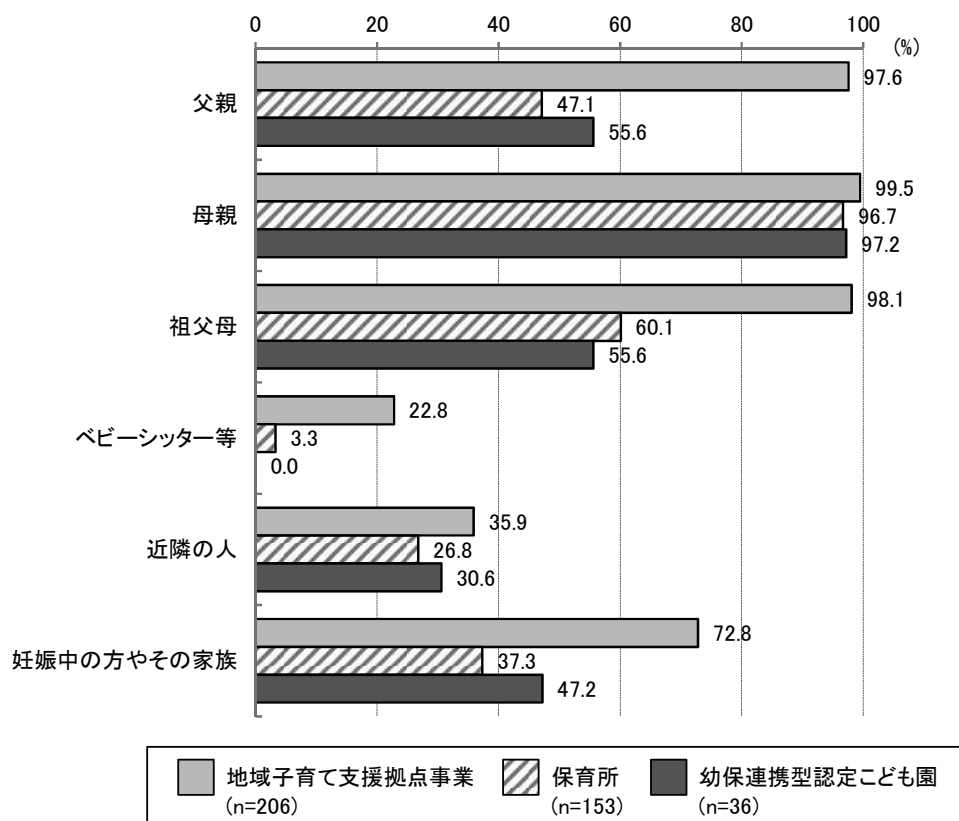
⑤交流の場を利用するひとびと

一般的な分類では、「母親」が3群すべてで95%以上だったのに対し、「父親」は拠点群が97.6%、幼保連携型群55.6%、保育所47.1%と、拠点群とそれ以外で大きな差が出た。「祖父母」も拠点群98.1%、保育所60.1%、認定こども園55.6%、「妊娠中の方やその家族」も拠点群72.8%、幼保連携型群47.2%、保育所37.3%と差が大きかった。このことは、

すべての子育て家庭を対象として受け入れる拠点群と、子どもの視点から保育を中心に子育て支援を行うことが多い保育所・認定こども園の特徴の違いによる、利用者層の認識の違いを示唆していると考えられる。一方、「近隣の人」は拠点群 35.9%、幼保連携型群 30.6%、保育所群 26.8%で有意な差がなかった。

さらに、特定の課題やニーズを抱えた層についての利用者についての設問では、すべての項目で拠点群とそれ以外で有意な差が見られた（ $P < 0.001$ ）。差が大きい順では「多胎児の家庭」「高齢出産の家庭」「外国籍の家庭」「若年出産の家庭」「発達の遅れや障害がある子どもの家庭」「ひとり親家庭」「転勤・転居してきた家庭」となっている。一方、3群間で有意差はあるものの「障がい者の家庭」（28.8%）、「子育てと介護をしている家庭」（27.4%）「災害やDVなどで避難してきた家庭」（22.2%）、「経済的に困窮している家庭」（20.3%）、などは全体的に低かった。これらはよりプライバシーに関わり、表面には現れにくい課題であることを示唆している。

図 10 交流の場を利用するひとびと（Ⅲ・問 19(7)-1）



⑥一日の平均利用者数

交流の場の2015年度の日平均利用者数は、拠点群では11～20組(36.6%)について、1～10組(31.2%)、21～30組(16.6%)の順となっている。保育所群は1～10組(84.8%)の利用数が多く、3群の中でも最も高い。幼保連携型群では、1～10組(54.3%)について11～20組(34.3%)となっている。

⑦交流の場における昼食時間の開室・閉室

「昼食時間は開室しており飲食も可能」と答えたのは、拠点群の68.1%に対し、幼保連携型群が24.2%、保育所13.4%と、有意な差を示した。一方で「昼食時間は閉室し飲食も不可」は、拠点群の21.6%に対し、保育所群は76.4%、幼保連携型群は66.7%と高率だった。一方、「昼食時間は閉室しているが施設内に飲食可能な場所がある」は、拠点群、保育所群、幼保連携型群とも10%程度にとどまっており、3群間の違いはなかった。

表 21 交流の場における昼食時間の開室・閉室（Ⅲ・問19(9)）

		調査数	昼食時間は閉室し飲食も不可	昼食時間は閉室しているが施設内に飲食が可能な場がある	昼食時間も開室しており飲食も可能
地域子育て支援拠点事業	度数	185	40	19	126
	%	100.0	21.6	10.3	68.1
保育所	度数	127	97	13	17
	%	100.0	76.4	10.2	13.4
幼保連携型認定こども園	度数	33	22	3	8
	%	100.0	66.7	9.1	24.2

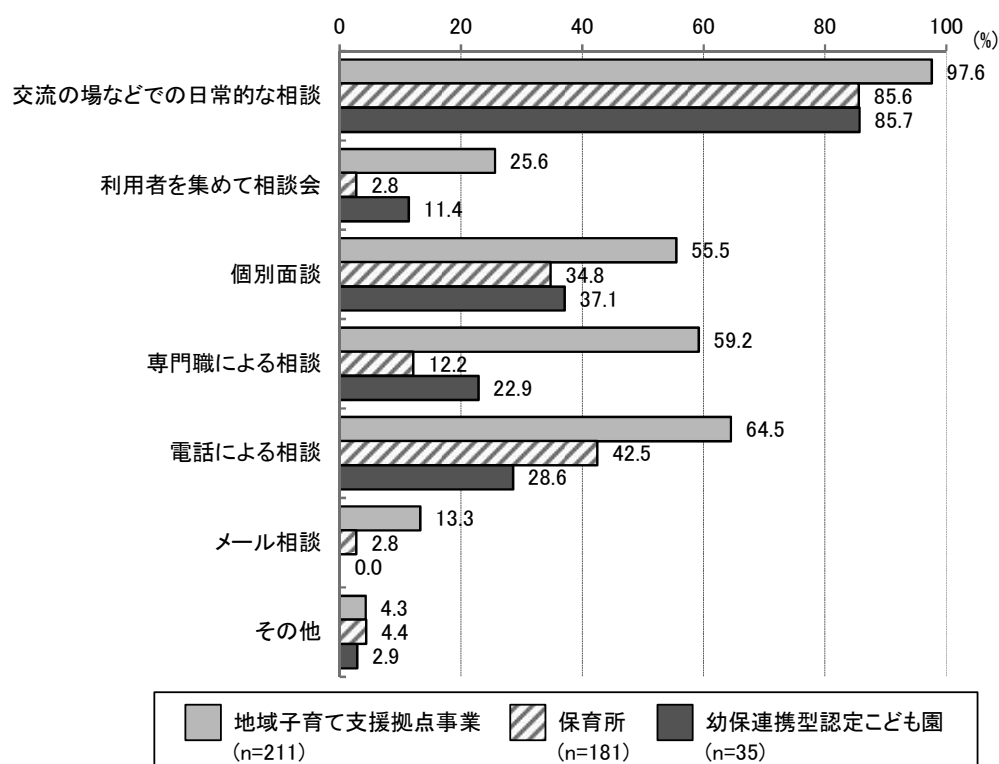
(6) 子育て等の相談・援助の実施

【結果概要】 交流の場などでの日常的な相談は、拠点事業、認定こども園、保育所に共通して相談形態の特性と考えられた。拠点群は、複数の形態で相談・援助に取り組む施設が他2群に比較して多く、幅広い相談内容に対応している状況が捉えられた。また拠点群は相談対応において、子育て家庭、職員間（組織内）、専門機関（組織外）との関係形成に意識して取り組む様子がうかがえた。幼保連携型群、保育所群の相談内容は、「子どもの発達」「子どもの遊び・生活」「子どもへの関わり方」「子育ての負担感・不安感」に集中しやすい傾向があると考えられた。相談情報は、幼保連携型群と保育所群では施設長と共有する傾向が高く、拠点群ではより幅広い対象と共有する傾向が認められた。

①相談の形態 (P<.001)

交流の場などでの日常的な相談は、拠点、認定こども園、保育所いずれもの選択率 80% 以上であり、拠点、認定こども園、保育所に共通して相談形態の特性と考えられた。拠点群では、電話相談、個別相談、専門職による相談も選択率が5割を超えていた。拠点群の相談は、他2群に比較して多様な形態で行われていると考えられた。また、専門相談は約6割が実施していると回答しており、他の機関と連携して相談業務に取り組む様子もうかがえた。認定こども園は、2割～3割の園で個別相談、電話相談、専門相談に取り組んでいた。保育所は、3割～4割の園で電話相談、個別相談に取り組んでいるが、専門職による相談は1割程度にとどまった。

図 11 相談の形態 (Ⅲ・問 20(3))



②相談において取り組んでいること

相談・援助を実施するにあたって留意していることを倫理的な事項4項目、事前の体制づくり6項目、相談時の対応4項目の15項目で尋ねた。結果、倫理的事項の「守秘義務の厳守」は、3群共通して8割以上の選択率となった。ただし、 $p < .05$ で有意差が認められ、拠点群は、選択率（97.6%）が最も高かった。相談の対応方法の「情報を提供する」は、3群とも選択率が9割を超えており、相談では情報提供が意識されていた。

拠点群は、上記2項目以外に「職員同士のチームワーク」「子育て家庭との普段からの関係づくり」「専門機関への相談」が8割以上の選択率となり、他2群に比較しても30%以上の差があった（ $P < .001$ ）。拠点群は相談対応において、子育て家庭、職員間（組織内）、専門機関（組織外）との関係形成に意識して取り組む様子が見られた。

幼保連携型群は、上記2項目以外は、「専門機関への相談」が54.5%、「専門機関との関わり」が51.5%、「独立した相談室の利用」が48.5%であった。保育所群は、上記2項目以外に、「専門機関への相談」が53.0%、「生活の背景を理解する」が51.9%、「子育て家庭との普段からの関係づくり」が49.7%であった。

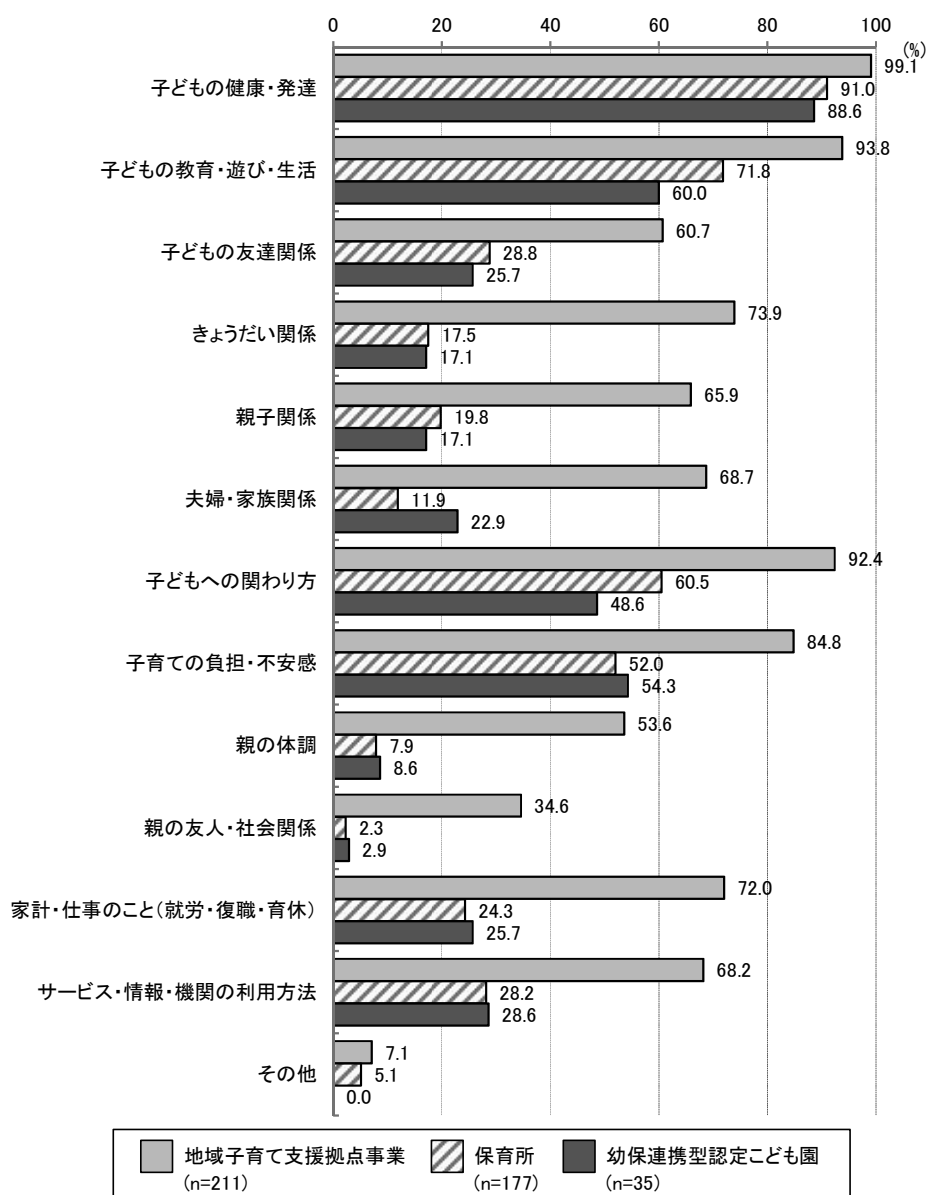
表 22 相談対応の「倫理事項」「事前の体制づくり」「相談時の対応」で取り組んでいること（Ⅲ・問20(4)、複数回答）

		地域子育て支援拠点事業		保育所		幼保連携型認定こども園		χ^2 乗値	有意差	
		度数	%	度数	%	度数	%			
調査数		211	100.0	181	100.0	33	100.0			
倫理的事項	守秘義務の厳守	206	97.6	170	93.9	29	87.9	7.374	$P < .025$	
	自己覚知に努める	108	51.2	23	12.7	6	18.2	69.267	$P < .000$	
	関係機関間と情報を共有する場合は、できる限り本人の了解を得る	101	47.9	56	30.9	10	30.3	12.916	$P < .002$	
	専門的な知識や技能をもつ	134	63.5	84	46.4	14	42.4	13.625	$P < .001$	
支援体制づくり	組織内協力体制	職員同士のチームワークを高める	173	82.0	68	37.6	14	42.4	84.708	$P < .000$
	家庭との関係形成	子育て家庭との普段からの関わりを大切にする	177	83.9	90	49.7	14	42.4	59.721	$P < .000$
		子育て家庭が手助けを求められる関係性を築く	151	71.6	63	34.8	12	36.4	56.928	$P < .000$
	他機関との連携	専門機関と日常的な関わりをもつ	141	66.8	73	40.3	17	51.5	27.678	$P < .000$
自分に対応できない時は専門機関に相談する		186	88.2	96	53.0	18	54.5	62.292	$P < .000$	
関係機関と情報を共有する		151	71.6	81	44.8	12	36.4	35.129	$P < .000$	
地域の資源と日常的な関わりをもつ		99	46.9	34	18.8	3	9.1	44.070	$P < .000$	
相談時の対応	生活の背景を理解する	164	77.7	94	51.9	14	42.4	35.357	$P < .000$	
	情報を提供する	203	96.2	165	91.2	32	97.0	5.010	$P < .082$	
	必要に応じた資源やサービスにつなぐ	141	66.8	62	34.3	12	36.4	44.243	$P < .000$	
	必要に応じて独立した部屋を利用する	135	64.0	56	30.9	16	48.5	42.576	$P < .000$	

③相談内容 (P<.001)

3群とも他項目より回答が高率であった項目は、「子どもの発達」であった。拠点群では、「子どもの遊び・生活」「子どもへの関わり方」「子育ての負担感・不安感」も8割を超え、「きょうだい関係」「家計・仕事のこと」が7割、「夫婦・家族関係」「サービス・情報・機関の利用方法」「親子関係」「子どもの友達関係」が6割を超えており、拠点群が幅広い相談内容に対応している状況が捉えられた。幼保連携型群、保育所群は、拠点群より少ないが、他項目に比較して「子どもの発達」「子どもの遊び・生活」「子どもへの関わり方」「子育ての負担感・不安感」の選択率が高かった。他の項目は、選択率が3割以下にとどまり、認定こども園、保育所の地域子育て支援の相談内容は、上記4つに集中しやすい傾向があると考えられた。

図 12 相談内容 (Ⅲ・問 20(5))



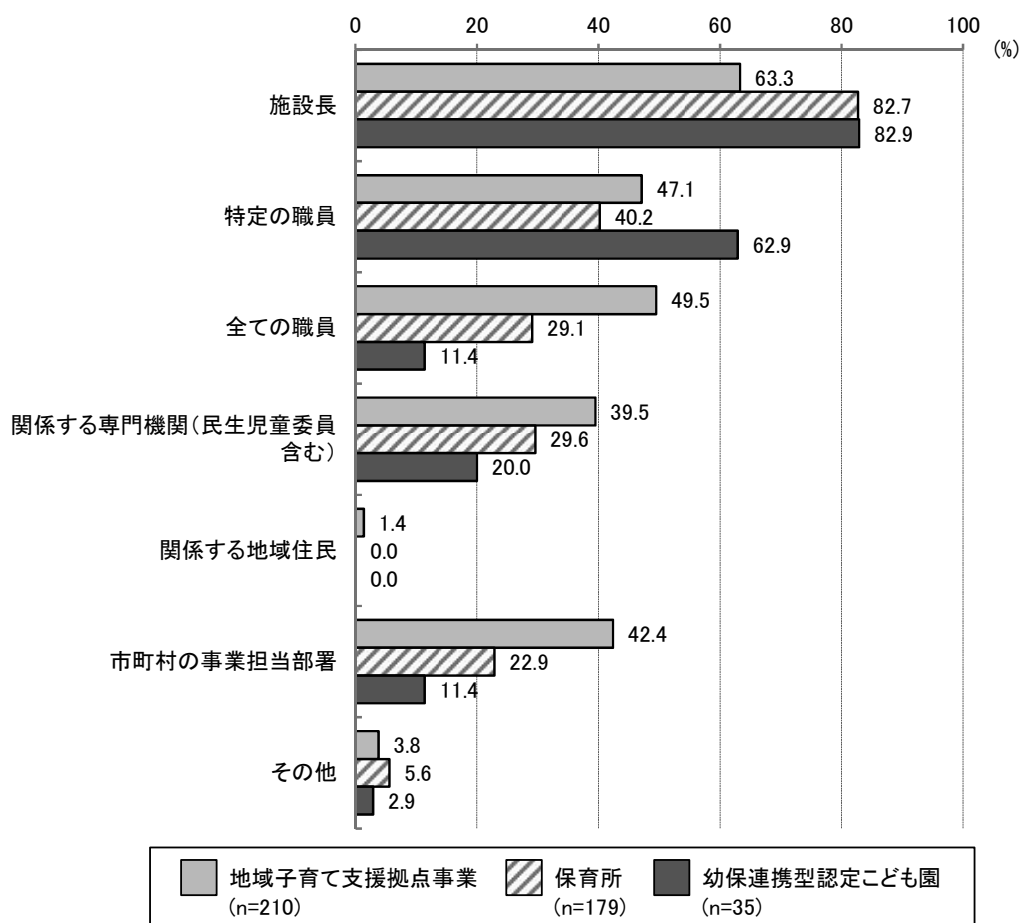
④相談記録 (P<.001)

64%の拠点群が相談記録を作成していた。保育所群では、相談記録を「作成」34.3%「事例により作成」34.8%「作成していない」30.9%となり、幼保連携型群では、作成している園は、14.3%であった。

⑤相談の情報共有の対象者

「相談の情報を誰と共有するか」については、3群それぞれに特徴が認められた。拠点群は、施設長、特定の職員、全ての職員と情報共有を行うが約5割となったが、市町村の事業担当部署や関係する専門機関との情報共有を行う施設も4割程度認められた。幼保連携型群は、施設長との情報共有が8割を超え、特定の職員も6割を超えていた。一方で組織外の機関(者)と情報共有を行っている率は、他2群に比較して低かった。幼保連携型群は、相談における情報共有を施設長や特定の職員に限定する傾向が捉えられた。保育所群は、施設長との情報共有は、認定子ども園と同様に8割を超えているが、特定の職員との情報共有を行っている園(所)が4割、その他の項目は3割以下となっていた。

図 13 相談の情報共有の対象者 (Ⅲ・問 20(7))

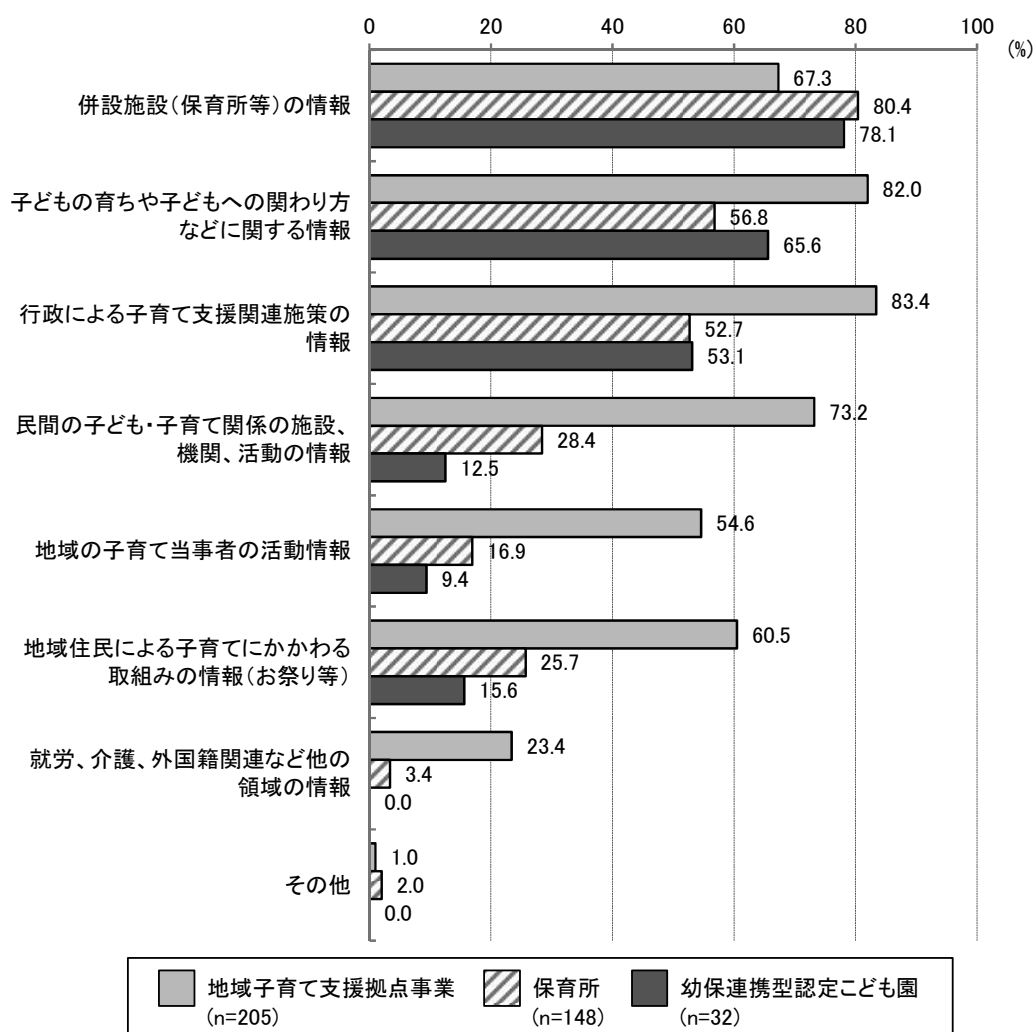


(7) 情報提供の実施

【結果概要】拠点群が提供する情報の内容は、行政が集約している子育て支援情報や子どもの育ち・子育てへのかかわりが多かった。また、他2群に比較して、民間の子育て情報や地域住民による子育て支援の取組み、当事者活動の情報も提供する施設も多かった。拠点群では、通信の発行やニーズに応じた個別的な情報提供を行う施設も多く、他2群に比較して多様な手法で情報提供を行う傾向が認められた。幼保連携型群・保育所群が提供する情報で最も多かった内容は、併設施設の情報であった。幼保連携型群は、保育所群に比較してHP等により情報を提供する施設が多かった。多言語での情報提供に取り組む施設は、拠点群が他2群に比較して多い傾向が認められたが、2割程度にとどまり、3群に共通する今後の課題と考えられた。

「行政による子育て支援関連施策の情報」「子どもの育ちや子どもへの関わり方などに関する情報」「民間の子ども・子育て関係の施設、機関、活動の情報」の順で多かった。一方、幼保連携型群、保育所群では、「併設施設（保育所等）の情報」が拠点群より選択率が高く（ $P < .05$ ）、「子どもの育ちや子どもへの関わり方などに関する情報」「行政による子育て支援関連施策の情報」が続く。3群間で大きな差が認められた項目は、「民間の子ども・子育て関係の施設、機関、活動の情報」「地域住民による子育てにかかわる取組みの情報（お祭り等）」「地域の子育て当事者の活動情報」であり、いずれも25%以上の差があった（ $P < .001$ ）。3群とも他項目と比較して低率であったのは、「就労、介護、外国籍関連など他の領域の情報」である。ただし、拠点群は23.4%が本項目の情報も提供していると回答した。

図 14 提供している情報（Ⅲ・問 21(3)）

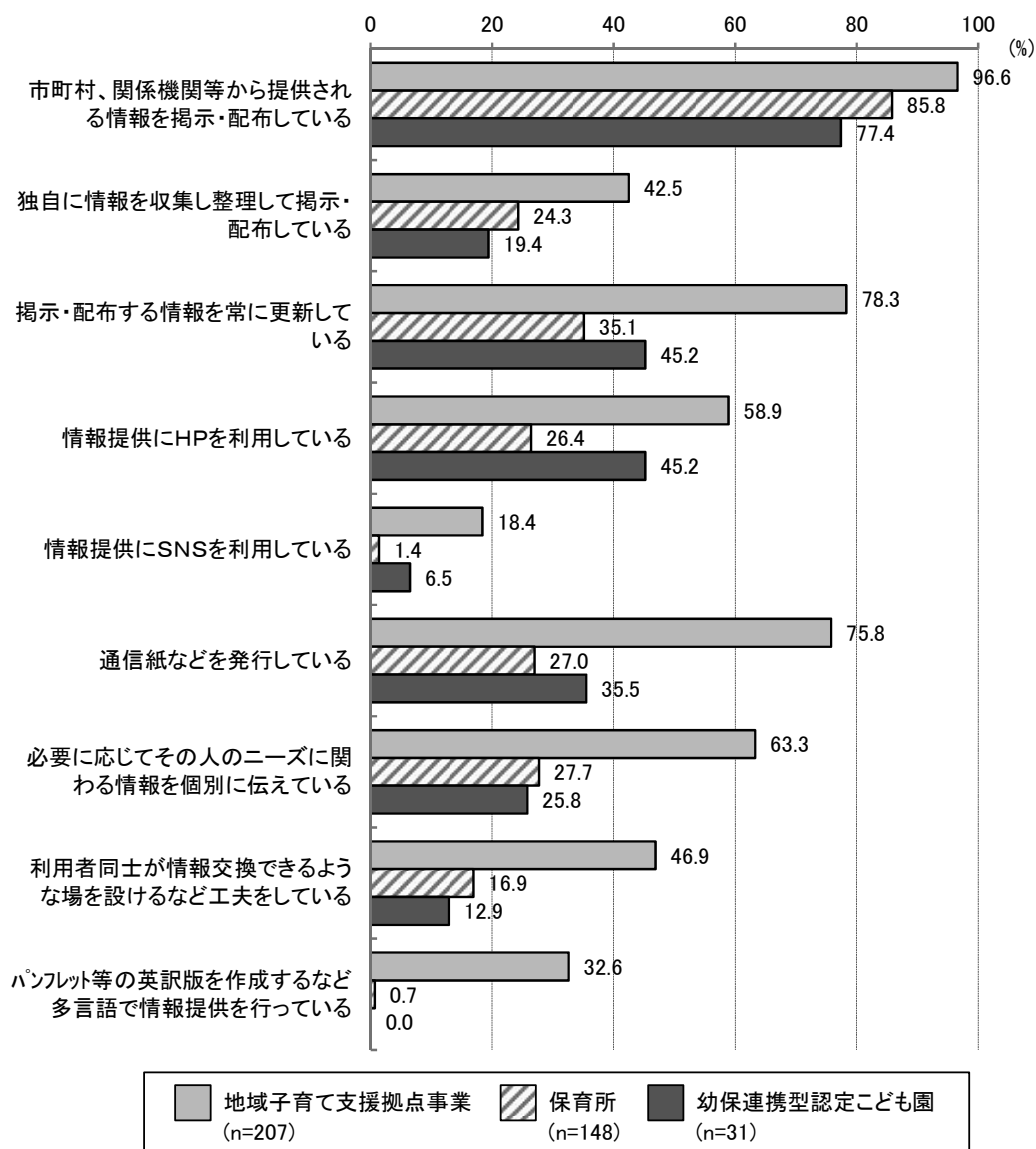


②情報提供の方法

情報提供の方法は、9つの選択肢を設けて尋ねた。いずれの項目も拠点群が高率となった。「多言語での情報提供」の項目は、 $P < .01$ 、他の項目は $P < .001$ で有意な差が認められた。3群とも選択率が最も高かった項目は、「市町村、関係機関等から提供される情報の配布」であり、拠点群で96.6%、幼保連携型群で85.8%、保育所群で77.4%であった。拠点群では、「情報を常に更新している」(78.3%)「通信紙の発行」(75.8%)「ニーズに関わる情報の個別伝達」(63.3%)が続く。いずれの項目も他2群と比較して25%以上の差が認められ、他2群と比較して多様な方法で情報提供を行う施設が多かった。他2群で3割以上の選択率があった項目は、幼保連携型群では「情報提供におけるHPの利用」(45.2%)「情報を常に更新している」(45.2%)、「通信紙の発行」(35.5%)、保育所群は「情報を常に更新し

ている」(35.1%)であった。一方、3群とも選択率が低かった項目は、「多言語での情報提供」「情報提供にSNSを利用する」であった。

図 15 情報提供の方法 (Ⅲ・問 21(4))



(8) 講座（イベント等含む）の開催

【結果概要】拠点群では、他2群に比較して保健師等による専門家による講座や、子どもの発達や子育てに関わる内容の講座の開催する施設が多く、独自に講座を企画して実施する傾向があるが、地域の子育て家庭のニーズに応じた講座よりも支援者の視点からの講座の選択率が高い傾向が認められた。幼保連携型群、保育所群では、約6割の施設で併設施設との交流等に取り組み、両群とも併設施設の行事等を開放している園が約8割あった。講座のテーマは、3群に共通して「子どもの発達・健康」に集中する傾向が認められた

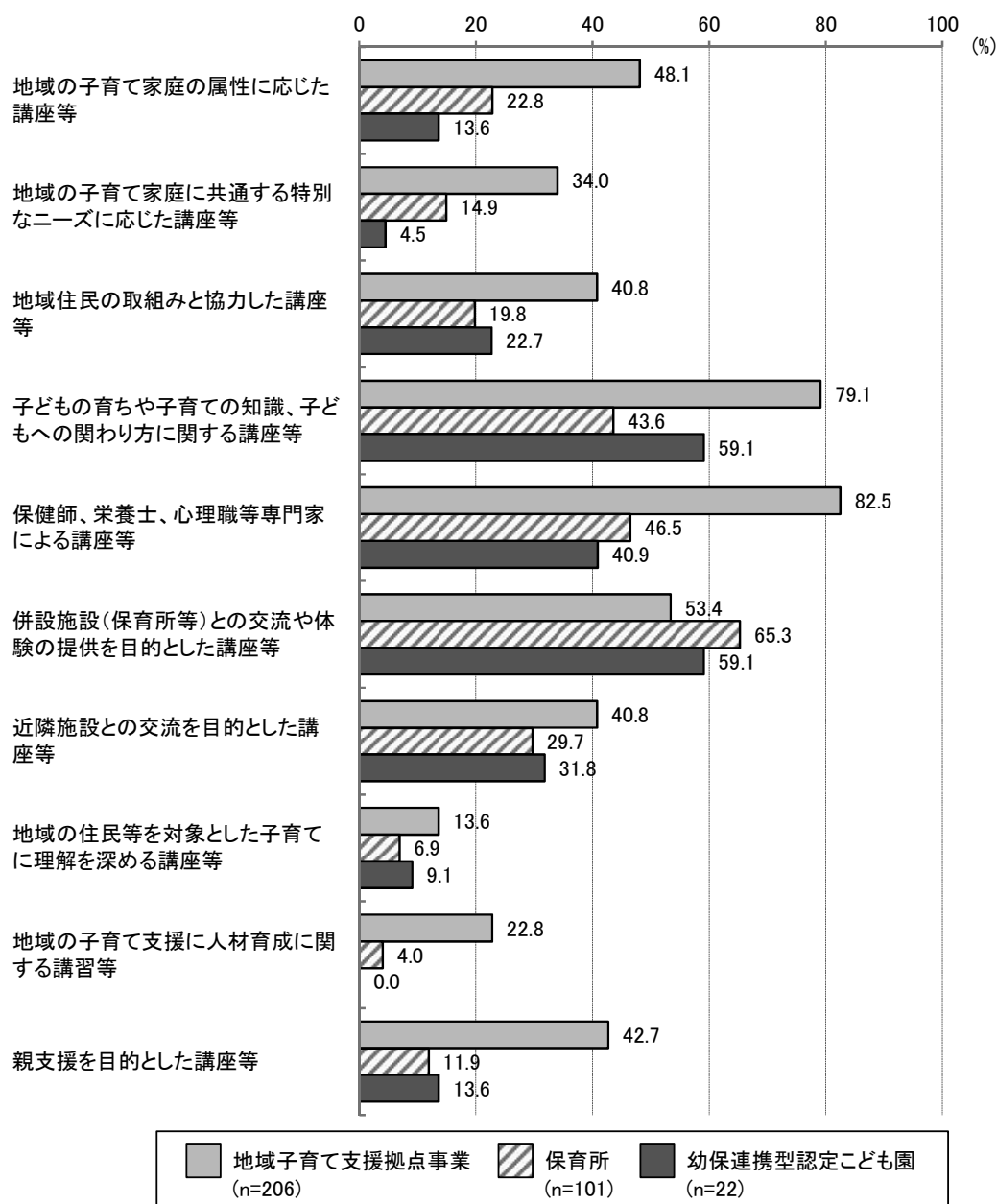
①講座の内容

講座の内容について10の選択肢を設けて、実施の有無を尋ねた。結果、「併設施設（保育所等）との交流や体験の提供を目的とした講座等」は、3群間で有意な差がなく、「地域住民の取り組みと協力した講座等」は $P < .01$ 、その他の項目では、 $P < .001$ で有意な差が認められた。講座の内容については、3群それぞれに特徴が認められた。

拠点群は、「保健師等専門家による講座等」（82.5%）が最も高く、「子どもの育ちや子育ての知識・関わり方に関する講座等」（79.1%）と他項目と比較して20%以上の差があり、拠点群では、保健師等による専門家による講座や、子どもの発達や子育てに関わる内容の講座の開催が多い傾向が認められた。以降、「地域の子育て家庭の属性に応じた講座等」（42.7%）「親支援を目的とした講座等」（48.1%）が続き、他群と比較して20%以上の差が認められた。「地域住民の取り組みと協力した講座等」（40.8%）となり、他群と18%以上の差があった。

幼保連携型群では、約6割の施設で併設施設との交流や子どもの育ち・子育ての知識等の提供を目的とした講座が開催されていた。「併設施設（保育所等）との交流や体験の提供を目的とした講座等」（59.1%）は、唯一拠点群よりも高率であった（有意差無）。同率で「子どもの育ちや子育ての知識、子どもへの関わり方に関する講座等」、以下「保健師等専門家による講座等」（40.9%）「近隣施設との交流を目的とした講座等」（31.8%）他項目の実施園は3割以下であった。保育所群では、幼保連携型群と同様に「併設施設（保育所等）との交流や体験の提供を目的とした講座等」（59.1%）が唯一拠点群よりも高率であった（有意差無）。以降「保健師等専門家による講座等」（46.5%）「子どもの育ちや子育ての知識・関わり方に関する講座等」（43.9%）であった。他の7項目は選択率が30%以下であった。ただし、現行の保育所保育指針（2008年版）、教育・保育要領（2015年版）いずれにおいても講座の開催が示されていないこと、拠点群と比較して人員配置が少ないことからこの結果は妥当であると考えられた。

図 16 講座の内容（Ⅲ・問 22(3)）

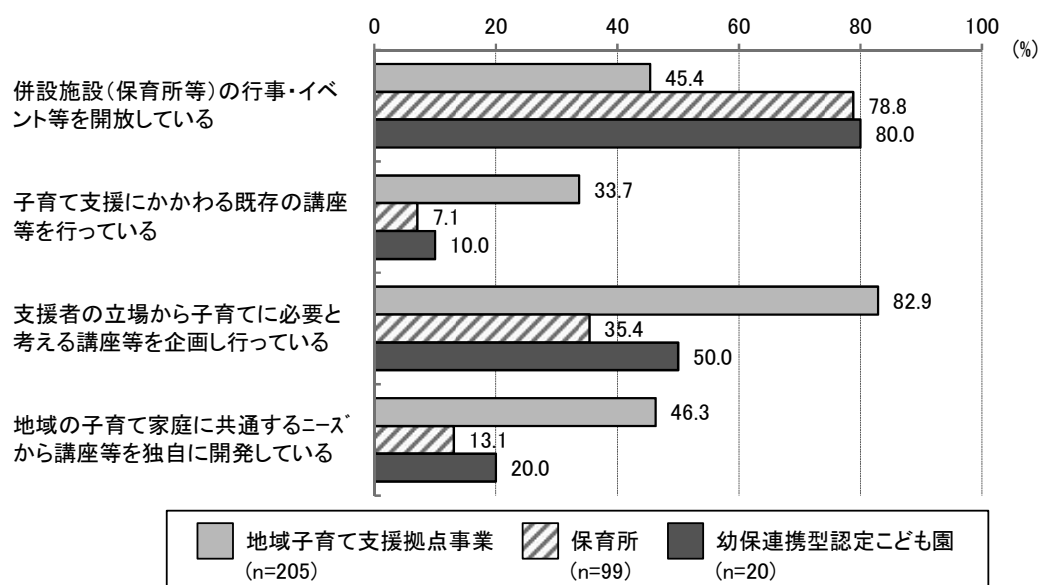


②講座の形態 (P<.001)

講座の形態について4つの選択肢を設けて尋ねた。全ての項目で有意差 (P<.001) が認められた。拠点群が他に群に比較して高率であったのは、「支援者の立場から子育てに必要と考える講座等」(82.9%)であった。また「地域の子育て家庭に共通するニーズから講座等を独自に開発している」(46.3%)、「子育て支援にかかわる既存の講座等 (NP[※]等) を行っている」(33.7%) も他2群より高率であった。拠点群は、他2群に比較して独自に講座を企画して実施する傾向があるが、地域の子育て家庭のニーズに応じた講座よりも、支援者の視点からの講座の選択率が高い傾向が認められた。

一方、幼保連携型群と保育所群が、拠点群に比較して高率であったのは、「併設施設 (保育所等) の行事・イベント等の開放」(幼保連携型群 80.0%、保育所群 78.8%)であった。

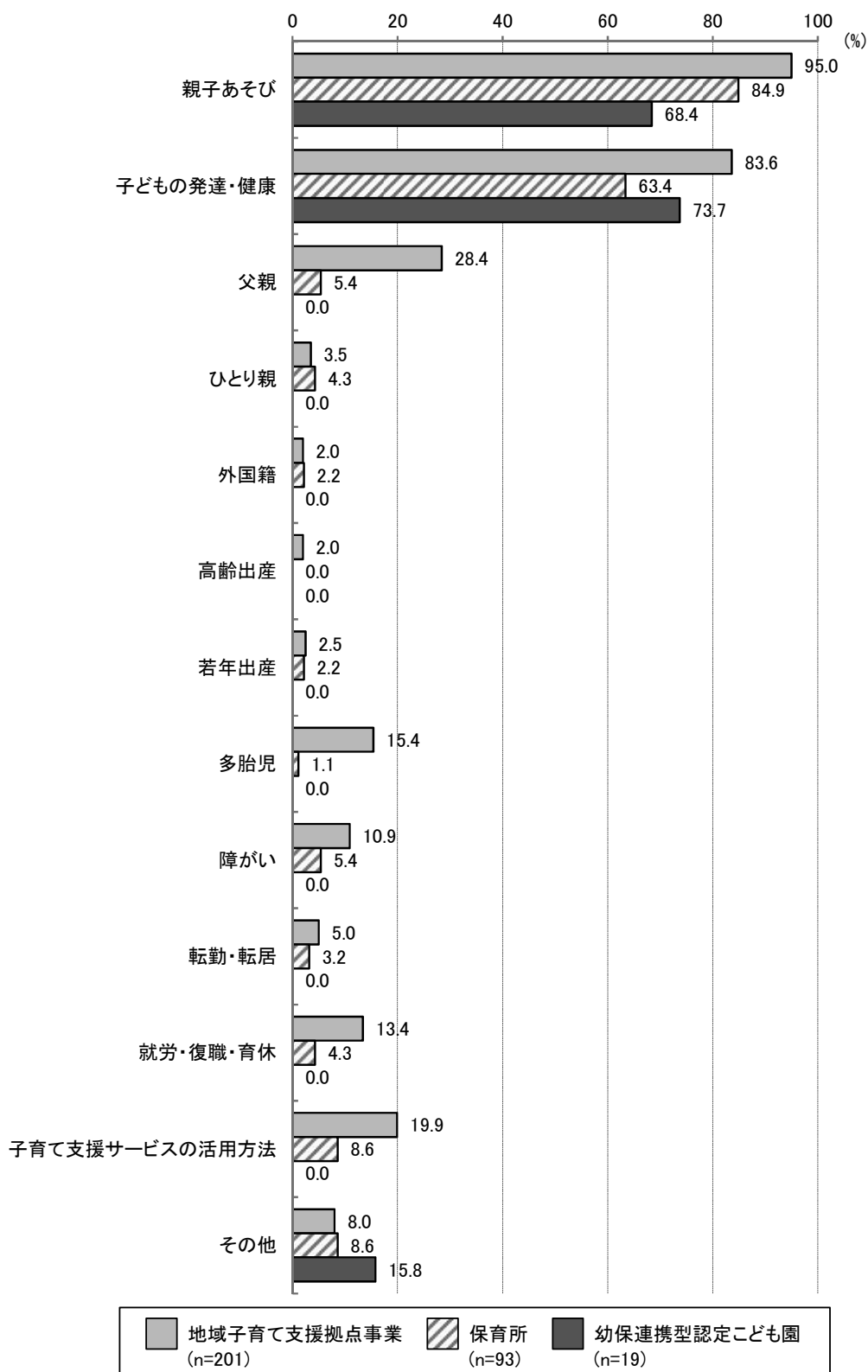
図 17 講座の形態 (Ⅲ・問 22(4))



③講座のテーマ

講座のテーマについて11の選択肢を設けて尋ねた。結果、「親子あそび」(P<.001)「子どもの発達・健康」(P<.01)「父親」(P<.001)「多胎児」(P<.001)「就労・復職・育休」(P<.05)「子育て支援サービスの活用方法」(P<.01)で有意差が認められた。3群に共通して他項目より、高い選択率を得ていた項目は「子どもの発達・健康」であり、拠点群 83.6%、幼保連携型群 73.3%、保育群 63.4%であった (P<.01)。拠点群では、他2群に高率となった項目が多かったが次点の「父親」も 28.4%にとどまり、「子どもの発達・健康」以外のテーマの選択率は3割以下であった。保育所群では、「子どもの発達・健康」以外のテーマの選択率は10%以下、幼保連携型群では0.0%であった。

図 18 講座のテーマ（Ⅲ・問 22(5)）



(9) 職員の支援体制

【結果概要】 担当職員をサポートする仕組みを有し職員が認識している施設は、拠点群で約7割、幼保連携型群で約5割、保育所群で約6割であるが、いずれの群も約8割以上の施設で担当職員は業務について相談できる人を有していた。拠点群では、施設長よりも同僚に相談することが多く、保健師に相談する職員も5割程度認められた。幼保連携型群、保育所群では、施設長に相談する施設が多い傾向が認められた。3群に共通して業務に関する相談内容の上位は、「個別相談事例への対応」「交流の場等を訪れる親子の様子」であるが、拠点群は他2群に比較して選択率が高く、交流促進や場の構成についても5割程度の施設がよく相談すると回答していた。

①職員の相談・援助体制と相談相手の有無

地域子育て支援担当職員の相談・援助体制の有無を尋ねた。担当職員の相談・援助体制があるという回答は、拠点群73.2%、幼保連携型群50.0%、保育所群60.4%であった(P<.01)。一方、地域子育て支援の業務について相談する人の有無は、拠点98.6%、幼保連携型群84.6%、保育所群89.6%であった(P<.001)。担当職員をサポートする仕組みを有し職員が認識している施設は、拠点群で約7割、幼保連携型群で約5割、保育所群で約6割であるが、いずれの群も約8割以上の施設で担当職員は業務について相談できる人を有していた。

図19 職員の相談・援助体制の有無 (V・問29)

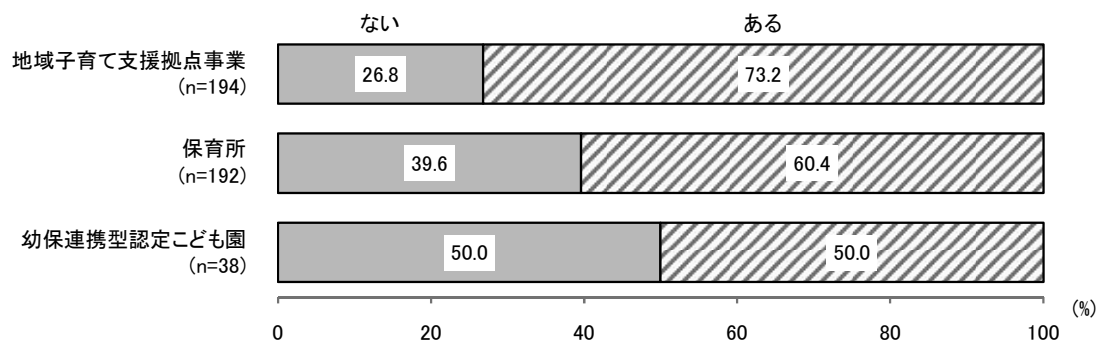
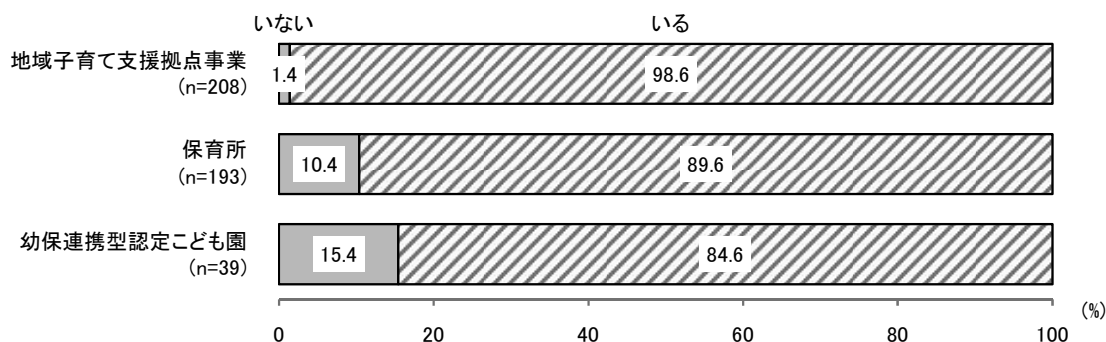


図20 相談相手の有無 (V・問30)

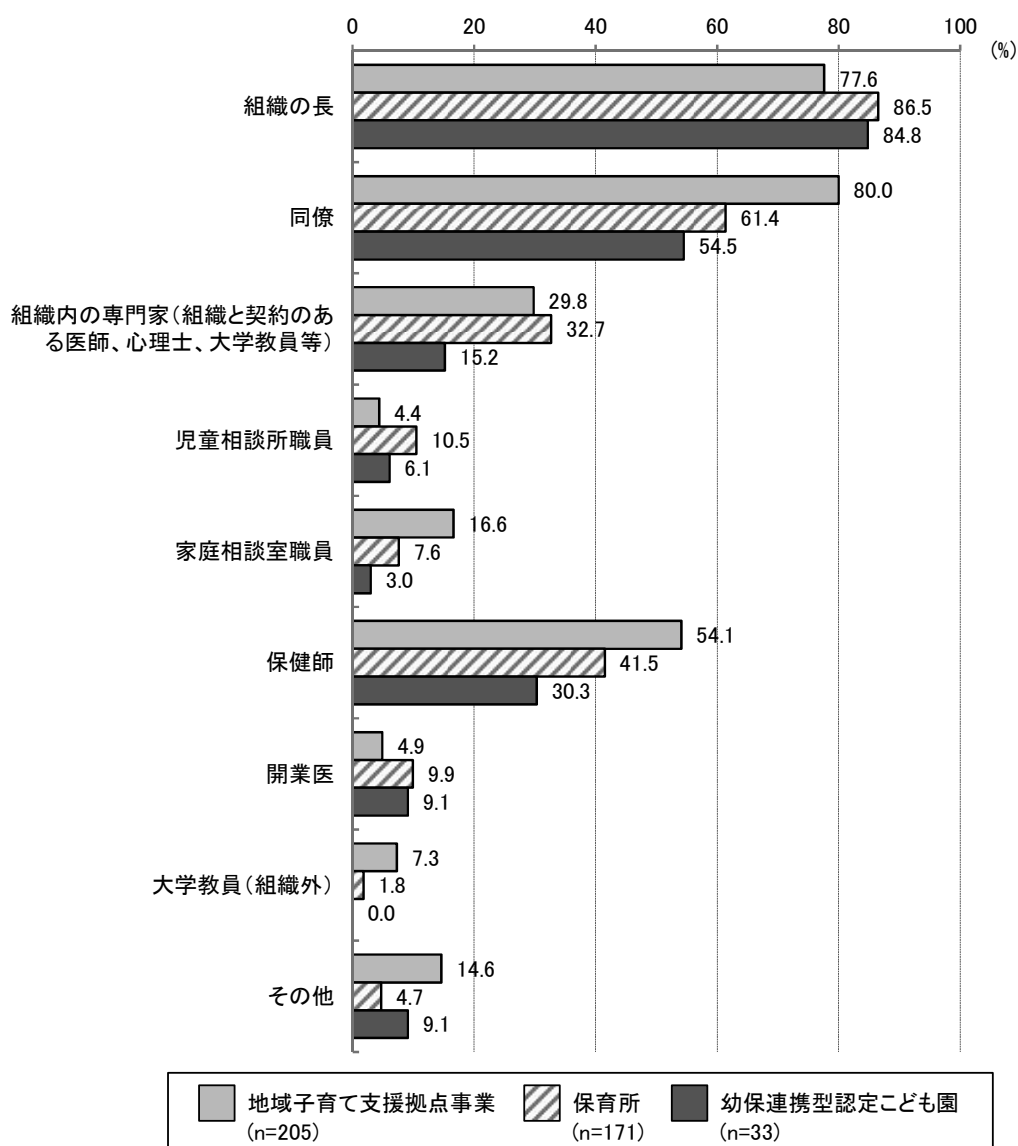


②相談する相手

担当職員に業務について相談する相手は誰かを9つの選択肢で尋ねた。同僚 (P<.001) 家庭児童相談室 (P<.01) 保健師 (P<.01) 大学教員 (P<.05) その他 (P<.01) で有意な差が認められた。

3群それぞれに特徴が認められ、拠点群は、「同僚」(80.0%)「施設長」(77.6%)「保健師」(54.1%)であった。幼保連携型群は、「施設長」(84.8%)「同僚」(54.5%)「保健師」(30.3%) 保育所群は、「施設長」(86.5%)「同僚」(61.4%)「保健師」(41.5%)の順であった。3群ともよく相談する相手は「同僚」「施設長」「保健師」であるが、拠点群では、施設長よりも同僚に相談することが多く、幼保連携型群、保育所群では施設長に相談する施設が多い傾向が認められた。拠点事業では、5割以上の施設で外部の保健師を業務内容の相談対象としており、保健師との連携の様子もうかがえた。

図 21 相談する相手 (V・問 31)



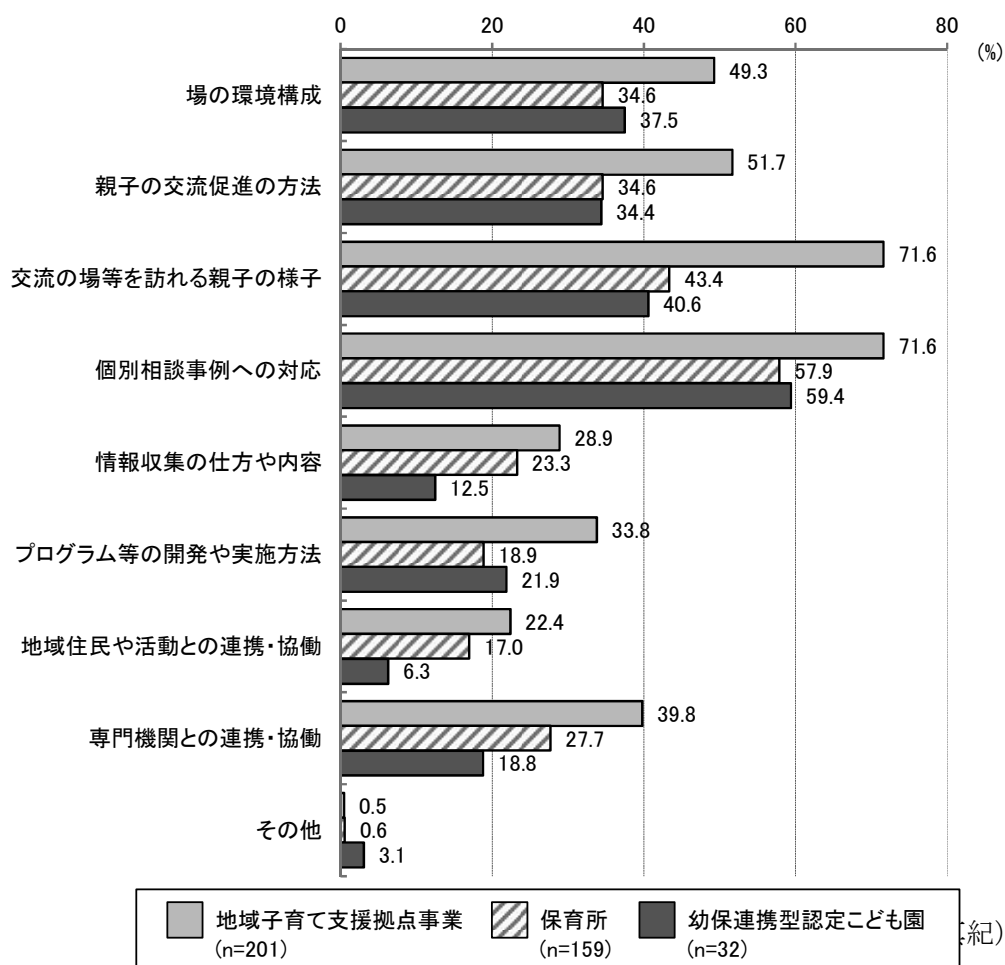
③職員の相談内容

担当職員がよく相談する業務内容を8つの項目で尋ねた。「場の環境構成」(P<.05)「親子の交流促進の方法」(P<.01)「交流の場等を訪れる親子の様子」(P<.001)「個別相談事例への対応」(P<.05)「プログラム等の開発や実施方法」(P<.05)「専門機関との連携・協働」(P<.05)で有意差が認められた。

拠点群でよく相談していた内容は、「個別相談事例への対応」(71.6%)「交流の場等を訪れる親子の様子」(71.6%)であった。また、拠点群では、有意差が認められた項目「親子の交流促進の方法」(51.7%)「場の環境構成」(49.3%)「専門機関との連携・協働」(39.8%)「プログラム等の開発や実施方法」(33.8%)においても他群と比較して約10%選択率が高かった。幼保連携型群は、選択率の上位から「個別相談事例への対応」(59.4%)「交流の場等を訪れる親子の様子」(40.6%)、保育所は、「個別相談事例への対応」(57.9%)「交流の場等を訪れる親子の様子」(43.4%)であった。

3群に共通して業務に関する相談内容の上位は、「個別相談事例への対応」「交流の場等を訪れる親子の様子」であるが、拠点事業群と他2群間で10%程度の差が認められた。

図 22 職員の相談内容 (V・問 32)



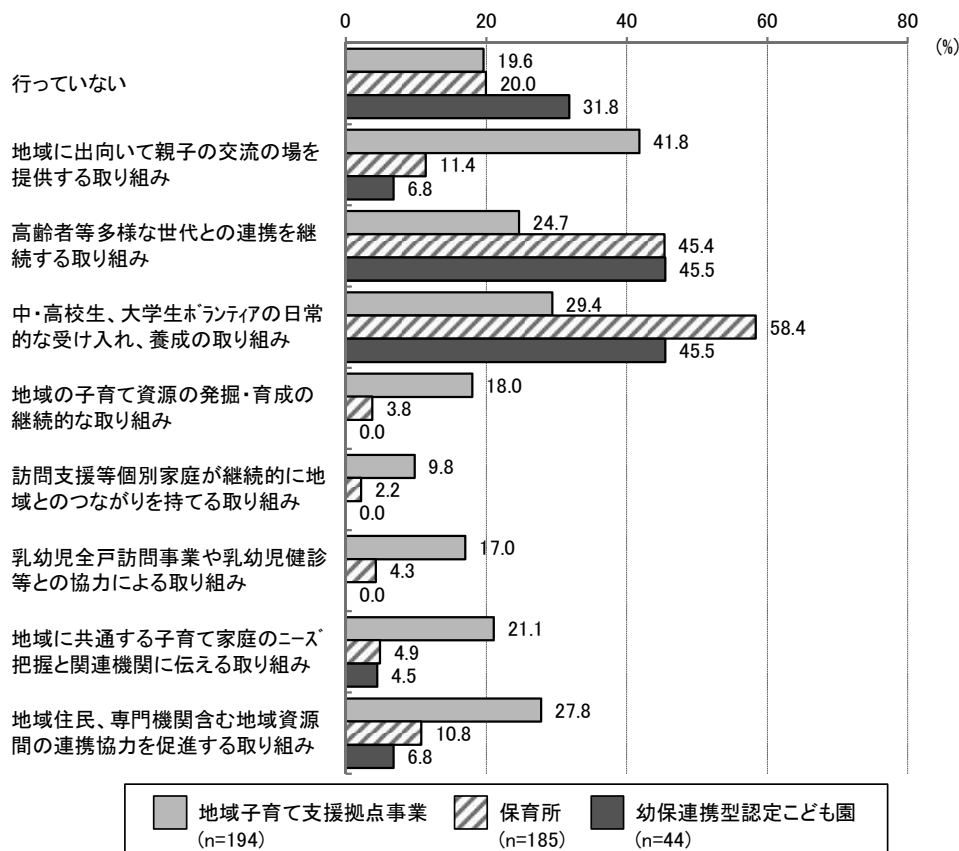
(10) 地域資源や他機関とのつながり

【結果概要】 3群とも地域連携が「うまくいっている」の回答が5割を超えるが、個々の取り組みや連携状況に違いがみられる。拠点群は地域へ出向いての交流の場提供、保育所群と幼保連携型群は、多世代連携、学生ボランティア受入れ・養成に積極的であった。他機関とのつながりに関しては、拠点群は児童相談所や警察など公的機関、保育所群・幼保連携型群は、子育て当事者グループやNPOなどとの関わりが少ない傾向がみられた。

①地域での取り組み

「地域に出向いて親子の交流の場を提供する取り組み」では、拠点群は41.8%が実施しているが、保育所群は11.4%、幼保連携型群は6.8%と低い結果となった（ $P < .001$ ）。保育所群と幼保連携型群の実施率が高かった項目は、「高齢者等多様な世代との連携を継続する取り組み」（ $P < .001$ ）「中・高校生、大学生ボランティアの日常的な受け入れ、養成の取り組み」（ $P < .001$ ）であり、保育所群と幼保連携型群では約5割の施設が実施していたが、拠点群では約3割にとどまった。「地域の子育て資源の発掘・育成の継続的な取り組み」（ $P < .001$ ）「乳幼児全戸訪問事業や乳幼児健診等との協力による取り組み」（ $P < .001$ ）「地域住民、専門機関を含む地域の資源間の連携や協力を促進する取り組み」（ $P < .001$ ）は、保育所群と幼保連携型群がほぼ1割に満たないのに対して、拠点群では2割ほどが実施している。

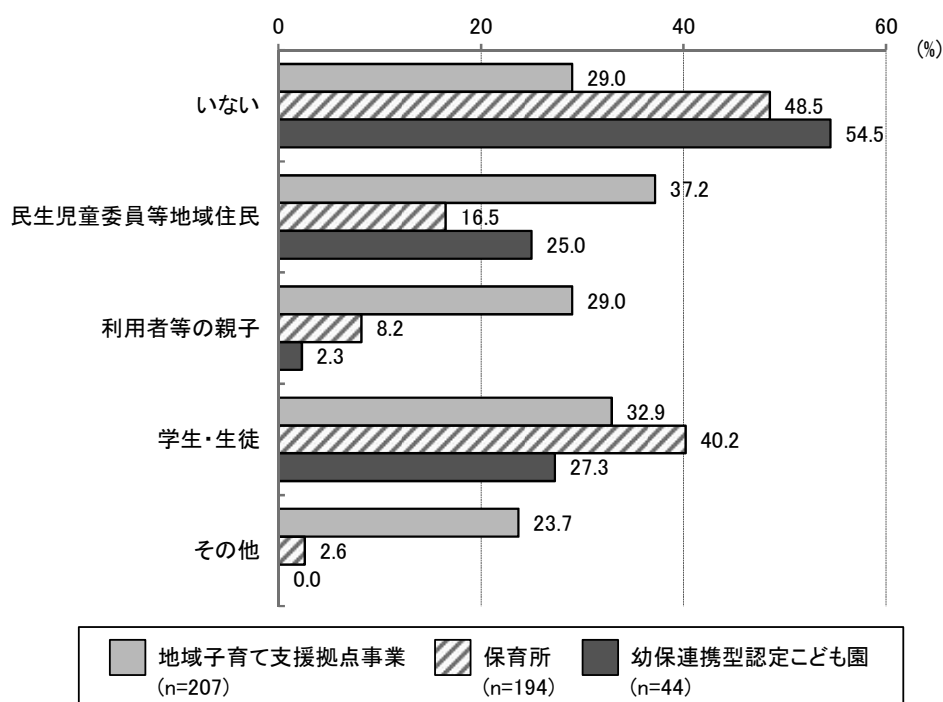
図 23 地域での取り組み（Ⅳ・問 23）



②ボランティアの参加

保育所群と幼保連携型群の約5割が、ボランティアは参加していないと答えている。ボランティアの属性は、拠点群では「民生児童委員等地域住民」が4割弱なのに対し、保育所群、幼保連携型群は2割程度である (P<.001)。「利用者等の親子」については、拠点群が3割弱なのに対して保育所群、幼保連携型群は1割に満たなかった (P<.001)。

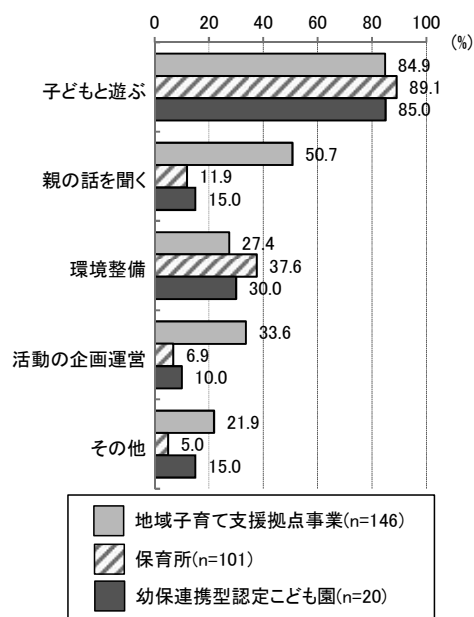
図 24 ボランティアの参加 (IV・問 24)



③ボランティア活動の内容

「子どもと遊ぶこと」や「環境整備」では、3群とも8割を超え有意な差はなかった。拠点群が他2群より選択率が高かった項目は、「親の話を聞く」(50.7%)、「活動の企画運営への参加」(33.6%)であった (いずれも P<.001)。

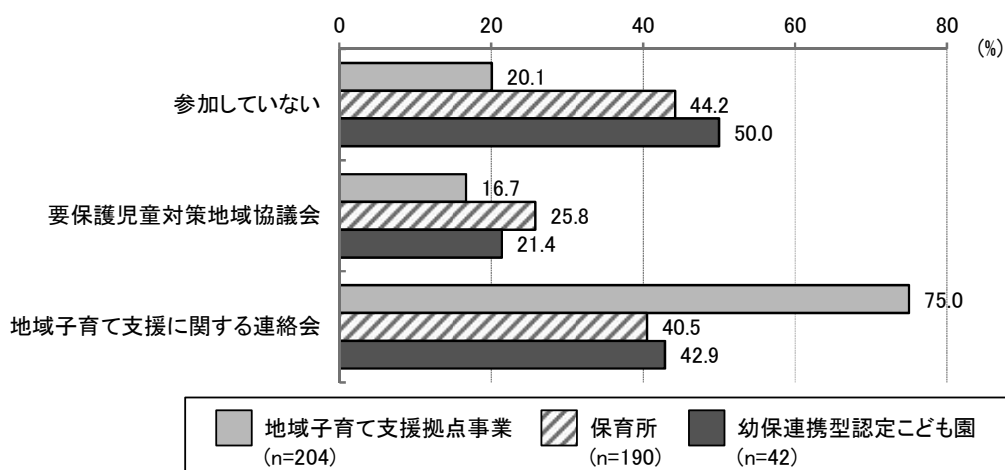
図 25 ボランティア活動の内容 (IV・問 25)



④子育て支援関連の連絡会等への参加状況

「要保護児童対策地域協議会への参加」が「ある」と回答した割合は、拠点群 16.7%、保育所群 25.8%、幼保連携型群 21.4%となっており、要保護児童対策地域協議会への参加している施設は3群とも3割未満であった。「地域子育て支援に関する連絡会」については、拠点群が7割を超えるのに対して保育所群、幼保連携型群は4割程度にとどまる (P<.001)。

図 26 子育て支援関連の連絡会等への参加状況 (IV・問 26)



⑤地域の団体等との関係

「日常的に情報を交換しながら共に支援や取り組みを行っている」で最も高い割合であったのは3群とも「市町村行政所管課」で、拠点群、保育所群は5割を超えている。その他で3群とも3割を超えているのは「保健所・保健センター」である。また、保育所群では「保育所 (併設の場合併設以外)」、拠点群で「他の地域子育て支援拠点事業」、幼保連携型群で「認定こども園 (併設施設以外)」が3割を超えている。

一方、「全く関わりがない」では、拠点群と保育所群に20%以上の差が有意にみられたのは、「学校 (小中高)」(P<.001)「教育相談室・教育センター等」(P<.001)「家庭児童相談室・福祉事務所」(P<.05)「児童相談所」(P<.001)「警察」(P<.001)「医療機関」(P<.001)「子育てサークル等の当事者グループ」(P<.001)「子育て支援関連NPOや団体」(P<.001)「町内会・自治会」(P<.001)「高齢者施設 (デイケア、入所施設等)」(P<.001)である。この中で「子育てサークル等の当事者グループ」「子育て支援関連NPOや団体」以外は、拠点群の方が「全く関わりがない」と答えた割合が高くなっている。

図 27 地域の団体等との関係（Ⅳ・問 27）－地域子育て支援拠点事業

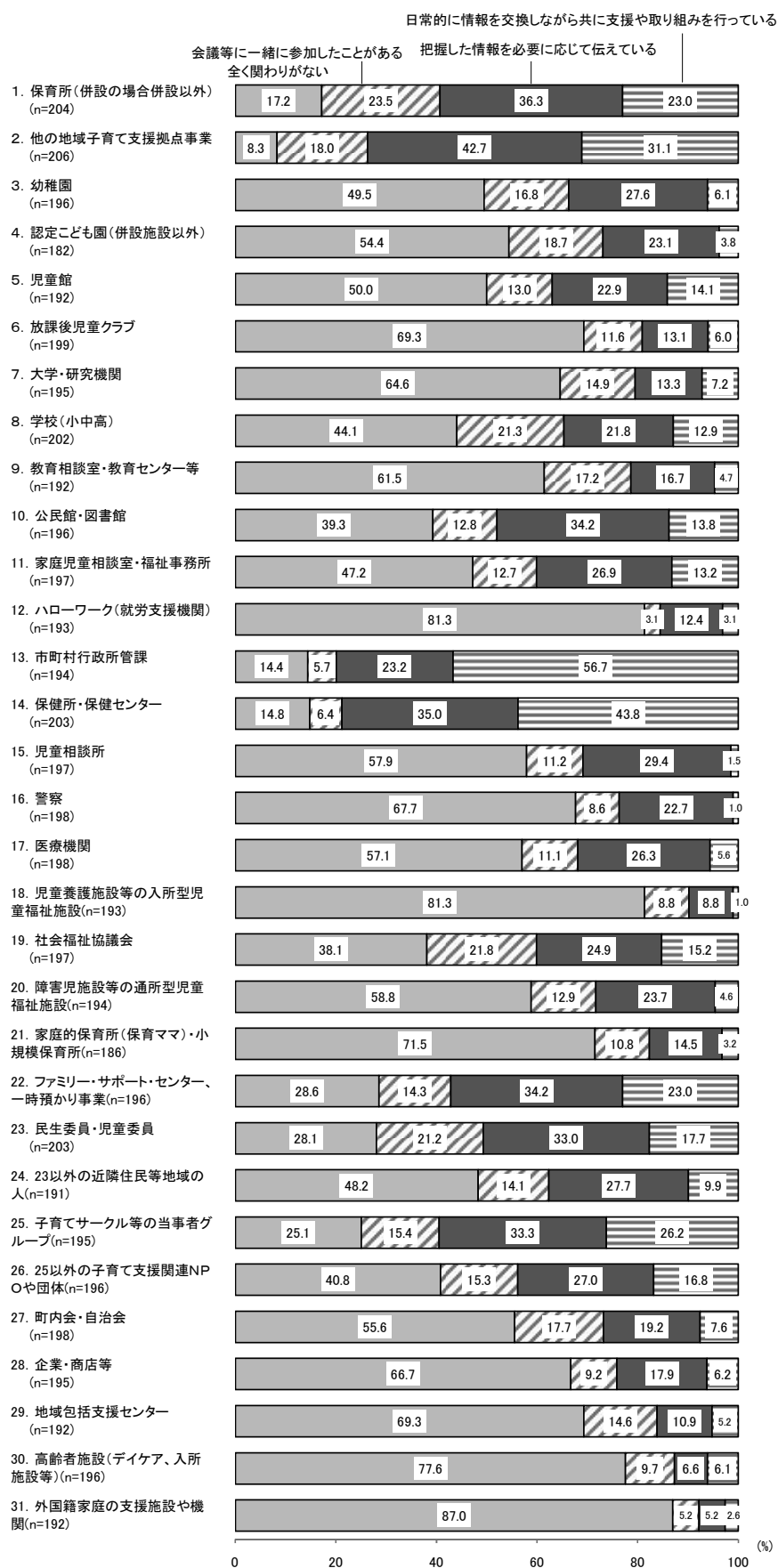


図 28 地域の団体等との関係（Ⅳ・問 27）－保育所

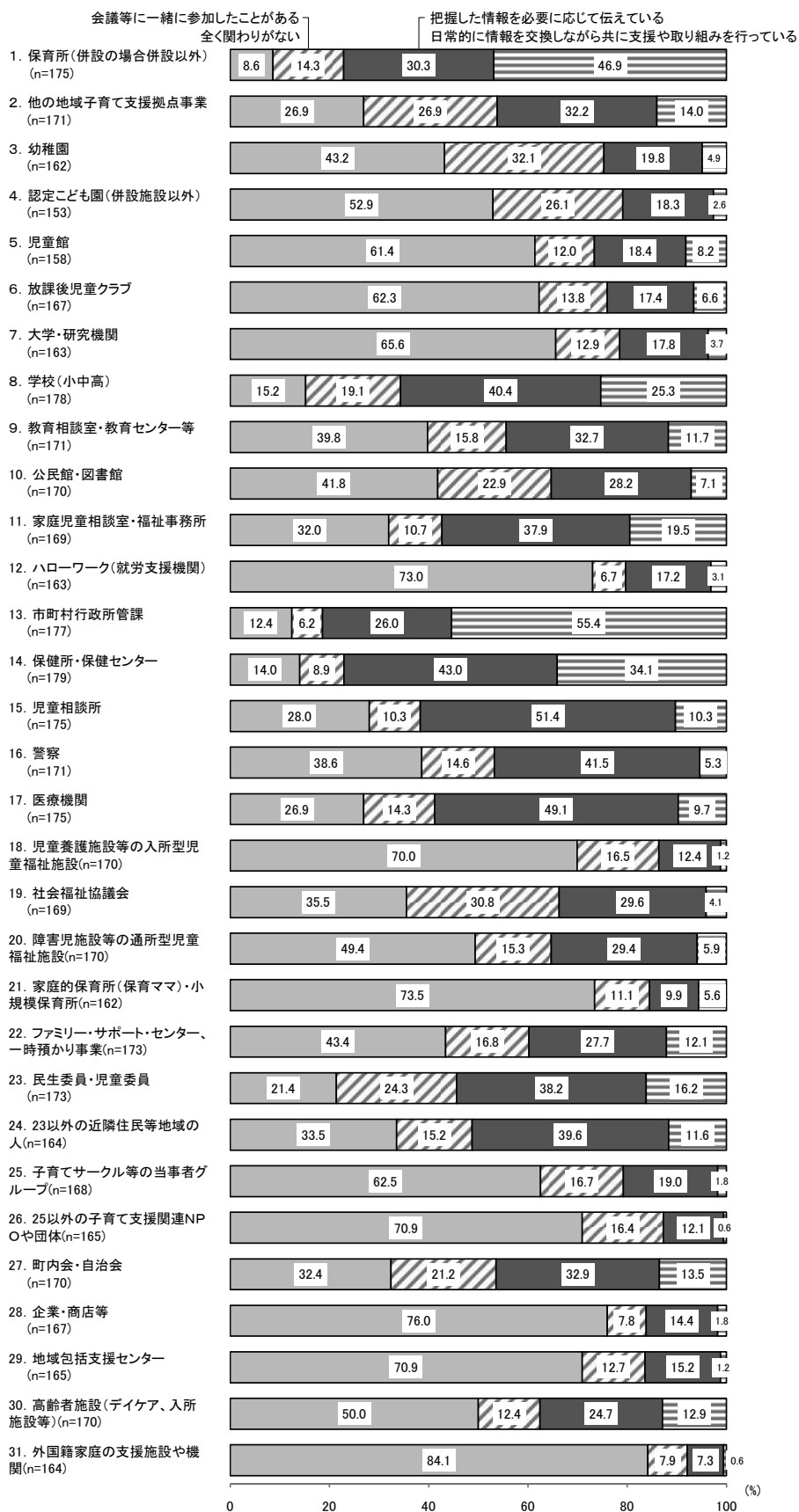
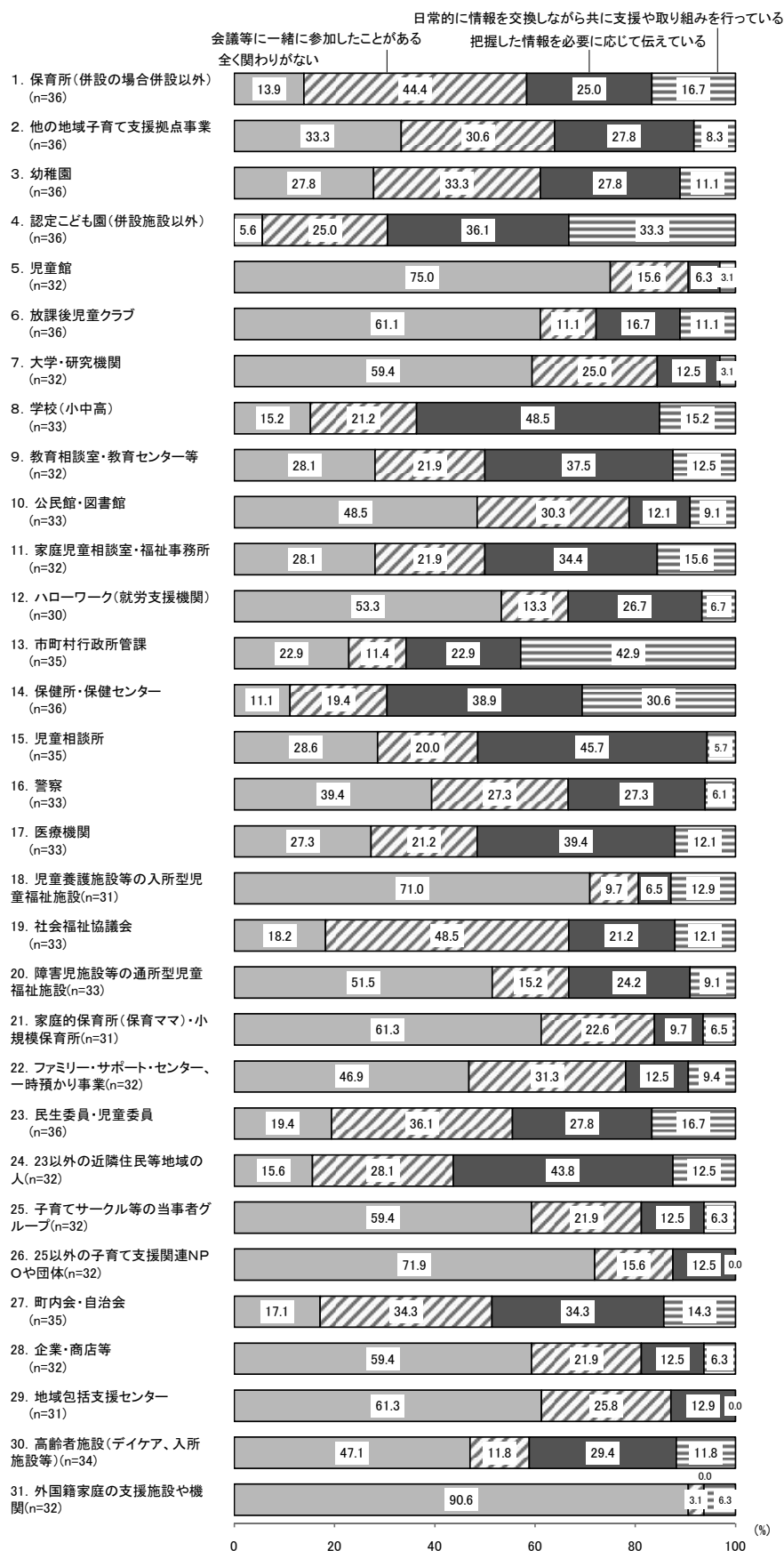


図 29 地域の団体等との関係（Ⅳ・問 27）－幼保連携型認定こども園



⑥地域連携の状況

3群とも5割以上が「うまくいっている」と答えており差がみられない。うまくいかない理由で最も多いのは、拠点群、幼保連携型群が「接点がない」で4割、保育所群が「人手が足りない」で6割である。

図 30 地域連携の状況【評価】(IV・問 28)

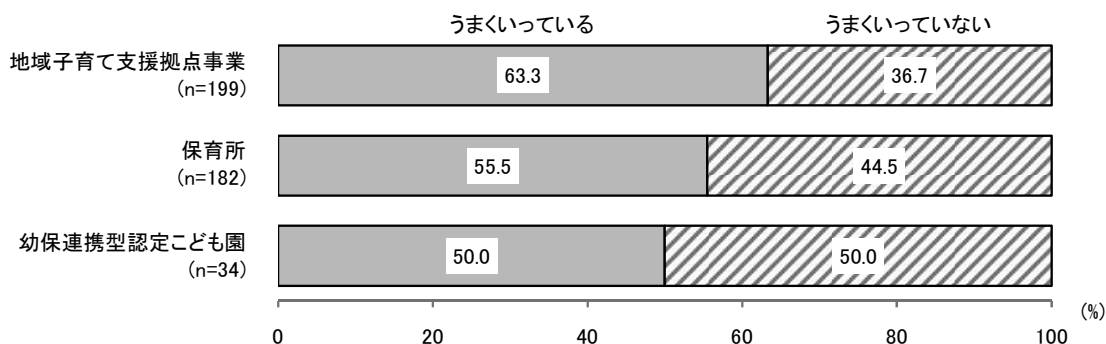
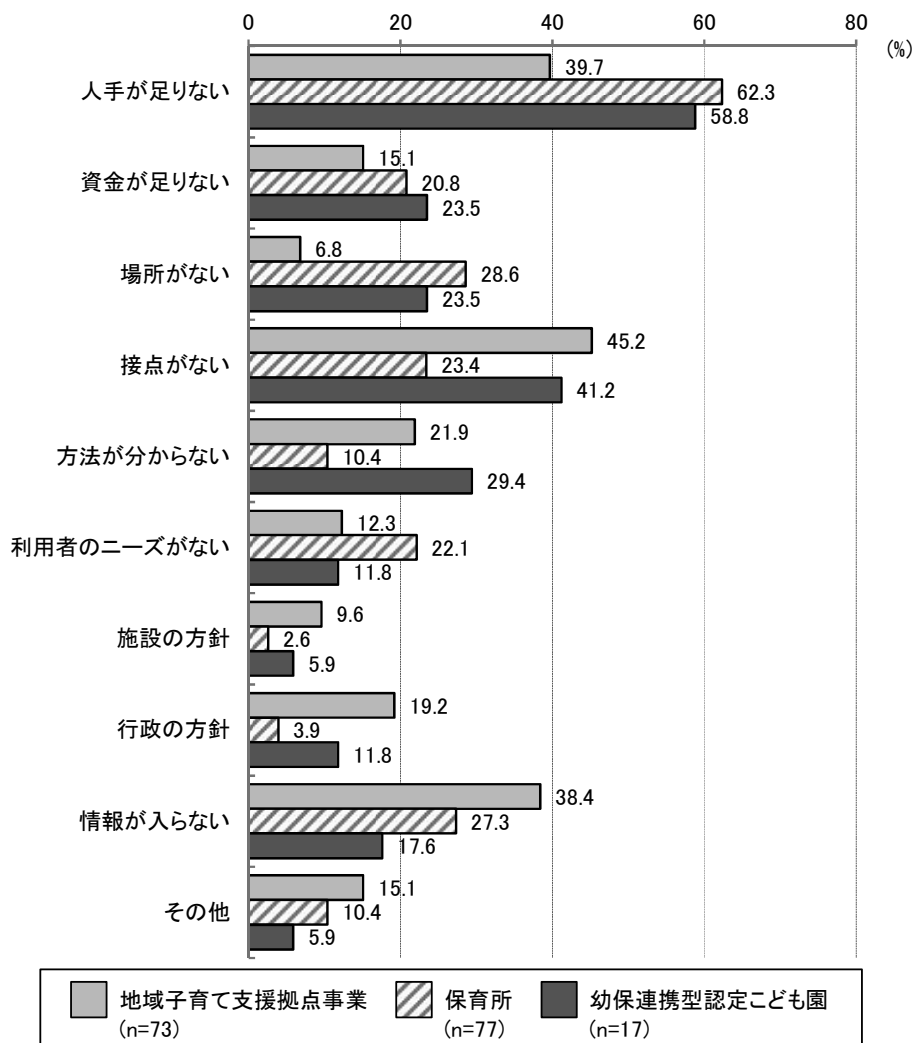


図 31 地域連携の状況【うまくいっていない理由】(IV・問 28)



(11) 重点取り組みと支援効果

【結果概要】重点取り組みで3群ともに高かったのは「遊びや生活体験を通した子どもの健全育成」「同年齢・異年齢の子ども同士の交流」「親子の関係づくり」「親に対する情報提供や相談援助」「親同士の交流や仲間作り」であるが、全体的に拠点群が高い。

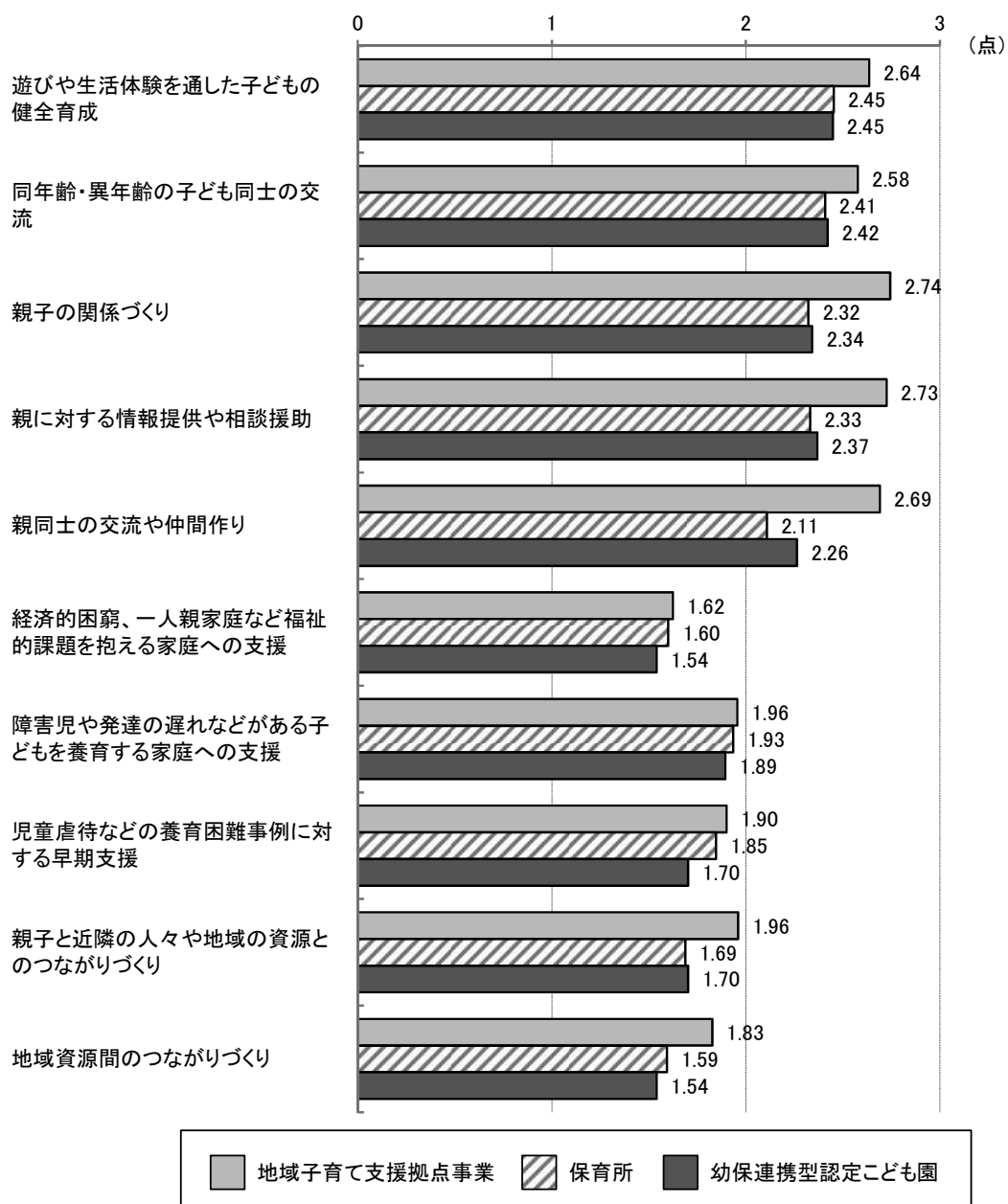
親子への支援効果については、「子どもの遊びや生活体験に広がりが見られるようになった」「子ども同士のかかわり合いや交流が見られるようになった」などは3群とも高いが、すべての項目で拠点群が高い結果となった。

①重点取り組み

「遊びや生活体験を通した子どもの健全育成」「同年齢・異年齢の子ども同士の交流」「親子の関係づくり」「親に対する情報提供や相談援助」「親同士の交流や仲間作り」では3群とも2点台であるのに対して、「経済的困窮、一人親家庭など福祉的課題を抱える家庭への支援(他の専門機関への相談含む)」「障害がある子どもや、発達の遅れなどが見られる子どもを養育する家庭への支援」「児童虐待などの養育困難事例に対する早期支援(他の専門機関への相談含む)」「親子と近隣の人々や地域の資源とのつながりづくり」「地域資源間のつながりづくり」では1点台となっている。

3群間の比較では、「遊びや生活体験を通した子どもの健全育成」(P<.05)「同年齢・異年齢の子ども同士の交流」(P<.05)で拠点群と保育所群、「親子の関係づくり」「親に対する情報提供や相談援助」「親同士の交流や仲間作り」「親子と近隣の人々や地域の資源とのつながりづくり」「地域資源間のつながりづくり」で拠点群と保育所群(すべてP<.001)、拠点群と幼保連携型群(すべてP<.05)で有意な差がみられ、すべての項目で拠点群が上回っている。

図 32 重点取り組み（VI）

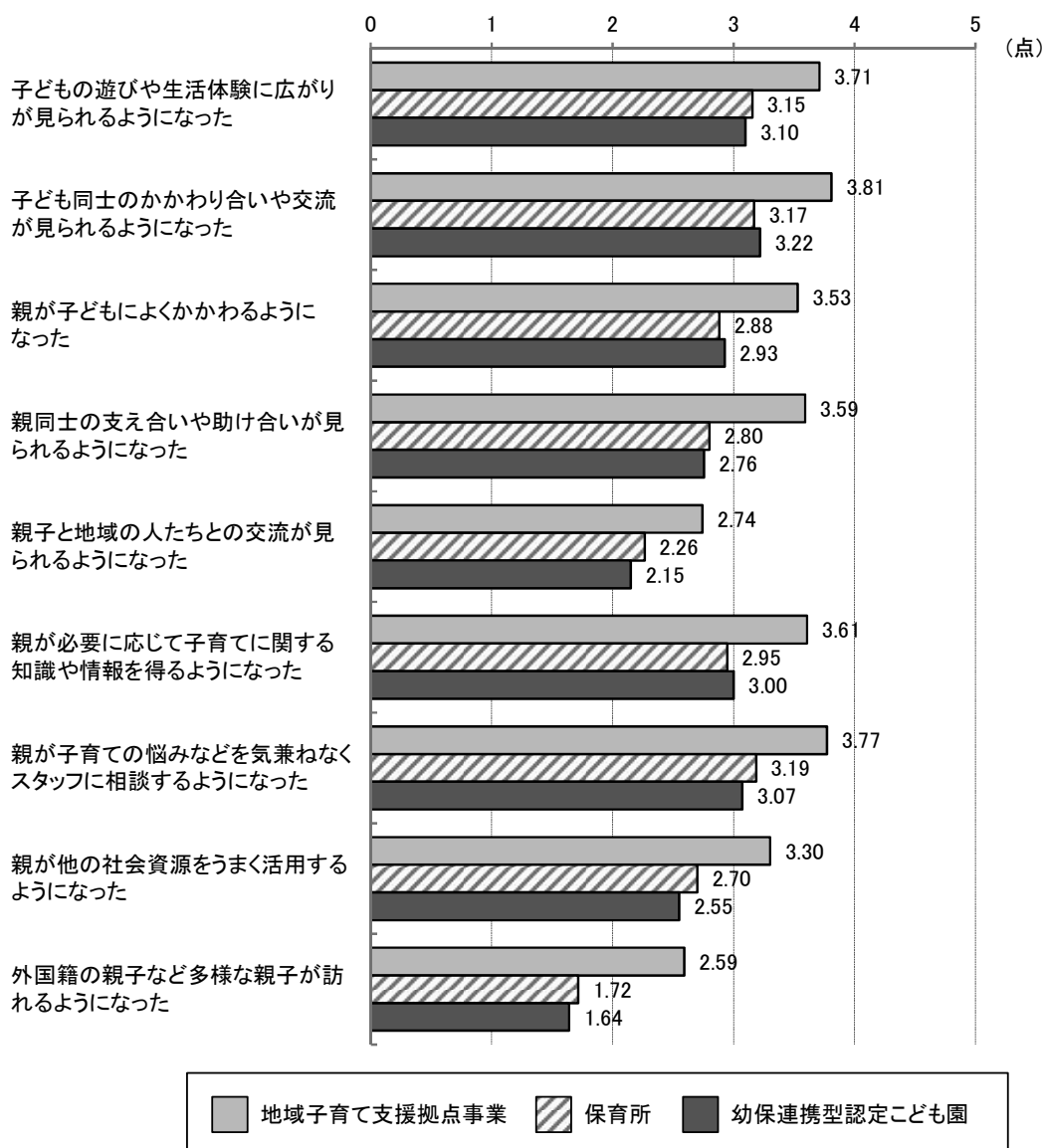


②親子への支援効果

すべての項目で拠点群と保育所群、拠点群と幼保連携型群で有意な差（すべて $P < .001$ ）がみられ、拠点が上回っている。

拠点群が「親子と地域の人たち（ボランティアなど）との交流が見られるようになった」「外国籍の親子など多様な親子が訪れるようになった」以外はすべて3点台なのに対して、保育所群は「子どもの遊びや生活体験に広がりが見られるようになった」「子ども同士のかかわり合いや交流が見られるようになった」「親が子育ての悩みなどを気兼ねなくスタッフに相談するようになった」のみが3点台であり、幼保連携型群も保育所群と同様の項目に加えて「親が必要に応じて子育てに関する知識や情報を得るようになった」のみが3点台であった。

図 33 親子への支援効果（Ⅷ）



(12) 災害への備え

すべての項目で拠点に比べて保育所群、認定こども園が高い割合であり、「災害時マニュアル作成」「避難訓練」では9割を超えている。特に「食料品の備蓄」は保育所群、認定こども園は7割を超えるのに対して拠点は3割にとどまっている（P.05）。

※ NP：「ノーバディズ・パーフェクトプログラム」。1980年代にカナダの保健省で開発された親支援プログラム。2000年頃から日本に導入され、地域子育て支援拠点事業等の中には本プログラムを実施している施設もある。また日本で開発された親支援プログラムを実施する施設もある。

II. 量的調査に関する考察

本研究の量的調査の目的は、地域子育て支援拠点事業、保育所、幼保連携型認定こども園における地域子育て支援の実践状況等を比較分析し、それぞれの事業特性を踏まえた地域子育て支援の展開や課題について明らかにすることにあった。そこで、量的調査の結果から3者の地域子育て支援の特徴について考察したうえで、今後の地域子育て支援の展開や課題について述べる。

1. 地域子育て支援拠点事業における地域子育て支援の特徴

本研究の拠点群は、「交流の場の提供」「情報提供」「相談援助」「講座の開催」という地域子育て支援拠点事業の基本4事業については、98%以上が行っていた。また、84%が1日5時間以上開設しており、職員配置（2名以上）、週の開設日数（3日以上）の要件は、拠点群の全ての施設が満たしていた（100%）。連携型（1日3時間以上）を含むことを考慮すれば、本調査対象となった拠点群の施設が、交付金の受託要件となる実施要綱の規程を遵守して事業を実施しているといえる。そこで、実施要綱の規程を遵守している地域子育て支援拠点事業の特徴として以下、拠点群の結果について考察する。

交流の場については「専門の部屋」を利用している拠点群が84.8%、「職員が常にいる」が95.2%など、他の2群に比べても安定した場所・スタッフで事業が実施されていることがわかった。それを基礎に、地域の子育て家庭が交流の場に立ち寄りやすい工夫、交流促進の工夫として、「入り口などレイアウトの工夫」「属性別の利用日の設定」「親同士を紹介する」といった取り組みが目立った。とりわけ、「開室時間内は自由に入退室」としている拠点群が90.4%に達したことは、予約をしなくても気軽に立ち寄り交流・相談ができる、という拠点事業の重要な要素が理解されていることを示している。「親同士を紹介する」「昼食を食べる場を設ける」なども他の2群と比較しても高く、親同士の自発的な関わりの必要性を理解し、仲間づくりを促す取り組みの広がりを示唆していると言える。

相談については、「交流の場などでの日常的な相談」を拠点群のほぼすべてが実施しているのに加え、「電話による相談」「専門職による相談」も6割前後が実施している。さらに、「専門職による相談」は、もともと嘱託医など専門職とのつながりがある保育所群・幼保連携型群に比べ3倍前後の高い数値を示している。開催している講座についても、「保健師、栄養士、心理職等専門家による講座等」を拠点群の82.3%（他の2群の約2倍）が実施しており、拠点群が専門職とのつながりを意識した運営を行っていることがわかる。注目されるのは、相談・援助を実施するにあたって「職員同士のチームワーク」「専門機関への相談」などを意識しているスタッフが8割を超え、他の2群と際だった差を示した。これは、拠点群が内部でのスタッフへの相談・援助体制を他の2群に比べて整備していることと対応し、拠点群の研修などの取り組みが充実していることをうかがわせる。実際に研修の受講に関しても、7割近くが組織内の研修、30.9%が子育て支援員基本研修、43.6%が同専門研修（地域子育て支援拠点事業）を受講しており、他の2群より10ポイント以上高い参加

率を示していた。また、拠点群は、他2群に比較して特別なニーズを有する家庭の利用を認知している施設は多かった。例えば、障がいのある子ども、ひとり親、多胎児、外国籍、高齢出産等の家庭である。ただし、拠点群が取り上げる講座のテーマとしては、「子どもの発達・健康」が83.6%に達しているが、「父親」は28.4%にとどまり、「多胎児」は15.4%、「ひとり親」は3.5%、「外国籍」は2.0%と、特定の課題やニーズについては非常に低かった。このことは、多様なニーズへの対応と、よりきめ細かい子育て家庭の支援を行うために取り組むべき課題を提示している。

地域連携についても、地域子育て支援に関する連絡会には7割が参加しているのに対し、要保護児童対策地域協議会への参加は他の2群より低い約2割にとどまっており、虐待対策を意識した連携は十分とはいえない。また、地域の小学校などと「全く関わりがない」とするのが4割を超え（他の2群は15%程度）、医療機関や児童相談所、民生児童委員などとの関係も、他の2群に比べ低い値となっていた。一方で、既述のとおり相談・援助や講座の開催においては、保健師等専門職とのつながりを意識した運営を行っていることが把握されている。これらの結果を踏まえれば、他2群が施設・機関としての位置づけを有し、要保護児童対策連絡協議会の構成員の立場が得やすいのに対して、地域子育て支援拠点は一つの事業であることから、代表者会議や実務者会議に参加している施設が少ないこと、もしくは地域子育て支援拠点事業を受託する保育所や幼保連携型認定こども園が「施設」として参加していることが推察された。ただし、拠点群においても、虐待対策を意識した連携は重要な取り組みであることから、拠点事業として要保護児童対策連絡協議会の構成員になるなどの取り組みが必要であると考えられた。

2. 幼保連携型認定子ども園の地域子育て支援の特徴

本調査の3者の比較分析における幼保連携型認定こども園群（以下、幼保連携群）は、事前に設定した条件により精査した結果、48か所であった。対象数が少ないため、今回の結果だけで幼保連携型認定こども園の地域子育て支援の傾向を語ることは限界がある。そのことを踏まえたうえで、以下本調査の幼保連携群の結果からその特徴を考察する。

実施内容については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条2、第3条2の3、また「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第7子育て支援」（以下、施設及び運営に関する基準）に定められている。後者においては、より実践的な内容が定められており、事業内容として「子育て相談」「親子の集いの場の提供」「一時預かり事業」等が例示されており、かつ子育て相談や親子の集う場を週3回以上開設する等、保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保するとされている。

本調査の幼保連携群は、「交流の場の提供」「相談・援助」「情報提供」「講座の開催」（拠点事業の基本4事業）などの取り組みは約半数以上の施設で実施されていたが、実施日数

については施設によりばらつきがみられた。上記にみるように幼保連携型認定こども園では、地域子育て支援の取り組みは、基本4事業すべてを必須とはされていない。本調査結果からは、法令や告示に示されるとおり、各園が地域特性等を鑑みながら選択的に地域子育て支援事業を実施している状況がうかがえた。

交流の場の利用は、母親をあげる施設が9割と多く、父親や祖父母が6割となっていた。地域住民等その他の利用者をあげる施設は少なく、拠点群と比較して保護者と子どもの利用が多く、地域住民等の利用が少ない傾向が捉えられた。また特別なニーズを有する家庭の回答割合も低く、今後、そのような家庭の利用が少ないのか、利用が認知されていないのかを確認する必要がある。相談・援助の相談内容、情報提供の内容、講座のテーマは、子どもの発達や子どもへのかかわり、併設施設の情報等、子ども発達や保育内容に関連する内容に集中する傾向が捉えられた。幼保連携型認定こども園が、保育や幼児教育を基盤としながら、地域子育て支援に取り組む様子がうかがえた。

施設及び運営に関する基準第7においては、地域の関係機関との連携や地域人材の活用も求められているが、多世代連携、学生ボランティア受入れ・養成に積極的である傾向がみられる一方、子育て当事者グループやNPOなどとの関わりが弱い傾向がみられた。認定こども園の地域子育て支援において、今後も継続して地域連携が求められるのであれば、子育て当事者グループやNPOなどとの連携や協働をどのように実現していくかが課題になると考えられた。地域の要保護児童への対応についても特別なニーズを有すると考えられる家庭の交流の場への参加やそれらのニーズに対応する講座の開催などは低調であり、また、要保護児童対策地域協議会への参加が2割しかない状況であった。

これらの課題に対応するためには職員の養成が欠かせない。しかし、今回の調査では、外部の地域子育て支援に関する研修を受けた職員は1割以下であった。認定こども園が保育や幼児教育と並び地域子育て支援を機能として掲げるのであれば、担当職員の地域子育て支援に特化した研修の受講も必要であろう。ただし、幼保連携型認定こども園としての地域子育て支援の取り組みは端緒についたところであり、かつ拠点事業と異なり、担当職員は1名しか配置されていない。今後の課題としては、担当職員1名という範囲の中で、認定こども園が担う地域子育て支援の範疇や役割をより詳細に検討すること、その検討を踏まえて、幼児教育、保育、子育て支援を総合的に提供する施設としてのあり方を明示することがあげられる。

3. 保育所における地域子育て支援の特徴

保育所の地域子育て支援は、制度的には最も早期に開始された。本研究の背景で確認したように、保育所における子育て支援の政策的な取り組みは、1987年に「保育所機能強化推進費」として予算措置が始まり、1993年には、「保育所地域活動事業」が創設され、地域子育て支援拠点事業の源流となった。一方、保育所における地域子育て支援は、1998年改訂の保育所保育指針で努力義務として定められ、2008年改定版、2018年改定版においても

継続してその内容が示されている。そこでは、保育所の地域子育て支援は、「その行う保育に支障がない限りにおいて」地域の子育て支援を行うことを努める（2008年改定版 保育所保育指針第6章）とされ、多くの施設では、国からの補助を得ずに地域子育て支援に取り組んでいる。本調査研究では、そのような保育所における地域子育て支援の実態を把握するため、分析対象は、地域子育て支援拠点事業の交付金を受託せず地域子育て支援を行っている保育所に限定した。

1990年代から地域子育て支援の担い手として政策的に期待されてきた経過を反映するかのように、1995年以前～2000年までに地域子育て支援を開始したという回答が35.6%を占め、他群に比較して早期から地域子育て支援に取り組む施設が多かった。一方で、職員は保育業務等と兼務しつつ、保育業務の合間に工夫しながら地域子育て支援に取り組む施設が多いことも把握された。具体的には、園庭を月1～3回、1～3時間開放するという形態で行われ、保育業務と兼務しつつ担当可能な職員が1名で対応する施設が多い傾向にあった。子どもと保護者が利用する施設が多く、特別なニーズを有する家庭や地域の人々の利用が把握されていない様子もうかがえた。取り組み内容は、物理的環境の工夫や、子どもの発達や関わりに関連する情報の提供、講座の開催に集中している。重点的取り組みや支援効果は子どもの遊びや交流の広がりが高く、利用者からの相談内容も子どもの発達・遊びなどに集中していたことから、保育所の地域子育て支援は、保育の専門性の範疇で子どもの育ちを意識しながら取り組まれていることが示唆された。

相談・援助における基本姿勢で、共通に取り組まれていたのは守秘義務と情報提供であった。それ以外の項目は選択率にばらつきがあった。子育て支援に関わる研修の受講経験が拠点群に比較して少なかったことから、子育て支援の基本姿勢が共有されていないことも予想された。職員配置が充分でないなかで対応も困難であると考えられるが、子育て支援の基本姿勢は、入所児童の保護者への対応にも必要となることから、子育て支援の基本姿勢を体得できるような研修の受講等が必要であると考えられた。相談内容を共有する対象は、施設長がもっとも多く、保育所の相談・援助において施設長がスーパーバイザーの役割を果たしていることが予想される。保育所の施設長に保育士資格の取得等、専門的な規定がない中で、相談・援助のスーパービジョン体制をどのように保障していくかが課題であると考えられた。地域資源との連携については、児童相談所、家庭児童相談室、医療機関、警察などのかかわりのある施設は拠点群よりも多く、子育てサークルなどの当事者活動、子育て支援団体等のかかわりのある施設は拠点群より少なかった。保育所は、虐待がある家庭の在宅支援において保育を担うことが多く、その関係から専門機関とのかかわりが生じていると推察された。

以上のように、保育所群の地域子育て支援は、保育の専門性を基盤とした範疇で実施されており、かつその効果も子どもの育ちとして把握されやすい傾向にあった。その傾向を踏まえれば保育所の地域子育て支援は、地域の未就園の子どもの育ちを支援する機能が高いと考えられた。保育所の地域子育て支援が、今後も予算措置がなく、保育に支障のない

範囲で実施されるのであれば、未就園の子どもの育ちを支えるという観点からの取り組みを中心としつつ、その延長上で保護者を支えるという展開も実態に応じた方法であると考えられた。課題としては、入所児童の保護者への支援を含めて、①子育て支援の基本姿勢の体得できるような研修の受講、②スーパービジョン体制の確保、③また施設長を含むその質の保障があると考えられた。

4. 地域子育て支援拠点事業、幼保連携型認定こども園、保育所における地域子育て支援の課題と展望

地域子育て支援拠点事業、幼保連携型認定こども園、保育所が実施する地域子育て支援の実施内容を定量的に把握し比較分析を行った。結果、拠点群と、幼保連携型群・保育所群との地域子育て支援の実施内容については、取り組み内容、利用者、重点的な取り組み、支援効果いずれも差が認められた。拠点群は、他2群に比較して多様なニーズを有する親子の存在も認知している施設が多く、そのような親子も含みながら地域の中で利用者同士が自発的につながりやすい場を安定的に提供する傾向が捉えられた。また拠点群は、地域子育て支援の研修の受講経験も他2群に比較して高く、相談・援助における基本姿勢も意識して取り組んでいる様子が見えられた。地域子育て支援拠点事業には、専任職員が2名配置されていることから、子育て支援研修の受講経験が高くなり、子育て支援の基本姿勢に関する観点が得やすいことも推察された。一方、幼保連携型群と保育所群における地域子育て支援は、保育や幼児教育の専門性を基盤として子どもの育ちの保障とそのための子育て支援として展開される傾向が捉えられた。

1989年代より保育所が、2006年より認定こども園も、地域の中で子育て支援の一翼を担ってきたことは事実である。他方、待機児童問題等を背景とした子ども・子育て支援新制度の施行により、保育所や認定こども園の量的拡充や保育内容の質の向上が掲げられ、保育業務の多様化、専門化が求められている。そのような中で、認定こども園や保育所が地域子育て支援の何をどこまで担うのかという課題も生じてきている。特に2016年度の保育所保育指針の検討委員会においては、保育所の地域子育て支援の役割範囲について議論が行われ、調査研究による検討の結果を待つこととなった（保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ平成28年12月21日社会保障審議会児童部会保育専門委員会）。本研究の量的調査により明らかにした3者の特徴と課題を踏まえれば、認定こども園や保育所における地域子育て支援は、子どもの育ちを支えることにより重心をおいた支援の展開が適していると考えられた。すでに指摘されていることではあるが、現行の教育・保育要領、保育所保育指針いずれも、地域で子育てを担う親への支援内容は明記されているものの、地域の未就園の子どもとその育ちへの支援に関する記述は認められない。地域においては、親やその他の保護者が人とつながることや情報を得る場を求めていると同時に、地域の未就園の子どももまた遊び場や遊び仲間を必要としているであろう。幼保連携型群や保育所群においては、幼児教育や保育の専門性を基盤としつつ、情報提供やイベント等も子ども

の育ちを支えるための子育て支援の内容に集中する傾向が捉えられた。これまでそれらを「子育て支援」と称して展開してきたが、「子どもの育ちへの支援」とすれば、実践実態と支援目的が一致する。これは、「子育て支援」の機能を否定するのではなく、幼児教育や保育の専門性を基盤とし、地域の未就園の子どもを対象とした「子どもの育ちへの支援」を行うことで、結果として「子育て支援」に至ると考えられる。その延長上で子どもの発達等について子育て家庭の日常的な悩みを聴くこともある。それは、幼保連携型認定こども園や保育所の入所児童の保護者を対象とした支援においても行われており、保育の専門性を共通基盤としつつ、保育、入所児童の保護者、地域の子ども・子育て支援を展開することとなる。またこの提案は、独自に地域の子育て支援をより幅広く展開することを妨げるものではない。

認定こども園については、地域子育て支援が保育や幼児教育と並ぶ一つの機能として位置づけられている。本調査では、幼保連携型認定こども園のみを対象としたこと、また分析数が48か所と少数であったことから、本調査結果の分析を認定こども園の実態として一般化することは避けたい。今後、認定こども園が地域において担う子育て支援の範疇や役割をより詳細に検討すること、その検討を踏まえて、幼児教育、保育、子育て支援を総合的に提供する施設としてのあり方を明示する必要がある。

一方、地域子育て支援拠点事業は、社会福祉法人、学校法人、NPO法人、その他いずれが担っても、親子の交流の場を安定的に地域に開き、その中で親子、地域の人々、専門機関（職）が自発的につながることを支持する働きが把握された。またそこには多様なニーズを有する親子も訪れていることが認知されており、相談内容も多様であった。ただし、多様なニーズに応じるような取り組みが低調であることも把握された。この要因としては、「子どもの発達」等をテーマとした講座やイベントに親子が集いやすいことの影響も推察される。一方で、少数であっても特別なニーズを有する親子が地域で生活し、特別なニーズを有するがゆえ孤立しやすい家庭もある。今後、地域子育て支援拠点事業が多様なニーズを有する子育て家庭を対象として、どのように取り組んでいくのか、そのために職員に求められる支援の観点や姿勢を検討していくことが必要であると考えられた。この課題については、本研究の質的調査のテーマである「地域子育て支援拠点事業の多機能化」に関連すると考えられ、その考察は、「質的調査（ヒアリング調査）に関する考察」に譲りたい。

量的調査にご協力いただいた地域子育て支援拠点事業、幼保連携型認定こども園、保育所には、心よりお礼もうしあげます。

第3章 「多機能型」子育て支援事業の実施状況等に関する質的調査の概要・結果・考察

I. 質的調査（ヒアリング調査）の概要

1. 目的

親子が任意に集うことができる地域子育て支援拠点に関しては、利用者支援事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等を併せて実施する団体が増えつつある（これを本研究では「多機能型」と呼ぶ）。こうした「多機能型」子育て支援の取り組みに対しては、地域における総合的な支援拠点として多様かつ複合的な支援効果が期待できると考える。

そこで質的調査（ヒアリング調査）では、地域子育て支援の中核的事业である地域子育て支援拠点事業について、その多機能化の状況を定性的に把握し、効果や課題を検証することを目的とした。

2. 調査対象及び方法

地域子育て支援拠点について、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた13事業（以下、子育て支援事業）の内、それらを複数実施する団体を対象として、多機能化による効果や課題を検証するためのヒアリング調査を行った。調査対象の選定においては、4名の調査担当者が先行する実践例を複数挙げた上で、それら実践団体の活動地域や運営法人等に偏りがないように検討を加え、下表の13か所とした。

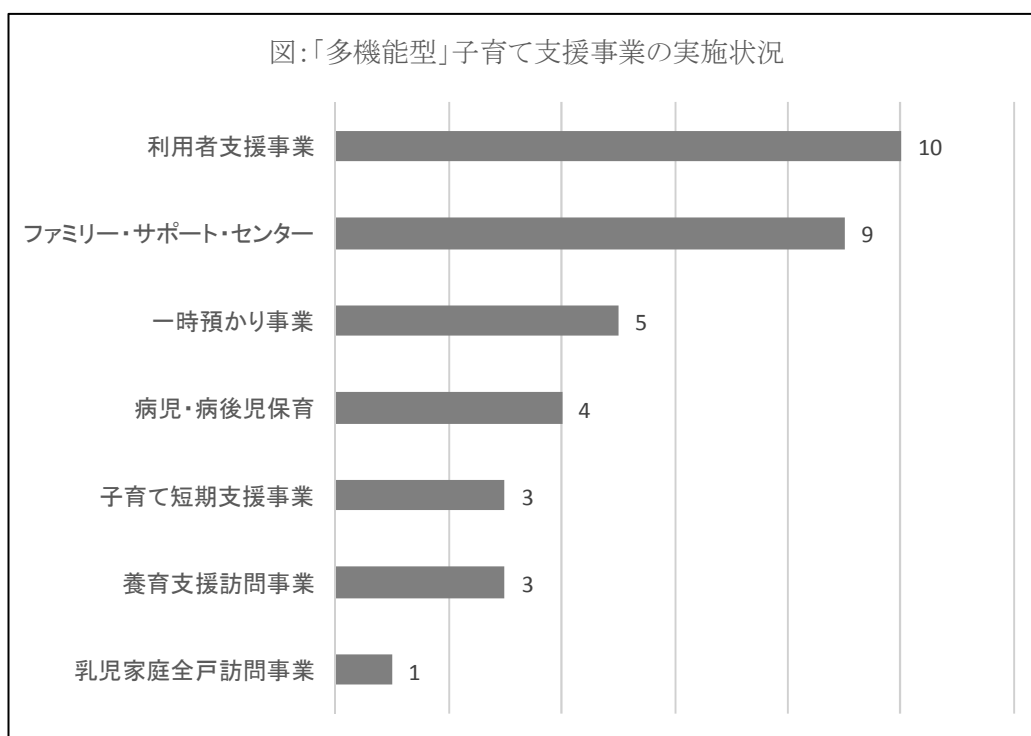
ヒアリング調査は、事前に対象団体に調査の趣旨を説明し、承諾を得た上で施設長等の代表者に対して1時間～2時間程度の聞き取りを行った。また、ヒアリング記録については後日団体側に送付し、修正等がないか確認した上で本報告書への掲載の許可を得た。

表 調査対象となった地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点の名称(または設置場所)	地域（市区町村）	拠点の運営
つどいの広場わいわいステーション	岩手県大船渡市	社会福祉法人
上越市子どもセンター	新潟県上越市	NPO 法人
E-こどもの森・ほっとるーむ新松戸	千葉県松戸市	NPO 法人
練馬区立大泉子ども家庭支援センター	東京都練馬区	社会福祉法人
多摩市立子育て総合センターたまっこ	東京都多摩市	NPO 法人
港北区地域子育て支援拠点どろっぷ	横浜市港北区	NPO 法人
大府市子どもステーション	愛知県大府市	市町村
子育てひろば「かみなりくん」	岐阜県羽島市	社会福祉法人

地域子育て支援拠点の名称(または設置場所)	地域(市区町村)	拠点の運営
ファミリーポートひらかた	大阪府枚方市	社会福祉法人
おやこひろば菅原	大阪市東淀川区	NPO 法人
西宮市立子育て総合センターのびのび青空館	兵庫県西宮市	市町村
にしおか医院地域子育て支援センター	香川県高松市	医療法人
花っこルーム	大分県豊後高田市	NPO 法人

なお、13 か所の対象団体に関しては、地域子育て支援拠点事業以外に実施されている子育て支援事業を種別ごとに集計した(下図を参照)。対象団体によって、事業の実施数は2～5の間で幅があるが、利用者支援事業が最も多く、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業と続く結果となった。なお、各調査対象団体の子育て支援事業の実施状況や運営法人等の詳細については、後述する調査結果を参照のこと。



※上図については、運営法人を別にする複数の子育て支援事業が、同一施設内で総合的に実施されている団体を含む。

3. 調査内容

ヒアリング調査においては、①地域子育て支援拠点事業における「多機能型」子育て支援事業の実施状況、②当該地域において多機能型支援を必要とする理由及び経緯、③多機能的に子育て支援事業を実施する体制（職員配置や事業間連携を含む）、④「ひろば」という活動拠点を生かして多機能型支援に取り組むことによる支援効果及びそれらの取り組みの限界や課題等を把握することとした。また、①～④の調査内容に関する下位項目の設定については下記の通りである。

- ①地域子育て支援拠点事業における「多機能型」子育て支援事業の実施状況
 - ・拠点が活動する自治体の特徴
 - ・拠点を運営する法人の概要（成り立ちを含む）
 - ・「多機能型」子育て支援事業の実施状況
- ②当該地域において多機能型支援を必要とする理由及び経緯
 - ・拠点を包含各種の子育て支援事業を必要とする理由（地域課題等を含む）
 - ・各種の子育て支援事業を多機能的に展開するようになった理由
 - ・多機能型支援の事業展開に至るまでの経緯
- ③多機能的に子育て支援事業を実施する体制（職員配置や事業間連携を含む）
 - ・多機能型支援を実施するための職員配置及びその課題
 - ・多機能型支援における事業間連携の実態と課題
 - ・多機能型支援における地域連携の実態と課題
- ④「ひろば」という活動拠点を生かして多機能型支援に取り組むことによる支援効果、及びそれらの取り組みの限界や課題等
 - ・親子の居場所となる場を持つことの利点
 - ・各種事業の利用促進や連携強化
 - ・必要に応じて包括的支援に至る可能性
 - ・地域の他の社会資源の連携拡充などの効果
 - ・上記の各項目に関連する多機能型支援の限界や課題

4. 調査期間

2016年11月～12月にかけて、4名の調査者に2～4か所ずつ地域子育て支援拠点の担当を割り当て、各自が対象団体の承諾を得た上で随時調査を実施した。

II. 質的調査（ヒアリング調査）の結果

1. 調査結果のまとめ

地域子育て支援拠点に併設して「多機能型」子育て支援事業を実施する13か所に関して、ヒアリング調査を通して得られた詳細な調査結果については次項2に記載した通りである。各団体の取り組みの状況はそれぞれに特徴があり、調査を通して見出された知見が異なる点はあるが、「多機能型」子育て支援事業の効果及び課題を検証するという目的に沿って、調査結果を下記のように整理した。

(1) 支援効果

- 地域子育て支援拠点に、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、利用者支援事業などが併設された「多機能型」子育て支援事業においては、子育て家庭が複数の事業を利用する必要がある場合に、他のサービスにつながりやすい。
- とりわけ地域子育て支援拠点が有する「ひろば」¹において、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業による預かりを利用する場合、親子が普段から人や場所になじんでいることによって抵抗感や精神的負担が少なく、利用しやすい側面がある。
- 「多機能型」子育て支援事業に従事する職員にとっては、事業種別を超えて職員同士が情報共有を図ることによって、特定の事例（ケース）について理解を深めたり、多面的に見立てることが可能になる。
- 「多機能型」子育て支援事業において、親子が任意に集える「ひろば」を有する地域子育て支援拠点は、子育て家庭にとって身近に感じられる「居場所」として機能しているならば、併設された他のサービスを利用する「入口」になるだけでなく、利用者支援事業などの他のサービスから紹介されてつながる「出口」にもなり得る。
- 地域子育て支援拠点の職員は、保護者との日常的な会話を通して生活状況を把握したり、親子の様子を継続的に見守ることができる立場にあるため、必要に応じて他のサービスを紹介したり、親子の様子をモニターする役割を担うのに適している。

(2) 支援の課題

- 「多機能型」子育て支援事業の支援効果を高めるためには、単に複数の事業が同じ場所で開催されているだけでは不十分であり、日々のカンファレンス、個票の共有化などを通して、事業種別を超えた職員同士の協力や連絡体制が整っていることが求められる。
- 「多機能型」子育て支援事業については、同一施設（または同一法人内）に複数の子

¹ 本稿では、地域子育て支援拠点に常時職員が配置され、子育て親子等が自由に集い、相互に交流したり子どもが遊ぶことができるように意図的に開設された場所を「ひろば」と呼ぶ。

育て支援事業が備わっているため、ともすれば施設内で支援が完結してしまう場合もある。必要に応じて他の社会資源との連携を図りつつ効果的な支援を行うために、地域ネットワーク形成の一翼を担い、人材育成にも取り組むことが課題となる。

- 親子が集える「ひろば」が土曜日または日曜・祝日に開所している場合、平日には地域子育て支援拠点を利用できないより幅広い利用者層をカバーできる。地域子育て支援拠点が他のサービスの「入口」としての機能を果たしていれば、拠点に併設された他の子育て支援事業に関してもより幅広い利用者層を対象に支援を行うことが可能になる。
- 地域子育て支援拠点に併設して利用者支援事業を実施する場合には、地域子育て支援拠点の基本事業に位置付けられた相談と、利用者支援事業の相談支援のそれぞれの役割の違いを明確にしておくことが必要である。
- いわゆる「心配な家庭」や要支援家庭に対する包括的な支援に関しては、行政の担当部署との綿密な連携が求められる。また、要保護児童対策地域協議会、あるいは子育て支援や発達支援関係のネットワークなどが実質的に機能している場合、既存のネットワークを基盤にして個別事例に対応した個々のネットワーク形成が図りやすくなる。したがって、既存のネットワークの働きを高めたり、そのメンバーに「多機能型」子育て支援事業の実践団体を加えることは重要である。

2. 調査結果の詳細（調査対象団体の実践報告）

次頁からは、ヒアリング調査の対象団体の取り組み状況について、13 か所それぞれに詳細な記録を掲載しておく。なお、後述する総合的な考察とは別に、団体ごとにヒアリングを担当した調査者による考察も加えてある。

調査対象 1：つどいの広場わいわいステーション

1. 地域子育て支援拠点事業における「多機能型」子育て支援事業の実施状況

(1) 拠点が活動する自治体の特徴

大船渡市は、岩手県の沿岸南部に位置し、人口は 37,891 人(平成 28 年 12 月末現在)。水産業、窯業、木材加工業などを中心に発展し、多目的国際ターミナル港湾の整備により交通、物流基盤の強化を図り、三陸沿岸地域の拠点都市として発展してきたが、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により甚大な津波被害に遭い、復興に向けた取り組みが続いている。年間出生数は 267 人(平成 27 年度)、合計特殊出生率は 1.41(平成 25 年度)。震災により大幅に減少した人口は徐々に回復しつつある。

(2) 拠点を運営する法人等の概要

地域子育て支援拠点つどいの広場わいわいステーション(以下、わいわいステーション)を運営する大船渡市社会福祉協議会(以降、社協)は、住民組織と社会福祉事業関係者などで構成された大船渡市の福祉事業の担い手で、子育て支援を含む幅広い地域福祉事業からボランティア活動の推進、福祉人材の確保、低所得者支援など幅広く取り組んでいる。東日本大震災後の復興においても、大きな役割を果たしてきた。平成 19 年のわいわいステーションの開設を機に、社協での地域子育て支援事業は本格的な取り組みが始まった。

(3) 「多機能型」子育て支援事業の実施状況

平成 19 年度に、社協の Y・S センター内の日当たりのよい広々とした部屋に地域子育て支援拠点のわいわいステーションが設置された。その 2 年後にファミリー・サポート・センター事業(以下、ファミサポ)が、東日本大震災後の平成 27 年度に利用支援事業が加わり、拠点事業をベースにファミサポと利用者支援事業を提供する「多機能型」の支援を展開している。

わいわいステーションは土曜日を含めて週 5 日、1 日 6 時間開設しており、津波被害が及ばない高台にあり、社協職員が運営していることから、台風などの悪天候の日も津波注意報が出ていても開いていることから、様々な事情で遊び場や外出先を求める親子に頼りにされている。利用者は市内全域および市外からも、1 日 20 組程度が利用している。

アウトリーチの活動として、お出かけ広場を市内 5 地域で毎月 1 回開催するほか、利用者ニーズを反映した各種講習会や支援者向けの研修会も開催している。

	開設年度	平成 27 年度の利用件数
地域子育て支援拠点（一般型）	平成 19 年	10,870 人
ファミリー・サポート・センター事業	平成 21 年	利用件数 82 件
利用者支援事業	平成 27 年	相談件数 171 件

（4）その他

Y・Sセンターについて

「Y・S」は、ユース&シルバーの略。あらゆる世代のための生きがい健康づくりの拠点として幼児から年長者まで広く市民に開放されている総合施設で、センター内には、温水プールを活用した水泳教室や障がい者のリハビリなどをはじめ、トレーニングマシンでの健康体づくり、さらにワークセンターに完備された器具を活用しての木工、陶芸など、趣味創作の“生きがいづくり活動”もできる。

大船渡市の子育て支援状況

- 保育所 9 カ所（一時預かり・障害児保育を全園実施。病後児保育のみ 1 カ所実施）
- 幼稚園 1 カ所、認定こども園 3 カ所、
- ファミリー・サポート・センター事業
- 出産祝金支給事業「子育て応援券『ようこそわらしこ 1・2・3』」
- 子育て支援パスポート事業、子育て用品貸与事業
- 子育て支援団体（23 団体 ※こども園・保育園 13 含む）
- 大船渡子育て支援サイト「つばきっず」

2. 当該地域において多機能型支援を必要とする理由及び経緯

（1）拠点を含む各種の子育て支援事業を必要とする理由

三陸沿岸は、三世代同居や親族・共同体による子育てや相互扶助が豊かに残る地域だが、大船渡市は国際ターミナル港湾を擁した港湾都市として発展してきたことから、近隣の自治体に比べて転入出する世帯の割合が多い。地縁血縁と離れて子育てする家庭が恒常的に暮らしており、地域子育て支援のニーズが高い地域である。加えて、平成 23 年に発生した東日本大震災の甚大な被害により、家庭環境や生活環境、コミュニティが大きく変化し、その影響は地域に未だ続いている。

（2）各種の子育て支援事業を多機能的に展開するようになった理由

わいわいステーションが設置されている Y・S センターは、津波被害が及ばない高台に位置し、乳幼児から高齢者まで利用する総合的な福祉施設として、広く市内全域および市外から利用されている。社協は市民活動や民生委員などの福祉関係者や専門機関と日頃から連携して事業に取り組んでおり、市民のボランティア活動の推進役でも

ある。ファミサポに求められる住民同士の相互扶助や利用者支援に求められる連携にも適した組織であり、行政との関係も深い。こうした背景から、大船渡市からの委託事業として、拠点事業・ファミサポ・利用者支援事業を受託運営することとなった。

(3) 多機能型支援の事業展開に至るまでの経緯

平成 19 年に猪川保育園の地域子育て支援センターおひさま広場に続く市内 2 番目の拠点としてわいわいステーションが開設され、その 2 年後の平成 21 年度にファミサポが始まった。前年度に大船渡市がニーズ調査を行った結果、ファミサポは導入されている。

利用者支援事業は、大船渡市が策定した「子ども・子育て支援事業計画」に整備が掲げられており、基本型として平成 27 年度に拠点に設置された。

3. 多機能的に子育て支援事業を実施する体制(職員配置や事業間連携を含む)

(1) 多機能型支援を実施するための職員配置及びその課題

わいわいステーションでは、正規職員 1 名（平成 28 年度から）、常勤職員 3 名と非常勤スタッフ 9 名（非常勤スタッフは交代制で常時 3 名配置）の体制で、拠点事業を中心に 3 つの事業を総合的に実施している。

常勤職員のうち現在利用者支援を担当する 1 名は、平成 19 年の拠点開設からの職員で、拠点・ファミサポ・利用者支援事業の全てに導入段階から関わってきた。こうしたことから 3 つの事業を俯瞰し、補い、統括する役回りを担っている。経験豊富な職員への情報の一元化は利点も多いが、多機能化にともない管理業務や外部との連携調整や会議への出席などの負担が集中する傾向にある。利用者支援事業が本格化する前に、常勤非常勤の立場を超えて業務分担を見直し偏りを是正し、人材を有効に活用することが課題になりつつある。

(2) 多機能型支援における事業間連携の実態と課題

拠点で子どもを遊ばせながらのスタッフとの会話から、必要に応じてファミサポ担当や利用者支援担当に声がかかり、事業を説明したり相談に乗ったり情報を提供している。拠点での交流支援を中心に置きながら、適宜 3 つの事業と繋いでいる。

常勤職員の 3 名は情報共有しながら常に業務にあたっているため、いつでも相談して対応できる状況にあり、改めてカンファレンスを行うことはほとんどない。

スタッフのほとんどが非常勤なので全員揃う会議が設定しづらく、休館日に年 3 回、全スタッフが出席する意見交換の機会を設けている。

(3) 多機能型支援における地域連携の実態と課題

地域の主な連携先は保健師や保育園、児童家庭支援センターで、利用者支援担当者

が窓口になって繋いでいる。連携先への紹介後は支援が移行するケースが多いが、継続的に連携先と情報交換を行い、拠点に来た時にスムーズに対応できるようにしている。

深刻な相談が持ち込まれることはほとんどないが、必要に応じて連携が図れるよう、保健所の母子保健関係者等連絡会議や主任児童委員のための児童支援連絡会、要保護児童対策地域協議会実務者会議、子ども子育て会議などに参加して、各所との関係維持に努めている。

4. 「ひろば」という活動拠点を生かして多機能型支援に取り組むことによる支援効果、及びそれらの取り組みの限界や課題等

(1) 親子の居場所となる「場」を持つことの利点

市内には乳幼児が遊べる施設が少なく、安全で広々とした空間に、乳幼児のための遊具が整っているわいわいステーションは、市内全域から最も利用者の多い拠点である。スタッフ数も他の拠点に比べて多く、顔ぶれも豊かで、間口の広いおおらかな雰囲気を出している。広い施設環境と相まって開放的な印象があり、大船渡市に多い転入子育て家庭にとっては、利用しやすく居心地のいい地域の入り口となっている。

ファミサポの登録の大部分が拠点利用の際に行われており、利用者支援の相談もほぼ拠点の利用者が占めていることから、拠点はこれらの事業の直接利用につながっている。

相談に行くほどでもないが、子どもを遊ばせに来た次いでに、気になっていたことを話す利用者は多い。遊び目的の拠点利用でストレスを軽減させ、相性のいいスタッフと子育てについてあれこれを話すことで、不安や困りごとへの早期対応が図られている。待機児童がほとんどなく希望すれば保育所に入所できる保育量のゆとりが地域にあり、ファミサポと利用者支援事業が拠点に付加されていることで、親子の状態を見極めた予防的な関わりが、特別な支援を意識せず、さまざまなレベルで展開されている。

(2) 各種事業の利用促進や連携強化

個人宅に子どもを預けるファミサポに抵抗を持つ親に、拠点を活用した利用を勧めている。子どもの預け場所として、会員宅ではなく拠点で子どもと過ごしてもらう提案が、ファミサポの利用促進につながっている。

広報物には、拠点・ファミサポ・利用者支援の3つの事業を合わせて紹介するようにしている。パンフレットや毎月拠点で発行している「子育て支援情報」にもファミサポと利用者支援を掲載している。「子育て支援情報」にはわいわいステーションの事業だけでなく市内の子育て団体やサークルの情報を収集し掲載しており、拠点のアウトリーチ先でも、乳児健診でも、スーパーでも配布している。このほかに、社協が毎月発行する「社協だより」にも拠点からのお知らせを掲載し利用促進を図っている。

(3) 必要に応じて包括的支援に至る可能性

「心配な家庭」「要支援家庭」の扱いは拠点ではほとんどなく、市の子ども課の家庭児童相談員や隣接する児童家庭支援センターが対応している。拠点やファミサポでこうしたケースを発見した場合は、利用者支援担当者がまず保健師につなぎ、3事業の窓口となって支援していくことにしている。保健師とは乳幼児健診や事業連携を通じてつながっているが、要保護児童対策地域協議会などの会議への出席を通じて、その他関係機関とのネットワークの維持に努めている。

(4) 地域の他の社会資源の連携拡充などの効果

平成 26 年まで、岩手県の保健所の呼びかけで、気仙管内の拠点や子育てサークル、子育て支援関係団体が集まる情報交換会があったが、利用者支援事業が始まったことから、各市町村単位でネットワーク会議を設ける方向となった。気仙管内での情報交換会は地域の様々な活動体と連携を広げる機会になっていたもので、大船渡市でのこうしたネットワークづくりを期待している。都市部と違って子育て支援の民間サービスや市民活動・NPO 活動もないので、社会資源は限られており育成も課題である。

(5) 上記の各項目に関連する多機能型支援の限界や課題

外部研修で「利用者支援担当者は地域に出向していることが多く、拠点にいる時間が短い」との声をよく耳にすることから、拠点で完結している現在の利用者支援のあり方に戸惑いを感じている。「わいわいステーションが多機能であることにより、かえって拠点内で支援が完結してしまっているのではないか」「拠点に足を運ばない親子、運ばない親子への支援や地域資源との連携を考えると、アウトリーチをもっと増やす必要があるのではないか」など担当者の自問自答が続いている。

とは言え、マンパワーも地域資源も限られている。転入親子が作る子育てサークルの育成も、継続も、ボランティア団体への発展も、難しい状況が続いている。

【考察】

大船渡市社会福祉協議会が運営する「つどいの広場わいわいステーション」では、総合福祉施設の中に広々と遊具が整った乳幼児の遊ぶ環境が整えられ、ファミリー・サポート・センター事業と利用者支援事業を付加して、多機能な子育て支援が展開されている。

都市部に比べて三陸沿岸地域には子育て資源が限られているが、今も三世代同居や親族・共同体による相互扶助が残っており、社会福祉協議会はこうした力に支えられて地域福祉を担ってきた。その一方で、大船渡市には港湾都市として発展してきた歴史があり、地縁血縁を持たない転入世帯を受け入れて成長してきた地域でもある。加えて、東日本大震災によって家族や地域が甚大な被害を受け、復興に向けて全国各地や海外からの支援も受けながら復興を遂げつつある。このような特徴を持つ大船渡市で、わいわいステーションは、地域子育て支援の中心的な役割を担い予防的な支援で効果を上げている。

乳幼児親子の遊び場の少ない大船渡市民にとって、開放的で遊具の整ったわいわいステーションは魅力的で、市内で最も多くの親子が利用する拠点となっている。1日20組程度の拠点利用に対して、常勤3名と非常勤3名という手厚い職員配置がされており、親子の状況を複眼的に観察しながら、遊びと対話によるゆったりとした交流支援が、一人ひとりの利用者到手厚く行われている。「重篤な親子はほとんどいない」との職員の言葉が、拠点における早期の支援が予防的に機能していることを示している。このような拠点での取り組みから、事業開始2年目となる利用者支援事業で包括的な支援を必要とするケースは扱っていない。連携先においても、拠点の相談支援のパートナーだった保健師や児童家庭支援センターそして保育園で対応できている。

拠点とセットになったファミサポの運用は、祖父母世代による孫育ての存在が大きい地域において、外部資源に子育てを頼ることに抵抗のある祖父母世代と親世代の溝を埋める上で、有効に活用されていた。

親族の支援が受けられない転入子育て家庭にとって、希望すれば入所できる大船渡市の保育量のゆとりは大きな支援力を発揮している。しかし、地域に疎い親が自力で保育の空き状況を調べて利用に至るにはこれまで苦勞を伴った。利用者支援事業の開始によって、保育を求める転入家庭へも丁寧な支援が実現している。

地域資源と人的資源に限界のある地域にとって、求心力の高い拠点の予防効果は高く、多機能化することによって、利用者にも支援者も効率的な支援が展開できることを、本事例は示していた。

調査対象 2： 上越市こどもセンター

1. 地域子育て支援拠点事業における「多機能型」子育て支援事業の実施状況

(1) 拠点が活動する自治体の特徴

上越市は、新潟県の南西部に位置し、県内市町村 3 番目の人口規模であり全国有数の豪雪地帯でもある。高田、直江津などの市街地と周辺部は宅地化商業地化が進み、東側の地域では農業が盛んである。また、多くの工業団地があり、直江津港や高速自動車道など、交通ネットワークを利用した産業も展開されている。

平成 17 年に周辺の 13 町村と合併し、合併時には人口 21 万人であったが平成 27 年 3 月現在 20 万人を割り込んでいる。平成 26 年の出生数は 1,431 人、合計特殊出生率は 1.57 であった。

(2) 拠点を運営する法人等の概要

平成 8 年に発足した子育てサークル連絡会「マミーズ・ネット」と子育て応援誌発行の「ポケット倶楽部」が一つになり、平成 16 年 NPO 法人マミーズ・ネットとなった。平成 19 年、上越市こどもセンター（平成 13 年開設）の運営を受託するとともに自主運営の子育て応援ひろば「ふう」を開設した。男女共同参画社会の実現にむけた活動や子育て中の人へのエンパワメントや社会参画を大切に活動している。法人の活動をわかりやすく伝えるためのキャッチコピーとして「私も子どもも大切に」を掲げ、本人が望む形で社会と関われるよう活動している。

(3) 「多機能型」子育て支援事業の実施状況

こどもセンター内に設置された子育て支援事業の実施状況は以下の通りである。

	開設年度	平成 27 年度の利用件数
地域子育て支援拠点事業（一般型）	平成 19 年受託 平成 13 年開設	一日平均 156 組
ファミリー・サポート・センター事業	平成 23 年受託 平成 10 年開設	2,382 件
利用者支援事業	平成 24 年	1,481 件
その他		
ベビー健康プラザ事業	平成 19 年	
上越市子育て応援ステーション（HP） 運営の一部を受託	平成 23 年	
団体向け子育て講座事業	平成 23 年	

地域子育て支援拠点事業（一般型）は、国際交流センター、男女共同参画推進センター、NPO ボランティアセンターなどを併設する複合施設「上越市市民プラザ」内に設置されている。一日のスタッフ数は常勤職員が1人、非常勤職員が3人、利用者支援事業担当者は常勤又は非常勤が1人配置されている。開設日数は一週間につき7日（毎月第三水曜日と年末年始は休館）で開設時間は一日当たり8.5時間である。

利用者支援事業については、平成24年度に県の「新しい公共事業」に選定され市の補助事業としてこどもセンターに設置された。平成25年度は地域機能強化型として実施、平成26年度から利用者支援事業の基本型として実施されている。

（4）その他

その他の事業として実施している「ベビー健康プラザ事業」は、上越市助産師会、上越市健康づくり推進課の栄養士と保健師、上越市が開設・運営する拠点14箇所のスタッフが合同で開催している。元は保健センターで開催される母子保健事業であったが、平成13年のこどもセンター開設時から当該施設で開催されてきた。平成19年度より当該法人がコーディネートを担当し実施されている。対象は生後6か月から12か月までの子どもと保護者で、開催は月1回である。離乳食開始の時期で不安を抱えやすい保護者にとって気軽な相談の場であり、同じ月齢の子どもの親同士のつながりが生まれる場となっている。

「団体向け子育て講座事業」では、拠点スタッフや利用者支援事業担当者、担当課職員が企業や団体に出向き、子どもとの関わり方や市の子育て支援情報をワークショップ形式で伝える講座を実施している。本事業は、法人が行政との連携により平成18年より実施してきた企業出前講座がベースとなっている。企業出前講座の実施により得られた地域情報が利用者支援事業に活かされてきたが、現在では利用者支援事業で構築された地域連携が団体向け子育て講座事業の実施に役立っている。

2. 当該地域において多機能型支援を必要とする理由及び経緯

（1）拠点を含む各種の子育て支援事業を必要とする理由（地域課題等を含む）

少子化、高齢化が進み「公園に行っても他の親子に出会うことができない」という親の声も多く、早期から地域子育て支援センターの開設が進められてきた。現在、22の中学校区を有する上越市の地域子育て支援拠点数は25か所である。3世代同居も多いが、祖父母が就労中や家族の介護中のため子どもの預け先が必要な家庭も多い。

新潟県は県土が日本海に面して長く広がるため、県内企業や教員、警察官などが異動により転居する場合も多い。上越市でも家族を伴う転入、転出が多くみられ、転入者からの子育てに関する問い合わせや相談が寄せられていた。

(2) 各種の子育て支援事業を多機能的に展開するようになった理由

拠点利用者から子どもの預け先の相談を受けることが多くファミリー・サポート・センター事業を紹介することも多かった。確実に当該事業につなげるためには拠点での実施が効果的であると考えていた。また、働く親からは平日に事前登録をするのが難しいという声も寄せられていた。拠点併設のメリットとして、拠点を利用する親がその場で登録できること、土曜日、日曜日の事前登録やコーディネートが可能となること、提供会員にとっても活動報告などのための来所がしやすくなることを想定していた。

利用者支援事業を展開するようになったのはつぎのような理由である。まずは、法人が団体設立の平成8年以来子育て情報誌を発行しており、地域に密着した子育て情報や、子育て支援サービスを利用しての実感などが集約されていたことである。その活動を継続する中で、情報を得ることによって解決していく子育ての悩みの存在を実感していたこともあげられる。子育て当事者は自分の困り具合をどうすれば解決できるのかが分からないこともあり、どんな資源があるのかも知らずにいることがある。そのために、はじめは些細であった家庭が抱える問題が大きなこととなって顕在化してくると思っていた。個々の家庭が置かれている状況を聴き取り、持っている資源に応じて必要な支援とつなげる役割を果たす、地域の資源に精通した人の存在の必要性に気が付いていった。また手続きや初回の利用など支援を使えるようになるまでの同行支援の必要性を感じていたことである。

利用者支援事業の拠点併設のメリットとしては、利用者支援事業の担当者が拠点を利用する親子と日常的に関わることが可能であり、利用者が気軽に事業を利用できると考えていた。また拠点には上越市の公的な子育て支援情報が集まるだけでなく、利用者の口コミ情報や、民間支援団体からの情報も集約されていることが事業を展開するうえで重要だと考えた。そして、様々な支援の利用後の感想も利用者から聞くことができることを想定していた。

(3) 多機能型支援の事業展開に至るまでの経緯

当該拠点を運営する中で、ファミリー・サポート・センター事業との一体的な運営によるメリットを実感していたため、法人側から行政に提案し多機能型の事業展開となった。

利用者支援事業については、拠点運営において転入者や初めて子育てをする親への情報提供や個々の家庭の必要に応じた支援につなぐ必要性を実感していたことから、拠点における情報提供支援として市とともに県の「新しい公共事業」に応募し、平成24年度にスタートした事業が前身となっている。

3. 多機能的に子育て支援事業を実施する体制(職員配置や事業間連携を含む)

(1) 多機能型支援を実施するための職員配置及びその課題

地域子育て支援拠点事業の一日のスタッフ数は常勤職員が1人、非常勤職員が3人、利用者支援事業は常勤又は非常勤が1人配置されている。ファミリー・サポート・センター事業は常勤1人、非常勤1人の2人である。出産後職場復帰する職員もみられる。

(2) 多機能型支援における事業間連携の実態と課題

3事業のスタッフは同一の事務室で仕事をしており、日常的な情報共有が行われている。スタッフはそれぞれで朝のミーティングと帰りの振り返りを行なう他に、合同でも実施し、各事業間で知っておくべき一日の予定とその日の出来事を共有している。事業の責任者間では連絡会を開催している。必要に応じ関係する事業の担当者同士でケース会議を開いて支援方法を検討している他、月1回、全スタッフによるミーティングを実施している。また、月1回、スタッフ全員で臨床心理士である大学教員によるスーパーバイズを受けている。

課題として、同じ利用者がそれぞれの事業を利用しているが、当該拠点事業と利用者支援事業は利用者の個人情報を取らないため、同一人物のケースであると判明するのに時間がかかる場合があることが挙げられる。拠点事業と利用者支援事業は、事前又は利用時の登録が不要である。親子にとって気軽に利用できることは利点であるが、このような課題もあり事業間の丁寧な連携を心がけている。

(3) 多機能型支援における地域連携の実態と課題

拠点事業担当者数名が市の相談員の経験を持つこともあり、拠点事業受託時から、市の家庭相談員、地区担当保健師、保育課、福祉課等との連携が行われてきた。拠点が複合施設内にあることから、同じ階にある男女共同参画推進センター女性相談員とは虐待やDVの心配がある家庭等の支援や離婚や夫婦関係に関する相談を連携して行っている。

利用者支援事業では法人の企業会員と連携し積極的な広報・啓発活動を実施し、利用者に周知を図っている。作成した冊子を行政の窓口(母子手帳発行、転入手続き、出生届等)や小児科医院等に加え不動産業者に託すことで、転入者や家族が増え転居する家庭に届くようにしている。ハローワークと連携し保育園・幼稚園の入園情報を提供したり、入園手続きセミナーにマザーズハローワークの担当者を招いて活用法の紹介をしたりして親の就労支援を行っている。

ファミリー・サポート・センター事業の提供会員が拠点のボランティアとして活動したり、拠点で養成したボランティアがファミリー・サポート・センター事業の提供会員となって活動したりする例もみられる。

4. 「ひろば」という活動拠点を生かして多機能型支援に取り組むことによる支援効果、及びそれらの取り組みの限界や課題等

(1) 親子の居場所となる「場」を持つことの利点

拠点事業や利用者支援事業が心配な家庭を発見し、他の事業の利用につなげる事例は多い。拠点という場があり、親子が拠点を継続的に利用することで心配な家庭の継続的な見守りが出来ている。また、ファミリー・サポート・センター事業が入口となり子育て不安が強い親や困難を抱える親を利用者支援事業や拠点利用に結びつける場合もある。

場を持つことにより、拠点がファミリー・サポート・センター事業提供会員の活動の場となったり、多胎児の親がファミリー・サポート・センター事業を利用し、提供会員のサポートを受けながら拠点を利用したりすることが可能となっている。

予防的観点から見て心配な家庭が拠点を利用している場合は、他の支援に結びつける必要があるかを検討し、拠点での親子の様子を見ながら本人が繋がりやすい支援につなぐことを意識している。

(2) 各種事業の利用促進や連携強化

双子の妊娠が判明した母親が、受診の帰り道に、第1子の子育てと同時に双子の子育てが出来るのか不安でいっぱいになり、日常的に利用していた拠点に立ち寄り気持ちをスタッフに打ち明けたそうである。そこから利用者支援事業に結びつきファミリー・サポート・センター事業の利用など継続的な支援が行われている事例のように、必要に応じて他の事業の利用に結びつく事例は多く、利用促進効果が認められる。

事業を利用した親の声をスタッフが知っておくこと、事業を利用し支えられた親子の変化を見ておくことを心がけている。それが次の親子への支援の方策を検討する経験値となり、親が支援の使い方を選択する際に自信をもって勧めることができるからである。

(3) 必要に応じて包括的支援に至る可能性

第1子と拠点を利用した親が第2子、第3子と継続して利用する際に上の子どもが抱える問題や親自身の病気や家庭問題からの相談を受ける場合がある。3事業のうち必要を感じた担当者が声をかけケース会議を開催することはよくある。また、ファミリー・サポート・センター事業はおおむね12歳以下の子どもを対象としていることから、幅の広い年齢層の子どもの家庭を支援しているため、結果として包括的な支援となっている。

(4) 地域の他の社会資源の連携拡充などの効果

ファミリー・サポート・センター事業と利用者支援事業は、お互いが持つ地域連携

の情報は個人情報を除いて日常的に共有している。ファミリー・サポート・センター事業は特別支援学校に通う子どもの送迎や預かりの活動も多く、学校の様子や特別な支援が必要な子どもとの接し方の講座を実施するなど情報を持っている。それらの情報を共有することで、利用者支援事業では、必要とする親に実用性のある情報提供や学びの場の紹介が可能となっている。また、ファミリー・サポート・センター事業は登録会員の新規開拓のため高齢者大学や公民館の趣味講座、民生・児童委員の会議等に出向き募集を行っているが、新たな開拓先を探す際に利用者支援事業が結びついて資源を紹介してもらうこともある。

(5) 上記の各項目に関連する多機能型支援の限界や課題

拠点という「場」があることで事業利用者の声を聴き易くなったが拠点事業の取り組みの限界があることを感じており、それが課題である。突発的な手助けや預け先を求める親のニーズにどう応えていくかを考えている。法人の事業として県少子化対策モデル事業（平成 27～29 年度）「地域ができるネウボラ型支援事業」に応募し、短時間の預かりと訪問支援を実現している。

地域の他の社会資源の連携拡充課題としては、利用者支援事業が 13 事業として実施されることになり担当者が 1 名の配置になったため 2 名体制で実施していた年度に比べアウトリーチが難しくなったことが挙げられる。地域支援を実施するためには地域に出向き、つながりをつくるための人材と時間が必要である。

【考察】

上越市こどもセンターは利用者支援事業、ファミリー・サポート・センター事業が併設された拠点である。同一の場所で事業が実施されることで日常的な連携が実現されている。そして、こどもセンター自体が、男女共同参画推進センターや国際交流センター等との複合施設に開設されており、その場で担当者を紹介し利用者を他機関につなぐことが可能である。各事業の実施場所の物理的な近さも多機能型支援における効果の一因となっていると考えられる。

また、週7日開設（休館日が毎月第三水曜日と年末年始のみ）で、1日の開設時間が8.5時間であり、市内の他の拠点に比べて長い。これは、時間的な間口の広さを示すものであり、利用者が併設された事業を利用する際の利便性も高めていると思われる。拠点でファミリー・サポート・センター事業が実施されることになったため、拠点を利用する親がその場で登録できるようになり、土曜日、日曜日の事前登録やコーディネートが可能となった。提供会員も活動報告などのための来所がしやすくなるなどの効果が認められた。そして拠点は市の公的な子育て支援情報、利用者の口コミ情報や、民間支援団体からの情報も集約される場であることからすると、時間的な間口の広さは情報収集や提供においても利便性を高めていると考えられ、利用者支援事業の利用促進や支援内容において効果的であると推察される。

3つの事業の運営においては、当該法人が持つこれまでのネットワークを活用し、法人企業会員との連携による利用者支援事業の広報や、多様な連携先に出向いてのファミリー・サポート・センター事業の会員募集などが実施されている。同一法人による運営が事業間の連携を円滑にし、法人が持つノウハウが他機関との連携に活かされていることも多機能型支援が効果的に実施される一因であると思われる。また、拠点において事業を利用した親の声を受け止め、そこから地域課題を明確化し、必要な支援の仕組みを創り出し、県や市の新規事業として又は自主事業として展開していることから、単に拠点に他の子育て支援事業を併設することで多機能な支援が可能になるのではなく、事業間、および他機関との連携や利用者の必要に応じて支援をつくり展開する営みが拠点という場で実施されることにより多機能型の支援が可能になると考えられる。

1. 地域子育て支援拠点事業における「多機能型」子育て支援事業の実施状況

(1) 拠点が活動する自治体の特徴

松戸市は千葉県北西部に位置し、都心から20キロ圏内、電車で約30分の距離にあり、江戸川を挟んで東京隣接した生活都市。平均年齢44.47歳、昼夜間人口比率は80%以上で東京近郊のいわゆるベットタウン。東日本大震災の影響もあり人口が減少傾向に転じた時期もあったが、平成26年以降は緩やかに増加傾向。しかし10歳未満児童の減少傾向が続いている。子どもを中心とした人のつながりによる新たな地域づくりを重点として、「子ども・家庭・地域がそれぞれに力を発揮しつながることで、全ての子どもが支えられ、夢と希望にあふれた子どもが活躍できる街づくり」を実現することを基本理念としており、子育て支援の都市ランキング等においても常に上位に取り上げられることが多く、総合的な子育て支援に取り組んでいる自治体である。松戸市の人口は約48万人。年間出生数は約4千人。合計特殊出生率は、1.30（平成26年）。地域子育て支援拠点は、市内に20か所となっている。

(2) 拠点を運営する法人等の概要

NPO 法人松戸子育てさぽーとハーモニーは、2004年に法人化。子ども・子育て支援、男女協働参画、まちづくりの活動を通して子育てにやさしいまちづくりを推進し、子どもも大人も笑顔で自分らしく生きられる社会を広げていく事を目指している。

2005年松戸市のつどいの広場モデル事業を受託して以来、「おやこ DE 広場小金原」「おやこ DE 広場北小金」「E-こどもの森・ほっとる一む新松戸」の3つの地域子育て支援拠点事業、地域子育て支援拠点事業を併設したこども館事業「野菊野こども館」の運営を受託、4つの拠点事業すべてに利用者支援事業を行っている。そのうち「E-こどもの森・ほっとる一む新松戸」では乳幼児一時預かり事業に取り組んでおり、また市内の子育て応援サイト「まつどあ」の管理運営を行う等、松戸市内の子育て支援NPOの第一人者である。

(3) 「多機能型」子育て支援事業の実施状況

E-こどもの森・ほっとる一む新松戸（以下、子育てひろば）は、2009年5月1日に開設された。同建物には、自治会、町会事務所、公益社団法人等が入居し、1階が子育てひろばとなっている。地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた13事業の内、子育てひろばに設置されている子育て支援事業の実施状況は以下の通りである。

	開設年度	平成 27 年度の利用件数 (訪問事業の場合は訪問件数)
地域子育て支援拠点事業（一般型）	平成 21 年	一日平均約 31 組
一時預かり事業	平成 21 年	1343 件
利用者支援事業	平成 23 年	398 件（相談件数）

地域子育て支援拠点事業は、火曜日から日曜日の週 6 日（10:00～18:00）開催されており、平成 27 年度利用実績は、年間 9,595 組（人数 20,929 人）、一日平均 31.2 組（人数 68 名）となっている。

一時預かり事業は、地域子育て支援拠点事業開始とともにスタート。別室の保育ルームがあるわけではなく、ひろばの中での一時預かり事業となっている。平成 27 年度実績は、1,342 件で一日平均 4.4 人となっている。一時預かり事業の利用時間は、一日 4 時間までとなっており、3 日前までに予約が必要である。スタッフ配置は、子ども 3 人につき 1 名配置となっているが、ほぼマンツーマンで実施している。利用料は、1 時間 500 円。

利用者支援事業は、平成 23 年 4 月よりスタートしており、国の利用者支援事業より先行している。市の名称は、「子育てコーディネーター事業」となっている。平成 27 年度の実績は、398 件相談、うち連絡調整したものは 61 件、連携会議で検討したものは、32 件となっている。

（4）その他

市の保健福祉課保健師と連携として「赤ちゃん教室」と「ママパパ学級」を開催している。

「ママパパ学級」は、初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていくもので、おやこ DE 広場・子育て支援センターと連携して行われており、連続講座の 3 回目を妊婦さんと赤ちゃんとのふれあいができる場として地域子育て支援拠点を活用し、市と協働開催している（1 回目、2 回目は市の主催）。

2. 当該地域において多機能型支援を必要とする理由及び経緯

（1）拠点を含む各種の子育て支援事業を必要とする理由（地域課題等を含む）

松戸市では、平成 15 年 7 月「次世代育成支援対策推進法」の制定により、平成 17 年度を初年度とし、平成 17 年～21 年次世代育成支援行動計画（前期計画）、平成 22～26 年次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定し、次世代を担う子どもの育成を支援するためのさまざまな事業を展開してきたが、子どもやその家族を取り巻く環境は厳しさを増し、核家族化の進行や近隣関係の希薄化、兄弟姉妹の減少などによって乳幼

児とのふれあいの経験がないまま親となる人が増加するなど、家庭や地域における子育ての力の低下が続いている現状がある。そこで、次世代育成支援行動計画（後期計画）を継承し、妊娠から18歳までの子どもの健やかな育ちと子育てを市民全体で支援する環境を整備し、市民のニーズに応じていくための体制づくりを目指した。すでに、次世代育成支援行動計画（後期計画）において、のちの利用者支援事業となる「子育てコーディネーター」の配置目標が定められている。

（2）各種の子育て支援事業を多機能的に展開するようになった理由

基本的には、行政の公募に応じてきた。法人の活動拠点がもともと新松戸エリアであったため、新松戸の地域子育て支援拠点の受託を目指していたことや、新設で駅に近いことも魅力であった。新松戸の地域子育て支援拠点は、乳幼児一時預かり事業併設で募集が行われた。現在乳幼児一時預かり事業は、市内20ヶ所の地域子育て支援拠点のうち4ヶ所で行われている事業である。市内保育所での一時預かり事業実施は14園となっている。

地域子育て支援拠点における一時預かり事業は、「保護者に見える保育」となっており、「私も預けられそう」「子どもも楽しそう」と思えることで、子どもを預けることの不安感が払拭されていると感じている。スタッフは保育士資格者に限られている。

地域子育て支援拠点において多くの利用者に接する中、育児不安や精神的な不安を感じる親や子どもの発達の相談をする利用者も多く、2011年に子育てコーディネーター事業が始まったときには、積極的に必要性を感じて参加。施設代表自らが受講し、これまで3人が研修を受けてきた。子育てコーディネーターが相談に入ることでこれまで以上にじっくり相談できることや、地域の機関と折衝の際にはしっかりとした立場で話ができるようになったと感じている。

（3）多機能型支援の事業展開に至るまでの経緯

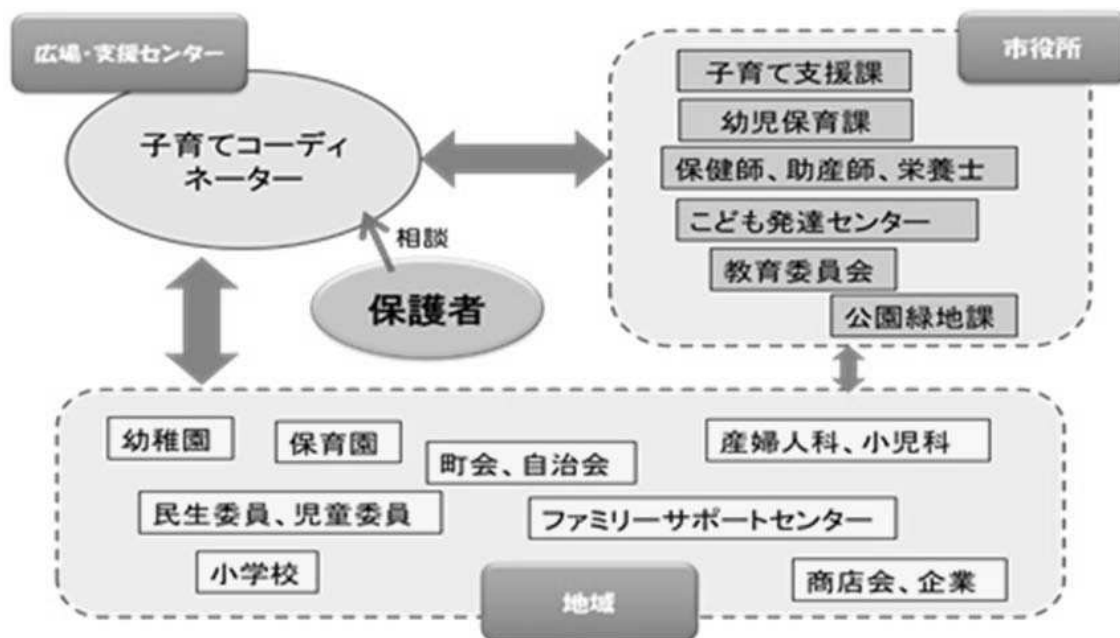
自治体の施策のなかでの事業展開となっている。地域子育て支援拠点事業は、次世代育成支援行動計画の前期計画で整備計画が示されており、後期計画では地域子育て支援拠点の利用と希望について、0～3歳児の保護者の49.5%がおやこDE広場や子育て支援センターを利用したことがあり、さらに、10.2%の利用希望があることが示されている。

また、利用者支援事業になる子育てコーディネーター事業は、次世代育成支援行動計画後期計画に位置づけられた事業である。事業内容は、おやこDE広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐものと位置づけられている。

<事業内容>

○子育ての身近な相談窓口として、市内のおやこDE広場と子育て支援センターに

配置された子育てコーディネーターが、悩みや疑問に対応。
 ○地域の多岐にわたる情報を提供するとともに、保健師などの専門の機関につなぐ支援を行う。



3. 多機能的に子育て支援事業を実施する体制(職員配置や事業間連携を含む)

(1) 多機能型支援を実施するための職員配置及びその課題

地域子育て支援拠点事業は、非常勤スタッフ 10 名で一日 2 配置のシフト組んで従事している。乳幼児一時預かり事業は、非常勤スタッフで拠点事業スタッフ兼任が 6 名、非常勤専任スタッフが 4 人となっている。子育てコーディネーターは、常勤スタッフ 1 名、非常勤スタッフ 2 名（拠点事業スタッフ兼任）となっている。

子育てコーディネーターの予算は、常勤スタッフ 1 名分のみとなっているが、地域連携含めスタッフは複数名必要であるため法人で 2 名以上の配置としている。乳幼児一時預かり事業のスタッフ配置は、常勤 1 名、非常勤 2 名だが、実際にはマンツーマンで配置していることもあり、人件費予算および乳幼児一時預かり事業専用の部屋を希望している。

各事業は土日を含むため、スタッフのシフトの組み方等が課題である。

(2) 多機能型支援における事業間連携の実態と課題

各事業ともにスタッフの兼任率が高いので業務についてはお互いがよくわかっているという関係性にある。また、会議は月一回全体会議として事業横断的に実施しており、それぞれの立場で課題を共有しやすいと感じている。

また別途一時預かり事業については、保育リーダー会議（3人）を月1回実施している。子育てコーディネーターの会議も月1回行っているが、そもそも担当スタッフ3人には施設代表者、副代表者が含まれているので対応方針の決定は早い。

しかしながら、ケースを検討するような時間がもたにくく感じている。情報集めるなど業務に追われている。一時預かり事業については、予約等の電話対応や報告書作成などの事務量がかなり多い一方で事務担当者分の人件費は法人負担となってしまうことが課題である。報告書等の作成のため、週1回は、法人事務所で事務処理を行わなければならないことやネットワークについても連携行事が多く、事務作業が多いと感じている。

（3）多機能型支援における地域連携の実態と課題

地域子育て支援拠点事業については、行政担当者も交えた「おやこDE広場ネットワーク会議」を毎月開催されている。その中で研修を年2回、テーマ別の勉強会を年2回組み込んでいる。またフォローアップ会議として、市主催で年6回講演会、ワークショップ、事例検討会などテーマを決めて行われているが、理解度に温度差を感じることもあり、さらなるスタッフのスキルアップを図る機会が必要だと感じている。

乳幼児一時預かり事業については、市内4ヶ所の拠点で実施されており、おやこDE広場ネットワーク会議の中で、年2回意見交換、研修等を行っている。運営法人の方針に若干差があるため、共有することが難しいが、現場レベルでの悩みの共有の場になってきた。

また松戸市では20ヶ所すべての拠点に、複数名の子育てコーディネーターが配置されている。このように全市で取り組みがなされたことで、保健師、主任児童委員、幼稚園、保育所、専門機関との連携がスムーズに行われるようになった。親子が日常的に利用する場で気軽に相談が行われ、必要な情報が得られることは、利用者にとって大きな安心につながっている。すでに連携ができている幼稚園、保育所、町内会等とは直接連絡を取り合える関係性が築けている。社会福祉協議会がコーディネートしているファミリー・サポート・センター事業とも直接電話で依頼ができる関係であり、緊急案件の際には優先利用や一時預かりの後の継続預かり等の連携をしている。また、トワイライトステイ、ショートステイ、一時預かり、地域子育て支援拠点、こども館、児童家庭支援センターを総合的に実施している児童養護施設「晴香園」と連携して、支援が必要な家庭と判断した家庭に対応している。

相談によって、対応に迷う場合は、担当の保健師が3名いるので日常的に相談している。また行政の企画ではあるが、年に一度、地域の関係機関の職員が顔の見える関係をつくるために「子育て支援地域情報交換会」を5地区別に開催している。そこには、関係機関として、行政関係者、子ども家庭相談等子育て支援施設、地域子育て支援拠点、子育てコーディネーター、保育所、幼稚園、地区社会福祉協議会、民生委員

児童委員、ファミリーサポートセンターのリーダー等が集まって情報交換を行っている。

2016年4月より子育て世代包括支援センター「親子すこやかセンター」が市内3か所に設置された。保健師、助産師、社会福祉士の専門職がすべての妊婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定し支援を実施しており、子育てコーディネーターとの連携も進んでいる。

(4) その他

毎年2月に松戸市の子育て関連機関が集まり、行政、民間、企業が連携をして「松戸市子育てフェスティバル」を実行委員会形式で行っている。その中で情報相談コーナーを子育てコーディネーターが設置。各機関の相談員と連携をとる良い機会となっており、日頃の相談業務の連携もスムーズになってきた。松戸市のあらゆる子育て関係者が参加するフェスティバルということもあり、顔の見える関係が増えてきた。

4. 「ひろば」という活動拠点を生かして多機能型支援に取り組むことによる支援効果、及びそれらの取り組みの限界や課題等

(1) 親子の居場所となる「場」を持つことの利点

松戸市は、他都市に比べても子育て支援サービスが充実した自治体であり専門機関も整備されている。しかし、このような地域資源を、親が自らの課題に応じて適切に利用していく事は多くの親にとっては難しい事である。地域子育て支援拠点には、多くの子育てに必要な情報が集約されており、必要に応じて探す事も、また拠点スタッフや利用者同士の情報交換によってさらに情報の精度を高めることも可能である。

多くの利用者は、このような環境に身をおくことでごく自然に地域の情報や生活情報、多様な人々との出会いによって自信をつけていくことができる。一方では、他の利用者との比較の中で自分たちの置かれた状況を把握・確認することにもなり、情報を得ることで不安や焦りを感じる人が出てくるように課題が顕在化することもある。日々の関わりやプログラムを通じて顕在化してきた個々の利用者の課題を見逃さないというスタンスが重要である。

拠点を利用する「気になる親子」は、日常的に利用していく中で徐々に打ち解けて相談につながる人も多い。育児疲れなどの場合は、特に用事がなくても拠点内で実施している一時預かり事業を利用して良いことなどを伝えて、まずは通い慣れ安心できる場である拠点で一時預かりを活用する事からスタートするケースが多い。拠点内で実施している一時預かり事業は、他の利用者からも“見える保育”であり、預かるスタッフも顔見知りであることから、子どもにとっても親にとってもハードルが低いと感じられる支援サービスである。このように、拠点内に気軽に活用できる資源があることで、利用者にとってはサービス利用につながりやすいという利点がある。

保健師と利用者が面談をする際、自宅や行政窓口ではなく、拠点で子どもを遊ばせ

ながら、あるいは子どもを預けて行いたいというニーズに応えている。保健師等の行政担当者は日頃から、相談の心理的ハードルが低くなるよう、面談にあたっては拠点利用者かどうか確認し、面談場所として拠点を選択肢の一つに入れている。このように、親子にとって日常的な場所である拠点を活用することで、利用者側にたった安心できる相談環境を整えることにつながっている。

母親の妊娠期間に行われる「ママパパ学級」の3回目を拠点で引き受けることで、生まれた後の利用につながっている。現在は行政との連携事業として年2回の開催であるが、ニーズが高く法人として自主的に追加で1回開催している。出産前から夫婦ともに場所を知っているということのメリットは非常に大きいと感じている。

相談等があった際に、子育てコーディネーターにすぐつなげるのではなく拠点のプログラムや日常的な拠点利用で解決に導き出せないかをまずは念頭におくことを拠点のスタッフは心がけている。また、「気になる親子」であっても親が相談したい気持ちになれるようになるまで待つことや、相談につながるきっかけ作り、プログラムへのお誘いなど気にかけていることをそれとなく伝えていくことなどを心がけている。

(2) 各種事業の利用促進や連携強化

一時預かり事業については、かなり利用促進につながっている。子どもを始めて預けるというのは非常にハードルが高いと予想されるが、具体的に拠点の中で「見える保育」、つまり、子どもの居心地が良さそうだとか保育中の子どもにスタッフや他の利用者が気にかけてくれている様子を体験する事で不安が払拭されていると感じている。

また子育てコーディネーターの相談内容は、保育所入所や幼稚園に関する事が多いが、なぜ入所したいのかという入所希望の理由について話を聞く機会が必要だと感じる場面が多い。平成27年度の398件の相談の内訳は、保育所や幼稚園に関する事が159件、育児不安や負担感に関する事が39件、子どもの発育・発達に関する事が39件、保護者の健康・心身に関する事が33件、子どもの健康に関する事が31件となっている。親子にとっては拠点利用の次のステージとして保育所、幼稚園の利用については関心も深く、制度の変革や多様な保育類型の中で戸惑いも大きいと感じている。単なる入所相談ではすまないケースが多く、相談の入り口になっている。特に、入口が保育所入所相談であっても、裏にある相談は違うケースも多いこともあり、なるべく相談者の気持ちを受け入れながら、困り感に寄り添うことに意識をおいている。

(3) 必要に応じて包括的支援に至る可能性

各事業の担当者が集まり全体会議で共有している。また場合によってはケース案件に詳しいスタッフを入れる場合もある。ひろばスタッフ、コーディネーター、一時預かりスタッフなど、それぞれの立場から意見を聞くことができ支援の方法をチームで考えている。また相談の専門の立場から、意見を聞くこともできる。

時々利用している親子が、ひろばの前で暗い顔をしていたので、入口で一時預かりをしていたスタッフが声をかけ、ひろばで相談してみたらと誘ったケースがあった。その後ひろばスタッフが話を聞いていたがなかなか口が重い。子どもは大泣きで母親のもとを離れようとせず、母親は無反応。そこでひろばスタッフは母親の了解のもと子どもをひろばでみて、母親をコーディネーターにつなげた。別室で母親とコーディネーターがじっくり話をすると、一時預かりを利用しようとしたことはあるが、こんなに泣く子は預けられないと断念していたことをやっとな話してくれた。コーディネーターがじっくり話をして落ち着いた後、離れていた子どもも安心して遊んでいる様子を聞き、一時預かりの予約をすることになった。今では一時預かりを上手く利用することができており、母親にも笑顔がみられるようになった。子どもを預けることに躊躇する母親は多く、一歩踏み込んだ関わりをしないと本音を話してくれないというのを改めて自覚し、各事業の連携の必要性を感じたケースであった。

(4) 地域の他の社会資源の連携拡充などの効果

利用者支援事業を窓口として地域の他の社会資源との連携拡充が図られており、そのことがさらに事業間内部でも共有されてスタッフの共有財産になってきている。

(5) 上記の各項目に関連する多機能型支援の限界や課題

子育てコーディネーターが始まったことで、拠点スタッフが相談は、すぐに子育てコーディネーターにつなげばいいとの感覚に陥りやすいという課題を感じている。拠点スタッフには、もう少し日常的な関わりの中で利用者の話を傾聴し、相談を受ける力量をあげてほしいと思っている。一方、利用者支援事業が始まったことで相談、情報提供の幅は広がっていることは間違いないので各事業担当で共有していきたい。以上を踏まえ、今後さらに拠点スタッフに子育てコーディネーター養成研修を受けてもらうことで、拠点内で日常的に関わりながら親子の成長に伴走していくべきか、子育てコーディネーターにつないでいくべきか見極めができるスタッフになれるよう期待している。

また子育てコーディネーターが制度化されて5年になり、関係機関との連携も進んできた結果、最近では関係機関から直接利用者のことで連絡が入ることもあり関係も深まってきたが、逆に頼られすぎると感じる場面もあり、どこまで対応すべきか迷うことがある。

新たに担当となった保健師との情報提供について、同じ専門職同士の中でも情報共有や連携の考え方に濃淡があると感じる場合もある。現在、法人代表者が拠点代表であり、子育てコーディネーターを担っているためプレッシャーはあるものの方針は立てやすいが、今後はより担当者同士がチームで取り組む環境づくりが必要であると感じている。

また市の専門職及び担当者の方々は異動することが多く、新任の方に業務の内容やこれまでの経緯を説明する機会が増えておりスタート時とは状況が変わってきたと感じる事も多い。支援の継続性を担保するための体制作りが重要である。

【考察】

E-こどもの森・ほっとる一む新松戸は、NPO法人が松戸市より受託した地域子育て支援拠点である。公募条件に一時預かり事業も入っていたことから、多機能化は行政側の意図であることがわかる。同様に、利用者支援事業も国の制度に先立ち、松戸市の次世代育成支援行動計画（後期計画）において、のちの利用者支援事業となる「子育てコーディネーター」の配置目標が定められていることから、松戸市の地域子育て支援拠点を核とした子育て支援事業の拡充、面的展開をはかる推進方策がうかがえる。

また、地域子育て支援拠点の特徴として、月曜日だけが休日の土日を含む週6日開催で、午前10時から午後6時までの8時間と開設時間が長い。乳幼児一時預かり事業も一回4時間までではあるが、拠点開設時間内のため利用時間の幅は広い。このように開設日に土日が含まれ、一日の開設時間も長い事で、就労している利用者も含め多様な家庭への支援を行うことが可能となっている。例えば、土日は父親の利用が多いだけでなく、家族全員が来所したり、土日に父親に子どもを預けてゆっくり子育てコーディネーターに相談にくる場合もあるようだ。

従って今後は、拠点における多機能型支援においても開設日時・時間の長さが家庭の包括的支援のために必要な条件になってくると思われる。しかし一方では、支援に質を向上させるためにもスタッフの確保や処遇改善、就労環境の整備もあわせて考慮が求められるところである。

松戸市は、次世代育成支援対策推進法に基づく事業計画づくりの頃から地域子育て支援拠点事業、乳幼児一時預かり事業、子育てコーディネーター事業等を計画し、着実に推進してきた自治体である。また子育て支援事業は、市内にバランスよく面的にも配置された地域子育て支援拠点に機能を充実させる形で推進されてきた。いわば、地域子育て支援拠点を基盤とした事業展開は、多機能型支援のモデルの一つとして捉えることができる。今後も拠点の役割はますます期待され強化される方向で進むと考えられることから、現場の状況を事業者間でよく話し合いながら、より行政と事業者間の連携が求められている。より良い官民連携と事業者に対する行政の期待が、地域の子育て支援の底上げにつながる可能性を見出すことができる。

利用者支援事業に取り組んだ当初は、その位置づけは役割の認識に温度差があり、情報交換や勉強会などの機会が必要だと感じていたが、最近では行政の担当部署以外の課にも認識が広がったと感じている。多岐にわたる制度や地域情報の収集、個人情報取り扱い等につけながら、ネットワークでスキルアップをはかってきた成果が確実に現れている。そのことは、地域子育て支援拠点やそこで取り組む事業やスタッフの意識の変化、スキルアップに確実に反映され始めていると捉えられている。

調査対象 4： 練馬区立大泉子ども家庭支援センター

1. 地域子育て支援拠点事業における「多機能型」子育て支援事業の実施状況

(1) 拠点が活動する自治体の特徴

東京都練馬区は緑の多い閑静な住宅街が広がり、西武鉄道を中心に主要駅には商業地も発展しているため生活・交通の便が良い地域である。また、近年では地下鉄大江戸線の開通に伴い、マンション建設なども進んでいる。練馬区の人口は約 72 万人で、東京 23 区内で 2 番目に多く、面積についても 5 番目に広い（平成 28 年 1 月時点）。平成 26 年の出生数は約 6 千人、合計特殊出生率は 1.22 となっている。

(2) 拠点を運営する法人等の概要

練馬区立大泉子ども家庭支援センターの運営は、社会福祉法人雲柱社に委託されている。雲柱社の創立者は、キリスト教社会事業家として著名な賀川豊彦であり、戦前に自らスラムに身を投じて貧しい人々の救済活動に取り組んだ賀川思想を今なお継承する法人である。1953 年に社会福祉法人が設立されて以降、着実に発展を遂げ、現在では都内を中心に障害児・障害者施設、保育所、児童館、子ども家庭支援センター等の運営を行っている。なお、東京都が設置する子ども家庭支援センターは、子育て家庭からの総合的な相談に応じ、必要に応じてサービスの紹介や調整等を担う拠点施設であり、雲柱社はそのうちの 9 施設の運営を委託されている。

(3) 「多機能型」子育て支援事業の実施状況

練馬区立大泉子ども家庭支援センターは平成 22 年に開設された。地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた 13 事業（以下、子育て支援事業）の内、大泉子ども家庭支援センター内に設置された子育て支援事業の実施状況については以下の通りである。

	開設年度	平成 27 年度の利用件数
地域子育て支援拠点事業（一般型）	平成 22 年	一日平均約 50 組
一時預かり事業	平成 22 年	2520 単位（1 単位 3 時間）
利用者支援事業	平成 28 年	—

大泉子ども家庭支援センターが開設された当初は、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業に加え、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）を受託していたが、その後の利用実績やニーズをふまえつつトワイライトステイについては事業運営を他所に移すこととなり、平成 28 年度から利用者支援事業を加えた上表の実施状況となっている。

地域子育て支援拠点については、1 週間につき 5 日、一日当たり 8 時間（9:00～17:

00) 開設されており、常勤職員3名、非常勤職員3名がシフトを組んで従事している。なお、地域子育て支援拠点は日・水曜日が休業であり、この休業日に一時預かり事業が実施されている。

利用者支援事業については今年度から開始したので年間の利用件数を算出できない。月当たり20件程度の相談があるが、事業開始から時間が経過していないこともあり、周知が十分に行き届いていない点が課題である。

2. 当該地域において多機能型支援を必要とする理由及び経緯

(1) 拠点を含む各種の子育て支援事業を必要とする理由

子育て支援事業が必要とされる理由として、大都市圏ではやはり子育て家庭の孤立化が挙げられる。地域子育て支援拠点や一時預かり事業などを利用し、子育て中の親が支えを得たりリフレッシュすることは、児童虐待などの問題の発生予防にもつながる。

また、練馬区は既述の通り人口が多いだけでなく、面積が広い区であるため、区内でのアクセスが決して良くはない。都心に出るのには便が良いのだが、自動車がなければ区内での行き来がしにくい地域もあり、保護者が乳幼児を連れて家を出にくいこともある。そのため、練馬区では5か所の子ども家庭支援センターに加え、地域の子育てひろばを6か所設置するなど、身近な地域で支援を受けられるようにサービスの整備を進めている。

(2) 各種の子育て支援事業を多機能的に展開するようになった理由

東京都の子ども家庭支援センターには、区役所や庁舎内に設置された相談窓口だけでなく、“地域の子ども家庭支援センター”として子育てひろばを併設する施設が多くある。その先行モデルとなった江東区子ども家庭支援センター「みずべ」の実践に見られるように、相談支援と在宅育児支援を併設することによる様々なメリットがある。例えば、子ども家庭支援センターに親子が集う「場」（子育てひろば）が併設されていることによって、必要に応じて相談に結びつける入口にもなるし、一方では相談に来た親子を継続的に見守るために「場」に結びつけていくこともできる。

大泉子ども家庭支援センターについても、地域の子育てニーズを勘案しつつ、総合的な相談窓口に、子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）、一時預かり事業、トワイライトステイなどの各種事業を組み合わせるメリットを当初から想定し、計画的に多機能的な事業展開に取り組んできた。

(3) 多機能型支援の事業展開に至るまでの経緯

次世代育成支援行動計画策定段階から、区民へのニーズ調査を通して一時預かり事業の需要については確認されていたので、平成22年のセンター開所時から、地域子育て

て支援拠点だけでなく一時預かり事業も併設することは計画に織り込まれていた。ただし、先述のように、センター開所時に実施していたトワイライトステイについては他所に移管し、現在では利用者支援事業を加えた事業実施に至っている。このように区としては、利用実績等に応じて子育て家庭のニーズを実態的に把握しつつ、事業の見直しを図っている。

3. 多機能的に子育て支援事業を実施する体制(職員配置や事業間連携を含む)

(1) 多機能型支援を実施するための職員配置及びその課題

地域子育て支援拠点事業には、既述のように常勤職員3名、非常勤職員3名がシフトを組んで従事している。このうち、常勤1名は地域子育て支援拠点事業の専従であるが、他の2名は拠点事業の休業日に実施されている一時預かり事業の職員を兼務している。その他、利用者支援事業には非常勤職員2名が従事しており、子ども家庭支援センターの総合相談については常勤職員1名と所長が対応している。

センターの総合相談と利用者支援事業はいずれも週6日、地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業を組み合わせると週7日のフル稼働であるため、職員のシフトの組み方など、人員の効率的な配置・活用が課題である。

(2) 多機能型支援における事業間連携の実態と課題

多機能型支援の最大のメリットは、事業間での連携がとりやすいことである。センター内で複数の子育て支援事業が行われているため、職員間で特定の事例や地域資源について情報共有を図りやすい。子育て支援事業の職員間で、朝夕に短時間のカンファレンスを行っているが、それだけでなく、同じ施設内に従事していることにより随時連絡を取ることもできる。また、先述のように事業間で職員が兼務しているため効率的な職員配置が課題となるが、その反面、同じ職員が事業を兼務するメリットとして、利用者に対してサービスの併用や相互利用を勧めることができる点が挙げられる。

(3) 多機能型支援における地域連携の実態と課題

練馬区の場合、区直営の子ども家庭支援センターが軸となり、地域連携が図られている。また、練馬区は面積が広く人口も多いため、区を4つのエリアに分けて、それぞれの地域の要保護児童対策地域協議会が連携の基盤となっている。児童虐待のリスクが高いなど、「心配な家庭」や「要支援家庭」に対しては、子ども家庭支援センターを軸にして要保護児童対策地域協議会で連携を図りながら支援を行うという仕組みが整っているとと言える。

課題としては、練馬区には多様な子育て支援団体(NPO、住民組織など)があるが、こうした様々な関係団体を結びつけるローカルネットワークが十分に形成されていないことである。

4. 「ひろば」という活動拠点を生かして多機能型支援に取り組むことによる支援効果、及びそれらの取り組みの限界や課題等

(1) 親子の居場所となる「場」を持つことの利点

親子が普段から地域子育て支援拠点（子育てひろば）を利用し、場所や職員に馴染んでいることによって、子どもを一時預かり事業に預けることへの不安が軽減され、利用が促進される効果がある。また、一時預かり事業や利用者支援事業の利用者に、必要に応じて子育てひろばを紹介することもある。このように、子育てひろばは、社会資源（他の子育て支援事業）に結びつく「入口」にもなるし、他の子育て支援事業からの「出口」の一つにもなる。

子育てひろばは、親子を継続的に見守るための「場」として位置づけることができるだけでなく、同時に複数の事業担当者が子育て家庭にかかわることによって、子どもの発達や親の養育能力などについて多面的に見立てることが可能になることもメリットである。利用者支援事業は、複数のサービスを利用する子育て家庭に対して“合わせ技のアドバイス”を行う相談支援であると考えており、利用者支援専門員にはそうした調整的機能を期待している。

(2) 各種事業の利用促進や連携強化

地域子育て支援拠点（子育てひろば）がいわゆる「入口」「出口」となるだけでなく、子ども家庭支援センター内に複数の子育て支援事業が設置されていることにより、それぞれの事業の利用者が必要に応じて他の事業の利用に結びつくなどの利用促進効果がある。個別に支援が必要な家庭に対しては「個別カルテ」を作成し、各事業の担当者間で情報や支援方針を共有するようにしている。

(3) 必要に応じて包括的支援に至る可能性

子ども家庭支援センターでは、年度によって差はあるが、年間に数十件は要支援家庭に対応している。その場合、練馬区（担当課、保健相談所等）や要保護児童対策地域協議会との情報共有を図り、センター内でも相談担当が主となって子育て支援事業間でのチームワーク体制を組み、包括的な支援を行う。

(4) 地域の他の社会資源との連携拡充などの効果

地域子育て支援拠点だけでなく、一時預かり事業の利用者に関しても、必要があれば利用者支援事業に結びつけ、利用者支援専門員が地域の他の社会資源の紹介・調整などを担う。また、子ども家庭支援センター自体が要保護児童対策地域協議会など地域連携の仕組みの中に組み込まれているので、センターの相談機能を経て他の社会資源に結びつけることも可能である。

(5) 上記の各項目に関連する多機能型支援の限界や課題

子ども家庭支援センターは地域の中核的な相談機関であり、そこに複数の子育て支援事業が併設されていることによって、子育て家庭が抱える課題に総合的に対応することが可能であるため、一般の子育て家庭のみでなく、児童虐待等の問題の予防的支援や要支援家庭への対応なども求められる。それだけに、職員にはより高い専門性が必要とされている。個人の資質や力量にゆだねる“職人芸的な技”だけでは不十分であり、研修等やOJTなどを活用した人材育成が課題であるといえる。

また、子ども家庭支援センターは総合的な相談に対応する施設であるが、併設されている利用者支援事業の相談に加え、地域子育て支援拠点事業の基本4事業に含まれる相談支援もあり、これらの相談事業に関してはそれぞれの役割や機能を整理し、違いを明確にしていくことも課題である。

【考察】

練馬区大泉子ども家庭支援センターは、相談支援を核とし、そこに在宅育児支援（地域子育て支援拠点、一時預かり、利用者支援事業）が組み合わされた総合的な拠点施設である。そのなかで地域子育て支援拠点は、併設の他の子育て支援事業との関係において、複数のサービスの相互利用を促す「入口」や「出口」の機能を担っている。また、継続的な支援が必要な家庭については、親子の様子を見守るための「場」としての働きも担っている。

こうしたサービス利用の相乗効果を高めるために、相談支援を含む子育て支援事業の担当者間の連絡体制だけでなく、必要に応じてチームワークを組んで包括的支援に当たるなど、職員間の連携の基盤がしっかりと形成されていることが特徴である。センター内の事業間のカンファレンスだけでなく、職員同士が日常的に顔を合わせることや、シフトを組んで複数事業を担当していることなどが、連携を図るうえでのメリットであると感じられた。

センター自体が、要保護児童対策地域協議会の連携の仕組みの中に組み込まれていることもあって、いわゆる「心配な家庭」や「要支援家庭」への対応に関して、センター以外の地域資源との連携が図りやすい側面もある。国は、子育て世代包括支援センターに象徴されるように、子育て家庭に対する切れ目のない継続的支援や、ワンストップ相談支援、その基盤としての地域ネットワークの構築などを推進しようとしているが、東京都の子ども家庭支援センターはそのモデルの一つとして学ぶべき点が多くあるといえる。

例えば、行政の担当課窓口利用者支援（母子保健型）の専任保健師を1名配置し、看板を掲げることが子育て世代包括支援センターではないだろう。大事なことは、子育て家庭にとって身近な場所で相談に対応でき、そこから社会資源に結びつけ、必要に応じてモニターし続ける機能を有することや、そのためのシステム作りこそが子育て世代

包括支援センターの目指すべき方向性であると考えられる。地域子育て支援拠点は、親子が気兼ねなく利用できる地域の「居場所」としての機能を最大限に発揮することで、包括的な支援への「入口」にも「出口」にもなり、モニタリングの場にもなり得る。

以上より、多機能型支援に取り組む拠点施設のあり方として、ワンストップでのサービス利用の相乗効果を生かしつつ、必要に応じて利用者支援事業などの相談機能を経て地域資源に結びつけていけるよう、包括的な支援に取り組むシステム作りが課題であるといえるだろう。また、地域子育て支援拠点に利用者支援事業などの相談支援が併設されている場合、それぞれの事業が担う相談支援の役割や機能を整理し、違いを明確にしていくことも課題である。

調査対象5： 多摩市立子育て総合センターたまっこ

1. 地域子育て支援拠点事業における「多機能型」子育て支援事業の実施状況

(1) 拠点が活動する自治体の特徴

東京都多摩市は、多摩川の中流、多摩丘陵の北側に位置する。府中市、日野市、八王子市、町田市、川崎市、稲城市に隣接し、市内の南部には多摩ニュータウンがある。住みよさランキングでは常に上位にランクインしている。

多摩センター駅、聖蹟桜ヶ丘駅など商業集積地があり、転出入が大きい。多摩ニュータウンの建て替え等に伴う緩やかな人口増となっている。就労ニーズが高まり保育所の待機児童も存在するが、3歳以上児については幼稚園在園児のほうが多くなっている。人口148,338人（平成28年11月1日現在）。出生数は、年間約1,000人、合計特殊出生率は、東京都平均と同様の1.13（平成25年）となっている。

(2) 拠点を運営する法人等の概要

多摩市立子育て総合センターたまっこは、行政が担う「子ども家庭支援センター事業」とNPOに委託している子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）、利用者支援事業、リフレッシュ時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等を一体的に整備した建物になっている。子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）、利用者支援事業、リフレッシュ時保育事業等を多摩市からの委託により実施しているのが、認定NPO法人多摩子ども劇場とNPO法人シーズネットワーク。さらにファミリー・サポート・センター事業を委託により実施しているNPO法人たすけあいの会ばればれの3つのNPO法人担当と、多摩市担当、が建物に同居しながら全体として多摩市立子育て総合センターたまっこの運営を行っている。

認定NPO法人多摩子ども劇場は、1986年に設立し2000年NPO法人化。「子どもと文化と地域をつなぐ」をコンセプトに、子どもが文化豊かな環境で育まれることが「生きる力」につながると考え、子どもも大人も関わりあう体験の場を大切につくってきた団体である。

NPO法人シーズネットワークは、2006年にNPO法人化。「子育て」を楽しみ、「自分らしく働く」ことを応援するため、市民団体・企業、行政等と連携して事業を実施してきた団体である。

現在の多摩市立子育て総合センターの建物は、元多摩市立幼稚園の施設を活用したもの。平成18年度限りで閉園し、平成21年より子育て総合センターたまっことして大学連携で大妻女子大学に子育てひろば事業、リフレッシュ時保育事業等を委託。平成26年度からは現NPO法人への委託となっている。なお、東京都内の区市町村で実施している子ども家庭支援センター事業は、0歳からおおむね18歳までの子ども及びその保護者、関係機関など子育て支援の中核となる機関として、相談・サービスの調整、

関係機関とのネットワークの構築を図り、児童虐待等の対応も行う専門機関である。こちらについては、平成 16 年度より市立学校跡地施設で事業を開始し、平成 21 年度に子育て総合センターたまっこに移設した。

(3) 「多機能型」子育て支援事業の実施状況

多摩市立子育て総合センターたまっこは、平成 21 年度に開設された。現在、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた 13 事業の内、設置された子育て支援事業の実施状況と委託状況については以下の通りである。

	開設年度	平成 27 年度の利用件数
地域子育て支援拠点事業（一般型） （*認定 NPO 法人多摩子ども劇場委託）	平成 27 年 但し子育てひろば事業は 16 年度から	年間利用者数 20853 人 一日平均 70.9 人（約 30～35 組）
ファミリー・サポート・センター事業 （NPO 法人たすけあいの会ぽればれ委託）	平成 16 年	3,029 件（会員 1,215 人）
一時預かり事業 （*認定 NPO 法人多摩子ども劇場委託）	平成 21 年	延べ利用者数 617 件 延べ利用時間 2,529.5 時間
利用者支援事業 （*認定 NPO 法人多摩子ども劇場委託）	平成 26 年	118 件
養育支援訪問事業	平成 16 年	963 件
子育て短期支援事業 （養育協力家庭 6 世帯、児童養護施設委託）	平成 18 年	11 件
その他 ・人材育成・研修・ネットワーク事業 （*認定 NPO 法人多摩子ども劇場委託） ・子ども家庭支援センター事業 ・子ども家庭サポーター派遣事業 （NPO 法人たすけあいの会ぽればれ等 3 NPO 法人委託） ・子育てスタート支援事業(母子デイケア) （多摩センターレディースクリニック委託）	平成 21 年 平成 16 年 平成 23 年 平成 23 年	子育て支援者養成講座参加 446 人 相談 644 人 14,890 件 130 回（288 時間） 35 回

*認定 NPO 法人多摩子ども劇場等委託の事業は、NPO 法人シーズネットワークと契約が結ばれ、共同で行われている。

平成16年子ども家庭支援センター開設当初は、区市町村児童家庭相談窓口、養育支援訪問機能に加え、ファミリー・サポート・センター事業の実施が主な事業であったが、平成21年度子育て総合センターたまっこ開設時に機能を増やしており、またその際その分野での実績がある団体に委託を行いながら実施してきた経緯がある。

子育てひろば事業については、平成16年より開始、現在は1週間につき6日（月曜日から土曜日。祝日、年末年始を除く）、一日当たり6時間（10:00～16:00）開設されている。公立幼稚園跡地のため園庭も充実している。また、駅近くの商業ビルであるココリア多摩センター5階のキャリアマムホールで毎週月曜日11:00～15:00に出張ひろばを開催。平均1回19組40人程度の利用がある。

利用者支援事業については、平成27年5月より、市内5ヶ所に「子育てマネージャー」を地域子育て支援拠点に同時配置した（現在7ヶ所）。子育て総合センターたまっこでは情報収集を心がけ、健康センターの乳児健診等に出向き、利用者支援の足がかりを探っている状況である。

NPO法人たすけあいの会ばればれに委託されているファミリー・サポート・センター事業のコーディネート事務室も建物内にあり、連携をもって進めている。

（4）その他

多摩市立子育て総合センターは、人材育成・研修・ネットワーク事業も実施し、毎年開催されている「子育て支援者養成講座」は、全11日間の開催となっている。

また、子どもと家庭の総合相談として、市直営で子ども家庭支援センター事業を実施している。その他、子ども家庭サポーター派遣事業（いわゆるヘルパー派遣事業）、子どもショートステイ事業（子育て短期支援事業）、子育てスタート事業（産後母児ダイケア）など多くの事業を事業者に委託する形で拡充しているのが特徴的である。

2. 当該地域において多機能型支援を必要とする理由及び経緯

（1）拠点を含む各種の子育て支援事業を必要とする理由（地域課題等を含む）

多摩市では、妊娠期から18歳までの切れ目ない子育て支援を行う地域の身近な拠点として、地域子育て支援拠点を整備し、親子の交流や相談を行うことができる場所としている。多摩市立子育て総合センターたまっこ以外に市立多摩保育園子育てセンター、市直営の5つの児童館とともに7か所で行われている。

多摩市の場合、多摩ニュータウンが市内面積の6割程度を占め、年齢に限らず孤立しやすい傾向が見られたことから、地域に根差すような顔の見える関係性の構築をめざしてきた。平成21年には、市内に点在していた子育て支援機能を集約したセンター機能を果たす場として、子育て総合センターたまっこが開所した。

(2) 各種の子育て支援事業を多機能的に展開するようになった理由

孤立しがちな子育て家庭にとって、通いやすい敷居の低い相談場所が身近な場所にあることが重要である。そのため地域子育て支援拠点は、現在市内のエリア毎に7か所整備している。子育て総合センターたまっこは、そのエリア毎に分散させた地域子育て支援拠点の中核機能をもつ。子育て総合センターたまっこにある子ども家庭支援センター事業は、児童相談所と連携し、児童虐待の通告先としての役割を担い、児童虐待発生時の対応、未然防止の取り組みを、関係機関と連携しながら行うことが求められている。従って、総合的に相談が入った場合、いわゆるレッドゾーンは児童相談所と連携し、グレーゾーンは地域子育て支援拠点等と連携しつつ解決を図る調整役としての位置づけをもっている。普通の家庭から要支援・要保護家庭まで幅広く対応するワンストップ相談窓口として機能している。子育てひろば事業、利用者支援事業、在宅支援事業等、具体的に家庭に支援を届ける機能を一体的にもっていることで、専門相談に繋がった家庭の相談場所で見られる以外の普段の様子が見られるなど、家庭全体の成長が見られるという利点、各事業の利用促進につながっていると感じている。子ども家庭支援センター事業職員と子育てひろば職員とは、「当該親子や子育てに悩みを抱えている親子が子育てひろばに遊びに来たときは教えてほしい。」というような連携を普段からしている。

このように、計画的に多機能的事業展開を、その分野に精通した市民団体、事業者と取り組んできたといえる。

(3) 多機能型支援の事業展開に至るまでの経緯

多摩市では、次世代育成支援行動計画の段階から、大学や NPO と連携して運営する子育て支援の中核的な施設「子育て総合センターたまっこ」を整備することが謳われており計画的に進められてきた。これを踏襲した、多摩市子ども・子育て支援事業計画においては、各家庭に見合ったサービスの提供が行えるよう利用者支援の必要性や、地域子育て支援拠点施設等による地域で支える仕組みづくりを構築することを目的としており、多機能できめ細やかな事業展開に繋がっている。

3. 多機能的に子育て支援事業を実施する体制(職員配置や事業間連携を含む)

(1) 多機能型支援を実施するための職員配置及びその課題

子育てひろば・リフレッシュ一時保育事業等の全体責任者として2名、事務局職員が1名、常勤職員として勤務している。子育てひろばには、非常勤職員として5名おり、そのうち2~2.5人が一日配置されている。一時保育事業には、非常勤職員が6名おり、申し込み数により一日2名以上の配置となっている。利用者支援事業は、1名配置ではあるが、現在子育てマネージャーとして活動できるものが3名いる。ファミリー・サポート・センター事業には、アドバイザーが非常勤職員として5名おり、そ

のうち毎日2名が勤務している。子育てひろばの職員としては、広さに比較して職員が足りないと感じることもある。

(2) 多機能型支援における事業間連携の実態と課題

ひとつの建物の中に各事業の職員がいるので、連携がとりやすいところがメリットである。定期的にミーティングがあるが、緊急時や判断に迷う際には、その都度毎に確認や相談することが出来ている。

各事業者の定例会議は、毎月1回、多摩市担当職員、子育てひろば・一時保育、ファミリー・サポート・センターの責任者が集まって開催。前半は事業の報告、後半はケース会議を行うことが多い。また、子育てひろば・一時保育事業等を受託している2NPOも月に1度、事業連携に関しての確認を行っている。さらに、子育てひろば・一時保育・利用者支援・人材育成事業は、同一事業者が受託しているため、朝礼や終礼にて日々の事業確認・連携を行っており業務についてはそれぞれの職員同士がよくわかっているため、利用者に対して事業の説明が自然で利用促進に繋がっている。

(3) 多機能型支援における地域連携の実態と課題

多摩市は子ども家庭支援センターが調整機関の役割を担い、児童福祉法第25条2第1項の規定に基づく要保護児童対策地域協議会である「多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会」を設置している。児童虐待等のハイリスクな子どもと家庭への支援を様々な関係機関が縦横に連携し対応にあたっている。また、地域における子育てに関係する機関や団体等との連携をとる目的から、各地域子育て支援拠点で開催する「ネットワーク会議」がある。従来、また、前述のとおり、子育て総合センターたまっこを中心として、7か所の地域子育て支援拠点との地域連携も図られており、毎月一回各拠点の責任者、子育てマネージャー等、行政担当者が集まり、各拠点の抱える課題や子育て支援のあり方を検証している。その他、行政側の実務者会議として課長、係長職が年2回方向性等を検討するための会議を行っている。地域子育て支援拠点事業を、公立保育所、児童館等も担っているため、その各所管課の理解・連携が大切であるとの認識からである。

子育てひろば、利用者支援事業受託事業者としては、ケース検討・ケアプランがしっかり義務付けられている子ども家庭支援センター機能がある施設の中で、子育てひろばでの相談、利用者支援事業との分担や業務の範囲といったものがまだ明確になっていないことが現在の課題と考えている。

4. 「ひろば」という活動拠点を生かして多機能型支援に取り組むことによる支援効果、及びそれらの取り組みの限界や課題等

(1) 親子の居場所となる「場」を持つことの利点

多摩市の子育て支援の中核として位置づけられた子育て総合センターたまっちは、子育て家庭が誰でも利用できる子育てひろばを、子どもの文化や体験支援を応援している NPO や女性の社会参画なども支援してきた NPO に委託することで魅力的な行事も増え、より来所のハードルが低くなり、子育て家庭が利用しやすい場となっている。駅に近い建物で出張ひろばを開催していることも功を奏して、利用者は全体的に増えている。このように場を認知し、場の利用に馴染んだ利用者に対しては、安心して同じ施設内にある一時保育やファミリー・サポート・センターの利用につながるようになってきているというメリットがある。また、子育て支援者養成講座や利用者支援事業を通じて、将来の就労につながる支援やそれに伴う保育・教育資源の情報提供等につながるという利点がある。

また、子ども家庭支援センター事業の相談につながった親子に対して、継続的に子育てひろばを利用してもらうことで、日常的な関わりを通しての子どもの発達や親の養育力の変化等を確認するとともに、必要な在宅支援（子ども家庭サポーター派遣、子どもショートステイ、子育てスタート支援）等につながるというメリットも感じている。

(2) 各種事業の利用促進や連携強化

子育てひろばの新規登録児童数の0歳児の割合が平成26年に比べて倍増の28%となっており、特に0歳児子育て家庭の利用が促進されている。それに伴い、一時保育の登録児童数も1.5倍に増加、年間保育時間数は前年に比べて倍増した。子育てひろばに来所した家庭に、「いざというときに預けられる場所を確保できる」という安心感と一度利用した方が何度も利用する傾向が確認されている。また、保育所入所の決定後は、ファミリー・サポート・センターへ登録する場合もあるが、こちらも同じ建物に事務所が入っており登録しやすい環境となっている。建物内の事業者間で状況の報告等を行う等、利用ニーズに関する情報交換等をして連携を図っている。

(3) 必要に応じて包括的支援に至る可能性

要支援家庭に関しては、子ども家庭支援センター事業のケースワーカーがいるため、包括的な支援が出来る環境が整っている。在宅支援サービス（子ども家庭サポーター派遣、子どもショートステイ、子育てスタート支援）以外に、一時保育、ファミリー・サポート・センター事業を活用する場合もあり、連携して進めている。子育てひろばで気になる家庭が見つかった際にも、ケースワーカーに相談しながら包括的に対応することも可能となっている。

(4) 地域の他の社会資源の連携拡充などの効果

多摩市立子育て総合センターたまっこは、市の子育て支援の中核的存在であるため、多くの子育て家庭が訪れる場所となっている。ここで、市内全体の情報や複数の支援サービスを確認できたら、次はそれぞれが住んでいる地域で豊かに子育てできるよう地域に戻していく支援を目指している。結果として、子育て総合センターたまっこから各地域にある地域子育て支援拠点、保育所の子育て支援・一時保育、児童館といった生活圏域の子育て支援につないでいくことで、地域の社会資源との連携、拡充というものを図っていくことに繋がっている。

(5) 上記の各項目に関連する多機能型支援の限界や課題

子育て総合センターたまっこは、市内の中核的な総合相談機能を持つ場であることから、日常的な相談から、緊急性をもつ相談まで幅広い対応が求められる。そのような施設の事業に従事する子育てひろばの職員自身のスキルアップ、研修の機会の充実が必要である。

また、利用者支援事業は子育て総合センターたまっこを含め7か所の地域子育て支援拠点で実施しているが、事業の運営方法が整備中の段階であるため、多摩市全体を俯瞰しての役割分担や連携がまだ十分ではないと感じている。また実施場所が子育て総合センターたまっこの他に保育所1園、児童館を再編した5施設となっており、各施設の考え方、特色がそれぞれにあり、事業の進め方が難しいと感じることもある。多機能型支援は、多様な主体との連携・協働が不可欠であり、お互いの特性や強みを活かした支援を図るとともに、同じ事業に取り組む事業者としての目的の共有や人材育成が課題である。

【考察】

多摩市立子育て総合センターたまっことは、行政が担う「子ども家庭支援センター事業」とNPOに委託している子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）、リフレッシュ一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、利用者支援事業等を一体的に整備した建物になっている。また、人材育成・研修・ネットワーク事業の機能や、子育て短期支援事業、子ども家庭サポーター派遣事業、子育てスタート支援事業（母子デイケア）の受付窓口としての機能もあわせ持つ子育て支援のデパートのような総合支援センターである。また、各事業はその分野に精通したNPO等に委託を行いながら整備してきたことも特徴的である。それは、行政だけでは対応しきれない分野、各地域との連携を図るためにも必要なことであったと認識されている。

子ども家庭支援センター事業は、児童相談所と連携し、児童虐待の通告先としての役割を担い、児童虐待発生時の対応、未然防止の取り組みを、関係機関と連携しながら行うことが求められている。従って、総合的に相談が入った場合、いわゆるレッドゾーンは児童相談所や養育支援訪問事業等と連携し、グレーゾーンは地域子育て支援拠点、一時保育、ファミリー・サポート・センター事業等と連携しつつ解決を図る調整役としての位置づけをもっている。いわば、一般の家庭から要支援・要保護家庭まで幅広く対応するワンストップ相談窓口として機能しており、都市部の子育て支援のあり方のモデルのひとつであるといえる。

また相談窓口以外に、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、在宅支援事業（訪問型支援）等、具体的に家庭に支援を届ける機能を一体的にもっていることで、専門相談に繋がった家庭の普段の様子を継続的に確認できるなどのメリット、各事業の利用促進につながっている。一方、事業者としてはケース検討・ケアプランがしっかり義務付けられている子ども家庭支援センター機能がある中で、子育てひろばでの相談、利用者支援事業との分担や業務の範囲といったものが明確ではないことや、子育て総合センターたまっこと各地域の連携の要である他の6か所の地域子育て支援拠点事業との連携、市内を俯瞰して支援のネットワークづくりや人材育成をしていくことが現在の課題と認識している。

以上、子育て支援の多機能型支援に官民挙げて取り組んでいる多摩市の取り組みは、まさにワンストップで市民にサービスを届ける相乗効果を挙げている。今後は、地域の地域子育て支援拠点事業、保育所、児童館等とも連携し、支援側のネットワークづくりを通して、より包括的な支援が行えるよう、それぞれの役割の認識や、職員のスキルアップを図ることが課題である。

調査対象 6： 港北区地域子育て支援拠点どろっぷ

1. 地域子育て支援拠点事業における「多機能型」子育て支援事業の実施状況

(1) 拠点が活動する自治体の特徴

港北区は、横浜市を構成する 18 行政区のうちの 1 つである。東部には東急東横線に沿って閑静な住宅地が、西部には横浜市営地下鉄沿線にマンションなど新興住宅地が広がっている。新横浜駅周辺が商業の中心として発展し、企業の進出も多い。また、横浜市内でも農業が盛んな区であり、稲作や果樹などの農地や豊かな自然が残されている。その一方でこの 5 年間で（株）アップルの進出、駅の再開発、ワールドカップの誘致などまちの様相は劇的な変化が見込まれている。港北区の人口は約 34 万人（平成 28 年 1 月時点）と横浜市で最も多く、転出入率も市域トップの人口動態である。平成 27 年の出生数は約 3,600 人、合計特殊出生率は 1.39 であった。

(2) 拠点を運営する法人等の概要

港北区地域子育て支援拠点どろっぷの運営は、NPO 法人びーのびーのに委託されている。子育て中の親たちが平成 12 年 2 月に法人を設立し、4 月に「おやこの広場びーのびーの」を開設した。立ち上げ期はひろばの維持のため、出版事業やイベント事業などの自主事業を展開した。12 月、厚生労働省雇用均等・児童家庭局少子化対策室の訪問を受け意見交換を行う。その議論を元に「つどいの広場事業」が創設され、平成 14 年つどいの広場事業として横浜市「親と子のつどいの広場補助事業」が開始され、ひろば運営の委託団体となる。その後も、平成 18 年港北区地域子育て支援拠点の事業受託開始、平成 19 年子育て情報メールマガジンの配信スタート、平成 20 年預かり保育事業の実施など子育て中の親が必要とする支援を展開してきた。現在、法人の事業として小規模保育事業、預かり保育事業、インターネット配信（発信）事業、出版・制作・企画事業、事務請負・コンサルティング事業などを実施している。

当該法人は、子どもたちに安心して暮らせる社会を残すために、社会の最小単位である家族を地域の中で形づくっていくことを応援すること、親が親である喜びを感じられる子育てになるよう応援すること、そのことを通じて、子どもを中心としたまちづくり、社会環境づくりに寄与することを理念に活動している。また、親が子育てを抱え込まず「産んだら社会の子」として子育てができるような支え合い、育ち合いの社会を構築することを目的としている。

(3) 「多機能型」子育て支援事業の実施状況

港北区地域子育て支援拠点どろっぷは平成 18 年に開設された。地域子育て支援事業に位置付けられた 13 事業の内、当該法人の実施状況については以下の通りである。

	開設年度	平成 27 年度の利用件数
地域子育て支援拠点事業（一般型）	平成 18 年	一日平均約 60～70 組
ファミリー・サポート・センター事業	平成 22 年移管 平成 13 年開設	月間活動件数 約 700～900 件 月間新規コーディネーター数 約 33 件
利用者支援事業	平成 28 年	1 ヶ月平均 55 件程度 (事業開始平成 28 年 1 月 26 日 からの平均 新規・継続合計)
その他 子育て応援メールマガジン 「ココメ〜ル」事業事務委託	平成 19 年	登録者数約 4,500 家庭

地域子育て支援拠点（一般型）については、1 週間につき 6 日、一日当たり 6.5 時間開所されており、一日のスタッフ数は、ファミリー・サポート・センター事業（以下、ファミサポ事業）に関わるコーディネーターや事務担当職員を含め、常勤職員 6 名、非常勤職員 6 名程が配置されている。

（4）その他

平成 28 年 3 月から 1 駅隣の綱島地区において、「港北区地域子育て支援拠点どろっぷサテライト」として活動を行なっている。横浜市では、横浜市子ども・子育て支援事業計画「よこはまわくわくプラン」に基づき、平成 27 年度から 31 年度までの間に、乳幼児人口の多い 5 区について地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ「拠点サテライト」の整備が進められている。「拠点サテライト」は既存の地域子育て支援拠点と一体的に運営されるもので、「どろっぷサテライト」は市内第 1 号のサテライトである。どろっぷ、どろっぷサテライトを合わせ拠点事業に関わるスタッフ数は全体で常勤 11 名、非常勤 18 名で運営を行っている。

2. 当該地域において多機能型支援を必要とする理由及び経緯

（1）拠点を含む各種の子育て支援事業を必要とする理由（地域課題等を含む）

港北区は横浜市の 18 行政区の中で最も人口・世帯数が多い。古くからの住宅地とマンション中心の新興住宅地があり、子育て世帯も多いため子育て支援に対するニーズは高い地域である。学童期前には広い住宅を求めて他区、他市町村へ転出する家庭が多く、若いうちは通勤の利便性での転入も多い。乳幼児期に落ち着いて、地域に愛着意識を持って過ごすという感覚にはなりにくく、保育所入所も市域北部として激戦地区でもあることから、時間に追われる生活にならざるを得ない。

拠点利用者の約半数が育児休暇中ということから、地域との関係性を作れないまま

子育てに入り、復職していくというのが一般的になりつつある。日常生活の中で生じる子育ての小さな疑問や悩みを聴いてくれたり、少しの間でも子どもを預かったりしてくれる人が近くにいない家庭が圧倒的多数である。直近の利用者アンケート調査結果では回答利用家庭のうち8割が子どもを預かってくれる人がいないというデータが出ている。地縁がない中で、自身の体調が優れない時、リフレッシュで休息したい時、きょうだい児の預け先など、子どもを見てくれる第三者が不在である。そのことが緊張感、不安感、負担感となって子育て全体の非肯定意識にも繋がっている。

一方、子育ての担い手としてはパートナーである夫の参画も増え、共働きが増えたことで土曜日の家族利用も多くなってきている。夫、父親の育児を応援するしくみも求められている。

(2) 各種の子育て支援事業を多機能的に展開するようになった理由

ファミサポ事業が移管されてくる以前の社会福祉協議会で実施していた頃から、拠点においては積極的に利用者のニーズに応じて事業の紹介をしていたが、実際に利用するためには親子連れで別の場所に出向き登録しなくてはならない不便さを感じていた。拠点で実施した方が、利用者にも職員にも活動が目に見えて分かることや登録がその場でできるというメリットを意識していた。拠点が開設されたら拠点で実施するのは必然だと考えていた。

利用者支援事業については、心理職による個別相談も実施していたが、当該拠点においては活動1期目5年が経過してからひろばスタッフにも地域担当制を導入し、統括する常勤の地域担当スタッフを1名配置し、過去1年間実施された地域機能強化型として子育てサロン、サークル活動の応援を通して地域資源を耕してきたことの成果が繋がっていったという点は、事業の導入、移行、スタートアップに有益だったと考えている。利用者にとって行政の窓口に比べ、拠点は安心して子どもと来られる居場所であり、いつでも知っている顔がいるなど、敷居が低いので利用しやすい。スタッフが心配だと感じた親子を利用者支援員につなぐことができるというメリットもある。

気軽な相談、確認承認のための相談、相談することすら気づいていない声なき声を拾うためにも、ひろばスタッフ、個別相談員が受けた相談を地域資源や公的サービスなど次に繋いでいくためにも、その役割を専任で担う立場が入ったのは、拠点他の重層的支援を効果的にさせる上で役立つ機能になっている。

相談のきっかけとしては、ひろば（拠点）利用者だけでなく、電話相談、地域に出張した際に受けてくるものや、赤ちゃん訪問員や他支援者から受ける相談、家族など親子の周辺にいる地域住民からなど、その入口は多様であり、こうした状況からも利用者支援事業として対外的に専任職員の存在が明確化された意味はあったかと思われる。

拠点の利用者は、親子で遊ぶためのひろば利用、プログラムへの参加、相談の利用

など様々である。相談する人もタイミングも場所も家庭側に委ねられているという点、他、ファミサポ事業の提供・両方会員が預かるための活動場所として拠点を利用する場合など、常設型の場があるという強みが必然的に子育て家庭に必要な資源、多機能化をもたらすと捉えている。

(3) 多機能型支援の事業展開に至るまでの経緯

折に触れ、拠点で子育て支援事業を実施する利点を行政に提案してきた。ファミサポ事業については、これまで事業を実施してきた社会福祉協議会が高齢や障害に特化して事業展開をする方向になった時期でもあったことから、平成22年度から事業移管され、拠点で実施している。利用者支援事業については、利用者支援事業の創設時から拠点において展開されている。家庭が抱える問題が重層化重篤化する前に様々な支援につなげておくことができなければ、本当の意味での予防にならない。前述の通り、虐待予防の観点からも拠点の多機能化は必然的であると考えている。地域資源とのパイプや、ファミサポ事業があっても、予防型として機能するための資源は未整備、存在しても利用者主体で選択できるほど、選択肢は十分でなく、まだまだ多機能とはいえない課題も感じている。

もともとの個別相談の主訴を分析しても、親、子どもだけのことでなく、家庭生活全般の相談内容（親の介護の問題、離婚後の生活保障や手続きの問題、きょうだい児の不登校問題、自助グループの紹介や繋ぎ、夫のリストラや健康問題など）に関するものが多く、1つ1つを関係機関に繋いだり紹介しているだけでは間に合わない、ワンストップで包括支援ができるどころか繋ぎ目がたくさんあって最終的には紹介しても断られる、家庭側が自らアクションしない、アクションしても拒否されたり、手続きの壁を感じたりなどの2重の心労を受けてしまいかねない課題が生じてきている。

ファミサポ事業だけ取ってみても、保育所入所が決まり、新年度を迎える年度末の1月～3月の活動件数は月1,000件に及ぶなど、1時間800円の有償活動であってもこれだけのニーズが挙がってくることから、機関やサービスを往来するための送迎を含め、一時預かりへの需要が高いことがわかる。利用会員の増加に比例するだけの提供会員、つまり担い手を増やすのは難しいことであり、柔軟な一時預かりの必要性、拠点閉館後とくに夜間のフォロー体制など、地縁血縁による支え手が日常的に得られない子育て家庭の孤独な在宅時間、「ちょっと困った」をワンストップに対応できる資源の充実が求められている。

3. 多機能的に子育て支援事業を実施する体制(職員配置や事業間連携を含む)

(1) 多機能型支援を実施するための職員配置及びその課題

地域子育て支援拠点事業には、常勤2名、非常勤6名がシフトを組んで従事している。ファミサポ事業は常勤1名、非常勤4名である。利用者支援事業は常勤1名であ

る。その他、事務に常勤1名、非常勤1名、情報担当が常勤1名、地区担当が常勤1名である。

拠点は職員に加え、地域のボランティアやひろばサポーターという有償のスタッフを活用している。各事業担当者はひろばの開設時間内は直接の対人援助業務もしくは地域支援の一環で出張、外出することも多く、閉館後に日報や数の集計、個票の記録、プログラム準備や企画立案などの事務仕事を行うことになる。対人援助としての対象は利用者＝子育て家庭だけでなく、地域人材としての町内会、商店街、民生委員、主任児童委員、子育てサロン実践者、学生ボランティアの対応なども含まれ、全館、全職種において、一人ひとりが予定通りには動かない日が多く、突然の来訪者や緊急時、地域の人に乞われて急遽対応するための外出など、臨機応変の対応やそれを認め合うチーム内のフォロー体制、時間の確保、優先順位づけの自己管理、業務選択のマネジメントの力量が求められている。

(2) 多機能型支援における事業間連携の実態と課題

事業間連携は定期的なカンファレンスや、毎日のミーティングなどで緊密に行われている。具体例はつぎのとおりである。

- 全体会議
- 事業ごと会議（3類型）
- 常勤職員会議
- 区との月次定例会
- 利用者支援月次カンファレンス会議
- 全体対人援助カンファレンス（保健師と）
- 内部カンファレンス（個別相談員、ファミサポ事業常勤者、ひろば常勤者、利用者支援専任職員、施設長）
- 情報発信編集会議 等

多機能的な支援を実施するにあたり、必要に応じてスーパーバイズの時間が更に取りれるとより深い支援ができるのではないかと考えている。また、一人の利用者が色々な事業を利用するので、各事業担当が情報共有や支援のあり方の検討などを行う時間を確保するのが課題である。また、当該拠点は利用者や地域の方に対し1階のひろばだけでなく2階の事務所も開放しているため、職員以外の出入りも多く、ケースの話をする際に個人情報の保護には細心の注意を払っているが、心配なく話ができる場所の必要性を感じている。

また、それぞれの事業において見せる顔や本人からの状況説明が違っていたりするので、多面的に見える一方で、それぞれの場での利用者の姿を尊重していくことの大事さもその都度、職員間で確認をしている。

(3) 多機能型支援における地域連携の実態と課題

前項目でも述べた区の拠点担当保健師の他、多くの地域資源との連携が行われている。区の保育所の他、当該法人が運営する小規模保育事業、法人理事が運営する認可保育所や区内の乳幼児一時預かり事業、公立保育園地域開放事業、近隣幼稚園等との連携により、拠点における親子の様子などの情報共有をしている。療育センターや児童発達支援事業所、障がい特性に応じた当事者グループである地域自主訓練会に拠点から親子を紹介するケースもある。

地元の学区につなげた方が良いと判断した場合には、区内に9ヶ所ある地域ケアプラザの地域担当のコーディネーターとの連携により、相談場所を借りたり、学区、地区内の自治会館や町内会館などで実施されている子育てサロンにつなげたりすることもある。主任児童委員が地区のサロンを実施しているので、親子を紹介する際には事前に伝えるようにしている。町内会や自治会もしくは学区単位でのキーマンと濃くつながっていることで人材の紹介や折衝などインフォーマル支援がその人の生活エリアで確保しやすい状況にある。

最近は同行支援も頻繁で、手続きに関することや、新しい場所への訪問に対する緊張度が高いために出控えてしまう人へのサポートも増えてきた。従って、地域連携する際には、繋ぐ先の対応者と拠点側の職員との事前の関係づくりがとても重要だと思っている。同時に、資源のある場所や特長、成り立ちなども含め、連携先の事前のリサーチは欠かせない。繋いだ家庭が「確実に繋がれる」とことと「その繋がりが持続していけること」、2つの確信がないと連携とは言えないと思っている。

4. 「ひろば」という活動拠点を生かして多機能型支援に取り組むことによる支援効果、及びそれらの取り組みの限界や課題等

(1) 親子の居場所となる「場」を持つことの利点

多機能型で専門職も配置しているが、それだけで十分に機能するわけではなく、当事者が当事者の支えにもなれる「ひろば=場」を持っていることは、前述の通りかけがえのない財産であると考えている。拠点は、「個別支援」を焦点化しながら、「一人の課題はみんなの課題」を意識的に感じ、個別支援をしながら、そのことが後に続く人のための支援にも繋がったり、結果的に社会環境を変えていく「地域支援」になっていった事例に関わらせてもらうことも多い。同時に他地区の子育て支援活動へのサポートやグループ支援をしている中で、何かあったら快く動いてくれるキーマンとなる人材発掘をしていくための「地域支援」の視点も大事であり、地域人材との協働による課題解決のプロセスは、すべてがひろばという「場」があって、人との交流の中で実現してきた経緯がある。

様々な人との関わりの中で、時には専門職が予測もしなかった、イレギュラーなその場での出会いで、今まで懸命に支援してきたつもりの人が、他の利用者、子育て家

庭との会話の中で、即、救われていくような事例に出会うことも多い。場にはそのダイナミズム、「思わぬ関係性による変化」がもたらされるという不思議な効果、力がある。

拠点利用から他の支援に結びつくケースが多いが、利用者支援事業が「入口」となり、全戸訪問事業担当者、民生・児童委員、主任児童委員やサロン担当者からの情報提供や相談があったケースがファミサポ事業や拠点利用につながるケースも多くある。利用者支援事業の実施により、拠点を利用したいが、その第一歩を踏み出すことができなかった家庭が、事業担当者に名指しで約束して来られるようになり、より深い家族の背景や親の心情が理解できるようになった。当該事業が拠点にあることで、親が他の親に支えられることがあるという利点や、親子を他者との関わりの中で見ることによって事業担当者が支援の手立てや方向性の検討ができるという利点もある。

虐待の予防的な観点から、目の前の事例はすべての家庭に対して「起こりうること」の視点を持つこと、どの家庭も「自分たちで再生していく力を持っている」という2つの視点を持つことを心がけている。こうした視点を持ち続けられるのも多様な利用がある場の持つ力ともいえる。

必要な支援につなげるだけでなく、相談した利用者の気持ちを第一に考えながら、専門職がすぐに対応するのではなく、本人が愛着を持ちやすく、信頼関係が構築できる存在は誰なのか、地域の中に他の支え手がないか、誰がキーマンになり得るかなど、地域人材や地域資源の状況を見極めながら動けるといのはまさに出口の多様性、「場」がある強みだとも言える。

(2) 各種事業の利用促進や連携強化

ファミサポ事業は、拠点利用の際に登録ができるようになり、拠点で事業を実施してから登録数が20倍以上になった。拠点に事業が併設されていることを活かし、その利用促進を行っている。1週間に5組程度、スタッフも他の親子もいる拠点において提供会員が子どもを預かることで、他者に預けても安心であることを拠点利用者に理解してもらう機会となり、それが事業の利用促進となっている。もともと当事者の力を大事にした活動の中で、拠点（ひろば）には親子ボランティアが多いため、自ずと両方会員登録への関心も高いという特長がある。

また、拠点においてファミサポ事業を利用した親から感想や意見を聞き取り、更に利用しやすくなるよう事前登録や利用の方法なども見直し改善することができた。当該事業のコーディネーターは提供会員からの情報に加え、事前打ち合わせが原則全同席という条件があることから、積極的に自宅訪問することで、家族（家庭）背景など、得られる情報もより多く、ニーズが見えやすく、他の事業の利用に結びつきやすい。

利用者支援事業は、前項目でも触れたように、子育て家庭である利用者だけでなく支援者側からの相談が入ってくるため情報が集まりやすく、支援者側が利用者支援事

業自体を子育て家庭に広報、普及してくれる立場にもなり、結果的に家庭側の相談するハードルを下げ、利用に繋がりがやすくなっている。

ファミリサポ事業については、提供会員増員計画の中で、区内の全包括支援センター（横浜市の場合は地域ケアプラザ）や全小中学校等に校長会での了解のもと、毎年ごとに広報普及活動を複数箇所、場所を変えながら行っている。その際には地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、学校地域連絡協議会、放課後児童クラブ、PTA組織などに提供会員募集のための広報協力を仰いでいることから、事業認知度は確実に高まってきていると思われる。こうした活動は利用者支援事業のスタートにあたって今後の事業展開においても拠点との連携が取りやすくなるきっかけにもなり、拠点事業への理解、ひいてはこうしたやり取りを重ねることで、地域の子育て家庭への理解、寛容な社会づくりにも繋がってきている実感を持つことができている。

（3）必要に応じて包括的支援に至る可能性

拠点事業を10年間継続する中で、拠点の利用対象年齢を超えても親からの相談が入ったり他のネットワークから情報が入ったりして支援を行う事例がある。下の子の拠点利用の際に、上の子の相談にかかわるケースもある。ファミサポ事業は小学校6年生までの利用が可能のため、拠点自体は未就学児対応施設ではあるが、学童期思春期に及ぶ相談まで継続的にかかわるケースもある。

子どもが生まれ家族を形成していく最初の入口である場を持つ拠点は、これから長い家族生活の中で、親、子に関わる相談だけでなく、生活すべてに関わる心配ごと相談ごとに対応するのは必然である。大事な乳幼児期に受容された経験は、子どもの成長発達に応じて家族生活に何らかの変化があった時に、親側の心の拠り所としていつでも相談できる地域の居場所として戻ってくる可能性が高いことを今までの事例からも実感している。

また子育て家庭を支援してくれる側の例えばボランティアや地域人材の層も多様であるため、利用家庭だけでなく、支援の担い手側の家族の生活相談にも対応することもある。地域の中の支え合いの居場所づくりとは、「支え合う構成員すべての生活保障の視点」が求められると常に感じている。

（4）地域の他の社会資源の連携拡充などの効果

地域の社会資源の連携拡充の具体例は次のとおりである。

- ・地縁組織の役員選出の際に地域人材を紹介していく
- ・街区公園充実化のために公園愛護会などの組織と地元子育てサークルの連携を進める
- ・障がい児グループへのボランティア人材の発掘とコーディネートによる各団体への活動支援

- ・拠点以外の各種当事者活動グループ支援
- ・外国につながる家庭支援のための通訳や応援ボランティア団体の育成
- ・支援の必要な家庭の子どもの送迎や生活支援のための担い手グループづくり
- ・障がい児の個別支援級での学校支援員の人材紹介
- ・空き家住宅活用の地域の居場所づくりの支援
- ・つどいの広場開設のための支援
- ・地域防災拠点の災害弱者の視点での子育て家庭への配慮が進む 等

個別支援が必要となって地域と協働で作った支援母体（グループ）や、逆に活動が先細りになってきた団体の課題を解決するため、地域ケアプラザの地域交流コーディネーターと共に地区支援の一環で団体支援を行った事例など、区全体に策定されている「地域福祉保健計画」の中でも子育て家庭支援を次世代育成支援と捉えていく気運が高まってきたこともあり、連携の拡充は進んでいる。

子育て家庭だけでなく、誰でもふらっと立ち寄れる地域に開かれた場があるからこそできることであり、活動を知ってもらい、拠点職員との関係性を強固に築いた上での地域支援の拡がりや成果でもある。

必要に応じて対応してきた結果、もしくは「こんなことで困っている」「こんなことやってみたい」という住民、子育て家庭の呟きをカタチにしていっていった結果、子育て家庭の意見や視点を取り入れながらの当事者参画で、多様な主体の協力を仰ぎながら他機関多職種連携で取組む連携拡充に値するユニークな活動が展開されてきている。

（5）上記の各項目に関連する多機能型支援の限界や課題

1つめは多機能型になった場合、職種、機能、役割分担などの領域を意識するのではなく、あえて重なり合うことを意識した協働視点が求められること。2つめは多機能にすることでワンストップでの包括支援ができる一方、当事者のエンパワメントの視点を支援の中でどう担保できるか。3つめはそれぞれの専門性や多くの対応者が出てきた場合の支援の必要性、緊急度の度合いの共有など対応レベルに誤差が出ないようなチームづくりである。多機能にそれぞれあたる直接の支援者（スタッフ）の支援を担いながら、これら3点の包括的なコーディネーター（調整役）を誰が担うかが課題である。

多機能化していくプロセスにおいてはサービス提供型思考を避け、拠点の活動エリアにもともとある地域力、市民力、課題解決力を取り戻す、もしくは取り戻すための一助となるようなプロセスを経た結果にしかなし得ない、「地域のためにある拠点」「拠点自体が地域である」という事業目的に叶うものでありたいと思っている。

【考察】

港北区地域子育て支援拠点「どろっぷ」は、運営法人の成り立ちにあるように、子育ての当事者である親と地域のシニアやボランティアの力を借りて、みんなで子育てをする環境づくりをするという理念のもとに運営されていることが大きな特徴である。当事者が当事者の支えにもなれたりする、「ひろば=場」を持っていることをかけがえのない財産と捉え、個別支援と、社会環境を変えていく地域支援を両輪として実施している。

当該拠点は、利用者親子だけでなく全戸訪問事業担当者、民生・児童委員やサロン担当者など地域の子育て支援者が訪れる場所となっており、拠点施設全体が利用者や地域に開かれていることも特徴の1つである。この開かれたつながりにより、地域の子育て支援情報や地域資源が集約され、支援を必要とする家庭の情報や相談も寄せられ、拠点に併設される利用者支援事業、ファミサポ事業の支援効果を高めていると考えられる。また、利用者支援事業が13事業として創設される以前から、独自に地域担当を配置し、時間をかけて地域支援を行ってきたことも特筆すべき点である。地域担当者は、子育て支援関係の資源が少ない地域に対し戦略的に関わり資源の開発に取り組んでいる。町内会や地域のボランティア団体と互恵性のある連携が行われており、この互恵性が信頼関係となり、活発な地域連携となっていると思われる。当事者や行政、専門機関だけでなく横浜市地域ケアプラザの高齢者及び地域担当のコーディネーターや町内会など多様な地域の資源との連携により家庭を支える仕組みが生み出されており、拠点が多機能型として機能する際の強みになっている。

3事業が1つの場で展開されることにより、家庭が「自分たちの力で再生していく」ために必要な支援の手立てを様々な視点から検討することが可能となっている。事業担当者間での連携、丁寧なカンファレンスや事業の振り返りが行われることで相乗効果が生まれ個々の家庭が必要とする支援に確実につなげることが出来るのだと思われる。また、事業の利用者から得られた実感が、事業の改善や利用促進に活かされ、ファミサポ事業を拠点で実施してから登録数が20倍以上になるなどの効果も表れている。これは場を共有して事業が展開されることよりも、同一法人が複数の事業を拠点という場で実施することによりもたらされた効果であると思われる。

そして、拠点が多機能であることに加え、法人が地域で運営する預かり保育事業や小規模保育事業、拠点サテライトの運営などの多様な事業も、家庭を重層的に支えるために効果的に機能していることは明白である。これらの支援を展開しながら、地域住民による多様な支援が展開できるよう課題意識を持ち、地域全体の多機能型支援として取り組みが行われているものと考えられる。

調査対象 7： 大府市子どもステーション

1. 地域子育て支援拠点事業における「多機能型」子育て支援事業の実施状況

(1) 拠点が活動する自治体の特徴

愛知県大府市は名古屋市の南側、知多半島の北部に位置する人口約9万人の都市である。工業・商業が発達していることに加え、名古屋市、刈谷市など周辺自治体の通勤圏内にもあるため、ベッドタウンとしてマンション建設などが進み、継続的に人口が増加している。年間出生数は約1,000人、合計特殊出生率は1.82（平成25年調査）であり、愛知県内の他の自治体に比べて相対的に高い。

(2) 拠点を運営する法人等の概要

大府市では「子育て応援都市」などのスローガンを掲げ、子育て支援については次世代育成支援対策推進法の施行当初から計画的かつ積極的に取り組んでおり、保育や地域子育て支援に関しては施設整備等を含めて着実に発展させてきた経緯がある。

(3) 「多機能型」子育て支援事業の実施状況

子どもステーションは、大府市の中核的な公設公営の子育て支援施設であり、子育てひろば（地域子育て支援拠点）だけでなく、同一施設内でファミリー・サポート・センターや利用者支援事業も実施している。また、養育支援訪問事業を担当する「育児支援家庭訪問員」も配置されており、子育て中の親からの依頼、または保健センターや家庭児童相談室からの紹介などにより、子育て家庭への訪問支援も行っている。訪問支援に関しては、必要に応じて保健師が同行する。

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた13事業の内、子どもステーション内に設置された子育て支援事業の実施状況については以下の通りである。

	開設年度	平成27年度の利用件数 (訪問事業の場合は訪問件数)
地域子育て支援拠点事業（一般型）	平成15年	一日平均61組
ファミリー・サポート・センター事業	平成15年	4,850件
利用者支援事業	平成27年	178件
養育支援訪問事業	平成17年	79件

地域子育て支援拠点事業（一般型）については、1週間につき平日のみ5日、一日当たり8時間（9:00～17:00）開設されており、常勤職員5名（うち2名が嘱託職員）が従事している。なお、昨年度の一日当たりの平均利用組数は61組であった。

(4) その他

いわゆる「気になる子ども」など、発達に課題がある子どもとその保護者を対象に、大府市の単独事業として「親子育成支援事業」を実施している。これは市内の指定保育所に、親子（希望者）に一定期間、週1回程度通所してもらい、集団保育に向けた準備などの就園前支援を行う事業である。地域子育て支援拠点の職員も指定保育所に出向き、保育士、保健師、臨床心理士など他の専門職とともに親子の支援に当たっている。

2. 当該地域において多機能型支援を必要とする理由及び経緯

(1) 拠点を含む各種の子育て支援事業を必要とする理由

核家族化に加え、住宅開発が進み転入者が多くなっていることなどもあり、独りで子育てに悩んでいる家庭が増えている。地域子育て支援拠点、利用者支援事業、ファミリー・サポート・センター事業など、子育て家庭を地域で支えることが重要である。

また、市内に「あいち小児保健医療総合センター」があることから、子どもの病気や障害等の理由から大府市に転居してくる家庭があり、きょうだい児の託児のためにファミリー・サポート・センター事業などを必要とする場合もある。なお、一時預かり事業については市内の保育所において実施されており、平成27年度の利用件数は延べ7,830件となっている。

(2) 各種の子育て支援事業を多機能的に展開するようになった理由

子どもステーションは、地域子育て支援の中核となるセンターであり、ワンストップの総合的な支援機能が求められる。また、子どもステーションにおいて多機能的に子育て支援事業を展開することにより、支援に際して様々な手立てが必要とされる事例に対して、各種事業間のつながりが良く、連携が図りやすいというメリットがある。

(3) 多機能型支援の事業展開に至るまでの経緯

上記(2)のような理由から、次世代育成支援行動計画や子ども・子育て支援事業計画に子どもステーションにおける多機能型の事業展開を織り込み、計画的に推進してきたといえる。

3. 多機能的に子育て支援事業を実施する体制(職員配置や事業間連携を含む)

(1) 多機能型支援を実施するための職員配置及びその課題

地域子育て支援拠点事業には、既述のように常勤職員5名（うち2名が嘱託職員）が従事している。また、ファミリー・サポート・センター事業には常勤職員2名、利用者支援事業に常勤職員1名、養育支援訪問事業に非常勤職員1名が従事している。

公立の子育て支援施設として、それぞれの事業に必要な人員を配置している。ただ

し、地域子育て支援拠点の職員の中には、市単独事業の「親子育成支援事業」を兼務する者がおり、業務上の負担が課題であると認識している。

(2) 多機能型支援における事業間連携の実態と課題

同一施設内で各種事業を実施しているため、職員同士は日々顔を合わせており、必要に応じてその都度連絡を取り合っている。このように日頃から事業担当者間で情報共有が可能であることから、定期的なカンファレンスなどの時間は設けていない。

(3) 多機能型支援における地域連携の実態と課題

地域支援という観点からは、週に1回、民生委員・児童委員の協力を得て市内の公園等に出向いて出張ひろばを行っており、子どもステーションの職員も2名派遣している。母子保健や障害児支援との連携については、子どもステーションが公設公営であり、同じ大府市の職員として担当課や保健センターとの連携が図りやすいというメリットがある。また、公的機関だけでなく、社会福祉法人などを含めた地域連携については、親子育成支援事業の毎月のカンファレンスが連携の基盤となっている。

4. 「ひろば」という活動拠点を生かして多機能型支援に取り組むことによる支援効果、及びそれらの取り組みの限界や課題等

(1) 親子の居場所となる「場」を持つことの利点

子育てひろば（地域子育て支援拠点）の利用から、ファミリー・サポート・センターや利用者支援事業に結びつく事例がある。また、子育てひろばの利用者に対しては、市内の各校区に1か所ずつ設置されている児童館を紹介する場合もある。児童館ではファミリークラブや子どもクラブなどが開催されており、身近な地域において親子ともに仲間を作りやすい。このように、子育てひろばという「場」の利用を通して、他の支援に結びつき、きめ細やかな支援が可能になることが利点である。

子育てひろばは、いわゆる「心配な家庭」を発見する場として、あるいは継続的に親子を見守る場として機能する場合もある。こうした予防的効果を高めるために、子育てひろばの職員は、親子の様子の変化に気づき声かけをしたり、親とのかかわりを通して得た情報を他の職員とも共有し、協力して家庭に対応できるように心がけている。

(2) 各種事業の利用促進や連携強化

地域子育て支援拠点が、併設された他の支援の「入口」や「出口」となるだけでなく、子どもステーション内に複数の子育て支援事業が設置されていることにより、それぞれの事業の利用者が必要に応じて他の事業の利用に結びつくなどの利用促進効果がある。既述のように、子どもステーションでは、支援に際して様々な手立てが必要

とされる事例に対して、各事業間の連携を密に図りながら支援を行うようにしている。

(3) 必要に応じて包括的支援に至る可能性

個別に支援を必要とする家庭については、保健センターからの紹介を経て子どもステーションの利用に結びつく場合が多い。子育てひろばは、先述の親子育成支援事業による就園前支援の終了後に、親子を継続的にフォローする役割を担う。母子保健だけでなく、その他の関係機関・施設等との連携を図りながら包括的な支援を行うことが重要であり、親子育成支援事業を担う関係者のネットワークが連携の基盤となっている。

(4) 地域の他の社会資源との連携拡充などの効果

上記(3)の通り、社会資源の連携拡充についても、親子育成支援事業のネットワークを活用する。

(5) 上記の各項目に関連する多機能型支援の限界や課題

子どもステーションでは、地域子育て支援拠点事業の基本4事業に含まれる相談支援に加え、平成27年度からは利用者支援事業の相談機能が加わった。今後、子育て世代包括支援センターに向けて保健センターでも利用者支援事業を実施する予定であり、これら複数の相談事業に関しては現在の相談支援体制の良さを生かしつつ、それぞれの役割や機能を整理し、違いを明確にしていくことが課題である。

また、産後うつなどの精神的な問題を抱える親に対する支援に関しては慎重な対応が必要とされるため、子どもステーションの職員の専門性の向上や、より専門的な知識・技術を備えた人材の育成が課題である。

【考察】

大府市子どもステーションは、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センター、利用者支援事業、養育支援訪問事業が組み合わされた総合的な拠点施設である。そのなかで地域子育て支援拠点は、併設の他の子育て支援事業の「入口」や「出口」となるだけでなく、児童館などの地域資源の紹介や、保健センターからの紹介による親子の継続的なモニタリング機能なども担っている。

子どもステーションでは、施設内に設置された複数の子育て支援事業の担当者間のカンファレンスなどを設けていないが、日常的に顔を合わせて話ができる職員間の関係性が形成されている。こうした事業種別を超えた職員同士の良好な関係性が、事業間連携やチームワークの基盤となっている点に着目すべきであろう。

子どもステーション外の母子保健や障害児支援などの関係機関との連携については、親子育成支援事業によるネットワークが連携の基盤となっている。この点に関しては、他の自治体の調査結果においても、要保護児童対策地域協議会や発達支援ネットワークなどが実質的に機能している地域では、既存のネットワークを基盤にして個別事例に対応した連携が図りやすいという特徴が見いだされる。またそれゆえに、いわゆる「心配な家庭」や「要支援家庭」に対する包括的な支援体制を組むことも可能になると言える。

このように多機能的に子育て支援事業を展開する拠点施設においては、地域子育て支援拠点は親子が気兼ねなく利用できる「場」として、包括的な支援への「入口」にも「出口」にもなり、継続的なモニタリングの場にもなり得る。健全育成の範囲にとどまらない多様な子育て家庭を対象とするだけに、職員の専門性の向上や人材育成が課題として挙げられる。また、地域子育て支援拠点の相談機能、利用者支援事業などの相談支援については、重複する事業内容があるため、それぞれが担う役割や機能を整理することも課題となっている。

調査対象 8： 子育てひろば「かみなりくん」

1. 地域子育て支援拠点事業における「多機能型」子育て支援事業の実施状況

(1) 拠点が活動する自治体の特徴

子育てひろば「かみなりくん」が設置された羽島市は、岐阜県の南部に位置する人口約6万8千人の地方都市である。平成25年の出生数は530人、合計特殊出生率は1.42。愛知県に隣接し、一宮市や名古屋市などの通勤圏内にあり、また東海道新幹線の岐阜羽島駅も市内にあることから交通の便が良く、子育て世代がマイホームを建てるなど、他の自治体から転居してくる人も少なくない。

(2) 拠点を運営する法人等の概要

社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会は、昭和56年に「羽島市ボランティア活動連絡協議会」として発足。当初の活動は「ボランティアセンター」「おもちゃ図書館」の運営から始まり、平成11年には「特定非営利活動法人岐阜羽島ボランティア協会」として法人化、ホームヘルパー養成講座を開始した。その後、障害者生活支援センターや児童デイサービス（現在は児童発達支援、放課後等デイサービス）など、障害福祉分野の各種事業を運営してきたが、平成19年に羽島市より病児保育とファミリー・サポート・センター事業を受託し、子育て支援事業にも取り組むようになった。

地域子育て支援拠点事業を開始したのは平成20年であり、平成26年には社会福祉法人化。現在では、障害児支援や障害者の就労支援、子育て支援事業などに加え、自立援助ホームや補導委託など、社会的養護やその隣接領域を含む幅広い事業を展開する法人となっている。

(3) 「多機能型」子育て支援事業の実施状況

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた13事業の内、当該法人が運営する子育て支援事業の実施状況については以下の通り。

	開設年度	平成27年度の利用件数
ファミリー・サポート・センター事業	平成19年	736件
病児保育事業	平成19年	439件
地域子育て支援拠点事業（一般型）	平成20年	4275人（延べ人数）
子育て短期支援事業	平成24年	2人

地域子育て支援拠点事業（一般型）は、児童発達支援事業、放課後等デイサービスなどを併設する複合施設「かみなり村本館」の中に設置されており、非常勤職員が4人配置されている。平日のみ週5日、一日5時間開所されており、昨年度の一日当たりの平均利用組数は7.8組であった。

また、病児保育やファミリー・サポート・センター事業は、「かみなり村本館」に隣接する「子どもサポートセンターかみなりくん」に設置されている。

（4）その他

岐阜県からは一時保護についても委託を受けている（昨年度の利用は2件）。障害児の保護を委託されることが多い。また、平成29年度からは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を開始する予定であり、社会的養護領域の事業拡充が見込まれる。

2. 当該地域において多機能型支援を必要とする理由及び経緯

（1）拠点を含む各種の子育て支援事業を必要とする理由

羽島市や関係団体の意向などがあり、医師会のバックアップの下、病児保育を受託することとなった。その際、病後児や障害児の預かり等にも対応できるように、ファミリー・サポート・センター事業を同時に開始することが望ましいと考えた。

地域子育て支援拠点事業については、障害児やその保護者も気兼ねなく利用できる子育てひろばを目指し、既述のように平成20年度に取り組みを開始した。当該法人は、そもそも「おもちゃ図書館」の運営から始まり、障害福祉分野から子育て支援事業へと展開してきた経緯もあることから、地域子育て支援拠点についても“障害のある・なし”にかかわらず親子が利用できる地域の拠点づくりを意図したものである。

（2）各種の子育て支援事業を多機能的に展開するようになった理由

親子が自由に集える地域子育て支援拠点に隣接して、病児保育やファミリー・サポート・センター事業に多機能的に取り組むメリットを、当初から想定していたわけではない。法人の事業方針、行政や関係団体の意向などを勘案し、その都度判断しながら子育て支援事業に多機能的に取り組むようになった。ただし、実際に事業を運営することによって、多機能的に子育て支援事業を展開するメリットを感じている（この点については後述する）。

（3）多機能型支援の事業展開に至るまでの経緯

上記（2）に記載したように、当初から明確に多機能型支援のメリットを意識して事業展開に至ったわけではない。ただし、地域子育て支援拠点事業については、同じ校区内に既設の子育て支援センターがあったが、“障害のある・なし”にかかわらず親

子が利用できる子育てひろばを目指し、法人側から行政に意向を伝え、行政の理解を得て事業実施に至っている。

3. 多機能的に子育て支援事業を実施する体制(職員配置や事業間連携を含む)

(1) 多機能型支援を実施するための職員配置及びその課題

地域子育て支援拠点事業には、既述のように非常勤職員が4名配置されている。また、ファミリー・サポート・センター事業には常勤職員が1名、病児保育事業には看護師1名と保育士2名が配置されている。その他、子育て短期支援事業や一時保護については、急な依頼が多いため、その都度適切な職員体制を用意することが求められる。現時点では、とくに職員数が不足しているということはない。

(2) 多機能型支援における事業間連携の実態と課題

障害福祉、子育て支援、社会的養護など事業が多岐にわたるため、定期的に「全体会議」「運営責任者会議」を設けている。各種の子育て支援事業については、平日は毎日「子育て支援関係者会議」を設定し、事業間での情報共有及び連携を図るように努めている。

「子育て支援関係者会議」で取り上げられる事柄は、いわゆる“心配な家庭”の事例やその対応に関するものが多く、効果的に事業間連携に取り組むことが課題である。

(3) 多機能型支援における地域連携の実態と課題

法人全体としては、障害児支援や社会的養護に関する事業にも取り組んでいるため、児童相談所や羽島市などの行政、社協、療育センターなどとの連携は欠かせない。要保護・要支援家庭については密に連携を図っている。

子育て支援事業に関しては、これまでも地域に根差して活動してきたので、地域住民の理解や協力が得られることが強みである。毎月一回、施設内において「かみなりマーケット」という地域交流企画を開催しており、楽しみにして来られる地域住民も少なくない。地域住民がファミリー・サポート・センター事業の援助会員になってくれるなど、インフォーマル・サポートの担い手となっている。

4. 「ひろば」という活動拠点を生かして多機能型支援に取り組むことによる支援効果、及びそれらの取り組みの限界や課題等

(1) 親子の居場所となる「場」を持つことの利点

親子が普段から子育てひろばを利用し、場所や職員になじんでいることによって、隣接する病児保育が必要な場合に安心して子どもを預けたり、ファミリー・サポート・センター事業についても利用しやすくなるメリットがある。例えば職員が、子育てひろばでのかかわりを通して親が精神的な問題を抱えていることを知り、休息を取って

もらうためファミリー・サポート・センター事業の利用に結びつけた事例もある。このように、地域子育て支援拠点において日頃から親子の様子を見守りつつ、拠点が他の子育て支援事業に結びつける「入口」としての機能を果たす場合がある。

また、先述のように地域子育て支援拠点の開設時から、“障害のある・なし”にかかわらず親子が利用できる子育てひろばを目指してきたため、障害児とその保護者が利用者全体の1/3程度を占めるのが特徴である。したがって子育てひろばは、発達に課題を抱える子どもの保護者にとって、診断がつく前の“気になる段階”から相談に乗ってもらえる場であり、そこで同じ課題を抱える親同士の支え合いができる場であり、児童発達支援などの専門的支援に結びつく前段階の支援を担う場として位置づけることができる。

職員としては、上記のような支援効果を引き出すために、親の話をよく聞いて傾聴に努めることや、親同士が子育ての仲間を作ったり話ができるなど、ゆっくりと過ごせるように心がけている。

(2) 各種事業の利用促進や連携強化

子育て支援事業だけでなく、障害児支援や社会的養護に関する法人内事業との連携を図っている。例えば、法人が運営する児童発達支援事業に通所する障害児を子育てひろばに定期的に招き、“障害のある・なし”にかかわらない子どもたち同士の交流に取り組んでいる。このように相互理解を深めていくことが大切だと考えている。

また、自立援助ホームを利用する児童に対して、本人の希望があれば子育てひろばでの職場体験も実施している。自立援助ホームは女子12人を受け入れているため、将来保育士になりたいと希望する児童もいて、幼児に直接かかわる貴重な体験となる。あるいは、子育てひろばを利用する母子に接することで、将来の家庭のイメージを持つことも大事だと考えている。

(3) 必要に応じて包括的支援に至る可能性

いわゆる「心配な家庭」や「要支援家庭」などに対しては、必要に応じて児童相談所と密に連絡を取りつつ、子育て支援事業のみならず、法人内の各種事業との連携を図るようにしている。

(4) 上記の各項目に関連する多機能型支援の限界や課題

地域子育て支援拠点を“障害のある・なし”にかかわらず親子が利用できる子育てひろばとしている特徴があることから、多動傾向がある（動きが活発な）幼児などが利用する際には、他の乳幼児との不意の接触など心配な場面もある。児童発達支援事業に通う子どもたちとの交流等においても同様のリスクが生じる場合があるため、対応できる職員の不足を感じる時もある。とくに現状で職員数が不足しているというわ

けではないが、対応できる職員は何人いてもよい。

【考察】

子育てひろば「かみなりくん」は、“障害のある・なし”にかかわらず親子が利用できる地域子育て支援拠点として運営されている点に特徴を見出せる。近年、地域子育て支援拠点における障害児（あるいはその可能性がある児童）への対応が課題となっているが、障害児の受け入れを前面に出して利用を促す拠点は多くはない。運営法人の成り立ちとして、障害児支援から子育て支援へと事業が展開されてきた経緯があり、法人内で障害児支援に関する事業との連携を図ることができる強みがある。

多機能的に子育て支援事業に取り組む効果としては、親子が普段から地域子育て支援拠点を利用し、「場」や「人」に馴染んでいることによって、必要に応じて病児保育やファミリー・サポート・センター事業の利用に結びつきやすいというメリットが認められる。また、発達に課題を抱える子どもの保護者にとって、いわゆる“気になる段階”から相談に乗ってもらえる場であり、親同士の支え合い（ピアサポート）が可能な場であり、児童発達支援などの専門的支援に結びつく前段階の支援を担う場として位置づけることができる。

地域子育て支援拠点事業に着目するならば、拠点を「入口」とし、必要に応じて他の支援に結びつける際に、法人内の事業間での担当者会議やカンファレンスなどが連携の基盤となっている。また、地域子育て支援拠点の職員は、普段から親子の様子を見守り、利用者にとって身近な相談者として、水平対等な関係を築くように努めている点にも注目すべきである。

当該法人は、今後、社会的養護領域の事業拡充も見込まれることから、児童虐待の発生予防などについても、子育て支援と社会的養護の連携を強化しつつ、地域においてさらに重要な働きを担うことが期待される。

調査対象9： ファミリーポートひらかた

1. 地域子育て支援拠点事業における「多機能型」子育て支援事業の実施状況

(1) 拠点が活動する自治体の特徴

枚方市は、京都府と奈良県と接する大阪府の北河内地域に位置し、西に淀川が流れ、東には生駒山系の山々がある。古くから人々が暮らし、江戸時代には京街道の宿場町として栄え、近代になると近郊農村から住宅のまちへ徐々に変ぼうを遂げ、戦後は大規模な住宅団地の開発により人口は急増した。また近年、市内には6つの大学が所在し、21世紀の新たなまちのイメージとして、「学園都市」をめざしている。市の中央部を国道1号が縦断し、市の西部を京阪電鉄が、東部をJR学研都市線が走り、大阪と京都へのアクセスのよさと、駅周辺の再開発、マンションと戸建て住宅の開発が進み、転入してくるサラリーマン家庭が増えている。人口405,246人(平成28年9月末現在)、出生数2,998人(平成27年度)、合計特殊出生率1.27人(平成25年度)。

(2) 拠点を運営する法人等の概要

大阪府枚方市の地域子育て支援拠点ファミリーポートひらかたは、大阪市港区に湾岸労働者の子どもたちの保護を目的に昭和6年に創設された「水上子どもの家」を始まりとする社会福祉法人大阪水上隣保館が運営している。運営法人はキリスト教の隣人愛の精神を基本理念に、長年、児童福祉に取り組んできた社会福祉法人で、現在は、児童養護施設の遙学園を中心に地域小規模児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、保育園、認定こども園、幼稚園、専門学校などのほか高齢者や障害者福祉にも幅広く取り組んでいる。

(3) 「多機能型」子育て支援事業の実施状況

ファミリーポートひらかた(以下、ポート)は、枚方市と淀川を挟んで対岸にある島本町の児童養護施設遙学園のサテライトとして、平成16年に子育て短期支援事業と地域子育て支援拠点事業(以下、拠点事業)、24時間子育て電話相談事業を行う目的で、枚方市から事業を受託し、旧市立幼稚園舎に開設された。

平成20年に子育てサポーター「まいまい」を立ち上げ、サポーターによる預かり等の自主事業を開始した。

平成25年には、枚方市より二つ目の拠点事業「ファミリーポートサブリ村野」(以下、サブリ)とファミリー・サポート・センター事業を受託し、2拠点で連携を図りながらの地域子育て支援を展開している。

土曜日を含む週5日開設しており、遊び場の開放のほかに、乳幼児と親向けの各種プログラムの提供、子育て相談、ショート&トワイライトステイの子育て短期支援、子育てサポーターの紹介などを行っており、拠点事業には1日約20組の利用がある。

	開設年度	平成 27 年度の利用件数
地域子育て支援拠点（一般型）	平成 16 年	9,410 人
子育て短期支援事業	平成 16 年	540 件
子育ていつでも電話相談（24 時間対応）	平成 16 年	371 件
ひらかた子育てサポーター（自主事業）	平成 20 年	694 件
ファミリー・サポート・センター事業	平成 25 年	3,707 件

2. 当該地域において多機能型支援を必要とする理由及び経緯

（1）拠点を含む各種の子育て支援事業を必要とする理由（地域課題等を含む）

京都府に近い大阪の北摂地域には児童養護施設が集積しており、入所児の 1～2 割が枚方市の児童が占めている。近年では入所児童の多くが被虐待児であることから、一旦入所すると家庭に戻ることができず、高校を卒業するまで施設で育つケースが大半である。

遙学園では、子どもの保護だけでなく、親をレスパイトしながら家庭も支援し、家族の元へ子どもたちが帰ることのできる支援の必要性を痛感しており、子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施を模索していたところ、施設のない北河内地域の中で、枚方市による地域子育て支援拠点事業と電話相談を加えた 3 つの事業の一体的な公募がなされ応募したところ、採択に至った。

（2）各種の子育て支援事業を多機能的に展開するようになった理由

枚方市では、子育て短期支援事業を主眼に実施施設を探し、廃園となった公立幼稚園を候補として施設は無償貸与されることになるが、ショートステイには有り余る広さだったことと、子育て短期支援事業のみの委託では受託団体に大幅な持ち出しが発生することなどから、これらを勘案してショートステイに地域子育て支援拠点事業と電話相談を加えた 3 つの事業を一体的に行うことで運営団体を公募した。

（3）多機能型支援の事業展開に至るまでの経緯

開設時からの 3 つの事業に加えてポートでは、平成 20 年に子育てサポーター「まいまい」を立ち上げた。地域には、ファミサポの手続きに負担を感じて利用に至らない家庭がある。子どもを預けることで親も子も少し余裕ができるにもかかわらず、事業説明を聞いて、登録して、事前打ち合わせして、というプロセスに対応できない、負担に感じる家庭がある。そこで、子育てサポーターを養成し、電話一本でサポーターを紹介できる「まいまい」を、ファミサポの隙間を埋める自主事業として開始した。枚方市のファミサポは同法人が運営するもう一つの拠点のサプりに平成 25 年から開設されているが、ファミサポに加え柔軟性のある地域の保育サービス「まいまい」があることで、双方を使い分けながら機動的なレスパイト支援が実現している。

(4) その他

ポート開設時には「幸せな家庭に、どうして支援が必要なのか？」といった声が法人内で聞かれた。施設入所している子どもに比べて、家庭にいて地域でショートステイを利用する子どもは恵まれた状況にあるのでは、と想像する者も少なくなかった。しかしポートでの事業開始以降、在宅子育ての大変さと予防の必要性を確信していくこととなった。

ショートステイを利用する家庭の子どもは、実際には、施設入所児よりも守られておらず、不適切な養育状況も看過されている。ひろばに遊びに来る母親たちの中にも、気持ちや暮らしの浮き沈みがあり、児童虐待やネグレクトの遠因となる不安や悩み、困難な状況を抱えている者がいる。地域子育て支援の重要性を実感している。

3. 多機能的に子育て支援事業を実施する体制(職員配置や事業間連携を含む)

(1) 多機能型支援を実施するための職員配置及びその課題

常勤職員 2 名と非常勤職員 13 名でポートは運営されている。拠点事業の担当は常時 2 名以上配置されているが、全員、子育て短期支援事業も担当している。

児童養護施設を法人が運営していることもあり、職員は要支援家庭とその子どもたちの支援の勉強を重ねており、拠点においても親子の観察感度が高い。

課題となっているのは、ひろばの親子と近い世代の職員が不足している点で、利用者を職員に登用している他団体の取り組みを参考にしたいと考えているが、要保護家庭や要支援家庭への支援などスキルが必要な親子や個人情報の問題などを、どのようにクリアするか模索している。

(2) 多機能型支援における事業間連携の実態と課題

どのスタッフも全ての事業に関わるということを原則に運営してきたため、月 2 回のミーティングでは、ひろばの事業の実施状況のふりかえりやプログラムでの親子の様子、気になる親子のケースなどの共有を常に図っている。また同時にショートステイの子どもたちの様子や対応の困難事例、課題、かかわり方などについても情報共有している。

そのため様々な視点から意見を出し合い、対人援助について考える機会を持つことになる。ここには児童養護施設・遙学園の園長や法人内の子育て支援部門長（元大阪府子ども家庭センター所長）が加わり SV. することもある。また個人情報の扱いに関しては法人内の規定もあり、書類管理や文書での記録の仕方なども学ぶところが多い。

月に一度はひろばの休館日を利用して所内（ポートとサブリ合同）研修会で子ども虐待の現状や発達障害の子どもへのかかわり方、事例研究や市内の障害児施設や支援学校の見学なども行っている。

サブリのひろばスタッフやファミサポ職員にはハードルの高い場面もあるが、とも

に学ぶこと、知識を得ることで支援の幅は広がっているし、またファミサポの丁寧な枠組みの中での紹介業務や提供会員の養成講座の実施はポートの緩やかな子育てサポーターまいまいの運営の参考になるところが大きい。より安全に援助を行うための改革のきっかけになっている。

また毎年単年度で事業委託されてきた「ひらかた子育て支援者のための連続講座」は全体のスタッフで関わり、運営し学ぶだけでなく市内の他の機関と連携するきっかけになっている。

このように法人本体からの支援・援助があるものの、枚方市内の2施設間（ポートとサプリー）では事業の拡大や利用者の増加に伴って、開設当初からの「すべてのスタッフはすべての事業に関わる」という理念が物理的に困難になってきている。またポートとサプリーのスタッフ間でも経験値の違いや、おかれている状況から援助のスキルに多少なりとも差があるのが実態であるため、総勢25名のスタッフにできる限り同じように研修会を持つようにしてお互いを理解し合い、質を高めていけるようにと意識・努力しているところである。

2施設が異なった個性を持つことで、参考になる場面も多く事業の幅は広がったが、2施設のスタッフの入れ替えなどは地域が異なり通勤できない人も出てくるためまだ手付かずの状況である。利用者に関しては2施設の様々な事業でかかわることもあり、良くも悪くも家庭像が立体的に見えてくることもある。その為に特に管理者は情報の管理に神経を使うことがある。

(3) 多機能型支援における地域連携の実態と課題

枚方市内で同法人が運営するもう一つの拠点サプリーとは、連携しながら地域支援を展開している。ポートには友達づくりが難しく、コミュニケーションが苦手な母親が単独で来館する傾向があるが、サプリーは明るく開放的で、友達と誘い合ってくる利用者が多い。ポートではショートステイも併設していることから、不安や悩み課題を抱えている親子が、しばしばサプリーから紹介されてくる。

ポートでは、地域の保健師、社協のCSW、保育園、幼稚園、主任児童委員に呼びかけて、年3回連絡会を実施している。市内の他の拠点とは、市担当課による全市的な拠点の会議が年3回設けられている。

4. 「ひろば」という活動拠点を生かして多機能型支援に取り組むことによる支援効果、及びそれらの取り組みの限界や課題等

(1) 親子の居場所となる「場」を持つことの利点

ポートには友達と一緒に来る親子は少なく、単独で子どもと来る利用者が多い。友達づくりが難しく、コミュニケーションが苦手な母親に居心地が良い場となっている。

幼稚園だった建物と園庭は広々としているものの適度な凹凸があり、自分の居場所

を見つけやすい構造になっている。一人で来ても寂しさをあまり感じないようで、話しかけられたくない親でも、子どもを遊びに来させやすいという。干渉されない安心感がある一方、でも誰かいる安心感が、課題を抱える子育てには過ごしやすい環境を作り出している。

他人の育児を見ることがなかった母親が、ポートの利用を通じて、子どもの遊ばせ方や子どもを通じた他の親子との交流をマイペースで進めていく姿がある。

ネグレクト傾向で言葉の発達が遅れていた子どもが、拠点での職員との関わりやショートステイの利用、ひろばでの他の親子との交流を通して発話が進み、コミュニケーションが図れるようになり、母親の育児の負担が軽減されていった。

ショートステイを入口にポートを利用するようになった育児不安の強い親子が、ショートステイを利用しない日にひろばに遊びに訪れるようになったことから、ひろばでの支援を継続していたところ、1年ほど過ぎた頃、手作りの菓子を持参したり、少しずつ元気を取り戻し、育児や生活に前向きに変化していった。

このようにショートステイとひろばを入口と出口にしながら、継続的な見守りと日常的な支援が連続性を持って展開できることは、拠点という「場」のある利点に他ならない。

ショートステイの利用には一定条件が必要だが、平日に空きがあると、拠点でレスパイトが必要と思われる親に利用を勧めている。利用経験者が、ひろばにいる親子にショートステイを説明する姿もあり、拠点に併設されていることで従来の児童養護施設が提供するネガティブなイメージは薄くなっている。

(2) 各種事業の利用促進や連携強化

レスパイトが必要な状況にも関わらず、「家にいるなら育児ぐらいしければ」とか、「私さえもっと頑張れば」とか、「自分の親は一人で3人の子を育てた」などと夫に叱責され、保育に預けることを避ける親がいる。ファミサポの利用を促しても、個人宅に預けることに抵抗を感じるという声から、ひろばで子どもと一緒に遊んでもらい保育をしてもらおう形でのファミサポやまいまいの利用を提案している。こうした利用を足がかりに、自宅や会員宅での預かりへと進展するケースもある。

ショートステイは利用条件があるためあまり宣伝はしていないが、拠点に遊びに来た際に「あれはなんですか？」と聞かれるので説明するようにしている。

児童養護施設に子どもを預けたいと思う親はいないだろうが、ショートステイが拠点にあることで、ネガティブな事業イメージは少なく出産で利用するケースもあった。

(3) 必要に応じて包括的支援に至る可能性

ポートの近くには府営団地があることから、ひとり親家庭や生活保護家庭が多く暮らしていて、子ども家庭センターの職員も足繁く訪問している。保健センターが見守

っている家庭をポートにつないでくるケースもしばしばある。家庭児童相談員と毎月1回連絡会を設けて情報を共有しており、支援プランの中にはひろばの利活用も含まれている。ショートステイの利用者には、要保護家庭や要支援家庭、障害児子育ても含んでいる。

(4) 地域の他の社会資源の連携拡充などの効果

枚方市のファミサポは、もともと市直営で行われていたが、提供会員の自宅で預かる決まりで、依頼会員の自宅では預かれないことや、依頼家庭も登録が必要となっているが、手続きやルールに対応できない、計画的な利用ができない親も地域には少なからず存在することがわかった。

そこで、もう少し柔軟な地域の子育て支援者を育てたいと、子育てサポーター養成講座を行い、自主事業「まいまい」がスタートした。委託事業として市が講座の開催費用を負担し、100人ほどを養成し、現在も半数が活躍している。提供会員宅での預かりに限定されるファミサポと異なり、子ども宅にも行けるので「母親が話を聞きにきて欲しい」と派遣を依頼してくることも多い。ファミサポの隙間を埋めるために養成した子育てサポーターだったが、保健センターの赤ちゃん訪問事業にも協力しており、様々な場面の支援に活躍している。

アウトリーチ事業として、支援の薄い、資源の少ない地域となっている香里園の自治会館で月1回、出張事業を行なっている。

保健センターが実施している、ゆっくり育つ子どものための親子教室のフォローアップ事業をポートで提供している。この事業連携から保健センターと情報共有が図りやすくなった。

(5) 上記の各項目に関連する多機能型支援の限界や課題

セトルメントにルーツを持つ法人ということもあり、必要とされれば支援する姿勢が組織の風土としてあり、事業の枠組みにとらわれないところがある。ポートの開設時点からすでに多機能であったことから、あえてそのことを意識したことがあまりないが、目の前に支援を必要としている親子を見つければ、その親子から必要な支援を考えるので、多機能であることは自然なことなのかもしれない。

最近になって、地域住民から騒音について苦情が寄せられるようになり、子育てしにくい、子育て支援もしにくい社会になってきていることを感じる。

(6) その他

ポートは、決してアクセスのよい立地ではないにもかかわらず、電車とバスを乗り継いで遊びにくる親子、長い距離を自転車を漕いでショートステイの送迎をする母親たちがいる。ポートを利用する様々な親に接していると、子どもと一緒に頑張っている

らしているだけで、職員は寛容な気持ちになるという。自信を失っている状態で、職員と話しながら、親としてできていることに気づき、少しずつ元気を取り戻していく姿がある。

子どもは皆、母親を慕っており、親子と一緒に暮らし続けるためには、母親を健全にする必要がある。そのためには、時間も休息も支援も必要である。母親自身が大切にされて来なかったために、子どもの可愛がり方や受け止め方がわからない者も多いとわかれば、母親を責める気持ちは薄れていく。

【考察】

大阪府枚方市のファミリーポートひらかたは、長年、児童福祉事業に取り組んできた社会福祉法人大阪水上隣保館が運営している。

同法人では、児童養護施設の入所児童の多くを被虐待児が占め、家庭に帰すことがかなわず、施設で成人することへの問題意識から、地域で子育て短期支援事業（ショートステイ）の開設を模索していたところ、枚方市が子育て短期支援に地域子育て支援拠点事業と電話相談を加えた3事業を一体的に行う事業公募を行なったことから、応募し、採択され、ファミリーポートひらかたを開設運営するに至った。

複数事業の一体公募となった背景には、施設の有効活用と、当時スタートしていたつどいの広場事業への市の関心度、短期支援事業の必要性、役所で対応できない時間帯の相談窓口の開設など、総合的に子育て支援に取り組みたいという法人と市の担当課の思いがあった。

児童養護施設を運営する法人の主眼は、子育て短期支援事業にあったものの、実際に事業が始まると、拠点事業が内包されていることで、提供される複数の事業に大きな効果と連続性を与えていることが見出された。

ネグレクト傾向で言葉の発達が遅れていた子どもが、拠点での職員との関わりやショートステイの利用、ひろばでの他の親子と交流を通して発話が進み、やがてコミュニケーションが図れるようになり、母親の育児の負担が軽減されていったケースをはじめ、多機能であることを活用したポートの支援の実践が捉えられた。

ショートステイとひろばを入口と出口にしながら、継続的な見守りと日常的な支援が連続性を持って展開できることは、拠点という「場」が備わっている利点に他ならない。ファミリーポートひらかたの多機能型支援は、要支援家庭であっても、地域での柔軟性と機動力、必要に応じて高い専門性が発揮されるレスパイトと親子の日常が地域の日常と出会う拠点の交流支援が連携することで、包括的な支援が連続性をもって提供され、家庭の養育力を引き上げ、施設入所や保護といった状況を食い止める、予防的効果が発揮されることを示している。

調査対象 10： およこひろば菅原

1. 地域子育て支援拠点事業における「多機能型」子育て支援事業の実施状況

(1) 拠点が活動する自治体の特徴

およこひろば菅原が位置する大阪市東淀川区は、市の最北端に位置し、吹田・摂津・守口の3市に隣接している。区内には東西南北と鉄道が走っており、淀川を挟み大阪キタの繁華街も近く、交通の便がよく暮らしやすい街として、古くからの公営住宅やマンション、戸建住宅があり、現在も市内有数の人口規模を誇っている。人口175,406人（平成29年1月1日現在）、年間出生数1,529人（平成25年度）、合計特殊出生率1.24人（平成22年度）。

(2) 拠点を運営する法人等の概要

NPO法人女性と子育て支援グループ・pokkapoka（以下、pokkapoka）は、平成8年に助産院を開業し、保健指導や保育サポート、小学校の空き教室を活用した子育てサロンなどを行っていた渡邊和香氏が、地元の助産師など女性と子どもの支援に関心を持つ賛同者を集めて平成18年に設立した。以来、大阪市東淀川区を中心に、安全で安心して生活できる、子育てしやすい地域づくりをめざして、ふれあい広場や保育サポート、認可外保育所、助産院、小学生の放課後・長期休暇時事業、イベントや講座に取り組み、現在は、およこひろばと保育ルームと助産院を運営している。

(3) 「多機能型」子育て支援事業の実施状況

pokkapokaでは、大阪市つどいの広場事業を平成20年に受託し、現在は東淀川区内におよこひろば瑞光・相川・菅原の3つの拠点を運営している。保育ルーム上新庄・菅原の2つで認可外保育も実施。ヒアリングに訪れた「およこひろば菅原（以下、菅原）」は平成28年度に開設されたばかりで、3拠点の中では最も新しい。駅から徒歩圏内の静かな住宅街の一戸建て住宅をリノベーションし、実家のようにつろぎを与える居心地のいい空間となっている。この施設では、地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業が行われており、2階には助産室が設けられている。

ひろばは1日5時間、週5日土曜日も月1回開設しており、1日10組程度の親子が利用しており、ママカフェやNICUママカフェ、ティーンズママカフェなどを実施している。

このほか大阪市からの委託事業の一時預かり事業、自主事業の病児・病後児保育、地域に向いてDrop in Lunch（妊婦・乳幼児世帯のひきこもり予防事業）などを行っており、pokkapokaの助産師は大阪府助産師会からの依頼による東淀川区内の乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業も担っている。

	開設年度	平成 27 年度の利用件数
地域子育て支援拠点（おやこひろば菅原）	平成 28 年	-
一時預かり事業	平成 21 年	2,399 件（2 事業所合計）
乳児家庭全戸訪問事業	平成 18 年	1000 件
養育支援訪問事業	平成 18 年	85 件
病児・病後児保育	平成 21 年	10 件

2. 当該地域において多機能型支援を必要とする理由及び経緯

（1）拠点を含む各種の子育て支援事業を必要とする理由

助産師として地域で活動しているといろんな相談がある。「〇〇小児科は何時まで？」と近所の人に聞けば解決するようなことや、「子どもが汗をかいているけどどうしよう…」というような、家族に聞けばすむような些細なことがほとんど。核家族の子育てで、地域のつながりが希薄になっており、少子化の進展で乳幼児と接したことがない親も多く、不安な育児につながっている。相談する人がいない、相談の手段を知らない親たちには、地域の中でつながれる場所や仕掛けが必要である。

訪問家庭には、電話するのも難しいような親もいる。事業に申込んで参加するといったアクションできない。力がない・力を失っている親がいる。支援側から近づいていって、寄り添っていかないとスタートラインに立てない。

親子を受け止める「場」が地域になれば、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業などで子育て家庭を訪問しても、訪問だけで終わってしまう。子育ての始まりの時期の戸惑いや不安、育てにくさに対応していくためには、集える拠点と地域全体で包括的に子育て家庭を支援していく仕組みが求められている。

（2）各種の子育て支援事業を多機能的に展開するようになった理由

地域の子育て家庭を訪問する中で、親が安心して参加でき、地域とつながれる場所としておやこひろばを開設したところ、ひろばの利用者から、「pokkapoka さんで子どもを預かってもらえたら」という声が出て来た。ちょうどその頃、保育施設を運営していた知人が体調不良で継続できなくなり、事業の引き継ぎを要請され、保育事業を始めることとなった。保育ルーム上新庄は大阪市からの委託事業で、一時保育はいつも満員。利用者はひろばの利用者と重なっており、子どもを預けない日はひろばに遊びに来ている。子ども宅へ出向く病児・病後児保育も自主事業として提供している。

乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業は、大阪府助産師会から pokkapoka の助産師が依頼を受けて行なっている事業。法人の助産師たちが直接依頼されているが、訪問した後、ひろばにつないで、地域での支援へと進展を図るようにしている。

(3) 多機能型支援の事業展開に至るまでの経緯

地域の住民として自分達が子育てして感じたことや助産師として地域の様々な家庭と出会う中で、親や家族、子どもたちに必要だと思ったこと、できることに取り組んできた結果で、多機能になった。多機能であることを意識したことはあまりなかった。

訪問すれば、訪問だけでなく地域につなぐ場所が欲しいとひろばを開設し、疲れていたり混乱している母親がいれば、子どもを預けて休憩させたいと保育が欲しい…、とそんな経過の中で事業が次々増えていった。

目の前の親子のことを考えて取り組むようになった支援ばかりで、事業があるからやるということではなく、「必要だからやる」で、当初は予算がつかなくても自主活動でやり始めたものが、後から事業化されたり、予算がついてきたものもある。未だに自主事業のものもある。

3. 多機能的に子育て支援事業を実施する体制(職員配置や事業間連携を含む)

(1) 多機能型支援を実施するための職員配置及びその課題

職員は総勢 15 名。常勤・非常勤、助産師・保育士など。おやこひろば菅原には、一日に常勤職員と非常勤職員を各 1 名ずつ配置している。

ひろばのスタッフの中には、pokkapoka の元利用者だった人もいる。スタッフを増やしたいときに、支援者に向いている利用者がいれば、声をかけるようにしている。

助産師は毎月の助産師相談コーナーぐらいで、ひろばにはあまり入らないが、出産して育児中の助産師は子連れでひろばに入って、お母さんとしてのキャリアの中でひろばに関わるようにしている。

(2) 多機能型支援における事業間連携の実態と課題

事業間連携、と言われると大仰に感じるが、それぞれの事業で発見した心配な親子の情報は、全体で共有するようにしている。「保育の申し込みがあったら絶対断らないで」とか、「ひろばに来たら教えて」というように職員間で共有している。

保育の問い合わせ電話でも、「ちょっとこの人、気になるなあ」と思ったら、満員でも可能性をもたせるように話して、「明日になったら預かれるかもしれないから、もう一回電話してきて」と、伸ばしてきた手を離さないようにしている。

情報連絡のためのメーリングリストが複数ある。全ての情報は本部に集積される。

(3) 多機能型支援における地域連携の実態と課題

外部の専門機関との連携は、代表の助産師が窓口となって行なってきたが、最近では本部の他の助産師も関係機関に顔がつながってきたので、本部のメンバーが連携の窓口となりつつある。

主な連携先は、地区保健師、保健所、保育関係の行政部署、民生委員、区社協、母

子生活支援施設、保育所といったところ。病院や医療機関との連携もあるので看護師や MSW とも連携することが多い。これらの地域の関係機関とは、助産師としての訪問活動の実績から連携が図れており、必要に応じて、出向いて情報共有しながら連携している。

区民会館で実施している Drop in Lunch（妊婦・乳幼児世帯のひきこもり予防事業）は関わる地域の専門家も必要性を強く感じているにもかかわらず、事業の予算が獲得できないでいる。助成金などを申請して3年間続けてきたものの継続が課題となっている。

4. 「ひろば」という活動拠点を生かして多機能型支援に取り組むことによる支援効果、及びそれらの取り組みの限界や課題等

(1) 親子の居場所となる「場」を持つことの利点

乳児家庭全戸訪問事業では、ひろばをはじめとする事業の情報提供は欠かせない。カレンダーを見せて、「毎日空いているから、予約しなくてもいいよ」というと「そんなところがあるのですか？用がなくても行ってもいいのですか？」といった答えが返ってくることも多い。訪問からひろばや保育の利用につながるケースはとても多い。

区民会館で毎月行なっている妊婦・乳幼児世帯のひきこもり予防事業 Drop in Lunch の参加者も、半分ほどがひろばの利用につながっている。ひきこもりがちな彼女たちにとって、ひろばは元気で明るくて、ちょっとしんどい場所だが、「私が待っているから、いつでも広場へおいで」と誘うことで足が向くようになる。キーパーソンとの信頼関係からひろばへ、ひろばのスタッフへ、そして利用者たちへと、地域でのつながりが広がって行くのだが、時間も必要で1年ぐらいは腰を据えて関わるようにしている。継続的な支援が必要な親子に対して、地域の入口になる。利用を通して、親子の見守り機能を果たすこともできている。

(2) 各種事業の利用促進や連携強化

乳児家庭全戸訪問の際は、ひろばをはじめとする pokkapoka の事業を紹介するようにしている。

ひろばで過ごしている様子や訪問した助産師からの情報から、ひろばで行なっているプログラムの情報提供をしている。

ちょっとしんどそうなお母さんがいると「一時保育やってるよ。預けて一服したら？」というように、場に対する安心感や職員との関係から利用しやすいようだ。

(3) 必要に応じて包括的支援に至る可能性

養育支援訪問家庭には、虐待や若年出産、多胎児、精神疾患など、子育て家庭がハイリスク要因をすでに抱えていることから、初めから保健師と連携しながら関係機関と

の包括的な支援がスタートする。ひろばは、親子をつなげる先であり、地域で関わり続ける場、親子の変化を確認する場になっている。

区民会館で毎月開催して3年目になる Drop in Lunch（妊婦・乳幼児世帯のひきこもり予防事業）では、主に訪問活動に関わっている親子を対象にしている。訪問家庭に個別に作成した招待状を持参し、担当助産師が会場に必ずいることを伝え、手渡しして誘っている。保健師をはじめ区役所の子育て支援室や医療機関の看護師やMSW、研究者なども支援側として参加することがある。終了後の振り返りは情報共有と今後の意見交換の場となっている。

Drop in Lunch に来て、「私もう大丈夫です」という親もいるが、繰り返し参加して、ひろばにやってくる親もいる。なかには個別に誘わなくても、ひろばのイベントに親が自ら参加してくる例もある。親の変化も関わる関係機関と共有している。

（4）地域の他の社会資源の連携拡充などの効果

法人代表が地元での暮らしや子育て、助産師としての活動を通じて様々な地域資源とネットワークができています。保健師や保健所だけでなく、小学校や子ども会、民生委員、区社協、母子支援施設、医療機関などと幅広く繋がっている。

社協の呼びかけで、民生委員などと東淀川区の子育てサロン連絡会というのを月1回開催している。区内の拠点は保育園併設のセンターで連携はない。連携が最も強いのはやはり訪問活動を通じてケースを共有してきた保健師、母子保健関係者である。

（5）上記の各項目に関連する多機能型支援の限界や課題

家庭訪問を通じて、親自身が普通の子育てや暮らしの中で育ってきていないケースが増えているように感じる。親自身の育ちの問題が、自分が親になって不適切な養育やネグレクト、虐待といったものの背景にあるように感じる。

養育支援で「離乳食を教えてほしい」との要請で訪問した先では、母親は一日3食食べる習慣がなく、「お腹が空かないと食べないんです」と一日1食しか食べないといい、ミルクしか子どもに与えていなかった。

10代の妊娠も支援の糸は細い。いのちの教育や思春期教育、小学校での子育てサロンなど、次世代の親となる子どもたちについても、目をかけ手をかける必要を感じる。

【考察】

おやこひろば菅原が位置する大阪市東淀川区は、市の最北端に位置し、吹田・摂津・守口の3市に隣接し、梅田の繁華街にも近く、交通の便がよい暮らしやすい街として、市内有数の人口規模を誇っている。

ひろばを運営するNPO法人女性と子育て支援グループ・pokkapokaは、平成8年に助産院を開業した地元の助産師が、安全で安心して生活できる、子育てしやすい地域づくりをめざして、仲間の助産師に呼びかけて発足した。法人代表が地元での暮らしや助産師としての活動を通じて、保健師や保健所だけでなく、小学校や子ども会、民生委員、区社協、母子生活支援施設、医療機関などの地域資源と幅広く繋がっていた。

現在 pokkapoka は、同区内におやこひろば瑞光・相川・菅原の3つの拠点と2つの保育ルームと助産院を設け、多機能的な支援を展開している。

大阪府助産師会からの依頼による同区内の乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業も、法人の助産師たちが担っており、要保護・要支援家庭にも訪問している。

助産師たちのこうした訪問活動と、おやこひろば菅原をはじめとする3つのひろばと2つの保育事業、妊婦・乳幼児世帯のひきこもり予防事業 Drop in Lunch などの事業は、必要に応じて連携が図られ、連続性を持ちながら包括的に展開されている。

地域の訪問家庭には、電話するのも難しいような親もおり、力のない・力を失っている家庭には、支援者側から近づき、寄り添って支援のスタートライン立たせる取り組みが丁寧に行われていた。

ひろばには、一般家庭の利用のほかに、こうした親子の利用もある。訪問だけで終わらせない「支援の結節点」として、ひろばが活用されていた。

子育ての始まりの時期の戸惑いや不安、育てにくさに対応していくために、つながり続ける「場」と「時間」を担保する役割も拠点は果たしていた。

調査対象 11： 西宮市立子育て総合センターのびのびあおぞら館

1. 地域子育て支援拠点事業における「多機能型」子育て支援事業の実施状況

(1) 拠点が活動する自治体の特徴

西宮市は、兵庫県の南東部、大阪と神戸のほぼ中間に位置し、甲子園球場のある街として全国的に知られている。昭和 38 年に文教住宅都市宣言をして以来、良好な住宅地と恵まれた教育環境を生かしたまちづくりを推進し、幼児教育が盛んで現在も 60 を超える幼稚園があるが、少子化と保育所ニーズの増加から、近年、閉園や認定こども園への移行が始まっている。

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災で同市は壊滅的な打撃を受けたが、いち早く市民生活の再建と都市の復興に取り組み、平成 20 年には中核市となり復興を遂げた。

大阪梅田へも神戸三宮へも 15 分以内とうアクセスのよい西宮北口駅周辺の開発が進み、関西の各種「住みたい街ランキング」のトップにランキングされ続けており、人口は増加傾向にあり 487,911 人（平成 28 年 4 月 1 日現在）、出生数は 4,395 人（平成 27 年概数）、合計特殊出生率は 1.45（平成 27 年）と全国平均よりも高くなっている。市内には 9 つの大学・短大があり、西宮市のカレッジタウン構想に基づき地域連携し、子育て支援分野においても地域子育て拠点を設けるなど連携している。

(2) 拠点を運営する法人等の概要

JR 西宮駅から徒歩 6 分の住宅街にある西宮市立子育て総合センターのびのびあおぞら館（以下、総合センター）は、西宮市の公設公営の地域子育て支援拠点として設置運営されている。

平成 17 年に策定された西宮市次世代育成支援行動計画の副題に「子育てするなら西宮」とあるように、同市は子育て支援に力を入れ続けて、市のブランド力の高さが求心力となって多くの子育て家庭を呼び込み続け、保育ニーズは高まり続けている。

平成 28 年 4 月時点での待機児童数は 183 人、453 人の潜在待機児童数を抱えており、向こう 3 年間で 1,500 人という整備目標を掲げている。

(3) 「多機能型」子育て支援事業の実施状況

総合センターは、西宮市の子育て支援の中核施設として、平成 13 年に公立幼稚園と併設して設置された。2 階建ての建物の 1 階には、木製遊具やおもちゃの整備された拠点事業の中心となる親子サロン室をはじめ情報コーナー、幼稚園と共有の図書室があり、2 階には相談室や面談室、研修室などが、屋外には芝生や砂場・滑り台のあるなかよし広場も設けられている。

「育つ・つなげる・学びあう」を基本理念に掲げ、行政・家庭・地域社会が連携し、乳幼児の成長発達を支援することを目的に、子どもや親が集い、楽しみながら交流す

る場として、子育て講座やイベント、子育て支援情報の提供と支援が実践されている。このほか、幼稚園・小学校教員、保育所保育士、関係職員の研修や講座も開催し、子育てや幼児教育に関する調査や研究も行なっている。

祝日と年末年始を除き、週7日、1日7時間開設されており、1日平均67組の親子が利用している。

総合センターでは、地域子育て支援拠点事業（以下、拠点事業）の子育てひろばのほか、ファミリー・サポート・センター事業（以下、ファミサポ）と利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）の業務を行なっている。

	開設年度	平成27年度の利用件数
地域子育て支援拠点事業（一般型）	平成19年	48,000人
ファミリー・サポート・センター事業	平成13年	利用件数12,829件
利用者支援事業	平成27年	相談延件数315件

（4）その他

西宮市の子育て支援の取り組み状況（H28.4現在）

認可保育所66園

認定こども園 幼保連携型4園 幼稚園型2園

幼稚園58園 うち、新制度移行幼稚園25園

地域子育て支援拠点18ヶ所

利用者支援事業 基本型2ヶ所 特定型1ヶ所 母子保健型6ヶ所

ファミリー・サポート・センター事業 1ヶ所

時間外保育事業（延長保育事業）

実費徴収に係る補足給付を行う事業

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成センター）

子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）

乳児家庭全戸訪問事業（健やか赤ちゃん訪問事業）

養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

一時預かり事業

病児保育事業

妊娠に際して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査費用助成事業）

2. 当該地域において多機能型支援を必要とする理由及び経緯

(1) 拠点を含む各種の子育て支援事業を必要とする理由（地域課題等を含む）

183人の待機児童と453人の潜在待機児童を抱える同市では、0～2歳児の約8割が在宅子育てされており、拠点事業を対象とする親子の割合が高い傾向にある。

保育の受け皿整備に迫られる同市では、地域子育て支援での保育所一時保育の活用は難しく、公的な支援策は慢性的に不足している。拠点での丁寧な関わりと相談のほか、レスパイトとしてのファミサポを機動的に活用することが求められ、インフォーマルな地域資源を幅広く活用していく必要に迫られており、利用者支援事業の設置はこうした状況に対応したものとなっている。

(2) 各種の子育て支援事業を多機能的に展開するようになった理由

国の子ども・子育て支援の流れを受けながら、「児童育成計画（平成11年～16年）」から「次世代育成支援行動計画（平成17年～）」、「子ども・子育て支援事業計画（平成27年～）」の間で行われたニーズ調査と策定された計画を遂行する過程で、分散して行われていた各種地域子育て支援の事業（地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、利用者支援事業）が総合センターに担当課として集約・統合され、多機能的に展開するようになった。

(3) 多機能型支援の事業展開に至るまでの経緯

平成13年開設当時、教育委員会の所管であった総合センター内に、福祉部が開設準備をしていたファミリー・サポート・センターが設置された。

また、国の拠点事業の開始を受けて、平成19年に開設当初より親子の居場所としても設置されていた総合センターを地域子育て支援拠点事業実施施設として位置づけ、さらに、施設を教育委員会から福祉部（現、こども支援局こども未来部）に移管し、親子ひろばとファミサポ等のほか「総合センター」の業務として一元管理されることになった。

子育て総合センターの事務分掌

1. 子育て総合センター及びみやっこキッズパークの管理及び運営に関すること
2. 児童館及び児童センターの管理及び運営に関すること
3. 子育て総合センター並びに児童館及び児童センターの予算経理及びその他庶務に関すること
4. 子育て支援及び幼児教育についての調査・研究及び研修に関すること
5. 子育て支援及び幼児教育情報についての収集及び発信に関すること
6. 西宮市立子育て総合センター附属あおぞら幼稚園との連携及び合同研究に関すること

7. 幼保小連携交流に関すること
8. 子育て相談に関すること
9. 子育て支援事業の企画及び実施に関すること
10. 児童館事業と放課後子ども教室事業との連携に関すること
11. 利用者支援事業に関すること

3. 多機能的に子育て支援事業を実施する体制(職員配置や事業間連携を含む)

(1) 多機能型支援を実施するための職員配置及びその課題

子育てひろばには、常勤嘱託職員と非常勤が配置されており、1日2～3名体制で運営されている。ファミサポには、3名の常勤嘱託職員がアドバイザーとして配置されており、利用者支援事業は「子育てコンシェルジュ」という名称で、嘱託職員2名が交代勤務しているが、昨年事業が開始されたばかりで、地域に出向いていき、コンシェルジュの存在を知っていただく期間ととらえている。

(2) 多機能型支援における事業間連携の実態と課題

総合センターが市の子育て支援の中核施設として位置付けられて以降、指揮系統が館内に一元化され、それまで分散していた事業が統合されるなど、物理的にも心理的にも連携しやすい環境になった。

職員意識においても、他の担当者の業務も理解し紹介できるよう心がけ、必要に応じて機を逃さず繋いでいくことを意識している。

事業間連携を効率的に行うために、情報の共有を図り、連携支援の記録を共有している。例えば、子育てひろばの利用者をファミサポにつないだら、ひろば担当者が拠点の日誌に利用者の氏名や連携した理由などの情報を簡潔に記録し、その日誌をファミサポにコピーして渡す、というような方法を取っているが、情報共有の仕組みについては模索を続けている。

(3) 多機能型支援における地域連携の実態と課題

ファミサポは総合センターで最も取り組みの長い事業の一つで、提供会員の育成を通じて、地域の中で子育てを支援する市民を育成してきたことから、地域資源の大きな財産となっている。会員総数は現在 3,770 名で、そのうち提供会員は 807 名で、ファミサポ養成講座の修了者の中には、総合センターの託児ボランティアや拠点の見守りなどで活躍している。母親の悩みを聞いたりアドバイスができるベテランもおり、フォローアップ研修を提供してスキルアップを図ったり、ヒヤリハットの事例を集めて経験の共有を図るなど、やりがいづくりに努めている。

社会福祉協議会が市内 40 カ所で開催している子育て地域サロンを、総合センターは巡回訪問し運営の相談や助言を行なっている。支援をアウトリーチする場にもなって

おり、心配な親子がいれば、近くの児童館の子育てひろばやファミサポの登録説明会を紹介したり、子育てコンシェルジュにもつないでいる。

4. 「ひろば」という活動拠点を生かして多機能型支援に取り組むことによる支援効果、及びそれらの取り組みの限界や課題等

(1) 親子の居場所となる「場」を持つことの利点

「親のニーズを肌で知れること」は拠点があることの最大の利点で、子育てひろばで過ごしている親子の様子や会話などから職員がキャッチする情報は子育ての現実そのものであり、支援を検討する上で重要な要素となっている。

レスパイトの必要性を感じる親子が子育てひろばを利用していれば、総合センターで行っている他の支援や関係機関につなぐことができる。例えば、母親が子どもを預けることにためらいを持っているような場合は、子育てひろばでの交流支援を通じて母親の気持ちが向いたときに、職員が「子どもを見てあげるね」と預かり、2階にあるファミサポの面談室に案内し、ファミサポの登録へと進めることで、支援のコマを進めることができた事例があった。こうした連携は、子育てひろばという「場」があることで、複数の支援が有効に機能できる。

(2) 各種事業の利用促進や連携強化

総合センターの職員は、センターで実施している事業については、すべて説明できるように努めている。担当業務だけではなく、アウトリーチに出かける際も、持てるだけの情報を抱えて出て行くようにしている。利用者支援事業担当者は情報提供や説明にタブレットも活用している。市内の子育て情報が網羅された90ページ近い「にしのみや子育てガイド」も総合センターで制作しており、活用方法も含めて紹介している。

(3) 必要に応じて包括的支援に至る可能性

包括的な支援に取り組んでいるのは、現在10件程度で、要支援家庭が中心となっている。保健福祉センターや地区保健師、子供家庭支援課（要保護児童対策協議会事務局）、児童相談所などと連絡を取り合って連携支援にあたっており、総合センターの利用から支援に至ったケースもあれば、本庁をはじめとする外部から持ち込まれたケースもあり、半分は重篤な課題を抱えている。

包括的に支援している親子が拠点を利用するケースは少ないが、本庁から子育てひろばの利用の際の見守りを依頼されるケースがあり、該当する親子が来館した際に職員がひろばでの様子を見守ることがある。子育てひろばがあることで、親子の日常がどんな状態にあるのか、支援の経過や今後の方策を考える上で重要な情報が収集できている。

(4) 地域の他の社会資源の連携拡充などの効果

プレイパークや生協の子育て支援活動、ボランティアグループや個人で居場所作りをしている市民などに呼びかけて、子育て支援ネットワークを作り、地域の活動体との連携拡充を行なっている。

利用者支援事業が始まったことで、総合センターの他に子育てコンシェルジュを置く関西学院子どもセンターと共同で、地域の社会資源の発掘と収集を行い、情報を共有している。インフォーマルな情報収集には、利用者たちの力も借り、優れた活動や貴重な活動を見つけたら、電話で話を聞いたり、訪問したりしながら、つながるようにしている。

(5) 上記の各項目に関連する多機能型支援の限界や課題

子育てを持て余して、疲れている母親と対峙することが増えている。多様化するニーズの中、拠点に来ない、来られない親子への支援に限界を感じている。

子どもを預かる支援も、ファミサポ以外の事業がなく、十分に対応できていないのが現状である。現在、待機児童で保育所の一時預かりが気軽に利用できない状態が続いている中、拠点での一時預かり機能が求められていると感じている。

センターが建った当時は今ほど食の重要性は取りあげられておらず、現在はセンター内で飲食をすることはできない。今後の支援に『食』は欠かせないと考えている。新しい子育てひろば等を新設する際はできるだけ飲食ができるようにするなどの方向性を持っている。

【考察】

大阪と神戸のほぼ中間に位置し、甲子園球場の街として知られる兵庫県西宮市は、関西の「住みたい街ランキング」でトップの人気を集めており、憧れの暮らしを夢見る若い核家族の流入が続いている。人口は増加傾向で保育ニーズは高く、183人の待機児童と453人の潜在待機児童を抱えている。0～2歳児の約8割が在宅子育てという状態にあり、地域子育て支援拠点の役割が大きい地域となっている。

西宮市の子育て支援の中核施設として、平成13年に公立幼稚園と併設して設置された子育て総合センター（通称：のびのびあおぞら館）では、現在、地域子育て支援拠点事業の一般型に加え、ファミリー・サポート・センター事業と利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）が多機能的に展開されており、こども支援局こども未来部の子育て総合センターとして、相談事業をはじめ児童館の運営管理や幼保小の連携、調査研究など幅広い業務を一元的に取り扱っている。

祝日と年末年始を除き、週7日、1日7時間開設されている総合センターでは、1日平均67組の親子が利用している。子育てひろばで過ごしている親子の様子や利用者間の会話などから職員がキャッチする情報は、子育ての現実そのものであり、支援を検討する上での重要な要素となっている。

保健福祉センターや地区保健師、子供家庭支援課、児童相談所などと連絡を取り合い、包括的に支援しているケースは、要支援家庭を含む10件で、その半数が重篤な課題を抱えている。子育てひろばは、親子の日常を支えるだけでなく、必要な支援をつなげる場であり、提供された支援によって、親子がどのような状態にあるのかを見守る場、モニタリングする場にもなっている。

待機児童を多く抱える同市では、育児のレスパイト支援が課題である。職員は子育てひろばを活用して複数の支援を有効に機能させるとともに、地域資源の拡充という課題を抱えている。

調査対象 12： にしおか医院地域子育て支援センター

1. 地域子育て支援拠点事業における「多機能型」子育て支援事業の実施状況

(1) 拠点が活動する自治体の特徴

高松市は、人々の暮らしや経済・文化など様々な面において瀬戸内海との深いかわりを持ち、四国の中心的都市として発展してきた。恵まれた風土と地理的優位性を生かし、特に 1988 年の瀬戸大橋開通や平成元年の新高松空港開港、1992 年の四国横断自動車道の高松への延伸などにより高松市を取り巻く環境が大きく変化する中、1999（平成 11）年 4 月中核市に移行、子育て支援にも積極的な自治体として知られる。高松市の人口は約 42 万人。2015（平成 27）年の出生数は、3,724 人。合計特殊出生率は、1.51（2015 年）となっている。

(2) 拠点を運営する法人等の概要

1994（平成 6）年に西岡医院開業。理事長は小児科医、院長は整形外科医。当初より小児科を受診する保護者に敷地内の元倉庫を改装して育児相談を行ってきた。また子どもが病気になったときに、仕事との両立に悩む多くの母親に接する中、病児保育の必要性を感じ、2002（平成 14）年に敷地内に 2 階建てを新築し、同年高松市から病児保育事業として受託、西岡医院病児保育室レインボーキッズと名づける。当時は小児科医の中で病児保育に対して反対の声もあったが、小児科医にも子育て支援の役割が求められているとの強い思いがあった。背景には、病気、精神疾患等を背景とした生きづらさを感じている父子家庭、母子家庭等との関わりの中で、大人のレスパイトの必要性を感じる場面も多々あったからである。

また建物の 1 階は予防接種の際に使用していたが、育児相談につながることも多く、個別の家庭に対応できる小規模の子育て支援施設の必要性を感じる。そのため市に要望書を提出し、2006（平成 18）年に、建物の 1 階を地域子育て支援センターとして、高松市から受託することとなった。目の前の親子に接する中、必要に応じて行ってきたことが結果として多機能的な事業になってきたという経緯である。

利用者支援事業は、2013（平成 25）年、地域機能強化型として、また 2014（平成 26）年 4 月からは、利用者支援事業として、市内 4 ヶ所の受託団体に、2 名以上の「たかまつ地域子育て支援コーディネーター」（以下コーディネーターとする。）が配置され、全市的に行われている内の 1 か所となっている。

にしおか医院地域子育て支援センターは、西岡医院を中心に併設された、病児保育施設、介護支援センター、法人内組織の介護老人保健施設「鮎の里」「渡の里」や地域の総合病院とも連携し、地域の医療・福祉・子育てのニーズに広く応えていく法人の理念に基づき、運営されている。

(3) 「多機能型」子育て支援事業の実施状況

事業の基盤である西岡医院での子育て相談等を通じて必要性を感じていたことから、まずは2001（平成13）年に病児保育室レインボーキッズを開始した。その後、にしおか医院地域子育て支援センターは、2006（平成18）年に病児保育室の1階部分に開設。2013（平成25）年11月からは、利用者支援事業が加わり、以下のような実施状況となっている。

	開設年度	平成27年度の利用件数 (訪問事業の場合は訪問件数)
地域子育て支援拠点（一般型）	平成18年	一日平均利用組数 10組
利用者支援事業	平成25年11月	相談件数227件・情報提供件数255件
病児保育	平成13年3月	2204人

地域子育て支援拠点事業は、月曜日から金曜日の週5日、9:00～14:00の一日5時間開所であるが、第3土曜日を開所（第3木曜日休み）している。利用料として、月会費500円または1日会費100円がかかる。職員は、常勤職員2名、非常勤職員2名となっていて、一日3名程度がひろばに入っている。「子育て応援隊」という子育てサポーター制度があり16名程度登録している（有償ボランティア）。特に保育つきの講座開催の際、保育を担ってくれている。

利用者支援事業は、月曜日から金曜日の週5日、9:00～17:00の開所となっており、専任職員1名、非常勤職員1名の2名体制となっている。平成27年度の相談件数は、227件であるが、内訳は育児不安が半数の124件、ついで子どもの発達89件、子どもの健康75件等となっている。コーディネート数は23件で、そのうち15件は医療機関となっている。

病児保育は、対象年齢が0歳から小学校6年生まで、月曜日から土曜日、8:00～18:00が基本で第2、4土曜日は半日となっている。利用料金が日額2,000円。昼食・おやつへの対応も可能（有料）。看護師専任職員1名及び常勤兼任職員1名、保育士専任常勤職員3名及び専任非常勤職員1名。その他利用者数に応じて応援にかけつけるサポーターが12名程度（内保育士5名）いる。子ども1～3人に対して保育士1人が対応している。急性期疾患、外傷及びレスパイトケア等多様なニーズの子どもの預かりを行っている。最大5つの部屋に分けることができ、感染力の強い疾患の場合は個室対応している。

2. 当該地域において多機能型支援を必要とする理由及び経緯

(1) 拠点を含む各種の子育て支援事業を必要とする理由（地域課題等を含む）

小児科医として、子どもや子育て家庭に関わる中で、子どもの代弁者として、子どもを育む家庭支援の必要性を切に思うようになった。また、子どもの発達や離乳食等、多くの相談から子育て支援の必要性を感じ、小児科医だからこそ出来る子育て支援のあり方を模索してきた。保護者の相談に対して、専門的に対応すべき部分と、少子化、核家族化が現実として感じられ、離乳食等子育ての知恵の部分が継承されていないといった社会的な課題も感じてきた。また、働く親が増えているが、育児環境はあまりよくなっていないと感じている。親の就労に関わらず、子どもにとって家庭がしあわせであることが重要であり、子どもが病気の際の勤め先での休暇の取りやすさを促進すると同時に、気兼ねなく病児保育を利用できる社会づくり、親のレスパイトの必要性を感じてきたことが背景にある。

(2) 各種の子育て支援事業を多機能的に展開するようになった理由

西岡医院が基盤としてあり、ニーズを踏まえて病児保育が始まり、次に相談や居場所機能の必要性から地域子育て支援拠点事業を開始、より深い相談や地域の社会資源とのつながりづくりのために利用者支援事業を始めるという流れで事業展開してきた。あくまで必要性に応じて自然に多機能化してきたとの認識である。

(3) 多機能型支援の事業展開に至るまでの経緯

高松市は、次世代育成支援行動計画策定において、地域子育て支援拠点事業については、旧地域子育て支援センターは22か所、旧つどいの広場は9か所の合計31か所を目標としていたが、平成26年度末までに達成している。同様に、病児・病後児保育についても6か所の目標を達成するなど計画的に整備が進められてきた。利用者支援事業については、市の担当者が、国の検討委員会のメンバーであったこともあり、先行して準備を整え、プロポーザル（企画提案型公募事業）によって4つの地域子育て支援拠点に配置されることになった。2013（平成25）年11月から地域子育て支援拠点事業地域機能強化型として、また、2014（平成26）年4月からは正式に利用者支援事業基本型として実施されており、その4拠点には、それぞれ2名以上の「たかまつ地域子育て支援コーディネーター」が配置され、市内4ブロックに分けてそれぞれが担当地区を持ちながらの活動となっている。

(4) その他

平成26年度以降、医療を中心に、赤ちゃんから高齢者まで年齢を分けずに支援していこうと考え、地域も巻き込んだ行事を行ってきたが、今後は法人がもっている介護老人保健施設の1階部分に交流スペースを整備することになっており、日常的に活動

できる環境が整う予定である。多機能化という意味では、年齢を超えた医療、福祉、地域づくりの拠点を目指している。

3. 多機能的に子育て支援事業を実施する体制(職員配置や事業間連携を含む)

(1) 多機能型支援を実施するための職員配置及びその課題

地域子育て支援拠点の職員は、既述のように、常勤職員2名、非常勤職員2名となっていて、一日3名程度がひろばに入っている。「子育て応援隊」という子育てサポーター制度があり16名程度登録(有償ボランティア)。特に保育つきの講座開催の際、保育を担ってくれている。利用者支援事業は、専任職員1名、非常勤職員1名の2名体制となっている。

病児保育は、看護師専任職員1名及び常勤兼任職員1名、保育士専任常勤職員3名及び専任非常勤職員1名。その他利用者数に応じて応援にかけつけるサポーターさんが18名程度いる。子ども1～3人に対して保育士1人が対応しており、急性期疾患、外傷及びレスパイトケア等多様なニーズの子どもの預かりを行っている。

特に、病児保育の利用に関しては、季節変動が大きい上に、基準以上に手厚い職員配置を行っていることから、経営面の厳しさもある。

(2) 多機能型支援における事業間連携の実態と課題

健診や予防接種で小児科に来られる子育て家庭に、地域子育て支援拠点や病児保育の案内をすることはとても自然な流れで行われている。それぞれの場で出会った子育て家庭の個別案件については、事業を越えて、医師、看護師、保育士等のチームで動いている。

日々の活動の中においても、拠点事業に関わる保育士が、健診や予防接種等の外来のサポートに入ることもあり、医師や看護師の親への対応を学べる機会となっている。特に、休日診療日には、一日約200人以上の受診があり、医師、看護師、保育士のチームで対応するため、とても鍛えられる。併せて、地域子育て支援拠点や病児保育、利用者支援事業等の情報提供の機会にもなっている。

また、1階の子育て支援センターを利用している親子が、2階の病児保育室の様子を見て、いざというときの安心のために登録するということも多い。利用者支援事業においても、コーディネート数23件のうち15件は医療機関となっている。市内にある地域子育て支援拠点の中でも、利用者は、子どもの発達などの相談支援を期待して、にしおか医院地域子育て支援センターを選んで利用しているのではないかと推測している。

課題としては、地域子育て支援拠点のスタッフ間の情報共有時間が少ないこと等が挙げられる。

(3) 多機能型支援における地域連携の実態と課題

地域に根ざした活動にしていくことは、法人の理念であり、医院のロビーや駐車場を活用した行事を行っている。近所の方々がうどん作りに来てくれたり、夏のビニールプールの水遊びでは、近所の小学生等も遊びに来てくれたりした。

また機関連携としては、医院に来られた子どもの状況によって女性センターへの通報が必要な場合や、病児保育につながった医療的ケアが必要なお子さんを保育所入所まで行政と相談しながら預かるということが行われてきた。

利用者支援事業を受託したことで、他の3団体とともにリーフレット作りや、地域資源の情報集め、月1回の連絡会等を通じて各機関との地域連携をさらに充実させている。また、利用者支援事業は、31ある地域子育て支援拠点のうち4拠点のみの受託であることから、近隣の地域子育て支援拠点である2か所にそれぞれ毎月1回ずつ定期的に訪問し、広報・相談業務を行っている。

課題は、地域子育て支援拠点事業の認知度の低さである。以前、高松市が行ったアンケート調査で、子育て家庭の認知度が約3割と少なかったことに驚いたことがある。子育て家庭にしっかり届くように広報の強化が必要である。同様に、医療機関の中でも地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業は知られていないと感じている。子どもに関わる関係機関は、よりネットワークを広げて連携できる関係づくりが求められている。

4. 「ひろば」という活動拠点を生かして多機能型支援に取り組むことによる支援効果、及びそれらの取り組みの限界や課題等

(1) 親子の居場所となる「場」を持つことの利点

にしおか医院子育て支援センターの場合は、1ヶ月健診や予防接種で小児科に来た子育て家庭を対象に、より早い時期に隣接する子育て支援センター、病児保育を知ってもらえることができるというメリットがある。子育て支援センターの利用は、赤ちゃんが多いが、スペースがあまり広くないことや、健診や予防接種でつながる家庭が多いからだと推測している。

支援センターを初めて利用する方の中には、子育てをどうしたらいいかわからない、同じ抱き方の抱っこばかりしているために腱鞘炎になってしまったという相談もある。子育ての最初の一步でつまづかないよう、親同士の関係づくりや職員の関わりが重要だと思っている。場があることで、日常的な様子を職員も確認することができて、ともに過ごす時間の中で信頼関係を育てている。このように場があることで、職員も子育ての状況をアセスメントし、さらにその変化を日常的に把握、そして必要に応じて適切なプログラムの提供や支援につなぐべきかどうか判断する、という一連の過程を踏んでいくことが出来るという利点がある。

親育ち支援講座「BP プログラム (年4回)」「NP プログラム (年1回)」も実施して

いる。

利用者支援事業が始まったことで、お母さん自身が、コーディネーターに話したいと選んでくる場合もある。コーディネーターにつながった場合には、必要に応じてひろばの職員と情報は共有していいかどうか確認している。ケース検討しなければならないときにもひろば職員とコーディネーター双方の見立てを参考にして多角的に判断することが可能となる。

また仕事に復帰する予定の利用者は、2階にある病児保育室を見学して会員に登録するなど、身近に各事業があるのは利用者にとっての最大のメリットである。

(2) 各種事業の利用促進や連携強化

子育て支援センター、利用者支援事業、病児保育事業、小児科等各事業がそれぞれ「入口」であり「出口」ともなっているが、理事長である小児科医を中心に看護師、保育士、管理栄養士等のチームで活動しており、事業間の連携はスムーズに行われている。利用者にとっても無理なく他の事業に結びつくなどの利用効果がみられる。

新しい事業である利用者支援事業については、普及啓発のため、月2回「コーディネーターの日」をひろばで実施、広報・相談業務を行っている。また、幼稚園や保育所についての関心が高いことから「幼保座談会&子育て支援メニューの紹介」を年5回開催している。

(3) 必要に応じて包括的支援に至る可能性

西岡医院という基盤があるだけに、子どもの発達に課題があると思われる場合には、親のレスパイトや、保護者の相談を法人の事業全体で見るという体制になっている。

医療的な配慮が必要な子どもを病児保育室で保育したことがあった。徐々に子どもの表情に改善がみられるようになり、その後、通常の保育所に通うことが出来るようになった。親にとっては、日中の病児保育はレスパイトになったと思われ、医療と子育て支援、病児保育がチームで対応した例である。また愛着障害の疑われるような家庭に対しても、保育所の一時預かりの利用が難しい場合は、病児保育でレスパイトを行い、親子関係の改善につながるようなケースもある。

以上、医療機関という健診や予防接種で虐待等を発見しやすいという立場から、リスクが小さいときに適切に包括的支援につなげることが可能となっている。

(4) 地域の他の社会資源の連携拡充などの効果

保育料の第2子減免が始まり、これまでは幼稚園を考えていた子育て家庭も保育所を選択肢に加えるようになったため、コーディネーターに対する保育所入所の問い合わせが増えている。また就労ニーズにあわせて、病児保育や、ファミリー・サポート・センター事業への問い合わせや登録も増加傾向である。そのため、子育て支援センタ

一にて、ファミリー・サポート・センター事業に関する説明会を年2回実施した。このように、新たに表出してくるニーズに対しても、地域の他の社会資源との連携により対応しやすくなったと感じている。

(5) 上記の各項目に関連する多機能型支援の限界や課題

小児科で対応する家庭の中には、虐待を疑うケースなど厳しいケースがあり、初期対応として、子どもを保育士が担当し、コーディネーターと相談しながら、行政や女性センターにつながることがあるが、現状では一時預かりの枠が厳しく、病児保育を自主的に活用するケースがある。さらに子どもの発達支援と保護者のレスパイトも含めて保育所入所につながりたいが、かなり厳しい現状がある。目の前の親子に対して、なんとか包括的に対応したくても出口に行き着けないジレンマを感じることもある。今後は、利用者支援事業の取り組みの現状等データを踏まえた地域資源のニーズの高まりなど分析を通じて、地域資源の拡充や開発が求められる。

また対応に苦慮するケースもあり、チームで手厚い支援を行いたい、そのためには手厚い人員配置が必要だと感じている。

【考察】

にしおか医院地域子育て支援センターの運営母体は、医療を基盤に、赤ちゃんから高齢者までを対象とし、地域に根ざした運営を目指す医療法人であり、介護老人保健施設を2か所運営するなど年齢を超えた医療、福祉、地域づくりの拠点を目指していることから、子ども・子育て分野の多機能化は包括的ケアの一部として自然に行われてきたように感じられた。

経緯としては、小児科医である理事長が、親子の診療を通じて把握されたニーズを踏まえて病児保育がまず始まり、次に相談や居場所機能の必要性から地域子育て支援拠点事業を開始、より深い相談や地域の社会資源とのつながりづくりのために利用者支援事業を始めるという流れで事業展開してきた。あくまで必要性に応じて自然に多機能化してきたことが把握された。

各事業がそれぞれ「入口」とはなっているが、1ヶ月健診や予防接種で小児科に来られる子育て家庭に、地域子育て支援拠点や病児保育の案内をすることはとても自然な流れで行われている。地域子育て支援拠点事業の認知度が約3割と低いことから、このように出産後まもない時期に、健診や予防接種を通じて、拠点や病児保育等の他の事業に結び付けられるのは医療機関ならではの利点であると思われる。

また、それぞれの場で出会った子育て家庭の個別案件については、事業を越えて、医師、看護師、管理栄養士、保育士等のチームで動いており、職員の連携の良さに繋がっている。

建物が一体的であることのメリットとして、1階の子育て支援センターを利用している親子が、2階の病児保育室の様子を見て、いざというときの安心のために登録してくれるということも多い。利用者支援事業においても、コーディネート数 23 件のうち 15 件は医療機関となっており、専門機関が隣接していることが強みとなって表れている。

地域子育て支援センターは、多忙な小児科の外来とはまた異なり、日常的な様子を職員も確認することができて、ともに過ごす時間の中で信頼関係を構築できる場である。このように場があることで、職員も子育ての状況をアセスメントし、さらにその変化を日常的に把握、そして必要に応じて適切なプログラムの提供や支援につなぐべきかどうか判断する、という一連の過程を踏んでいくことが出来るという利点がある。あまり広くないスペースではあるが、ケース検討しなければならぬときには、ひろば職員とコーディネーター双方の見立てを参考にして多角的に判断することが可能となっている。

また仕事に復帰する予定の利用者は、2階にある病児保育室を見学して会員に登録するなど、身近に各事業があるのは利用者にとっての最大のメリットであると感じている。

小児科という虐待発見の要であり、要保護児童対策地域協議会の連携の仕組みの中に入っている専門機関であることから、「要支援家庭」「要保護家庭」への対応に関しては、これまでの専門機関や行政との関わりが深かったが、「心配な家庭」に対しては、多機能化によって支援の幅が広がったと感じている。しかしながら、目の前の親子に対して、なんとか包括的に対応したくても、出口に行き着けないジレンマを感じることもあることから、利用者支援事業を通じて、地域資源の拡充や開発への期待感も大きいようだ。

以上、地域子育て支援拠点を中心とした多機能型支援とは異なり、医療を基盤とした専門職による多機能型支援として特徴がある団体であった。従って、緊急性の高い事例に関しては、医師を中心にチームで対応できるというメリットをもちつつ、地域子育て支援拠点という場を併設しているからこそ、普段の子育て家庭の状況を知り、より適切な支援につなぐことができるという両面を上手く活用していることがわかった。

調査対象 13： 花っこルーム

1. 地域子育て支援拠点事業における「多機能型」子育て支援事業の実施状況

(1) 拠点が活動する自治体の特徴

豊後高田市は、大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、自然景観、農村集落景観、史跡等、豊かな自然と歴史文化、温暖で過ごしやすい気候にめぐまれたまちである。地域活性化の原動力は人であることから、「人口3万人」構想を掲げ、各種定住施策を推進する地方創生のトップランナーとして、子育て・教育環境に力を入れている。住みたい田舎として常に注目を集めており、平成27年の移住は134世帯、280人、そのうち42世帯は子育て世帯であった。人口は23,205人（平成28年9月30日現在）、年間出生数157人（平成27年度）、合計特殊出生率は、1.51（平成27年度）となっている。

(2) 拠点を運営する法人等の概要

2003（平成15）年に、子育て世代の女性を中心とした豊後高田市職員による「子育て支援のプロジェクトチーム」が発足、アンケート等を行い誕生したのが市の「健康交流センター花いろ」の和室を活用した「花っこルーム」。現在の施設代表者は、当時嘱託職員として花っこルームに採用され、2004（平成16）年市直営の親子のつどいの広場「花っこルーム」となる。2007年（平成19）年4月1日には、当事者である母親たちを中心とした任意団体として子育て支援団体アンジュ・ママン設立。2010（平成22）年NPO法人アンジュ・ママンとして法人化。ひろばは、同施設内で和室から広いスペースに移転、病後児保育、一時預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、ホームスタート事業、利用者支援事業などを行い、行政との協働により子育て支援を担う中核的団体となっている。また、ママ家事サポート、就労支援、子育て用品レンタル事業等、幅広い活動を展開しているが、子育て中の母親たちが中心となってワークシェアする働き方で取り組んでいるのが特徴である。

(3) 「多機能型」子育て支援事業の実施状況

地域子育て支援拠点事業の開始年は、2004（平成16）年6月1日、当時は、市直営で健康交流センター花いろ内の和室で実施していた。2010（平成22）年3月8日にNPO法人アンジュ・ママンとして法人化。同年4月に地域子育て支援拠点事業を受託すると同時に、ファミリー・サポート・センター事業を受託、同年6月に病後児保育事業受託し、その後以下のような各事業を展開している。併設されている市健康交流センター花いろには、健康増進を図るため、各種検診を行なう保健室や栄養指導が行なえる調理教室も整備され、温泉、トレーニングジム等も併設された施設となっており、行政の母子保健や就労支援窓口の担当と直接やり取りできる環境にある。

	開設年度	平成 27 年度の利用件数 (訪問事業の場合は訪問件数)
地域子育て支援拠点事業 (一般型)	平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 花っこルーム内 9929 人 (288 日開設) 一日平均 34 人 ・ 出張ひろば (真玉) 週 1 回 306 人 (年間 40 日開設) 一日平均 8 人 ・ 出張ひろば (香々地) 週 1 回 206 人 (年間 48 日開設) 一日平均 4 人 <p style="text-align: center;">合計 年間 10,441 人</p>
ファミリー・サポート・センター事業	平成 22 年	120 件 (2002 年～市社協、2004 年～市直営だった)
一時預かり事業	平成 27 年	247 件
利用者支援事業	平成 27 年	406 件
病児・病後児保育	平成 22 年	113 件 (159 世帯、226 人登録) 小学校 6 年生まで
その他 (ホームスタート)	平成 23 年	1 件

(4) その他

2011 (平成 23) 年ホームスタートを開始。子育て支援コーディネートの 2 人担当制で、訪問するのは地域のボランティアである。昨年の実績が 1 件だったのは、利用者支援事業がスタートしたためと考えられる。平成 28 年度は、逆に訪問する機会が増えており、理由は移住促進による移住者の増加によるもの。

また、保育料は、第 3 子が無料、第 2 子は 3 歳未満が無料となっており、その影響で働くママが増えた結果、2014 (平成 26) 年度は、病後児保育が前年の 3 倍になるなど、市の施策の影響が大きいと感じている。

- ・ ママ家事サポート事業 (平成 28 年度～)

産前産後の体調不良や兄弟児の世話のために訪問して家事・育児支援を行う (母子手帳交付時から産後 1 年まで、1 回 2 時間まで、1 回 500 円)。

- ・ キラキラねっとわーく事業 (平成 28 年度～)

子育て家庭や子育てを支援する地域のボランティアの方、企業・商店街、NPO 法人アンジュ・ママン、行政が一体となり子育てを応援する事業。具体的にはキラキラパスポートを発行、子育て応援商品券購入等を通じて、ボランティア活動促進と子育て支援をつなぐ活動。

2. 当該地域において多機能型支援を必要とする理由及び経緯

(1) 拠点を含む各種の子育て支援事業を必要とする理由（地域課題等を含む）

まちの存続をかけて、人口減少社会への対応がまずは重要な事であり、若い世代の移住促進・定着、子育てしやすさについて全庁をあげて取り組んできた。

(2) 各種の子育て支援事業を多機能的に展開するようになった理由

市長を中心に行政一丸となり人口減少社会の克服を目指して、子育て支援に力をいれてきた。その際、当事者性の高い子育て中の母親に業務を担当し、各種多様な支援サービスの必要性を提案することで多様な事業が増えてきた経緯がある。また子育て世代の就労の機会を増やすことも合わせて実施してきた。

市の担当課長によれば、人口規模が少ないために、多様な事業を展開しやすいという意見もあったが、行政全体が市の観光資源で年間 40 万人が訪れる「昭和の町」に代表されるように市のプロモーション活動や新しいものへの挑戦に対して寛容であること、市民と一丸となって進めていくなど柔軟な姿勢があるという面が大きいという印象をもった。

行政の政策的な意向と、当事者性の高い法人の提案双方から多機能的な事業展開が図られてきた。

(3) 多機能型支援の事業展開に至るまでの経緯

市は、実施場所として市の健康交流センター花いろの特徴である、子どもから高齢者までの居場所（温泉、トレーニングジム、体育館、総合健診、健康推進、健康寿命）機能を活かし、母子保健の乳幼児健診や予防接種等を一体的に行っている場所において、子育て支援も総合的に実施してきた。

また、行政サービスとして、保育所入所相談をはじめ子育て相談のワンストップ相談窓口、就労相談窓口（子育て中のみ マザーズハローワーク代替）、ひとり親家庭への児童扶養手当や児童相談所との連携した家庭相談など行政職員が常駐し、NPO の運営する子育て支援の相談や利用者支援事業と合わせて、建物自体が官民共同の総合相談窓口となっていることが多機能的な役割を果たすのに適していたと考えられる。

一方で、市町村合併により市域が広がったことから、合併前の 2 町の元町役場にある市民館の子育てひろばにも週 1 回出張もしている。

3. 多機能的に子育て支援事業を実施する体制（職員配置や事業間連携を含む）

(1) 多機能型支援を実施するための職員配置及びその課題

地域子育て支援拠点の職員は、非常勤で 18 名おり、毎日 2 名午前午後の入替えで行うため一日延 4 名でシフトを組んで実施している。ファミリー・サポート・センター事業のコーディネーターは常勤 1 名。一時預かり事業は、常勤 1 名だが、申し込み

人数によってひろば職員のシフト外のものが兼任。利用者支援事業は、非常勤4名でそのうち2名がホームスタート担当。出張ひろばは、拠点職員と利用者支援担当職員の2名で実施。

病後児保育は定員3名、看護師3名、保育士5名が登録。保育士は拠点職員を兼ねているものがある。

基本的に就労支援の一環としてワークシェアの考え方にに基づき、子育て中でも働きやすいよう午前・午後のシフト交代が多く、事業を複数担当している職員が多い。相対的に預かり系の利用者数が多くないため問題ではないが、一日を通しての支援の流れをみる職員に限られてくる事、それぞれの事業の専門性の確立などが課題である。

(2) 多機能型支援における事業間連携の実態と課題

各事業ともスタッフの兼任率が高いので業務についてはお互いが理解できていることが大きいと感じている。

事業毎にリーダーが1名おり、リーダー会議を月1回開催して連携を図っている。また、全員参加のスタッフミーティングを2か月に1度開催。平日だけでなく夕方開催する月を設けるなど、なるべく全員が参加できるよう工夫している。時には、行政の職員が参加して情報提供いただける場合もある。

課題は、拠点スタッフの日頃の相談を利用者支援事業の担当者である子育てコーディネーターにつなぐタイミングやケース対応の役割や機能についての整理の難しさが指摘されている。

(3) 多機能型支援における地域連携の実態と課題

地域子育て支援拠点の入っている建物内に行政の専門職（保健師、家庭相談員、介護職等）がおり、連携が図りやすい。地域子育て支援拠点は市内唯一の拠点であり、その他2か所の出張ひろばも含めて、子育て支援を包括的に実施している法人であるため、行政との連携ではほぼ網羅できるところがある。

昨年より、社会福祉法人の大型病院内にて病児保育が始まったため、自分たちが実施している病後児保育と連携している。

「心配な家庭」や「要支援家庭」はそう多くないが、移住してきた人たちが多く住むエリアへの支援は今後の課題ではある。

4. 「ひろば」という活動拠点を生かして多機能型支援に取り組むことによる支援効果、及びそれらの取り組みの限界や課題等

(1) 親子の居場所となる「場」を持つことの利点

行政が運営するまちの健康交流センターの中にあることで、市民は安心して利用につながっている可能性がある。また多世代が利用する施設であることから、子育て世代

のみならず、高齢者の方々が子育て世代にかかわったり、ボランティア等に参加しやすい雰囲気がある。駐車場が広く、公立幼稚園に隣接するなど、コンパクトに福祉、教育、健康づくり、保養の機能が集約している建物のなかに、地域子育て支援拠点が併設されていることで、子育て世代が集いやすいメリットがある。このように、利用につながる「入口」としてハードルは低いのが特徴であるが、何かあれば行政の出先機関としての行政職員がサポートする体制になっていることもメリットの1つである。

子育てひろばでは非常勤である多数の職員がワークシェア的に就労していることもあり、一時預かり事業、病後児保育等の担当を曜日によって担っており、場所や職員に馴染んでいる子育て家庭にとっては、子どもを預ける心理的ハードルが軽減され、利用促進につながる効果があると想定される。

市が力を入れている移住促進によって転入してきた子育て家庭へのアプローチとして、ホームスタート事業を利用者支援事業のコーディネーターが担い、子育てひろばにつないでいる。場につながった子育て家庭のつぶやきは、移住後の暮らしぶりのモニタリングにも繋がっており市の担当者に様子が伝えられるなど活かされている。このように、行政の中核を担う総合施設に中であって市民に親しまれている場所に育てひろばが存在し、そこにつながりにくい転入家族に対しても訪問事業を取り込んだ総合的な「場」を行政との協働で実現している。

(2) 各種事業の利用促進や連携強化

子育て支援に力を入れている市の方針と連動しており、影響が大きい。例えば本年度、第3子の保育料無料に加えて、第二子で3歳未満であれば無料となったため、就労サポートや保育所入所に関する情報提供、一時預かり事業、入所してからの病後児保育対応が非常に増えた。また、移住促進により転入してきた子育て家庭への利用者支援事業を活用した訪問事業であるホームスタートも昨年の1件から大幅に件数が増えた。このように、市の政策による影響をうけやすいという特徴があるなか、事業間連携を蜜に行い、ニーズの高い事業サービスに柔軟に職員が対応できるの等メリットがある。

(3) 必要に応じて包括的支援に至る可能性

「心配な家庭」「要支援家庭」は、全体として多いわけではないが、行政の相談員に同行して支援を行う機会がときどきある。10代ひとり親の支援の際には、利用者支援事業のホームスタートで家庭に複数回訪問後、子育てひろばにつないで、コーディネーターが一時預かり事業を提案。母親には就労支援の情報提供を行い、就労決定後、子どもは認可保育所に入所がきまった。就労する際には、病児保育、病後児保育、ファミリーサポートシステムにも登録し、何かあればサポート事業を活用できる体制が構築できている。このような支援のパターンは比較的多い。

(4) 地域の他の社会資源の連携拡充などの効果

病後児保育の利用が普及してきたことで、市民から病児保育のニーズが生まれ、今年から地域の拠点病院が取り組み始めた。その際、春夏など余裕があるときには保育士が病後児保育の手伝いに入り、利用状況を確認するなど連携しながら進めることができた。その後繁忙期に入ってから、情報交換しながら進めることが出来るなど、既存の事業と新規事業の連携・協働による拡充が図られている。

また、発達に不安のある子どものいる家庭に対する小学校就学前の相談を、幼稚園、教育委員会、保健師、利用者支援コーディネーターで話し合う際、子育てひろばや出張ひろばを活用して行う等連携している。

(5) 上記の各項目に関連する多機能型支援の限界や課題

子育てひろばの職員が、一時預かりや病後児保育の職員を兼ねているメリットもあるが、それぞれの持ち場で深めるなど専門性が育ちにくいという課題がある。特に、要支援家庭への支援や、土地に慣れていない転入者の対応を専門職と連携して進めるためには、職員により高い対人援助能力や専門性が必要となり、人材育成や研修体制が課題であると感じている。

【考察】

豊後高田市は、多くの地方都市同様に、人口減少社会に直面しているが、市のプロモーション活動として「昭和の町」による観光やまちづくりに力をいれ、各種定住施策を推進する地方創生のトップランナーとして、子育て・教育環境に力を入れてきた。特に、子育て支援に関しては、自治体、企業、まちづくり等の総がかりでの支援で活用できる奨励金の種類等も並外れて多く、名実ともにユニークで決め細かい支援策を充実させてきた。さらにその運用はNPO法人と行政の協働で行うなど戦略的に実施されており、NPO法人アンジュ・ママンは、いわば利用者である子育て家庭の「お世話役」として市内の子育て支援の中核をなす存在である。

地域子育て支援拠点が行われている施設は、子育て家庭にとっては、母子保健や各種健診の実施場所であり、保育所入所や児童手当交付などの行政の子育て支援担当が常駐する場所である事から利用する機会が多い施設である。そのため、健診や事務手続きのついでに親子の交流の場を活用して知り合いを増やし、併設されている一時預かりや病後児保育等の利用につながりやすいというメリットがある。いわば、利用者にとっては、ワンストップで用事がこなせ、日常的にも活用できる居場所であるという利用しやすさがある。また大規模な無料駐車場併設であることも集まりやすさにつながっている。

一方で、行政にとっては、親子の交流の場に併設して各種サービスが同じ場所で行われることから、個々の家庭の具体的な困り感やその後の変化等を子育てひろばの利用や多様な事業等を通じて継続的にモニタリングできるというメリットが大きい。人口規模

がそう多くない地方都市において、総合的に小規模多機能の効果を高めるモデルケースである。

いわゆる「要支援家庭」への対応に関しても、建物に職員同士がいるメリットを最大限活かしてスピーディに対応でき、子どもの成長に合わせた就園・就学支援と、平行して親の就労支援や相談支援を切れ目なくワンストップで行うことが出来ており、行政のNPO法人に対する信頼度も高い。

課題としては、法人が当事者性の高い職員が多いことや、職員そのものの働き方がワークシェア的なものであるため、専門性の確立に時間がかかるということがあげられている。これは、研修の積み重ねや子どもの成長に合わせた就労の仕方などを見直し、スタッフのワークライフバランスを図りながら改善が求められるところである。

また、市の政策が盛りだくさんで毎年増加傾向にあることから、施策によるNPO法人の事業に与える影響力がたいへん高くなっている。移住促進による子育て家庭の増加により訪問件数が増えることや新しい住民への対応に苦慮する事もあるが、市民団体ならではの柔軟性で子育て家庭を包括的に支えている面があり、官民共同のメリットが活かされている。

以上より、多機能型支援においては、自治体の総合戦略と子ども・子育て支援事業計画を踏まえつつ、当該自治体の担当部局間の連携・協働や具体的事業を行っている事業者との連携・協働が重要であることが推測された。また利用者にとっては、行政手続きと子育て支援の場が一体的に行われるワンストップ拠点の必要性と、広域自治体であればあるほど、出張ひろば等の開設の必要性、特に移住を含めて新たな住民層に対しては訪問事業の必要性と地域子育て支援拠点等へのつながりが重要である事がわかった。

Ⅲ. 質的調査（ヒアリング調査）に関する考察

既述のように、質的調査に関しては、地域子育て支援の中核的事業である地域子育て支援拠点事業について、その多機能化の状況を定性的に把握し、効果や課題を検証することを目的とした。

厚生労働省による『地域子育て支援拠点事業実施要綱』では、拠点の基本事業として、①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談、援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施、を規定している。このように親子が任意に集う場を有し、利用者の交流を促進すると共に、相談・情報提供等を行う地域子育て支援拠点事業に対しては、地域における中核的な拠点施設としての働きが求められているといえる。

今回の質的調査の対象団体のように、近年では、地域子育て支援拠点事業と同じ場所（同一または隣接する施設等）において、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、利用者支援事業などの他の子育て支援事業に取り組む実践団体が増えつつある。こうした「多機能型」子育て支援事業に関しては、地域子育て支援拠点事業と並行して複合的に他の事業を実施することによる相乗効果が期待できる。

以下、先行する実践団体に対する質的調査を通して見出された「多機能型」子育て支援事業の効果及び課題について考察を深めるとともに、地域における包括的な子育て支援体制の構築に向けて「多機能型」子育て支援事業に期待される役割など、今後の方向性についても検討を加える。

1. 「多機能型」子育て支援事業が必要とされる理由

(1) 「多機能型」子育て支援事業が必要とされる背景

調査対象団体が活動する地域については、少子高齢化による人口減少が進む地域や、待機児童問題を抱える大都市部なども含むため、それぞれに地域性は異なっているが、子育て家庭に対する支援が必要とされる背景については共通点が見出された。

具体的には、「核家族化の進行や近隣関係の希薄化」「子育ての知恵が伝承されない」「転入・転出者が多く、地縁血縁と離れて子育てをしている家庭が多い」など、子育て家庭の孤立化を挙げた団体が多くみられた。「乳幼児とのふれあいの経験がないまま親となる人が多く、不安な育児につながっている」「日常生活の中で生じる子育ての小さな疑問や悩みを聴いてくれたり、少しの間でも子どもを預かったりしてくれる人が近くにいない」など、家庭が抱える不安感なども挙げられている。また、「拠点利用者の約半数が育児休暇中であることから地域との関係性を作れないまま子育てに入り、復職していく」といった社会的な課題も示されている。

(2) 子育て家庭のニーズに適した支援につなぐ必要性

「多機能型」子育て支援事業の必要性に関しては、ニーズに適した支援に「つなぐ」働きに着目した理由を挙げる実践団体が複数みられた。ヒアリング調査では、「個々の家庭の必要に応じた支援につなぐ必要性を実感していた」「家庭が抱える問題が重層化・重篤化する前に様々な支援につなげるという虐待予防の観点からも拠点の多機能化は必然的である」というように、地域子育て支援拠点から他の支援に「つなぐ」働きを重視し、多機能的な取り組みを発展させてきたことを示唆する意見があった。

地域子育て支援拠点に併設して複数の子育て支援事業を実施する「多機能型」の場合、他の支援につなぎやすくなるという利点が期待できる（この点については次項で詳述する）。ヒアリング調査では、利用者のニーズに応じた支援の方策を検討し展開するなかで、結果的に「多機能型」に至ったという実践団体が少なからずあった。例えば、「親や家族、子どもたちに必要だと思ったこと、できることに取り組んできた結果、多機能になった」「当事者性の高い子育て中の母親が業務を担当し、多種多様な支援サービスの必要性を提案することで多様な事業が増えてきた」などの報告が挙げられている。

その一方で、「つなぎやすい」「つながりやすい」という利点や利便性を事前に想定し、運営主体側から行政などに提案し、多機能化を図っていった団体もみられた。また、次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画などの策定段階から事業展開が織り込まれ、行政として計画的に多機能化を推進してきた例も報告されている。

(3) 総合的な支援拠点の必要性

「多機能型」子育て支援事業が必要とされるもう一つの理由として、総合的な支援拠点の必要性があげられる。ヒアリング調査では、「地域に根ざすような顔のみえる関係性の構築をめざし、市内に点在していた子育て支援機能を集約したセンター機能を果たす場として開所した」という事例が報告されている。他にも「普通の家庭から要支援・要保護家庭まで幅広く対応するワンストップ相談窓口として機能している」といった、間口の広い、ワンストップの支援拠点として「多機能型」が必要とされていることも示唆されている。

また、ライフサイクルを縦断的に捉え、世代間交流を図ったり、切れ目のない総合的な支援を展開したりするなどの理由も挙げられる。例えば、「乳幼児から高齢者までが利用する総合的な福祉施設として、広く市内全域及び市街から利用されているセンターにおいて、拠点事業・ファミサポ・利用者支援事業を受託運営している」「子どもから高齢者までの居場所機能を活かし、子育て支援も総合的に実施している」との実例も報告されており、切れ目のない支援の実現に向けた取り組みの一環として多機能化が進められていることなども示唆されている。

2. 「多機能型」子育て支援事業の効果

(1) 子育て支援事業への「入口」としての地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点に、他の子育て支援事業が併設された「多機能型」子育て支援事業においては、子育て家庭が複数の事業を利用する必要がある場合に、サービスにつながりやすい、つながりやすいという利点がある。とりわけ地域子育て支援拠点が有する「ひろば」において、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業による預かりを利用する場合、親子が普段から人や場所になじんでいることによって抵抗感や精神的負担が少なく、利用しやすい側面がある。

例えば、ヒアリング調査の結果では、「拠点内で実施している一時預かり事業は、他の利用者からも“見える保育”であり、預かるスタッフも顔見知りであることから、子どもにとっても親にとってもハードルが低いと感じられる」との報告がなされている。同様にファミリー・サポート・センター事業についても、「子どもの預け場所として、会員宅ではなく拠点で子どもと過ごしてもらおう提案が、利用促進につながっている」「拠点利用の際に登録ができるようになり、拠点で事業を実施してから登録数が20倍以上になった」などの実例が挙げられている点に注目したい。

このように、親子が日頃から利用できる地域子育て支援拠点については、併設された他のサービスの相互利用に結びつく「入口」としての働きが期待できる。また、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業だけでなく、利用者支援事業や病児保育事業などに関しても地域子育て支援拠点が「入口」となる場合がある。

例えば、ヒアリング調査では、「利用者支援事業の担当者が拠点を利用する親子と日常的に関わることが可能」といった意見や、「拠点を日常的に利用していく中で徐々に打ち解けて相談につながる人も多い」などの報告が見られる。病児保育事業に関しては、顔なじみの地域子育て支援拠点の職員の紹介によって利用に結びつく場合があることや、「1階の子育て支援センターを利用している親子が、2階の病児保育室の様子を見て、いざというときの安心のために登録するという人も多い」といった実例も挙げられている。

なお、参考までに、第2章で取り上げた量的調査（質問紙調査）について、地域子育て支援拠点事業のみの実施団体と、それ以外の子育て支援事業も実施する団体との間で、支援効果の違いについてクロス集計を行った。その結果、「親が他の社会資源をうまく活用するようになった」という項目については拠点事業のみが73.3%「あてはまる」との回答に対し、拠点事業以外についても実施する団体では83.1%が「あてはまる」と回答しており、約1割の差が見られたことも付記しておく²。

² 質問紙調査の問13で尋ねた「地域の子育て家庭にかかわる事業」の選択肢と、問Ⅷの「親子に対してどのような支援効果をもたらしていると感じているか」という支援者側の評価とのクロス集計。

(2) 子育て支援事業からの「出口」としての地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点事業は、併設された他のサービスを利用する「入口」となるだけでなく、利用者支援事業などの他のサービスから紹介されてつながる「出口」にもなり得る。ヒアリング調査では、いわゆる「心配な家庭」への支援を中心に、ファミリー・サポート・センター事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）などの利用から、地域子育て支援拠点の利用につながった（あるいは職員が利用を促してつないだ）実例などが報告されている。

「心配な家庭」に対する支援の「出口」として地域子育て支援拠点事業に求められる重要な役割として、「見守り（モニタリング）」が挙げられる。ヒアリング調査の結果では、「親子が拠点を継続的に利用することで心配な家庭の継続的な見守りができている」「専門相談に繋がった家庭の普段の様子を継続的に確認できる」「地域で関わり続ける場、親子の変化を確認する場」などの報告が見られる。とりわけ、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業などの訪問型事業に関しては、親子を受け止める「場」が地域になれば、訪問だけで支援が終わってしまう可能性があるとの意見もあった。

(3) 「多機能型」子育て支援事業における事業間連携

ヒアリング調査の結果からは、地域子育て支援拠点が他の子育て支援事業の「入口」「出口」になるだけでなく、拠点以外の他の事業間でも相互利用が促進される傾向が確認できた。このように、子育て家庭に対して相互利用を促したり、複数の事業を利用することによる相乗効果を高めていくためには、子育て支援事業の担当者間の連絡体制やチームワークなど、職員間の連携の基盤が形成されていることが重要である。

「多機能型」子育て支援事業に関しては、事業間連携について、職員が同じ施設内に従事するため情報共有を図りやすいといった利点が多く挙げられているが、その他にも日々のカンファレンス、定期的なミーティング、事業横断的な会議の設定、個票の共有化などの様々な工夫を行っていることがうかがえる。また、事業種別を超えた職員の兼任率が高い実践団体では、個々の職員において種別を超えた事業理解が深まり、連携を取りやすくなるなどの傾向が報告されている点も興味深い。

さらに、事業種別を超えて職員同士が情報共有を図ることによって、特定の事例（ケース）について理解を深めたり、多面的に見立てたりすることが可能になることも利点として挙げられる。こうした多面的な側面からのケースの見立てやアセスメントに基づき、事業種別を超えた連携や支援体制が整っていることが、「心配な家庭」や要支援家庭を含むすべての家庭に対する包括的支援に至る必要条件であるとも考えられる。

3. 「多機能型」子育て支援事業の課題

(1) 多機能化に伴う業務負荷

「多機能型」子育て支援事業の支援効果を高めるためには、事業種別を超えた職員同士の協力や連絡体制が整っていることが必要であるが、こうした「多機能化」に伴う新たな業務負荷にどのように対処していくのかは、多くの拠点で課題となっていた。「閉館後に日報や数の集計、個票の記録、プログラム準備や企画立案などの事務仕事を行っている」と残業で増加した業務に対応していたり、「報告書等の作成のため、週1回は法人事務所で事務処理を行わなければならない」と事務環境を求めて移動して作業する姿があったり、業務の増加により「ケースを検討するような時間が持ちにくいと感じている」といった声も聞かれた。事業担当者間の連携と丁寧なカンファレンス等による相乗効果によって、個々の家庭が必要とする支援に着実につながり、支援効果が高まる「多機能型」だが、現場では、多機能化により新たに増加した業務に対応するための時間・労力・人員の捻出の努力が続いていることがうかがえた。

(2) 施設内で支援が完結する可能性

同一施設や同一法人内に複数の子育て支援事業が存在する「多機能型」子育て支援事業では、ともすれば施設内で支援が完結してしまう場合がある。少子高齢化で人口減少が進む中、地域資源が不足している地域においては、「拠点が多機能であることにより、かえって拠点内で支援が完結してしまっているのではないか」との問題意識が生じていた。「地域支援を実施するためには地域に出向き、つながりを作るための人材と時間が必要」と改善の意識も働いていた。一方、都市部で地域に目を向けると、「多様な子育て支援団体（NPO、住民組織など）があるが、様々な関係団体を結びつけるローカルネットワークが十分に形成されていない」といった思いや「地域支援を実施するためには地域に出向き、つながりを作るための人材と時間が必要である」といった発言もあり、地域全体のネットワーク形成の一翼を担う必要性を感じているものの、思うように地域へ出向けない状況も抱えていた。

(3) 休日・祝日等の開所による利用拡大の可能性

土曜日または日曜・祝日の地域子育て支援拠点の開所は、平日に利用できない就労している利用者などの利用拡大が見込めるものの、「スタッフのシフトの組み方などが課題」「週7日フル稼働のため、職員のシフトの組み方や人員の効率的な配置・活用が課題」といった声があった。土日のファミリー・サポート・センターの事前登録やコーディネートなど、併設された他の子育て支援事業でもより多くの利用者を対象に支援できるが、職員配置や質の確保とともに処遇改善、就労環境の整備が課題となっていた。

(4) 相談支援の役割の違い

地域子育て支援拠点に併設して利用者支援事業を実施する場合には、地域子育て支援拠点の基本事業に位置付けられた相談支援と、利用者支援事業の相談支援のそれぞれの役割の違いを明確にしておくことが必要だが、両事業を併設する団体では少なからず戸惑いが生じていた。例えば、「拠点スタッフが、相談はすぐに子育てコーディネーターに繋いでいけばいいとの感覚に陥りやすい」「拠点スタッフの日頃の相談を利用者支援事業の担当者であるコーディネーターにつなぐタイミングやケース対応の役割や機能についての整理が難しい」などの声が挙がっていた。

(5) 行政や専門機関との連携に関する課題

いわゆる「心配な家庭」や要支援家庭に対する包括的な支援に際しては、行政の担当部署との綿密な連携が求められるが、「専門職同士の中でも連携の考え方に濃淡がある」や「市の専門職および担当者は異動することが多く、新任の方に業務の内容やこれまでの経緯を説明する機会が増えている」といった指摘もあった。子育てコーディネーターが制度化されて5年になる地域では「関係機関から直接利用者のことで連絡が入ることもあり関係も深まってきたが、逆に頼られすぎると感じる場面もあり、どこまで対応すべきか迷うことがある」といった状況も出てきており、地域子育て支援拠点が包括的な支援に力を発揮しはじめることで、役割分担などに関する課題が組織間連携でも出現していた。

要保護児童対策地域協議会、あるいは子育て支援や発達支援関係のネットワークなどの既存のネットワークを基盤にすることで個別事例に対応した個々のネットワーク形成が図りやすくなることから、「多機能型」の拠点は総じて多くの会議体に参加している。多様な会議体への出席はそれ自体にネットワーク形成と維持の側面を持ち、参加により既存のネットワークの働きを高めることにも貢献しているものの、「外部との連携調整や会議への出席などの負担が集中する」ことは同時に課題にもなっている。ヒアリング調査の対象団体の多くが、人員不足を課題に挙げていることから、利用者への直接的な支援以外の業務の増加について実態を分析し対処することが、多機能化を進める上で必要とされている。

4. 「多機能型」子育て支援事業についての今後の方向性

これまで述べてきたとおり、地域子育て支援の中核的事業である地域子育て支援拠点の多機能化の状況を検証した結果、複数の利点を確認された。第一に複数の事業を利用する必要がある家庭では、日常的に利用している地域子育て支援拠点だからこそサービスにつながりやすいという「入口」としての利点があった。さらに、多様なサービスの「入口」機能を高めるためには、安心できる場や相談環境の設定に加え、就労家庭の利用も含めた多様な利用者層を想定した開所日・時間の検討などの必要性が示唆されている。

る。

第二には、他の子育て支援事業等から紹介されてつながる「出口」としての働きであり、特に「心配な家庭」に対する支援では、地域子育て支援拠点が「見守り（モニタリング）」機能を果たし得ることが明らかになった。今後こうした「出口」機能を強化するためには、保健師や担当行政職等との連携やその方法について調整を行い、他のサービスとの「支援の結節点」としての機能を拡充していく必要がある。つまり、支援が必要な家庭を受け入れる環境づくり、体制づくりを進めることが求められている。

一方、課題の中からは、多機能化といっても単に複数の事業が同じ場所で実施されているだけでは不十分であり、職員同士の協力や連絡体制が必須であることや、施設内で支援を完結するのではなく、地域の他の社会資源と連携を図りながら地域ネットワーク形成に取り組む必要性などが示唆されている。つまり、「多機能型」子育て支援事業は、個別の子育て家庭を支える事業間の相互的な連携が日常的に行える環境にあって、初めて効果を高めるものであると考えられる。ただし、多機能化に取り組む多くの実践団体では、新たに増加した業務に対応するための時間・労力・人員の拡充が課題となっていることから、職員配置や質の確保を図るための処遇改善や就労環境の整備、人員加算等が求められる。

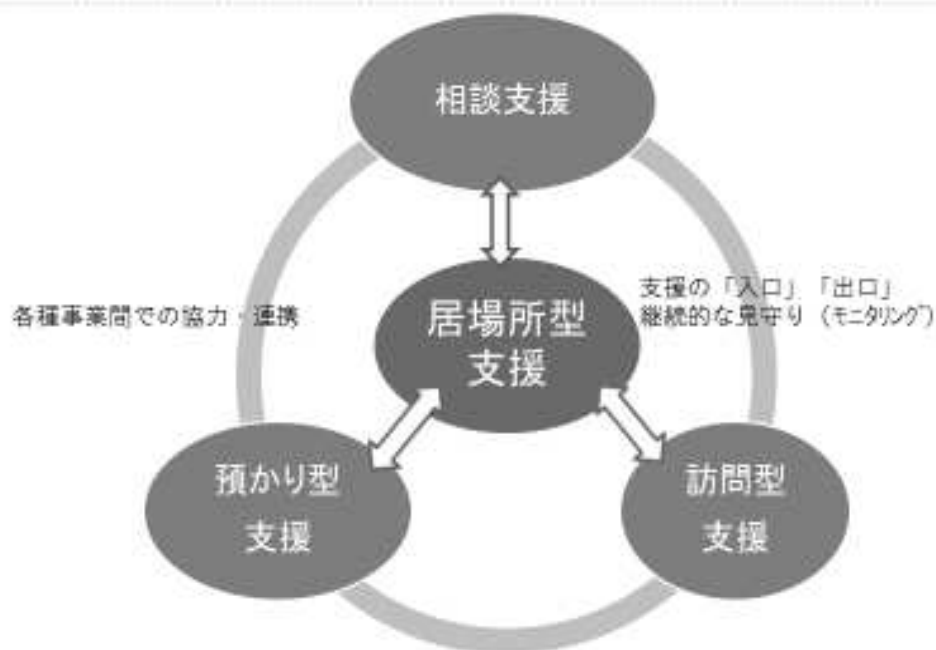
また、ヒアリング調査では、地域子育て支援拠点の基本事業に位置付けられた相談と、利用者支援事業の相談・援助の違いについての整理が難しいといった報告が挙げられていた。この点に関して、利用者支援事業は、子育て家庭が複数のサービスを利用する場合、それらを紹介するだけでなく、各事業担当者間の情報共有や連携などの調整機能にも比重を置くことが、拠点の基本事業としての相談支援との違いであると考えられる。したがって、地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業を併設することにより、他機関との連携を踏まえた多機能的な子育て支援の取り組みが、個別支援においても、地域連携においてもより効果的かつ重層的に高まる可能性が期待できる。

児童福祉分野においては予防的支援が重視されるようになり、複合的な課題を抱える家庭に対する包括的な支援の必要性も高まる中、地域子育て支援拠点事業に期待される役割が増してきている。また、平成 28 年度の児童福祉法改正に伴い、社会的養護や母子保健分野と子育て支援分野はより連携を深めていくことが求められており、本研究はその連携のあり方についても多少なりとも示唆することができたように思う。

すなわち、次頁の図に示すように、地域子育て支援拠点を中核とした包括的支援とは、日常的な交流の場である「居場所型支援」（地域子育て支援拠点）をプラットフォームとし、①他機関との結節点として調整機能を活かし、利用者にとって敷居の低い「相談支援」（利用者支援事業など）、②養育者のレスパイト等を目的とした子どもの「預かり型支援」（ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業など）、③子育て家庭につながるための「訪問型支援」（養育支援訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業など）を、総合的に展開する取り組みであるといえる。特に、今後の「子育て

世代包括支援センター」等母子保健分野との連携にあたっては、地域子育て支援拠点を中核とする「多機能型」子育て支援事業が、子育て家庭への包括的支援の発展系の一つとして捉えられる側面を考慮すべきであろう。

図：地域子育て支援拠点を中核とした包括的支援のイメージ



以上、本調査を通じて明らかになった「多機能型」子育て支援事業の利点を生かし、その拡充を図るためにも、調査で示唆された内容について実践者とともに研究をさらに深め、全国の市区町村への普及・啓発を図っていきたいと考えている。

末尾となったが、長時間にわたるヒアリング調査を快く引き受けて頂いた団体の皆様に対して、心より謝辞を申し述べたい。

資料 量的調査で使⽤した調査票

地域子育て支援拠点事業
幼保連携型認定こども園の地域子育て支援
保育所の地域子育て支援
職員各位

研究代表者
橋本真紀（関西学院大学教育学部）

厚生労働省 平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「地域子育て支援事業の実施状況に関する調査」への協力をお願い

晩秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より地域子育て支援において実践を積み重ねておられますこと、敬服いたしております。このたび、私どもは平成28年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業の助成を受け、「地域子育て支援事業の実施状況に関する調査」について質問紙による量的調査とヒアリング調査を行うこととなりました。

本調査（量的調査）は、地域子育て支援拠点事業、幼保連携型認定こども園、および地域子育て支援を行っている保育所の実践状況を把握することを目的とし、調査結果の分析から、より充実した子育て支援事業を展開するための手掛りを得たいと考えています。ご記入いただきました内容は統計的な処理を行います。個々の内容が他に漏れ、ご迷惑をおかけすることは決してありません。

ご多忙の中、大変恐縮ではございますが、本研究の趣旨をご理解いただき、下記の留意事項をご参照の上、調査票へのご記入およびご返送いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご記入にあたっての注意

1. 本調査は、主に在宅で子育てをする「地域の子育て家庭」を対象とした支援に関する調査です。
2. 調査へのご回答は、地域子育て支援を実際に中心的に担っておられる方にご記入いただきますようお願い致します。また活動内容に関しましては、回答者以外の職員が担当される取り組みを含めて、貴施設が実施されている地域の子育て家庭を対象とした取り組みについてお答えください。
3. ご回答はそれぞれの指示に従い、該当する選択肢の番号に○をおつけください。または、回答欄に数字をご記入ください。
4. その他の自由記述の部分は、お手数ですができるだけ具体的にご記入ください。
5. お忙しいところ恐縮ですが、ご返送は 12月18日（日）までに同封の封筒にてお願い致します。

この調査に関する問い合わせ先

〒662-0427 西宮市岡田山7番54号 関西学院大学 教育学部 橋本真紀
E-mail: hamaki@kwansei.ac.jp

この調査は、株式会社サーベイリサーチセンター

（〒530-6011 大阪市北区天満橋1丁目8番30号）に調査発送作業等の業務を委託しています。

I. 貴施設についてお尋ねします。あてはまる数字に○をつけてください。

問1 運営主体は以下のいずれに該当しますか。

- | | | | | |
|----------|----------|---------|-----------|-----------|
| 1 市町村直営 | 2 社会福祉法人 | 3 NPO法人 | 4 学校法人 | 5 社会福祉協議会 |
| 6 生活協同組合 | 7 株式会社 | 8 任意団体 | 9 その他 () | |

問2 所在地域をお答えください。

- | | | | | | | |
|-------|------|----------|-------|------|------|------|
| 1 北海道 | 2 東北 | 3 関東 | 4 甲信越 | 5 北陸 | 6 東海 | 7 近畿 |
| 8 中国 | 9 四国 | 10 九州・沖縄 | | | | |

問3 貴施設がある市町村の人口規模をお答えください。

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| 1 5万人未満 | 2 5万～10万人未満 | 3 10万～20万人未満 |
| 4 20万～50万人未満 | 5 50万人以上 | |

問4 貴施設では、地域の子育て家庭を対象として、親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談援助、地域の子育て情報の提供、子育てや子育て支援にかかわる講座の開催の全てもしくはいずれかの地域の子育て支援を行っていますか。

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1 行っていない (→問5へ) | 2 行っている (→問6へ) |
|-----------------|----------------|

問5 問4の設問で「1 行っていない」を選択された施設の方のみにお伺いします。現時点で子育て支援に取り組んでいない理由について以下のあてはまる数字全てに○をつけてください。

- | | | | |
|--------------|---------------|---------|------------|
| 1 人手が足りない | 2 資金が足りない | 3 場所がない | 4 方法が分からない |
| 5 利用者のニーズがない | 6 近隣に同様の施設がある | 7 施設の方針 | 8 行政の方針 |
| 9 その他 () | | | |

⇒ **地域子育て支援を行っておられない施設への調査は以上です。ご協力ありがとうございました。**

問6 地域の子育て家庭を対象とした子育て支援の開始年をお答えください。

- | | | | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1 1995年以前 | 2 1996～2000年 | 3 2001～2005年 | 4 2006～2010年 |
| 5 2011～2015年 | 6 2016年以降 | | |

問7 「地域子育て支援拠点事業」の交付金※を受けていますか。

※子ども子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」の交付金

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1 交付金を受けている (→問8へ) | 2 交付金は受けていない (→問9へ) |
|--------------------|---------------------|

問8 「地域子育て支援拠点事業」の交付金を受けている施設のみお答えください。

(1) 貴施設が行っておられる「地域子育て支援拠点事業」は以下のいずれに該当しますか。

- | | | |
|-------|-------|-------------------|
| 1 一般型 | 2 連携型 | 3 経過措置 (小規模型指定施設) |
|-------|-------|-------------------|

(2) 貴施設で取り組まれている加算事業の有無について1～5に○をつけてください。(複数回答可)

- | | | | | |
|--------------------------------------|-------------|-------------------|--|--|
| 1 加算事業は行っていない | | | | |
| 2 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取り組み | | | | |
| 3 出張ひろば | 4 地域支援の取り組み | 5 地域の子育て力を高める取り組み | | |

問9 地域の子育て家庭を対象とした子育て支援の月平均の活動日数をお答えください。

1	1～3日	2	4日～7日	3	8日～11日	4	12～15日
5	16～19日	6	20～23日	7	24～27日	8	28日以上

問10 地域の子育て家庭を対象とした子育て支援の土日祝日開催についてお答えください。(複数回答可)

1	土日祝日は開催していない	2	土曜日開催	3	日曜日開催	4	祝日開催
---	--------------	---	-------	---	-------	---	------

問11 地域の子育て家庭を対象とした子育て支援の開催日における一日あたりの開設時間をお答えください。

1	1時間未満	2	1～3時間未満	3	3～5時間未満
4	5～7時間未満	5	7時間以上		

問12 地域の子育て家庭を対象とした子育て支援の職員体制についてお尋ねします。

(1) 地域の子育て家庭を対象とした子育て支援の担当職員の数をお答えください。

1	1人	2	2人	3	3人	4	4人	5	5人以上
---	----	---	----	---	----	---	----	---	------

(2) (1)のうちの専任職員(雇用形態は非常勤・パート等可)についてお尋ねします。

1	地域の子育て家庭の支援は、併設施設(保育所)等の状況により対応可能な職員が行う	(→問13へ)
2	専任職員のみで地域の子育て家庭への支援業務を行っている()名	
3	専任職員()名と併設施設(保育所)等の対応可能な職員で行っている	(→問13へ)

(3) (2)で「2」と答えられた方にお尋ねします。専任職員が兼務する業務の有無と内容をお答えください。

1	兼務する業務はない	2	ある(兼務している主な業務:)
---	-----------	---	------------------

問13 貴施設で実施している地域の子育て家庭に関わる事業全てに○をつけ、その開始年を記入してください。(複数回答可)

	事業開始年
1 利用者支援事業	()年
2 地域子育て支援拠点事業	()年
3 乳児家庭全戸訪問事業	()年
4 養育支援訪問事業	()年
5 子育て短期支援事業	()年
6 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	()年
7 一時預かり事業	()年
8 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	()年

II. 地域の子育て家庭を対象とした子育て支援を中心に担っておられる職員の方にお尋ねします。

問 14 あなたの地域子育て支援業務の経験年数（通算）をお答えください。

- 1 1年未満 2 1～3年未満 3 3～6年未満 4 6～9年未満 5 9年以上

問 15 あなたの保有資格全てに○をつけてください。（複数回答可）

- 1 子どもにかかわる資格はない 2 保育士 3 社会福祉士
4 その他子どもや医療・心理等に関わる資格（ ）

問 16 あなたは、以下のような経験はありますか。当てはまるもの全てに○をつけてください（複数回答可）。

また、1から5の中でリーダーや役員を務めるなど運営経験がある場合は、下記の□にその番号をご記入ください。

- 1 子育てサークル等当事者活動 2 PTA等保護者会活動 3 町内会・自治会活動
4 ボランティア活動 5 NPO等の活動 6 貴施設がある地域での子育て経験
7 6以外の地域での子育て経験

→ 運営経験がある番号

問 17 あなたが受講した研修についてお答えください。（複数回答可）

- 1 研修に参加していない 2 組織内の研修
3 子育て支援員研修基本研修 4 子育て支援員専門研修（地域子育て支援拠点事業）
5 子育て支援員専門研修（利用者支援事業特定型）
6 子育て支援員専門研修（利用者支援事業基本型）
7 その他（ ）

問 18 あなたが受講して地域子育て支援に役に立ったと考えられる研修内容を1つご記入ください。

III. 貴施設の地域の子育て家庭を対象とした支援についてお尋ねします。あてはまる数字に○をつけてください。また自由記述欄にご記入ください。

問 19 子育て家庭の交流の場の提供や交流促進についてお尋ねします。

(1) 地域の子育て家庭を対象に子育て親子の交流の場の提供や交流促進を行っていますか。

- 1 行っていない（→(2)へ） 2 行っている（→(3)へ）

(2) (1)で「1 行っていない」と答えられた方にお尋ねします。行っていない理由についてあてはまる数字全てに○をつけてください。（複数回答可）

- 1 人手が足りない 2 資金が足りない 3 場所がない 4 方法が分からない
5 利用者のニーズがない 6 施設の方針 7 行政の方針 8 近隣に交流の場がある
9 その他（ ）

（→問 20 へ）

(3) 交流の場の実施場所についてあてはまる数字全てに○をつけてください。(複数回答可)

1 専用の部屋	2 園庭	3 保育室等の空き時間を利用
4 その他 ()		

(4) 交流の場に職員はいますか。あてはまる数字に○をつけてください。

1 常にいる (名程度)	2 ときどきいる	3 あまりいない	4 全くいない
---------------	----------	----------	---------

そのように対応されている理由をお聞かせください。

--

(5) 地域の子育て家庭が交流の場に立ち寄りやすいようにどのような工夫をされていますか。あてはまる数字全てに○をつけてください。(複数回答可)

1 HP等で交流の場の様子や来場・登録方法等を紹介している
2 健診時や乳児全戸訪問事業等と連携して交流の場のリーフレット等を配布・設置してもらっている
3 スーパー、郵便局等親子が立ち寄りやすいところに交流の場の案内を掲示している
4 初めて利用する親子が入りやすいように入り口のレイアウト等を工夫している
5 親子の生活のペースに合わせて利用しやすいよう、開室時間内は自由に入退室できるようにしている
6 多様な親子が利用するきっかけになるよう属性別の利用日を設けて呼びかけている (プレパパママの日、パパの日、シニアの日等、他の親子も同時に利用できる場合も含む)
7 近隣の地域住民等に交流の場の情報を提供し、地域の子育て家庭に紹介してもらえるようにしている

(6) 地域の子育て家庭の交流促進のための工夫で行っていることについてあてはまる数字全てに○をつけてください。(複数回答可)

1 自由におしゃべりする場を設ける	2 昼食を食べる場を設ける	3 名札を作る
4 作業を一緒にしてもらう	5 親同士の会話に入る	
6 親同士を紹介する	7 交流の場での親同士の活動を支援する	
8 地域での親の自主活動を支援する		

その他工夫されていることがおありでしたらお聞かせください。

--

(7) 以下のような方が交流の場を利用されたことはありますか。あてはまる数字全てに○をつけてください。(複数回答可)

1)	1 父親	2 母親	3 祖父母	4 ベビーシッター等
	5 近隣の人	6 妊娠中の方やその家族		
2)	1 ひとり親家庭	2 外国籍の家庭	3 高齢出産の家庭	4 若年出産の家庭
	5 多胎児の家庭	6 発達の遅れや障がいがある子どもの家庭	7 障がい者の家庭	
	8 転勤・転居してきた家庭	9 経済的に困窮している家庭		
	10 両親が就労している家庭 (育休中含む)	11 子育てと介護をしている家庭		
	12 避難してきた家庭 (災害やDV等)	13 その他 ()		

(8) 交流の場の 2015 年度の一日平均利用者数についてお答えください。

1 1～10組 2 11～20組 3 21～30組 4 31～40組 5 41～50組 6 50組以上

(9) 交流の場における昼食時間の開室・閉室についてお答えください。

- 1 昼食時間は閉室し飲食も不可
- 2 昼食時間は閉室しているが施設内に飲食が可能な場がある
- 3 昼食時間も開室しており飲食も可能（別途飲食用の部屋がある場合も含む）

問 20 子育て等の相談・援助の実施についてお尋ねします。

(1) 地域の子育て家庭を対象に子育て等の相談・援助を行っていますか

1 行っていない (→(2)へ) 2 行っている (→(3)へ)

(2) (1)で「1 行っていない」と答えた方にお尋ねします。行っていない理由についてあてはまる数字全てに○をつけてください。(複数回答可)

- 1 人手が足りない
- 2 資金が足りない
- 3 場所がない
- 4 方法が分からない
- 5 利用者のニーズがない
- 6 施設の方針
- 7 行政の方針
- 8 その他 ()

(→問 21 へ)

(3) 相談の方法についてあてはまる数字全てに○をつけてください。(複数回答可)

- 1 交流の場などでの日常的な相談
- 2 利用者を集めて相談会
- 3 個別面談
- 4 専門職による相談
- 5 電話による相談
- 6 メール相談
- 7 その他 ()

(4) 相談において「取り組んでいること」についてあてはまる数字全てに○をつけてください。(複数回答可)

- 1 情報を提供する
- 2 専門的な知識や技能をもつ
- 3 職員同士のチームワークを高める
- 4 必要に応じて独立した部屋を利用する
- 5 守秘義務の厳守
- 6 自己覚知に努める
- 7 生活の背景を理解する
- 8 専門機関と日常的な関わりをもつ
- 9 地域の資源と日常的な関わりをもつ
- 10 子育て家庭との普段からの関わりを大切にする
- 11 子育て家庭が手助けを求められる関係性を築く
- 12 自分に対応できない時は専門機関に相談する
- 13 関係機関と情報を共有する
- 14 関係機関間と情報を共有する場合は、できる限り本人の了解を得る
- 15 必要に応じた資源やサービスにつなぐ

(5) どのような相談がありますか。あてはまる数字全てに○をつけてください。(複数回答可)

1 子どもの健康・発達	2 子どもの教育・遊び・生活	3 子どもの友達関係
4 きょうだい関係	5 親子関係	6 夫婦・家族関係
7 子どもへの関わり方	8 子育ての負担・不安感	9 親の体調
10 親の友人・社会関係	11 家計・仕事のこと(就労・復職・育休)	
12 サービス・情報・機関の利用方法	13 その他()	

(6) 相談に関する記録は作成していますか。

1 作成している	2 ケースにより作成している	3 作成していない
----------	----------------	-----------

(7) 相談にかかわる情報はどなたと共有していますか。あてはまる数字全てに○をつけてください。(複数回答可)

1 施設長	2 特定の職員	3 全ての職員	4 関係する専門機関(民生児童委員含む)
5 関係する地域住民	6 市町村の事業担当部署	7 その他()	

問 21 子育てに関する情報の提供についてお尋ねします。

(1) 地域の子育て家庭を対象に子育てに関する情報の提供を行っていますか。

1 行っていない (→(2)へ)	2 行っている (→(3)へ)
------------------	-----------------

(2) (1)で「1 行っていない」と答えた方にお尋ねします。行っていない理由についてあてはまる数字全てに○をつけてください。(複数回答可)

1 人手が足りない	2 資金が足りない	3 場所がない	4 方法が分からない
5 利用者のニーズがない	6 施設の方針	7 行政の方針	8 情報が入らない
9 近隣の施設等が情報を提供している	10 その他()		

(→問 22 へ)

(3) 提供している情報についてあてはまる数字全てに○をつけてください。(複数回答可)

1 併設施設(保育所等)の情報	2 子どもへの育ちや子どもへの関わり方などに関する情報
3 行政による子育て支援関連施策の情報	4 民間の子ども・子育て関係の施設、機関、活動の情報
5 地域の子育て当事者の活動情報	6 地域住民による子育てにかかわる取組みの情報(お祭り等)
7 就労、介護、外国籍関連など他の領域の情報	8 その他()

(4) 情報提供の方法についてあてはまる数字全てに○をつけてください。(複数回答可)

1 市町村、関係機関や併設施設等から提供される情報を掲示・配布している
2 独自に情報を収集し整理して掲示・配布している
3 掲示・配布する情報を常に更新している
4 情報提供にHPを利用している
5 情報提供にSNS(ツイッター、フェイスブックなど)を利用している
6 通信紙などを発行している
7 必要に応じてその人のニーズに関わる情報を個別に伝えている
8 利用者同士が情報交換できるような場を設けるなど工夫をしている
9 パンフレット等の英訳版を作成するなど多言語で情報提供を行っている

問 22 子育て及び子育て支援に関する講習（行事・プログラム等を含む。以下「講座」といいます。）の開催についてお尋ねします。

(1) 子育て及び子育て支援に関する講座の開催を行っていますか。

- | |
|-----------------------------------|
| 1 行っていない (→(2)へ) |
| 2 子育て及び子育て支援に関する講座等を行っている (→(3)へ) |

(2) (1) で「1 行っていない」と答えた方にお尋ねします。行っていない理由についてあてはまる数字全てに○をつけてください。(複数回答可)

- | | | | |
|--------------|-----------|---------|---------------|
| 1 人手が足りない | 2 資金が足りない | 3 場所がない | 4 方法が分からない |
| 5 利用者のニーズがない | 6 施設の方針 | 7 行政の方針 | 8 近隣施設等が行っている |
| 9 その他 () | | | |

(→問 23 へ)

(3) (1) で「2 行っている」と答えた方にお尋ねします。貴施設で行われている講座（行事・プログラム含む）についてあてはまる数字全てに○をつけてください。(複数回答可)

- | |
|--|
| 1 地域の子育て家庭の属性に応じた講座等（同年齢交流、外国籍の親同士交流等） |
| 2 地域の子育て家庭に共通する特別なニーズに応じた講座等（発達に支援を要する子どもと親の交流等） |
| 3 地域住民の取組みと協力した講座等（例：防災訓練を共催、地元のお祭りへの参加など） |
| 4 子どもの育ちや子育ての知識、子どもへの関わり方に関する講座等 |
| 5 保健師、栄養士、心理職等専門家による講座等（虫歯予防の講座、プレママ・パパ講座等） |
| 6 併設施設（保育所等）との交流や体験の提供を目的とした講座等（運動会、誕生会等） |
| 7 近隣施設との交流を目的とした講座等（学校生徒とのふれあい体験、高齢者との交流等） |
| 8 地域の住民等を対象とした子育てに理解を深める講座等 |
| 9 地域の子育て支援の人材育成に関する講習等 |
| 10 親支援を目的とした講座等（親のエンパワメントの講座等） |

(4) 講座等の企画・開催方法についてお尋ねします。

- | |
|---|
| 1 併設施設（保育所等）の行事・イベント等を開放している（運動会、誕生会等） |
| 2 子育て支援にかかわる既存の講座等を行っている（ノーバディーズパーフェクトプログラム等） |
| 3 支援者の立場から子育てに必要なだと考えられる講座等を企画し行っている |
| 4 地域の子育て家庭に共通するニーズなどから講座等を独自に開発している |

(5) 以下のようなテーマに関連する講座（プログラム等）を行っている場合は、あてはまる数字全てに○をつけてください。(複数回答可)

- | | | | |
|-------------------|-------------|-------------|--------|
| 1 親子あそび | 2 子どもの発達・健康 | 3 父親 | 4 ひとり親 |
| 5 外国籍 | 6 高齢出産 | 7 若年出産 | 8 多胎児 |
| 9 障がい | 10 転勤・転居 | 11 就労・復職・育休 | |
| 12 子育て支援サービスの活用方法 | 13 その他 () | | |

IV. 貴施設の地域の資源や他機関とのつながりについてお尋ねします。

問 23 **貴施設で行われている**取り組みとしてあてまる数字全てに○をつけて（複数回答可）、具体的事項を記入してください。

1	行っていない（→問 24 へ）
2	地域に出向いて親子の交流の場を提供する取り組み（週 日、一日 時間）
3	高齢者等多様な世代との連携を継続する取り組み （具体例： ）
4	中・高校生、大学生ボランティアの日常的な受け入れ、養成の取り組み（月 人）
5	地域の子育て資源の発掘・育成の継続的な取り組み （具体例： ）
6	訪問支援等個別家庭が継続的に地域とのつながりを持てるよう支える取り組み（月 回）
7	乳幼児全戸訪問事業や乳幼児健診等との協力による取り組み（月 回）
8	地域に共通する子育て家庭のニーズを把握し、関連機関（人）に伝える取り組み （具体例： ）
9	地域住民、専門機関を含む地域の資源間の連携や協力を促進する取り組み （具体例： ）

問 24 貴施設の子育て支援活動のボランティアについてあてはまる数字全てに○をつけてください。（複数回答可）

1	いない（→問 26 へ）	2	民生児童委員等地域住民	3	利用者等の親子
4	学生・生徒	5	その他（ ）		

問 25 ボランティアの活動についてあてはまる数字全てに○をつけてください。（複数回答可）

1	子どもと遊ぶ	2	親の話を聞く	3	環境整備	4	活動の企画運営
5	その他（ ）						

問 26 市町村等が開催する子育て支援関連の連絡会等に参加されていますか。あてまる数字全てに○をつけて下さい。（複数回答可）

1	参加していない	2	要保護児童対策地域協議会	3	地域子育て支援に関する連絡会
---	---------	---	--------------	---	----------------

問 27 地域の子育て家庭を対象に事業を行う上での貴施設と地域の団体等との関係について伺います。各項目について、貴施設の取り組み内容として最も近い数字に○をつけて下さい。

No.	連携機関・団体	日常的に情報を交換しながら共に支援や取り組みを行っている	把握した情報を必要に応じて伝えていく	会議等と一緒に参加したことがある	全く関わりがない
1	保育所（併設の場合併設以外）	4	3	2	1
2	他の地域子育て支援拠点事業	4	3	2	1
3	幼稚園	4	3	2	1
4	認定こども園（併設施設以外）	4	3	2	1
5	児童館	4	3	2	1
6	放課後児童クラブ	4	3	2	1

V. 貴施設の地域の子育て家庭への支援を行う職員の相談・援助体制についてお尋ねします。

問 29 地域の子育て家庭への支援を担当する職員をサポートするための相談・援助体制はありますか。

1 ない	2 ある
------	------

問 30 あなたが子育て支援の活動をする上で相談する人はいますか。

1 いない (→VIへ)	2 いる
--------------	------

問 31 相談する人は主にどなたですか。あてはまる数字全てに○をつけてください。(複数回答可)

1 組織の長	2 同僚	3 組織内の専門家 (組織と契約のある医師、心理士、大学教員等)
4 児童相談所職員	5 家庭相談室職員	6 保健師
7 開業医	8 大学教員 (組織外)	9 その他 ()

問 32 よく相談するのはどのような内容ですか。あてはまる数字全てに○をしてください。(複数回答可)

1 場の環境構成	2 親子の交流促進の方法	3 交流の場等を訪れる親子の様子
4 個別相談事例への対応	5 情報収集の仕方や内容	6 プログラム等の開発や実施方法
7 地域住民や活動との連携・協働	8 専門機関との連携・協働	9 その他 ()

VI. 地域の子育て家庭への支援において貴施設が重点を置いて取り組んでいることについてお尋ねします。

		重点的に 取り組んで いる	取り組んで いる	取り組んで いない
①	遊びや生活体験を通した子どもの健全育成	3	2	1
②	同年齢・異年齢の子ども同士の交流	3	2	1
③	親子の関係づくり	3	2	1
④	親に対する情報提供や相談援助	3	2	1
⑤	親同士の交流や仲間作り	3	2	1
⑥	経済的困窮、一人親家庭など福祉的課題を抱える家庭への支援(他の専門機関への相談含む)	3	2	1
⑦	障害がある子どもや、発達の遅れなどが見られる子どもを養育する家庭への支援	3	2	1
⑧	児童虐待などの養育困難事例に対する早期支援(他の専門機関への相談含む)	3	2	1
⑨	親子と近隣の人々や地域の資源とのつながりづくり	3	2	1
⑩	地域資源間のつながりづくり	3	2	1

VII. 貴施設が行っている災害への備えについてあてまる数字全てに○をつけて下さい。(複数回答可)

1 災害時マニュアル作成	2 食料品の備蓄	3 オムツの備蓄
4 職員の情報連絡体制整備	5 災害時の組織体制整備	6 避難訓練
7 その他 ()		

VIII. 貴施設で行われている地域の子育て家庭への支援は、親子に対してどのような支援効果をもたらしていると感じていますか。

		あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない
①	子どもの遊びや生活体験に広がりが見られるようになった	4	3	2	1
②	子ども同士のかかわり合いや交流が見られるようになった	4	3	2	1
③	親が子どもによくかかわるようになった	4	3	2	1
④	親同士の支え合いや助け合いが見られるようになった	4	3	2	1
⑤	親子と地域の人たち（ボランティアなど）との交流が見られるようになった	4	3	2	1
⑥	親が必要に応じて子育てに関する知識や情報を得るようになった	4	3	2	1
⑦	親が子育ての悩みなどを気兼ねなくスタッフに相談するようになった	4	3	2	1
⑧	親が他の社会資源（相談機関や保育など）をうまく活用するようになった	4	3	2	1
⑨	外国籍の親子など多様な親子が訪れるようになった	4	3	2	1

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

